

自然再生の推進に関する政策評価書

平成 20 年 4 月

総 務 省

前 書 き

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っているが、自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用など、これまで人間が行ってきた行為により、自然環境の悪化が進み、その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつある。

このように、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、我が国の生態系の劣化は進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、我が国の自然環境は大きく変化し、現在、自然と共生する社会の実現と自然環境の保全が重要な課題となっている。

これらの自然環境を取り巻く状況を踏まえ、国は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的として、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）を制定し、同法は平成 15 年 1 月に施行された。

自然再生推進法において、自然再生の実施に当たっては、①関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならないこと、②地域における自然環境の特性や自然の復元力等を踏まえて、科学的知見に基づいて実施されなければならないこと、③自然再生事業の着手後においてもその状況を監視し、監視の結果に科学的な評価を加え、事業に反映させる方法により実施されなければならないこと、④自然再生事業の実施に当たっては自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならないこと等の基本理念が定められた。また、同法においては、この基本理念にのっとり、自然再生事業の実施者は、事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならないとされ、地域住民、特定非営利活動法人等多様な主体が参加する自然再生協議会を組織し、自然再生全体構想を作成の上、自然再生事業実施計画を作成するとの仕組みが設けられた。あわせて、国及び地方公共団体は、①実施者からの相談に応じる体制の整備を図ること、②自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、許可その他の処分に当たって適切な配慮をすること、③自然再生を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めることが定められた。

この政策評価は、自然再生の推進のための政策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

目 次

	頁
第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点及び政策効果の把握の手法	2
4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	4
5 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報	5
第2 政策の概要	5
1 政策の背景事情等	5
2 施策の概要	6
第3 政策効果の把握の結果	10
1 自然再生推進政策の効果の発現状況	10
2 自然再生推進政策の現況	32
(1) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状	32
(2) 法定協議会の運営状況	39
(3) 国及び地方公共団体による各種支援の実施状況	96
第4 評価の結果及び勧告	133
1 評価の結果	133
2 勧告	140

〔関係資料〕

資料 1	自然再生推進法	142
資料 2	自然再生基本方針	145
資料 3	本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等	149
資料 4	「自然再生の推進に関する政策評価」に係る研究会	149
資料 5	法定協議会及び法定外協議会一覧	150
資料 6	自然再生の実施に伴う地域活性化への効果	153
資料 7	自然再生推進法に関する地方出先機関相談窓口ネットワーク について	157
資料 8	自然再生に関する広報活動、普及啓発活動等の例	158
資料 9	NPO法人が発意し法定協議会を設置している事例	159
資料 10	土地の所有者との調整が図れず土地の所有者が脱退し協議会 がとんざしている事例	160
資料 11	参加者の募集に当たって工夫している事例	161
資料 12	協議会において合意形成が図れず解散した事例	163
資料 13	協議会の運営を円滑化するためのルールを設けている事例	164
資料 14	協議会の協議スケジュールを設定している事例	165
資料 15	円滑な合意形成のため学び合いの機会を設けている事例	166
資料 16	協議会における合意形成を円滑に行うため、ワークショップ の開催、ファシリテーターを活用している事例	167
資料 17	自然再生の目標設定に当たって効果的な目標を設定している 事例	169
資料 18	国庫補助事業等を効果的に活用し事業を実施している事例	171
資料 19	自然環境学習の実施に当たって関係機関が連携している事例	172
資料 20	実施計画における自然環境学習についての記載内容	173
資料 21	「自然再生の推進に関する意識等調査」結果の概要	174

〔参考資料〕

全国の自然再生協議会における取組	216
------------------	-----

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）（以下「法」という。）及び自然再生基本方針（平成15年4月1日閣議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、自然再生を総合的に推進することとされている政策（以下「自然再生推進政策」という。）である。

（注） 本評価に当たっては、次のとおり定義した。

- 1 「自然再生」とは、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などにおいて、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。
- 2 「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。
なお、自然再生事業の中には、多様な主体が参加した協議会を設置して実施している事業と、国又は地方公共団体などが独自に実施している事業がある。
- 3 「法に基づく自然再生事業」とは、次の三つの要件をいずれも具備する又は具備しようとする自然再生事業をいう。
 - (1) 自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定される特定非営利活動法人。以下「NPO法人」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者（以下「自然環境専門家」という。）、土地の所有者、関係地方公共団体、関係行政機関等の地域の多様な主体が参加した協議会を組織すること（法第8条第1項）。
 - (2) 協議会は、①自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）を作成し、②自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）の案について協議し、③自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと（法第8条第2項）。
 - (3) 実施者は、実施計画を作成したときは、主務大臣及び自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該実施計画の写しのほか、その基になった全体構想の写しを送付すること（法第9条第5項）。
- 4 「法定協議会」とは、上記3の法に基づく自然再生事業を実施するために組織する協議会をいう。一方、「法定外協議会」とは、それ以外の自然再生事業を実施するために組織する協議会をいう。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（国土交通担当）

平成18年8月から平成20年4月まで

【実地調査担当部局】

管区行政評価局：全局（北海道（旭川行政評価分室及び釧路行政評価分室を含む。）
東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：13 事務所（茨城、栃木、千葉、東京、山梨、三重、滋賀、兵庫、奈良、山口、徳島、佐賀、熊本）

【実地調査期間】

平成 18 年 12 月から 19 年 3 月まで

3 評価の観点及び政策効果の把握の手法

本評価は、法及び基本方針の下で、総合的に推進することとされている自然再生推進政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

自然再生推進政策は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的としている。

本来、政策の効果は、各地域の河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などにおいて、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全し、再生し、創出し、又はその状態を維持管理する行為が継続的に実施されることにより、数十年の年月をかけて発現するものであるが、①自然再生推進政策においては、政策効果の発現状況を把握するための法に基づく自然再生事業数、法定協議会設置数などの政策目標が定められていないこと、②法に基づく自然再生事業は、平成 19 年 3 月末現在、5 法定協議会において 9 事業が実施されているものの、これらの事業は緒に就いたばかりで自然再生が実現された状況に至っていないことから、政策効果の発現状況を評価するに当たっては、その手法に工夫が必要な状況となっている。

以上のような状況を踏まえ、今回の評価に当たっては、次の手法を用いることとした。

(1) 意識等調査の実施

自然再生推進政策の効果の発現状況を測る手段として、地方公共団体、環境保全活動を行っている NPO 法人（NPO 法人のうち定款に環境の保全を図る活動を行うことを定めているものをいう。以下同じ。）、住民等を対象とした意識等調査を実施し、法の制定（平成 14 年）を契機として、国の行政機関、地方公共団体、NPO 法人、地域住民など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように変化し、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかについて把握した。また、自然再生事業数、法定協議会及び法定外協議会の設置数、自然再生活動を行っている NPO 法人（環境保全活動を行っている NPO 法人のうち意識等調査において自然再生活動を行っている」と回答があったものをいう。以下同じ。）の設置数、自然環境学習の実施回数などを指標とし、その数値について、

法制定前と法制定後の状況を比較・分析した。

評価に当たって実施した意識等調査の種類及び対象者は、図表1のとおりである。

図表1 意識等調査の種類及び対象者等

意識等調査の名称	調査対象	対象数 (団体 ・人)	回答数 (団体 ・人)	回収率 (%)	備考
① 自然再生の推進に関する都道府県の意識等調査について	都道府県	47	47	100.0	
② 自然再生の推進に関する市町村の意識等調査について	市町村	1,827	1,023	56.0	対象数は、平成19年3月末現在
③ 自然再生の推進に関するNPO法人の意識等調査について	環境保全活動を行っているNPO法人	7,752	1,457	18.8	対象数は、平成18年10月現在
④ 自然再生の推進に関する協議会事務局の意識等調査について	法定協議会及び法定外協議会の事務局	—	27	—	
⑤ 自然再生の推進に関する住民等の意識等調査について	法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等	1,096	308	28.1	

- (注) 1 ④の自然再生の推進に関する意識等調査の対象とした協議会事務局は、①から③までの意識等調査において把握したものである。
- 2 住民等とは、法定協議会又は法定外協議会に個人で参加している地域住民、地権者、自然環境専門家をいう。
- 3 回収率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 実地調査の実施

法定協議会及び法定外協議会に参加している国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、自然環境専門家、地域住民を対象として、次の観点から実地調査を行い、法のスキームが自然再生を推進するに当たって有効な手段となっているかについて把握・分析した。

- ア 現在設置されている法定協議会の設置・運営状況及び法に基づく自然再生事業の実施状況を把握し、法定協議会の設置経緯・運営及び事業の実施状況が、法及び基本方針の趣旨・理念に沿ったものとなっているかを把握・分析した。
- イ 法定協議会の運営状況を把握し、法定協議会の運営が効果的・効率的に行われているかを把握・分析した。

なお、評価に当たっては、多様な主体が参加し自然再生事業を実施すること

を目的として設置された法定外協議会を選定し、法定協議会と運営状況を比較することにより、法定協議会の運営方法が効果的・効率的なものとなっているかを分析した。

ウ 法及び基本方針に定められた関係行政機関の施策が総合的に推進され効果的なものとなっているかを把握するため、自然再生推進会議、自然再生推進法の施行に伴う関係省庁出先機関との連携を図る会議（以下「地方ブロック会議」という。）及び自然再生専門家会議の開催状況を把握した。

また、国が実施者からの相談に応じるために設置した相談窓口の利用状況、法定協議会及び法定外協議会に対する財政上の措置等の支援状況を把握し、国及び地方公共団体における自然再生推進のための各種施策が効果的なものとなっているかを分析した。

なお、評価に当たり、実地調査の対象とした協議会は、図表 2 のとおりである。

図表 2 評価に当たって実地調査の対象とした協議会

区 分	対象数	対象の選定等
法定協議会	19	平成 18 年 12 月 1 日現在設置されているすべての法定協議会を対象とした。なお、調査途上において、1 法定協議会が解散し、平成 19 年 3 月末現在 18 協議会となっている。
法定外協議会	24	本省調査及び全都道府県の実地調査において把握した法定外協議会のうち、地域的バランス等を勘案し対象を選定した。
計	43	—

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成 18 年 7 月 18 日（水）： 政策評価計画
- ② 平成 19 年 7 月 20 日（金）： 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公表している。（http://www.soumu.go.jp/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html）

(2) 「自然再生の推進に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成 18 年 6 月に発足させ、政策評価計画の検討及び政策効果の発現状況の

把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3回開催）。

〔資料4参照〕

5 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報

当省が実施した調査（意識等調査を含む。）の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- (1) 環境省、農林水産省及び国土交通省のホームページ
- (2) 調査対象とした法定協議会及び法定外協議会のホームページ

第2 政策の概要

1 政策の背景事情等

「地球の世紀」たる 21 世紀において、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から「持続可能な簡素で質を重視する」社会への転換を図り、地球と共生する『環の国』日本を実現するため、平成 13 年 3 月から総理主宰の下、有識者をメンバーとする「21 世紀『環の国』づくり会議」が開催され、同会議において、我が国の自然生態系を健全なものによみがえらせていくためには、環境の視点から、事業の実施に当たって順応的管理の手法を取り入れ積極的に自然を再生する公共事業、すなわち、「自然再生型公共事業」の推進が必要と提言された。

また、平成 14 年 3 月、地球規模で深刻な影響を与える環境問題に対応するため開催された「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、「生物多様性国家戦略」が決定され、生物多様性の危機の現状、社会経済状況や国民意識の変化を踏まえて、今後、重点を置くべき施策の方向として、「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」の三つの方向が示された。

この中で、「自然再生」は、①自然の回復力、自然自らの再生プロセスを人間が手助けする形で再生、修復することとされ、②過去の姿に学びつつ、科学的知見に基づく情報を地域の関係者が共有し、社会的に合意を形成した上で再生、修復することとされ、③順応的管理の考え方を取り入れ、的確なモニタリングと事業内容の柔軟な見直しを行いつつ実施することとされた。また、こうした取組の端緒として、関係省庁が連携し多様な主体の参加・協力を得て自然再生事業を開始することとされた。

こうした状況を踏まえ、自然再生推進法案が衆議院議員提出法案として第 154 回通常国会に提出され、平成 14 年 12 月に成立し、15 年 1 月施行された。

平成 15 年 4 月には、法に基づき、基本方針が閣議決定された。

基本方針においては、現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっていることから、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で生まれ

た地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境をよみがえらせることが必要となっているとしている。

2 施策の概要

自然再生事業は、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきとされており、法においては、ボトムアップの考え方に基づいた枠組みが採用されている。法の基本理念において、「自然再生は関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。」とされている。自然再生は、地域に密着して活動する住民、NPO法人、地方公共団体等が中心となって、長期にわたって継続的に取り組むことにより初めて実現するものである。法において、「国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。」とされており、国等が実施することとされている支援・措置は、次のとおりである。

- (1) 主務大臣は、実施者からの相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする（法第 11 条）。
- (2) 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする（法第 12 条）。
- (3) 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進ちよく状況を公表しなければならない（法第 13 条）。
- (4) 国及び地方公共団体は、自然再生に関するその他の措置として、次の措置を講ずるものとされている。
 - ① 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする（法第 15 条）。
 - ② 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする（法第 16 条第 1 項）。
 - ③ 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする（法第 16 条第 2 項）。
 - ④ 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及

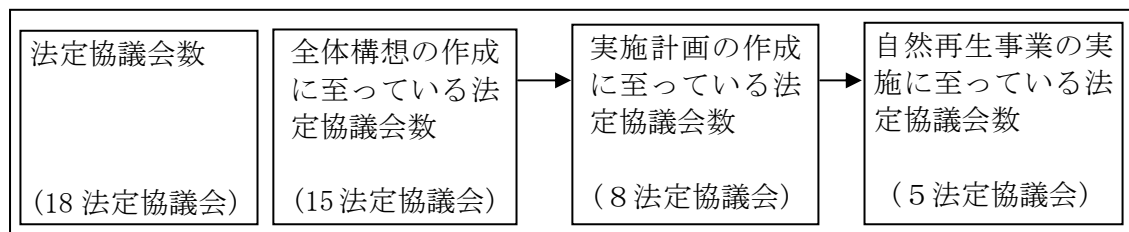
その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする（法第 16 条第 3 項）。

- ⑤ 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする（法第 16 条第 4 項）。

また、法第 17 条第 1 項において、「政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。」とされ、同条第 2 項において、「環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聞くものとする。」とされている。

法定協議会は、全国で当初（平成 18 年 12 月 1 日現在）19 協議会であったが、調査途上において、全体構想を検討していた 1 協議会が解散したことから、下図のとおり、平成 19 年 3 月末現在、設置されている法定協議会は全国で 18 協議会となっている（以下、「19 法定協議会」という場合は、平成 18 年 12 月 1 日現在の全法定協議会を表し、「18 法定協議会」という場合は、平成 19 年 3 月末現在の全法定協議会を表す。）。

○ 法定協議会の設置・運営状況（平成 19 年 3 月末現在）



- (注) 1 全体構想は、基本方針に即して、①自然再生の対象となる区域、②自然再生の目標、③法定協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、④その他自然再生の推進に必要な事項を定めるものである（法第 8 条第 3 項）。
- 2 実施計画は、①実施者の名称又は氏名及び実施者の属する法定協議会の名称、②自然再生事業の対象となる区域及びその内容、③自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、④その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めるものである（法第 9 条第 2 項）。
- 3 調査対象とした当初の 19 法定協議会は、次のとおりである。なお、図表の作成に当たっては、次のとおり略称を使用した。

法定協議会名	略称
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	荒川太郎右衛門
釧路湿原自然再生協議会	釧路湿原
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	巴川
多摩川源流自然再生協議会	多摩川源流
神於山保全活用推進協議会	神於山
檜原湿原地区自然再生協議会	檜原湿原
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	榎野川
やんばる河川・海岸自然再生協議会	やんばる
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	霞ヶ浦
くぬぎ山地区自然再生協議会	くぬぎ山
八幡湿原自然再生協議会	八幡湿原
上サロベツ自然再生協議会	上サロベツ
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	野川第一・第二
蒲生干潟自然再生協議会	蒲生干潟
森吉山麓高原自然再生協議会	森吉山麓
竹ヶ島海中公園自然再生協議会	竹ヶ島
阿蘇草原再生協議会	阿蘇草原
石西礁湖自然再生協議会	石西礁湖
竜串自然再生協議会	竜串

なお、自然再生推進政策の体系は、次のとおりである。

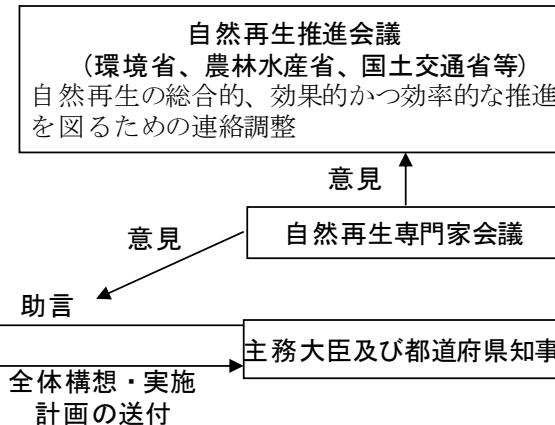
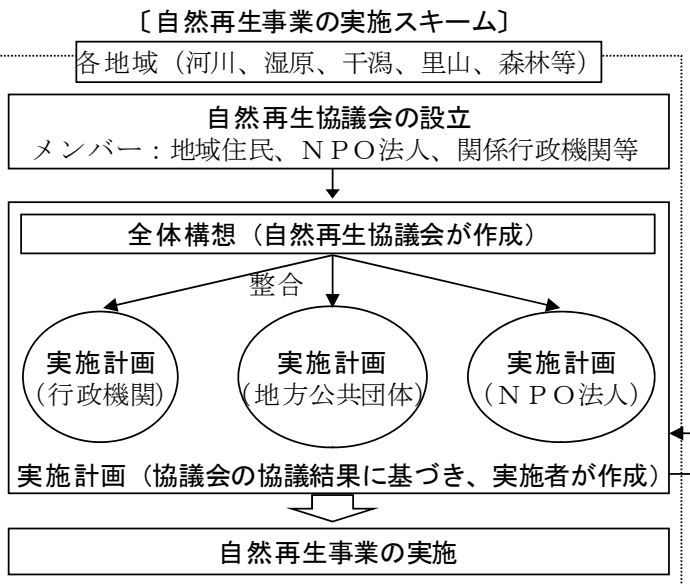
自然再生推進政策の体系

評価の対象とする政策	自然再生推進法及び基本方針に基づく自然再生の推進のための政策
対象とする政策の目的	生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与すること

自然再生推進法（平成15年1月施行）	
【基本理念】	
① 自然再生は、上記政策の目的を旨として適切に実施	
② 自然再生は、地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組み実施	
③ 自然再生は、地域の自然環境の特性等を踏まえ、科学的知見に基づいて実施	
④ 自然再生事業は、事業の着手後においても状況を監視し、科学的な評価を加え、事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施	
⑤ 自然再生事業が自然環境学習の場として活用されるよう配慮	
【実施者等の責務等】	
○ 国・地方公共団体は、自然再生事業に必要な協力をするよう努める	
○ 自然再生事業の実施者は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組む	
○ 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施	

基本方針（平成15年4月閣議決定）	
【三つの視点】	
① 地域に固有の生物多様性の確保を通じた自然との共生	
② 地域の多様な主体の参加・連携	
③ 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組	

国・地方公共団体の支援・取組	
① 相談体制の整備	
② 許認可等の配慮	
③ 自然再生事業の進捗よく状況の公表	
④ 財政上の措置等	
⑤ 自然環境学習の振興	
⑥ 広報活動の充実	
⑦ 情報提供	
⑧ 科学技術の振興	
⑨ 地域環境と調和のとれた農林水産業の推進	



政策効果の発現
生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与

第3 政策効果の把握の結果

1 自然再生推進政策の効果の発現状況

【要 旨】

地方公共団体、環境保全活動を行っているNPO法人及び住民等を対象とした意識等調査、法定協議会及び法定外協議会に参加している地方公共団体、NPO法人を対象とした実地調査において、法の制定を契機として、国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、地域住民など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかを把握・分析した結果は、次のとおりである。

(1) 自然再生事業の実施状況

ア 環境省では、失われた自然を積極的に取り戻すため、平成15年度から、国立公園、国定公園及び国指定鳥獣保護区を対象区域とし、直轄事業及び補助事業として、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき、自然環境整備交付金の交付等により自然再生事業を実施しており、平成15年度から17年度までの間に実施した自然再生事業数は全国で23事業となっている。

イ 農林水産省では、平成14年度から、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）及び土地改良法（昭和24年法律第195号）等の関連する法律の制定・改正により、里地、棚田、里山、森林、藻場、干潟等の保全・創造を図るなど、自然との共生、環境との調和に配慮した施策・事業を直轄事業又は補助事業の一部として実施している。

なお、農林水産省では、自然との共生、環境との調和に配慮した事業を実施しているが、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）としての位置付けであるため、自然再生事業の実施数としては計上していない。

ウ 国土交通省では、平成14年度から、都市公園法（昭和31年法律第79号）、河川法（昭和39年法律第167号）、港湾法（昭和25年法律第218号）等に基づく事業を通じて、湿地の再生、蛇行河川の復元、干潟・藻場の保全・再生、樹林地や里山の保全・再生など様々な自然再生に関する取組を行っている。

国土交通省では、平成15年度から17年度までの間に海域環境創造・自然再生等事業、港湾環境整備事業、直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業、自然再生緑地整備事業、緑地保全事業及び緑地環境整備総合支援事業を、それぞれ直轄事業又は補助事業として実施しており、その事業数は225事業（注）となっている。

（注）直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業については、事業の一部で自然

再生事業を実施しているため事業数は不明なことから計上していない。

エ 各都道府県を対象として、域内で実施している自然再生事業を調査した結果、平成15年度から17年度までの間に、都道府県又は市町村の単独事業、都道府県又は市町村の補助事業により実施された自然再生事業数は105事業となっている。

オ 以上のことから、平成15年度から17年度までの間に、国、都道府県及び市町村が実施した自然再生事業数は353事業以上となっている。

(2) 法定協議会及び法定外協議会の設置状況

地方公共団体、環境保全活動を行っているNPO法人を対象とした意識等調査並びに法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査において、調査対象とした各機関・団体が把握している自然再生を目的として多様な主体が参加している協議会の設置状況について調査した結果、全国で87協議会が設置されていた。

この87協議会の設置年度をみると、法制定前の平成13年度は全国で8協議会のみであったが、法制定後は毎年増加し、平成18年度末には87協議会（平成18年度末現在：18法定協議会、69法定外協議会）が設置されており、平成13年度から18年度までの5年間で法定協議会及び法定外協議会の設置数は法制定前の約11倍に増加している。

(3) 地方公共団体等の法定協議会又は法定外協議会への参加状況

実地調査の対象とした43協議会（19法定協議会及び24法定外協議会）への地方公共団体等の参加状況をみると、①調査対象とした43協議会のうち、都道府県が参加している協議会は37協議会（86.0%）、②市町村が参加している協議会は41協議会（95.3%）、③NPO法人等が参加している協議会は34協議会（79.1%）となっている。

図表1-(1)-① 地方公共団体等の協議会への参加状況（平成18年12月1日現在）
（単位：協議会、%）

区分	機関等 協議 会数	地方公共団体		NPO法人等
		都道府県	市町村	
法定協議会	19	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)
法定外協議会	24	18(75.0)	22(91.7)	15(62.5)
計	43	37(86.0)	41(95.3)	34(79.1)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、協議会数に対する都道府県等の参加の割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 「NPO法人等」には、法人格を有しないで、営利を目的としない団体（以下「NPO」という。）を含む。以下同じ。

47 都道府県、1,827 市町村及び 7,752 の環境保全活動を行っている NPO 法人を対象に当省が実施した意識等調査の結果をみると、①域内に協議会が設置されていると回答があった都道府県は 24 都道府県みられ、このうち、域内に設置された協議会に参加している都道府県は 23 都道府県 (95.8%)、②意識等調査の回答があった 1,023 市町村のうち、域内に協議会が設置されている市町村は 49 市町村みられ、このうち、域内に設置された協議会に参加している市町村は 46 市町村 (93.9%)、③意識等調査の回答があった 1,457 の環境保全活動を行っている NPO 法人のうち、活動域内に協議会が設置されている NPO 法人は 78 法人みられ、このうち、活動域内に設置された協議会に参加している NPO 法人は 26 法人 (33.3%) となっている。

また、法定協議会及び法定外協議会に参加している都道府県、市町村、自然再生活動を行っている NPO 法人及び住民等 (407 団体・人) の協議会への参加の契機をみると、法の制定を契機として参加したものが 183 団体・人 (45.0%) みられる。

(4) 自然再生活動を行っている NPO 法人の設置状況

環境保全活動を行っている NPO 法人 (平成 18 年 10 月現在 : 7,752 法人) を対象として当省が実施した意識等調査の結果、1,457 NPO 法人から回答が得られ、このうち、自然再生活動を行っている NPO 法人は 774 法人 (53.1%) みられた。自然再生活動を行っている 774 NPO 法人のうち、設置時期について回答があった 753 NPO 法人の設置状況をみると、法制定前の平成 13 年度に設置されていた法人は 195 法人であったが、法制定後の 18 年度には 753 法人が設置されており、法制定前の約 4 倍に増加している。

(5) 自然環境学習の実施状況

法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査結果をみると、平成 13 年度から 17 年度までにそれぞれの協議会が実施した自然環境学習の実施回数や参加人数を把握している協議会は 43 協議会のうち 17 協議会みられ、この 17 協議会が自然再生対象区域において実施した自然環境学習の実施回数は、法制定前 (平成 13 年度) の 58 回が 17 年度には 143 回となり、参加人数は、同じく 3,276 人が 4,759 人となり、実施回数は約 2.5 倍、参加人数は約 1.5 倍に増加している。

(6) 自然再生の実施に伴う地域活性化への効果

法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査結果をみると、調査対象とした法定協議会及び法定外協議会の中には、自然再生の取組に併せて、地域を活性化するという目標を掲げ、①自然再生活動に地域や市民の参加を促し、地域のネットワーク

を作る取組を行っているもの、②環境創造型農業など地域の環境と調和の取れた農林水産業の推進により農産物のブランド化を図っているもの、③里山の整備等により観光客等が増加し観光資源として当該地域を活用しているものがみられるなど、自然再生を実施することにより地域活性化への効果が現われている状況がみられる。

(7) 法定協議会における自然再生事業の進ちょく状況

18法定協議会の事業の進ちょく状況をみると、①全体構想を作成しているものは15協議会（83.3%）、②全体構想に基づき実施計画を作成しているものは8協議会（44.4%）、③実施計画に基づき自然再生事業を実施しているものは5協議会（27.8%）となっている。

(8) 法制度の周知状況

法定外協議会に参加している都道府県、市町村及びNPO法人に対する実地調査結果をみると、①法定外協議会に参加している都道府県（関係部局・出先機関）は14都道府県（23部局・機関）みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは13都道府県（20部局・機関）（87.0%）、②法定外協議会に参加している市町村は22市町村（出先機関を含む。）みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは15市町（出先機関を含む。）（68.2%）、③法定外協議会に参加しているNPO法人は6NPO法人みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは5法人（83.3%）となっている。

なお、法定外協議会に参加している地方公共団体においては、①法制度の内容を十分承知しておらず、国は自然再生に関する情報を市町村まで届くようにしてほしい、②地方公共団体に対して自然再生の必要性を認識させるための施策を講じてほしいなどの意見がみられる。

一方、自然再生活動を行うNPO法人、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等を対象として当省が実施した意識等調査の結果をみると、国が実施者からの相談に応じるため地方出先機関に相談窓口を設置していることを承知しているNPO法人、住民等は35.9%となっている。

以上のことから、法制定前後の状況を比較すると、法制定前に比べて法制定後は、多様な主体による自然再生への取組が増加し、自然再生に伴う地域活性化への効果がみられるなど、法の制定による一定の効果がみられた。

しかしながら、平成19年3月末現在、法定協議会の設置数は全国で18協議会となっており、法制定後の法定外協議会の設置数、国及び都道府県による自然再生事業数並びに自然再生活動を行うNPO法人数の増加傾向を踏まえると、法定協議会の設置が必ず

しも十分に進んでいるとはいえない。

また、法定外協議会に参加している地方公共団体の中には、自然再生を推進する立場にあるにもかかわらず法の制定・内容を承知していないものがみられ、自然再生活動を行うNPO法人及び自然再生活動に取り組む住民等の64.1%は、法に基づき相談窓口が設置されていることを承知していないなど、法制度の周知が不十分となっている。

(1) 把握する内容及び手法

今回の評価では、法の制定を契機として、国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、住民等の多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかを把握することとし、自然再生事業数、法定協議会及び法定外協議会の設置数、自然再生活動を行うNPO法人の設置数、自然環境学習の実施回数などを指標とし、法制定前後の状況を比較・分析し、自然再生推進への効果を把握した。

また、法定協議会及び法定外協議会の設置・運営状況及び法制度の周知状況を調査することにより、自然再生への取組を推進する仕組みが有効に機能しているかを把握した結果は、次のとおりである。

(注) 今回の評価は、平成14年に制定された法及び15年に制定された基本方針に基づく政策を評価するものであり、その評価の対象は、「法に基づく自然再生」及び「法に基づく自然再生事業」であるが、一方、自然再生事業は、法制定前である平成13年度から、国、地方公共団体及びNPO法人等において様々な形で実施されている。

このことから、自然再生推進政策の効果の発現状況の把握に当たっては、法制定前後の自然再生事業数、法定協議会及び法定外協議会の運営状況等を比較するため、法に基づく自然再生事業以外のものとして、従来から国、地方公共団体及びNPO法人等で実施されている事業の実施状況等についても把握した。

(2) 把握した結果

ア 自然再生事業の実施状況

(ア) 環境省、農林水産省及び国土交通省が、自然再生事業として実施している主な事業及び当該事業の対象区域は、図表1-(1)-②のとおりである。

環境省では、失われた自然を積極的に取り戻すため、平成15年度から、国立公園、国定公園及び国指定鳥獣保護区を対象区域とし、直轄事業及び補助事業として、自然公園法に基づき、自然環境整備交付金の交付等により自然再生事業を実施しており、平成15年度から17年度までの間に実施した自然再生事業数は全国で23事業となっている。

(イ) 農林水産省では、平成14年度から、食料・農業・農村基本法、森林・林業

基本法、水産基本法及び土地改良法等の関連する法律の制定・改正により、里地、棚田、里山、森林、藻場、干潟等の保全・創造を図るなど、自然との共生、環境との調和に配慮した施策・事業を直轄事業又は補助事業の一部として実施している。

なお、農林水産省では、自然との共生、環境との調和に配慮した事業を実施しているが、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）としての位置付けであるため、自然再生事業の実施数としては計上していない。

- (ウ) 国土交通省では、平成 14 年度から、都市公園法、河川法、港湾法等に基づく事業を通じて、湿地の再生、蛇行河川の復元、干潟・藻場の保全・再生、樹林地や里山の保全・再生など様々な自然再生に関する取組を行っている。

国土交通省では、平成 15 年度から 17 年度までの間に海域環境創造・自然再生等事業、港湾環境整備事業、直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業、自然再生緑地整備事業、緑地保全事業及び緑地環境整備総合支援事業を、それぞれ直轄事業又は補助事業として実施しており、その事業数は 225 事業(注)となっている。

(注) 直轄総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業については、事業の一部で自然再生事業を実施しているため事業数は不明なことから計上していない。

- (エ) 各都道府県を対象として、域内で実施している自然再生事業を調査した結果、平成 15 年度から 17 年度までの間に、都道府県又は市町村の単独事業、都道府県又は市町村の補助事業により実施された自然再生事業数は 105 事業となっている。

- (オ) 以上のことから、平成 15 年度から 17 年度までの間に、国、都道府県及び市町村が実施した自然再生事業数は 353 事業以上となっている。

図表 1-(1)-② 各省が自然再生事業として実施している事業等（平成 18 年 12 月現在）

省庁（部局）名	事業名	対象区域	
環境省	自然再生事業	国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区	
農林水産省	農村振興局	農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	農地、農業用用水路等
		農村自然再生活動高度化事業	
		元気な地域づくり交付金（中山間地域等の振興の一部、農地基盤整備対策の一部）	
		国営総合農地防災事業	
	水産庁	豊かな海の森づくり事業	沿岸の藻場・干潟等
	林野庁	森林整備事業	国有林等
		治山事業	
		地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	
		里山林の再生・整備と多様な利用の推進（共生林の多様な利用活動推進事業）	
		里山林の再生・整備と多様な利用の推進（竹材利用促進緊急対策事業）	
共生林の多様な利用活動の推進（森林づくり交付金）			
	竹材利用緊急対策の促進（強い林業・木材産業づくり交付金）		
	自然再生推進モデル事業		
国土交通省	都市・地域整備局	自然再生緑地整備事業	都市公園等
		緑地保全事業	
		緑地環境整備総合支援事業	
	河川局	直轄総合水系環境整備事業	国の直轄河川
		統合河川環境整備事業	都道府県が管理する一級河川、二級河川
	港湾局	港湾環境整備事業	港湾
海域環境創造・自然再生等事業			

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 農林水産省の事業は、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）として実施されている。国土交通省の事業は、その一部で自然再生事業が実施されているものを含む。
- 3 ①農村景観・自然環境保全再生パイロット事業と農村自然再生活動高度化事業は、平成 19 年度から景観・自然環境保全形成支援事業に統合、②元気な地域づくり交付金（中山間地域等の振興の一部、農地基盤整備対策の一部）は、19 年度から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に統合、③里山林の再生・整備と多様な利用の推進（共生林の多様な利用活動推進事業）、里山林の再生・整備と多様な利用の推進（竹材利用促進緊急対策事業）、共生林の多様な利用活動の推進（森林づくり交付金）は、国の事業としての措置が終了、④竹材利用緊急対策の促進（強い林業・木材産業づくり交付金）は、20 年度から竹材利用緊急対策の促進（森林・林業・木材産業づくり交付金）に名称変更となっている。

環境省、農林水産省及び国土交通省並びに地方公共団体が、平成 15 年度から 17 年度までの間に実施した自然再生事業は、図表 1-(1)-③のとおりである。

図表 1-(1)-③ 自然再生事業の実施事業数等

(単位：か所)

省名等	実施事業数
環境省	自然再生事業 23 (直轄事業 7、自然環境整備交付金等 16)
農林水産省	—
国土交通省	225 (海域環境創造・自然再生等事業 11、港湾環境整備事業 112、自然再生緑地整備事業 38、緑地保全事業 31、緑地環境整備総合支援事業 33)
地方公共団体	105

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 環境省については、直轄事業、自然環境整備交付金事業及び補助事業を計上した。
 3 農林水産省については、事業が自然再生関連施策(事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの)としての位置付けであるため、事業数は計上していない。
 4 国土交通省については、海域環境創造・自然再生等事業及び港湾環境整備事業は平成 14 年度から 18 年度までの実施港湾数、自然再生緑地整備事業及び緑地保全事業は 15 年度から 17 年度までの実施箇所数、緑地環境整備総合支援事業は 15 年度から 17 年度までの実施箇所数を計上した。なお、直轄総合水系環境整備事業及び統合河川環境整備事業は、事業の一部で自然再生事業を実施しているため、箇所数は不明となっている。
 5 地方公共団体については、都道府県が把握している平成 15 年度から 17 年度までに都道府県及び市町村が国庫補助事業、地方公共団体の補助事業又は単独事業で実施した事業数から、環境省又は国土交通省の事業数として計上されているものを除いた数を計上した。

各都道府県を対象とした実地調査において、各都道府県の域内における自然再生事業を把握した結果、都道府県及び市町村が国の補助事業、都道府県及び市町村の単独事業、都道府県及び市町村の補助事業で実施している自然再生事業は、図表 1-(1)-④のとおりとなっている。

平成 13 年度から 17 年度までの間に実施された自然再生事業をみると、法制定前の平成 13 年度は 11 事業であったが、法制定後は毎年増加し、平成 17 年度には 88 事業となっており、法制定前の 8 倍に増加しているなど、法の制定による一定の効果がみられる。

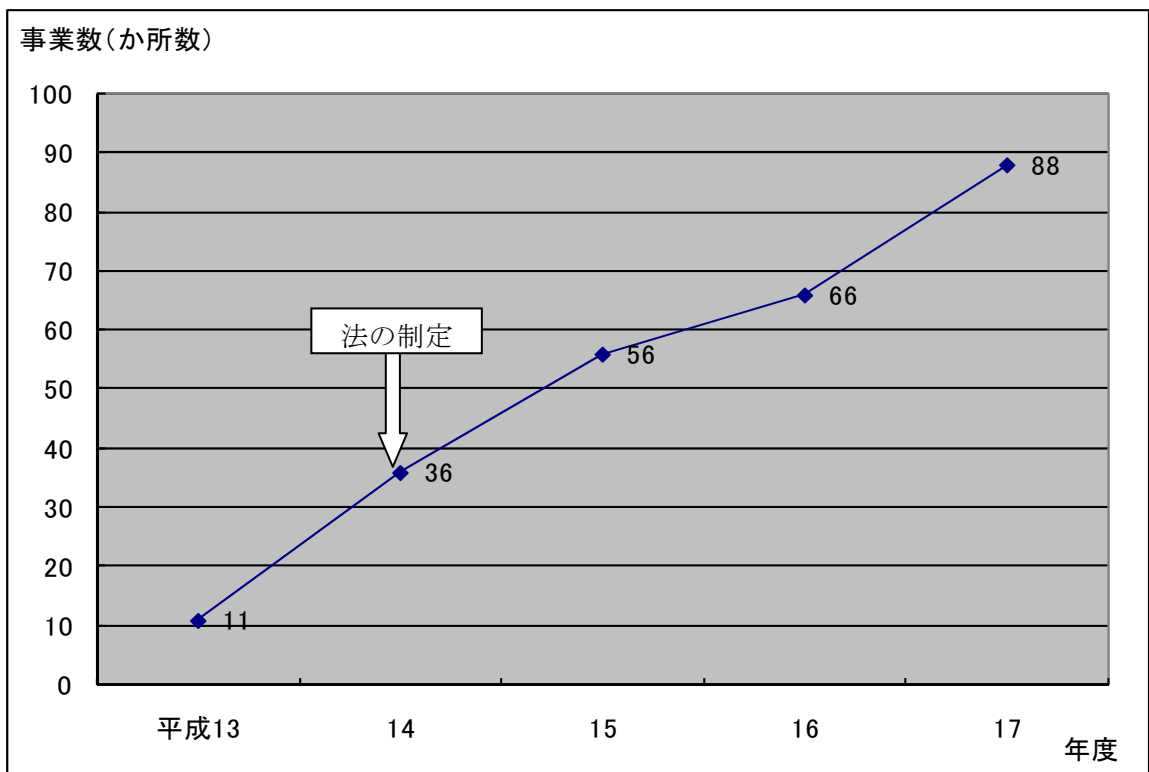
図表 1-(1)-④ 都道府県等における自然再生事業数の推移

(単位：事業)

年度	平成 13 年度	14	15	16	17
自然再生事業数	11	36	56	66	88

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各都道府県が把握している都道府県及び市町村が国庫補助事業、地方公共団体の補助事業又は単独事業で実施している自然再生事業を計上した。
 3 事業の実施地域を県内全域などとして特定されていない事業については計上していない。
 4 事業数には、自然再生事業の実施に当たって実施した事前調査事業を含む。

図表 1-(1)-⑤ 都道府県における自然再生事業数の推移(各年度末現在)



(注) 当省の調査結果による。

イ 法定協議会及び法定外協議会の設置状況

地方公共団体及び環境保全活動を行っているNPO法人を対象として当省が実施した意識等調査、法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査において、調査対象とした各機関・団体が把握している自然再生を目的として多様な主体が参加している協議会の設置状況を調査した結果、全国で87協議会が設置されていた。このうち法定協議会は、平成19年3月末現在、18協議会(20.7%)、法定外協議会は69協議会(79.3%)となっている。

[資料5参照]

図表 1-(1)-⑥ 法定協議会及び法定外協議会の内訳（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：協議会、％）

法定協議会	法定外協議会	計
18(20.7)	69 (79.3)	87 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。
 3 実地調査（平成18年12月～19年3月）終了後の平成19年6月30日、中海自然再生協議会（以下「中海」という。）が設置され、平成20年3月末現在、法定協議会数は19協議会となっている。

87 協議会の設置年度をみると、法制定前の平成 13 年度は全国で 8 協議会のみであったが、法制定後は毎年増加し、平成 18 年度末には 87 協議会（平成 18 年度末現在：18 法定協議会、69 法定外協議会）が設置されており、平成 13 年度から 18 年度までの 5 年間で法定協議会及び法定外協議会の設置数は法制定前の約 11 倍に増加している。

しかしながら、法定協議会の設置数は、法制定後の法定外協議会の設置数、国及び都道府県が実施している自然再生事業数、また、自然再生活動を行っている NPO 法人数の増加傾向等を踏まえると、その設置が必ずしも十分に進んでいるとはいえない。

図表 1-(1)-⑦ 法定協議会及び法定外協議会数の推移（各年度末現在）（単位：協議会）

年度 区分	平成 12	13	14	15	16	17	18
法定協議会	—	—	0(0)	4(4)	13(9)	18(5)	18(0)
法定外協議会	5(5)	8(3)	17(9)	26(9)	40(14)	60(20)	69(9)
計	5(5)	8(3)	17(9)	30(13)	53(23)	78(25)	87(9)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、設置箇所数の前年度比較（増数）である。
 3 平成 18 年度の法定協議会数は、年度途中で新たに設置されたものが 1 協議会、解散したものが 1 協議会あるため増減なしとなる。

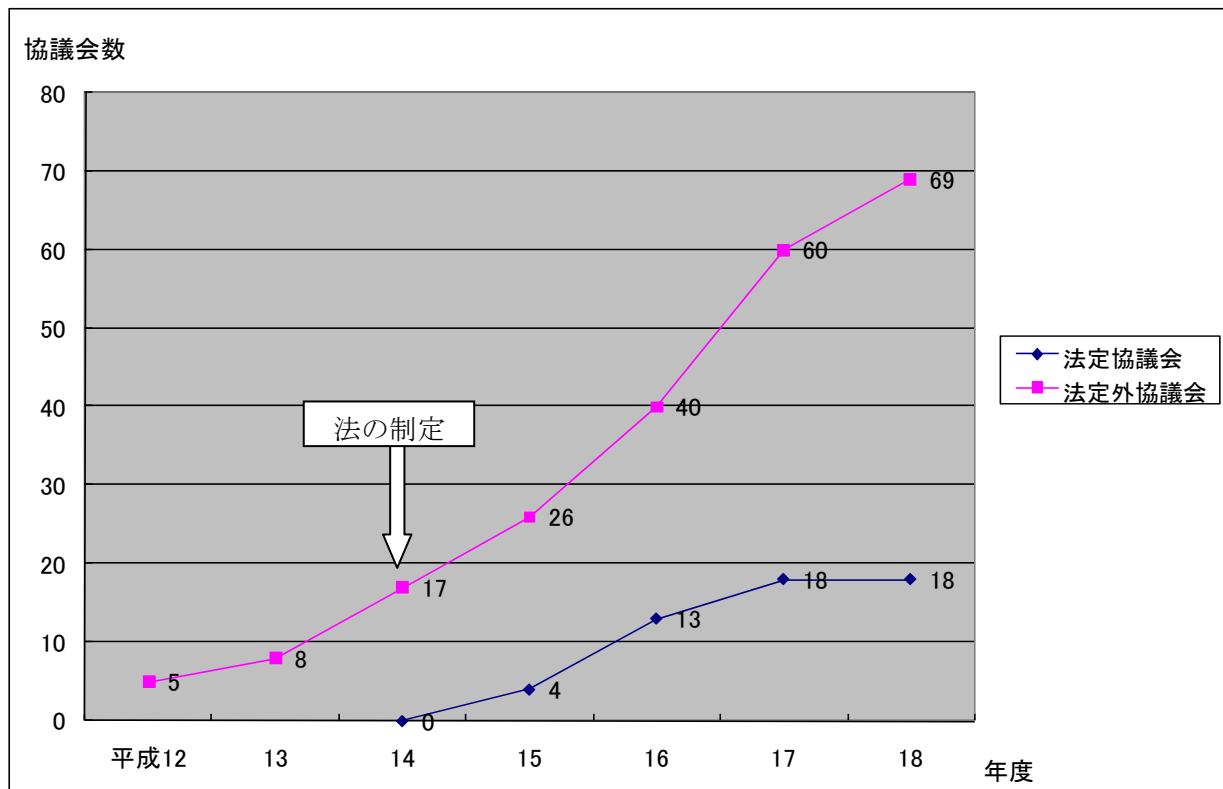
各年度における協議会の増減数をみると、法定協議会、法定外協議会ともに法が制定された平成 15 年度以降は増加傾向にあるが、法定協議会に比べ法定外協議会の設置が進んでいる状況がみられる。

図表 1-(1)-⑧ 法定協議会及び法定外協議会の増減状況(各年度末現在)(単位:協議会)

区分		年度						
		平成 12	13	14	15	16	17	18
法定協議会	設置	—	—	0	4	9	5	1
	廃止	—	—	0	0	0	0	1
法定外協議会	設置	5	3	9	10	15	20	9
	廃止	0	0	0	1	1	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。
2 平成 12 年度の設置数には、平成 12 年度以前に設置された協議会を含む。

図表 1-(1)-⑨ 法定協議会及び法定外協議会数の推移(各年度末現在)



(注) 当省の調査結果による。

ウ 地方公共団体等の法定協議会又は法定外協議会への参加状況

当省が実施した意識等調査及び実地調査で把握した 87 協議会のうち、調査対象とした 43 協議会（19 法定協議会及び 24 法定外協議会）への地方公共団体及び NPO 法人等の参加状況をみると、①調査対象とした 43 協議会のうち、都道府県が参加している協議会は 37 協議会（86.0%）、②市町村が参加している協議会は 41 協議会（95.3%）、③NPO 法人等が参加している協議会は 34 協議会（79.1%）となっている。

図表 1-(1)-⑩ 地方公共団体、NPO法人等の協議会への参加状況（実地調査）（平成18年12月1日現在）（単位：団体、%）

区分	機関等 協議会数	地方公共団体		NPO法人等
		都道府県	市町村	
法定協議会	19	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)
法定外協議会	24	18(75.0)	22(91.7)	15(62.5)
計	43	37(86.0)	41(95.3)	34(79.1)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、協議会数に対する都道府県等の参加の割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

47 都道府県、1,827 市町村及び 7,752 の環境保全活動を行っている NPO 法人を対象に当省が実施した意識等調査の結果をみると、①意識等調査の回答があった 47 都道府県のうち、域内に協議会が設置されていると回答があった都道府県は 24 都道府県みられ、このうち、域内に設置された協議会に参加している都道府県は 23 都道府県 (95.8%)、②意識等調査の回答があった 1,023 市町村のうち、域内に協議会が設置されている市町村は 49 市町村みられ、このうち、域内に設置された協議会に参加している市町村は 46 市町村 (93.9%)、③意識等調査の回答があった 1,457 NPO 法人のうち、活動域内に協議会が設置されている NPO 法人は 78 法人みられ、このうち、活動域内に設置された協議会に参加している NPO 法人は 26 法人 (33.3%) となっている。

図表 1-(1)-⑪ 地方公共団体、NPO法人の協議会への参加状況（意識等調査）（平成18年12月1日現在）（単位：団体、%）

区分	機関等	都道府県	市町村	NPO法人	計
域内（活動地域内）に協議会が組織されている団体数		24	49	78	151
	協議会に参加している団体数	23(95.8)	46(93.9)	26(33.3)	95(62.9)
	協議会に参加していない団体数	1(4.2)	3(6.1)	52(66.7)	56(37.1)

- (注) 1 当省の意識等調査結果による。
 2 ()内は、都道府県等が参加している割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

また、法定協議会及び法定外協議会に参加している都道府県、市町村、自然再生活動を行っている NPO 法人及び住民等 (407 団体・人) の協議会への参加の契機をみると、法の制定を契機として参加したものが 183 団体・人 (45.0%) みられるなど、法の制定による一定の効果がみられる。

図表 1-(1)-⑫ 都道府県、市町村、NPO法人及び住民等の協議会への参加の契機

区分	参加の契機となった事項	団体・人数(%)
法の制定が契機となったもの	法に基づき、自然再生事業の実施者として自ら組織した。	17(4.2)
	法の制定を受けて、国の行政機関又は地方公共団体が自然環境に配慮した公共事業を実施するに当たって協議会を設置する動きがあり、その要請を受けた。	160(39.3)
	法の制定を受けて、住民やNPO法人等の発意により協議会を設置する動きがあり、その要請を受けた。	6(1.5)
法の制定が契機とはなっていないもの	法に基づくものではなく、自然再生事業の実施者として自ら組織した。	27(6.6)
	法の制定とは関係なく、国の行政機関又は地方公共団体が自然環境に配慮した公共事業を実施するに当たって協議会を設置する動きがあり、その要請を受けた。	131(32.2)
	法の制定とは関係なく、住民やNPO法人等の発意により協議会を設置する動きがあり、その要請を受けた。	5(1.2)
その他	その他	53(13.0)
	無回答	8(2.0)
合 計		407(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は合計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

エ 自然再生活動を行っているNPO法人の設置状況

環境保全活動を行っているNPO法人（平成18年10月現在：7,752法人）を対象として当省が実施した意識等調査の結果、1,457NPO法人から回答が得られ、このうち、自然再生活動を行っているNPO法人は774法人（53.1%）みられた。この自然再生活動を行っている774法人のうち、設置時期について回答があった753法人の設置年度をみると、法制定前の平成13年度に設置されていた法人は195法人であったが、法制定後の18年度には753法人が設置されており法制定前の約4倍に増加している。

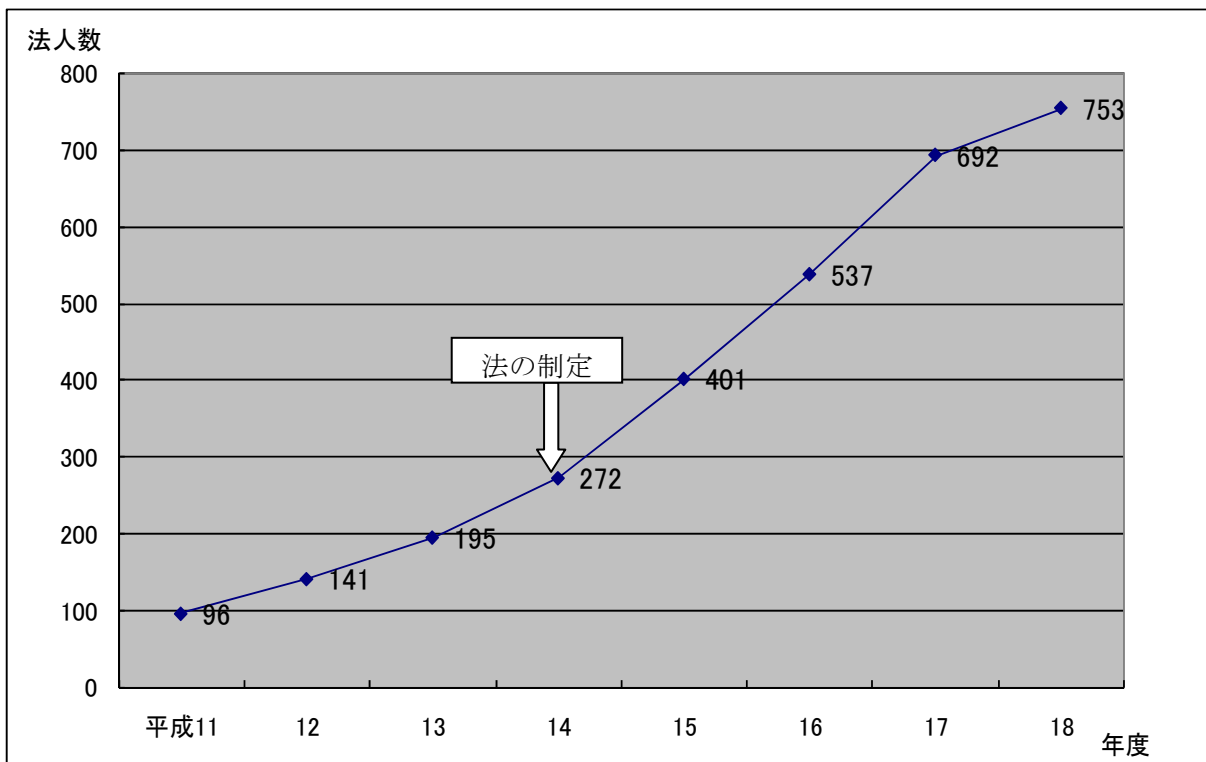
図表 1-(1)-⑬ 自然再生活動を行っているNPO法人数の推移（各年度末現在）

区分	年度							
	平成 11	12	13	14	15	16	17	18
NPO法人数	96	141	195	272	401	537	692	753
対前年度増加数	—	45	54	77	129	136	155	61

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

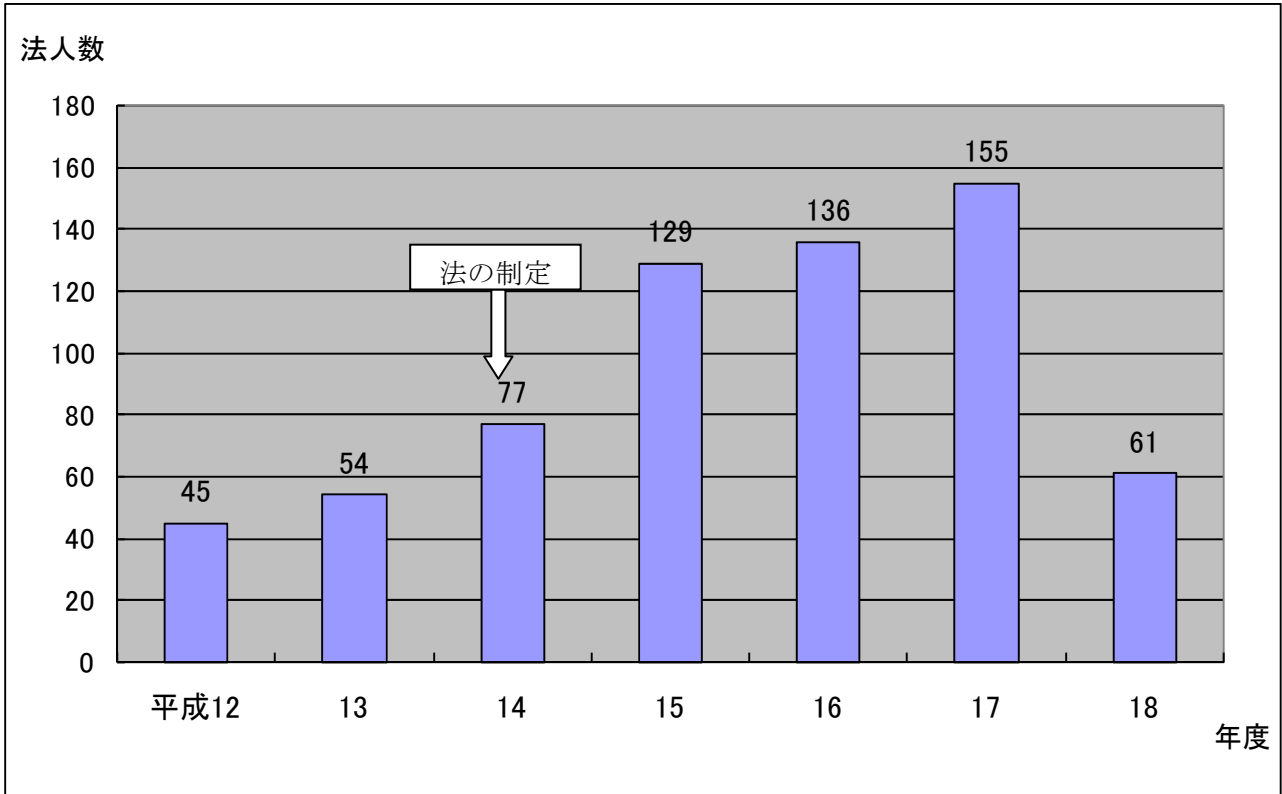
2 意識等調査において、設置年月日について回答があったNPO法人（753法人）を計上している。

図表 1-(1)-⑭ 自然再生活動を行っているNPO法人数の推移（各年度末現在）



(注) 当省の意識等調査結果による。

図表 1-(1)-⑮ 自然再生活動を行っているNPO法人の新設数（各年度末現在）



(注) 当省の意識等調査結果による。

オ 自然環境学習の実施状況

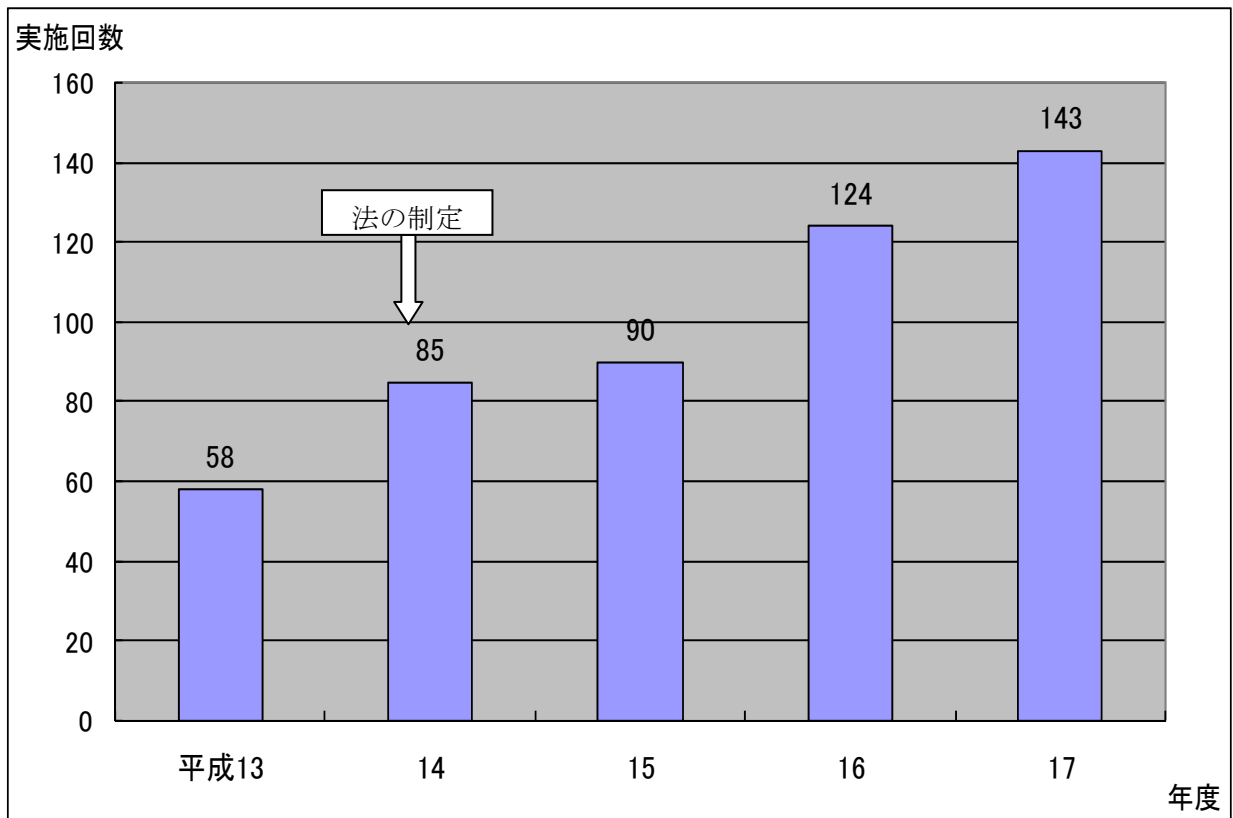
調査対象とした 43 協議会（19 法定協議会及び 24 法定外協議会）のうち、平成 13 年度から 17 年度までにそれぞれの協議会が実施した自然環境学習の実績を把握していた協議会は 17 協議会みられ、この 17 協議会が自然再生対象区域において実施した自然環境学習の実施回数は、法制定前（平成 13 年度）の 58 回が 17 年度には 143 回となり、参加人数は、同じく 3,276 人が 4,759 人となっており、実施回数は 2.5 倍、参加人数は約 1.5 倍に増加している。

図表 1-(1)-⑯ 自然環境学習の実施回数・参加人数の推移（単位：回、人）

年度	平成 13	14	15	16	17
実施回数	58	85	90	124	143
参加人数	3,276	4,334	5,747	6,182	4,759

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象とした 43 協議会のうち、自然環境学習の実施状況を把握していた 17 協議会を対象とした。
 3 平成 17 年度の参加者数は、環境学習の内容を変更した協議会があったため、回数は増加しているが参加者数は減少している。

図表 1-(1)-⑰ 自然環境学習の実施回数の推移（各年度末現在）



(注) 当省の調査結果による。

カ 自然再生の実施に伴う地域活性化への効果

法定協議会及び法定外協議会を対象とした実地調査結果をみると、調査対象とした法定協議会及び法定外協議会の中には、自然再生の取組に併せて、地域を活性化するという目標を掲げ、①自然再生活動に地域や市民の参加を促し、地域のネットワークを作る取組を行っているもの、②環境創造型農業など地域の環境と調和の取れた農林水産業の推進により農産物のブランド化を図っているもの、③里山の整備等により観光客等が増加し、観光資源として当該地域を活用しているものがみられるなど、自然再生を実施することにより地域活性化への効果が現れている状況がみられる。

[資料6参照]

キ 法定協議会における自然再生事業の進ちょく状況

法定協議会における自然再生事業の実施状況を見ると、18 法定協議会のうち、①全体構想の作成に至っているものは15 協議会 (83.3%)、②全体構想に基づき実施計画を作成しているものは8 協議会 (44.4%)、③実施計画に基づき自然再生事業を実施しているものは5 協議会 (27.8%) となっている。

図表 1-(1)-⑱ 法定協議会における自然再生事業の進ちょく状況（平成 19 年 3 月
末現在）（単位：協議会、%）

法定協議会数	全体構想を作成している協議会	実施計画を作成している協議会	実施計画に基づく自然再生事業を実施している協議会
18	15(83.3)	8(44.4)	5(27.8)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、法定協議会数に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

一方、調査対象とした 24 法定外協議会のうち、自然再生事業の実施に至っている協議会は 21 協議会（87.5%）みられ、法定協議会に比べ実施率が高くなっている。

その理由として、法定協議会は、法及び基本方針に基づき、協議会設置後、全体構想及び実施計画を作成した上で自然再生事業を実施することとされているが、法定外協議会は、これらの過程を経て事業を実施する必要はなく、国の行政機関等が事業の実施に当たり民意を反映するため協議会を設置したものが多くみられ、事業の実施が前提となっていることから、事業実施率が高くなっているものと考えられる。

図表 1-(1)-⑲ 法定協議会及び法定外協議会における自然再生事業の実施状況（平成 19 年 3 月末現在）（単位：協議会、%）

区分	事業実施	事業未実施	計
法定協議会	5(27.8)	13(72.2)	18(100.0)
法定外協議会	21(87.5)	3(12.5)	24(100.0)
計	26(61.9)	16(38.1)	42(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。
3 法定協議会は、法及び基本方針に基づき、協議会設置後、全体構想及び実施計画を作成した上で自然再生事業に至っているものを「事業実施」として計上した。

【参考】

法定協議会及び法定外協議会の協議会設置から自然再生事業の実施までに要した期間

法定協議会の中には、法定協議会設置以前、また、実施計画の作成以前に自然再生事業を実施している協議会がみられることから、法定協議会については、事業実施に至っている 5 協議会のうち、法及び基本方針に基づき、協議会を設置後、全体構想及び実施計画を作成の上で事業を実施している 3 協議会、また、法定外

協議会については、事業実施に至っている21協議会のうち、協議会設置後、事業を実施している6協議会を対象として、これらの協議会が協議会設置から事業実施までに要した期間をみると平均834日となっている。

図表 1-(1)-㉔ 協議会設置から自然再生事業の実施に至るまでに要した期間
(平成19年3月末現在)

区 分	平均日数	
法定協議会	647日 (3協議会)	834日 (9協議会)
法定外協議会	928日 (6協議会)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 法定協議会は法及び基本方針に基づき、協議会設置後、全体構想及び実施計画を作成した上で自然再生事業を実施することとなっているが、現在設置されている法定協議会の状況をみると、①事業実施に併せて協議会を設置している、②協議会設置以前から事業を実施しているなど、法及び基本方針によらない運用を行っている協議会がみられる。

一方、法定外協議会は、法及び基本方針により事務を進める必要がないため、全体構想、実施計画を作成せずに事業を実施している協議会もみられる。

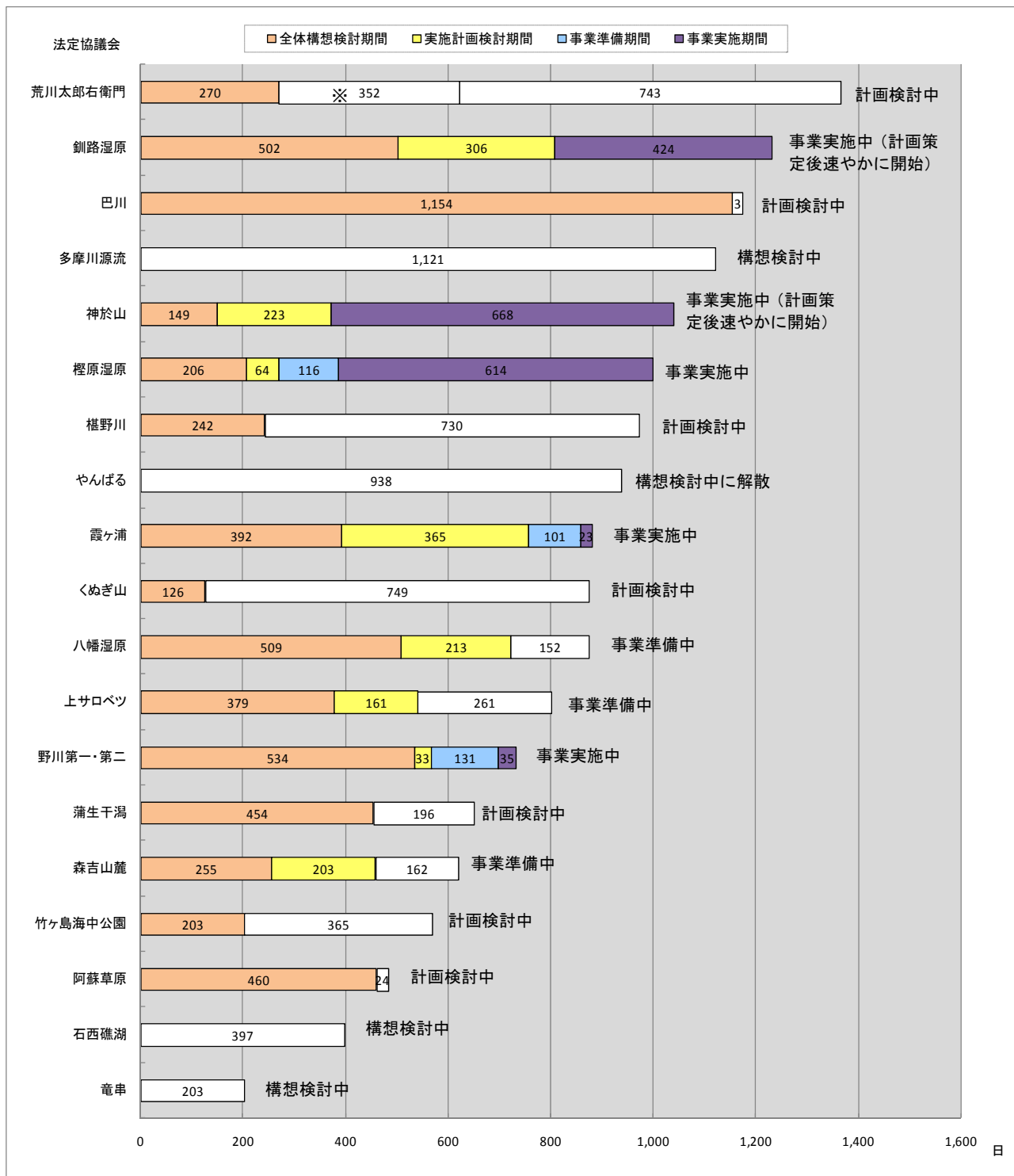
3 法定協議会では、実施計画の作成に至るまでは協議会においてその内容を協議しているが、事業の実施時期については、実施者が予算要求に関連した事情を踏まえ独自に決定している状況がみられる。

また、法定外協議会については、実施者があらかじめ、事業実施時期を予定し協議会を開催しているものがみられる。

以上のことを踏まえ、参考までに、法定協議会と法定外協議会の設置から事業実施までに要した期間を算出した。

なお、法定協議会別の協議会設置から全体構想・実施計画の作成、自然再生事業の実施までに要した期間（日数）は、図表 1-(1)-㉔のとおりである。

図表 1-(1)-② 協議会設置から全体構想・実施計画の作成、自然再生事業の実施までに要した期間（平成 19 年 3 月末現在）
（単位：日）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各段階が終了していない協議会は、協議会設置から平成 19 年 3 月 31 日までの所要日数を計上した。なお、白色は、検討中のものを示す。
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。
 4 「やんばる」は、調査途上である平成 19 年 1 月 20 日に解散したため、協議会設置から解散までの日数を計上した。

【参考】

法定協議会の設置及び事業の進ちょく状況

当省の調査終了後、平成 19 年 11 月末現在の法定協議会の設置及び事業の進ちょく状況は、次のとおりである。

図表 1-(1)-㉔ 法定協議会の設置及び事業の進ちょく状況(平成 19 年 11 月末現在)

法定協議会名	事業の進ちょく状況等	備 考
中海	協議会の設置	平成 19 年 6 月 30 日設置
石西礁湖	石西礁湖自然再生全体構想の作成	平成 19 年 7 月 5 日全体構想作成
釧路湿原	雷別地区自然再生事業実施計画の作成	平成 19 年 9 月 5 日実施計画作成
霞ヶ浦	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【B 区間】	平成 19 年 9 月 14 日実施計画作成

(注) 当省の調査結果による。

ク 法制度及び相談窓口の周知状況

環境省、農林水産省及び国土交通省は、平成 15 年度から法に基づき、自然再生事業の実施者からの相談に的確に応じることができるよう体制を整備するため、環境省、農林水産省及び国土交通省の地方出先機関（平成 19 年 3 月末現在：73 か所）に相談窓口を設置し、これをネットワーク化している。

〔資料 7 参照〕

法定外協議会に参加している都道府県、市町村及び NPO 法人に対する実地調査結果をみると、①法定外協議会に参加している都道府県（関係部局・出先機関）は 14 都道府県の 23 部局・機関みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは 13 都道府県の 20 部局・機関（87.0%）、②法定外協議会に参加している市町村は 22 市町村（出先機関を含む。）みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは 15 市町（出先機関を含む。）（68.2%）、③法定外協議会に参加している NPO 法人は 6 NPO 法人みられ、このうち、法の制定・内容を承知しているものは 5 法人（83.3%）となっている。

なお、法定外協議会に参加している地方公共団体においては、①法制度の内容を十分承知しておらず、国は自然再生に関する情報を市町村まで届くようにしてほしい、②地方公共団体に対して自然再生の必要性を認識させるための施策を講じてほしいなどの意見がみられる。

図表 1-(1)-㉓ 法定外協議会参加者に対する法の制定・内容の周知状況

(単位：団体、%)

機関等 区分	国の行政機関	都道府県	市町村	NPO法人
法の制定・内容を知っている	14(100.0)	20(87.0)	15(68.2)	5(83.3)
法の制定・内容を知らない	0(0.0)	3(13.0)	7(31.8)	1(16.7)
計	14(100.0)	23(100.0)	22(100.0)	6(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 都道府県及び市町村には、関係部局及び出先機関を含む。

一方、自然再生活動を行っているNPO法人、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等を対象として当省が実施した意識等調査の結果をみると、国が実施者からの相談に応じるため地方出先機関に相談窓口を設置していることを承知しているNPO法人は29.3%、住民等は51.2%となっており、約半数のものが承知していない状況がみられる。

今回、意識等調査について回答があったNPO法人は、自然再生活動を行っているNPO法人であり、住民等は、協議会に参加し自然再生活動を行っている者である。これらのNPO法人や住民等は、自然再生を含む自然環境保全への取組に関心が高いと考えられるにもかかわらず、法に基づき設置された相談窓口を知っているものは一部にとどまっていることから、NPO法人や住民等に対する法制度の周知が不十分となっている状況がみられる。

図表 1-(1)-㉔ 法に基づいて設置された相談窓口の周知状況 (単位：団体・人、%)

区 分	NPO法人	住民等	計
地方出先機関の相談窓口が設置されていることを知っている	202(29.3)	152(51.2)	354(35.9)
相談窓口が設置されていることを知らない	488(70.7)	145(48.8)	633(64.1)
計	690(100.0)	297(100.0)	987(100.0)

- (注) 1 当省の意識等調査結果による。
 2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 NPO法人は、自然再生活動を行っているNPO法人である。
 4 「地方出先機関の相談窓口が設置されていることを知っている」は、①環境省、農林水産省及び国土交通省の地方出先機関のうちいずれかの相談窓口が設置されていることを知っている者と、②行政機関がいずれの省庁のものかは分からないが、相談窓口が設置されていることを知っている者の合計(資料21参照)である。

なお、法定協議会及び法定外協議会の中には、①都道府県、市町村の広報誌やホームページを活用し、法の制定や内容を周知している、②法に基づき実施している自然再生事業の取組を紹介している、③協議会においてニュースレター等を作成し、広報活動を実施しているなど、積極的に自然再生に関する広報活動を通じて法制度の周知を行っているものがみられる。

〔資料 8 参照〕

2 自然再生推進政策の現況

(1) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状

【要 旨】

法に基づく自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人、自然環境専門家等の地域の多様な主体が参加・連携し、自主的かつ積極的に取り組んで実施し、地域住民、NPO法人などが主導で行われるべきものとされている。

また、法に基づく自然再生事業は、従来からの公共事業の延長として行われるものではなく、すべての事業において、工事等を行うことを前提としない自然の回復力に任せることにより自然再生を行う方法も十分考慮することとされている。

法定協議会を対象とした実地調査において、法定協議会の設置・運営及び法に基づく自然再生事業の実施状況について現状を把握した結果は、次のとおりである。

ア 法定協議会設置の経緯

19法定協議会の設置の発意状況をみると、一部の法定協議会においてはNPO法人等から法定協議会設置の働きかけがあったものがみられたものの、すべての法定協議会において、国の行政機関又は地方公共団体が法定協議会設置の発意を行っており、地域住民やNPO法人等が独自に発意し設置された法定協議会はみられない。

イ 法定協議会の運営状況

19法定協議会の運営状況をみると、一部の法定協議会においてNPO法人等が事務局を国の行政機関又は地方公共団体と共同で運営しているものがみられるものの、すべての法定協議会において、国の行政機関又は地方公共団体が法定協議会の事務局を運営している。

また、法定協議会の運営費の負担状況をみると、19協議会のうち18協議会（94.7%）において、国の行政機関又は地方公共団体がすべて負担しており、1協議会では、協議会参加者である国の行政機関、地方公共団体、自然環境専門家、NPO法人、地域住民が分担して運営費を負担している。

ウ 法定協議会における法に基づく自然再生事業の現状

法定協議会において、法に基づく自然再生事業を実施している協議会は5協議会となっており、この5協議会では9事業（平成19年3月末現在）が実施されている。

これら9事業をみると、1法定協議会においてNPO法人が実施者となっており法に基づく自然再生事業を実施しているもの（1事業）がみられるものの、それ以外の事業は、国の行政機関又は地方公共団体が実施者となっており、個別法に基づく国の直轄事業、補助事業等の公共事業として自然再生事業を実施している状況がみられる。

以上のことから、法定協議会では、協議会設置の発意から協議会の運営、実施計画の作成、自然再生事業の実施に至るまで国又は地方公共団体の主導で実施されており、法において想定している多様な主体のうち地域住民、NPO法人等が主導で自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない。

ア 把握する内容及び手法

法は、地域住民、NPO法人など地域の自主性や主体性を尊重したボトムアップの考え方に基づいた枠組みが採用され、基本理念において、自然再生は、「地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。」と規定されている。

また、自然再生推進法案に対する附帯決議（参議院環境委員会）では、①法に基づく自然再生事業は、従来からの公共事業の延長として行われるものではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として実施される旨を周知徹底すること、②すべての自然再生事業において、工事等を行うことを前提としない自然の回復力に任せることにより自然再生を行う方法も十分考慮することとされている。

このように法では、地域住民、NPO法人等の地域の多様な主体が発意し法定協議会を設置し、これらの多様な主体が実施者となって自然再生事業を実施することを想定しており、法定協議会の設置・運営及び自然再生事業の実施状況が法の理念に沿ったものとなっているかを把握した結果は、次のとおりである。

イ 把握した結果

(7) 法定協議会設置の経緯

19法定協議会の設置の経緯をみると、法定協議会設置前や法に基づく実施計画作成前から自然再生事業を実施している協議会が、19協議会のうち5協議会(26.3%)みられ、法定協議会設置後、全体構想及び実施計画の作成を行うなど法及び基本方針に沿って事業を進めている協議会は14協議会(73.7%)となっている。

法及び基本方針に沿って事業を進めていない協議会がみられる理由は、法制定前から自然再生事業を検討・実施していた協議会等であり、これらの協議会等が法の制定を契機として法定協議会に移行したためである。

図表 2-(1)-① 法定協議会の自然再生事業等の実施状況 (単位：協議会、%)

法及び基本方針に沿って、事業を進めている（進めることとしている）協議会	法及び基本方針に関係なく事業を進めている協議会	計
14(73.7)	5(26.3)	19(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 法では、自然再生事業の実施までの手続として、協議会設置後、全体構想及び実施計画を作成の上、当該実施計画に基づき自然再生事業を実施することとされている。

法定協議会は、自然再生事業を実施しようとする者が協議会の設置を発意することとされている。19法定協議会の設置の発意の状況をみると、一部の法定協議会において、NPO法人等が地方公共団体に設置の働きかけを行い、国及び地方公共団体が発意し法定協議会を設置したものがみられるものの、すべての法定協議会において、国の行政機関又は地方公共団体が協議会設置の発意を行っており、地域住民やNPO法人等が独自に発意し設置された法定協議会は見られない。

これらのことから、現在設置されている法定協議会は、国の行政機関又は地方公共団体が公共事業の実施を前提として協議会設置の発意を行っている状況がみられる。

なお、平成19年6月30日には、NPO法人の発意による初めての法定協議会である「中海自然再生協議会」が設置されている。

[資料9参照]

図表 2-(1)-② 法定協議会設置の発意状況 (単位：協議会、%)

国及び地方公共団体が発意し設置した協議会	NPO法人等が地方公共団体に働きかけ国及び地方公共団体が発意したもの	NPO法人等が発意し設置した協議会	計
19(100.0)	2(10.5)	0(0.0)	19(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

19法定協議会の設置の経緯をみると、①実施者である国の行政機関又は地方公共団体が中心となって法定協議会を設置するための準備組織を立ち上げ、この準備組織において、既存の公共事業や今後予定されている公共事業に基づく全体構想案等を作成し、その上で法定協議会への参加を呼びかけ、法定協議会の設置に至っているものが4協議会(21.1%)、②既存の自然再生に関する検討組織があり、検討組織が行った調査や検討結果を引き継ぎ、法定協議会に移行しているものが9協議会(47.4%)みられる。

図表 2-(1)-③ 法定協議会の設置以前の状況

(単位：協議会、%)

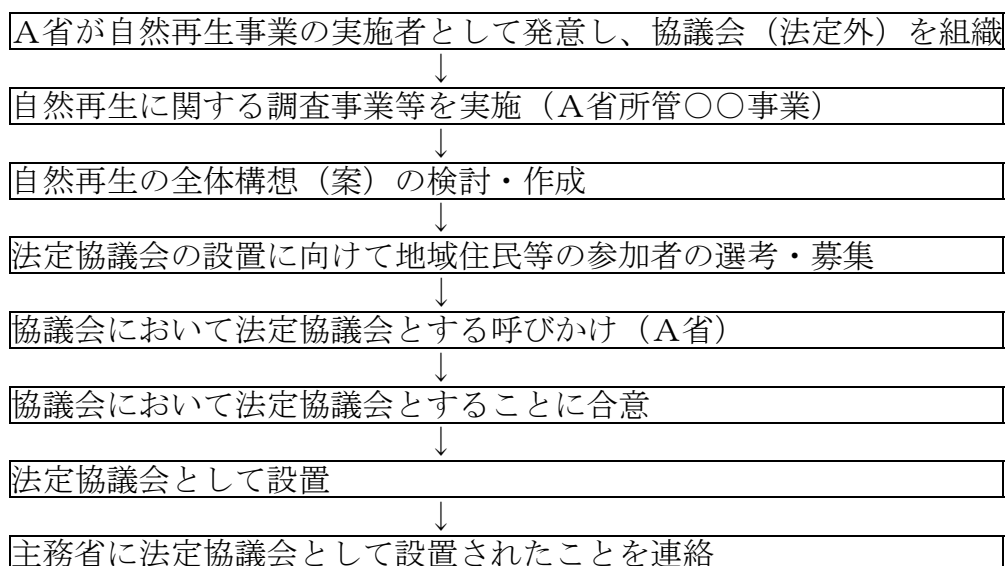
法定協議会の設置を前提とした準備組織の有無		法定協議会設置以前に自然再生に関連する検討組織があり、その調査や検討結果を引き継いで法定協議会を設置	計
有	無		
4(21.1)	6(31.6)	9(47.4)	19(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

法定協議会の設置を前提とした準備組織を設置した上で、法定協議会を設置するまでの流れ(例)は、図表 2-(1)-④のとおりである。

図表2-(1)-④ 法定協議会設置までの流れ(例)



(注) 1 主務省とは、環境省、農林水産省及び国土交通省をいう。

2 主務省に法定協議会を設置したことを連絡することにより法定協議会の位置付けとなる。

(イ) 法定協議会の運営状況

19 法定協議会の運営状況をみると、一部の法定協議会においてNPO法人等が事務局を国の行政機関又は地方公共団体と共同で担当しているものがみられるものの、すべての法定協議会において、国の行政機関又は地方公共団体が法定協議会の事務局を運営している。

図表 2-(1)-⑤ 法定協議会事務局を運営する団体等（平成18年12月 1 日現在）

（単位、協議会、％）

事務局を運営している団体等	国の行政機関のみ	地方公共団体のみ	国及び地方公共団体	国、地方公共団体及びNPO法人等	地方公共団体及びNPO法人等	計
協議会数	4(21.1)	8(42.1)	2(10.5)	3(15.8)	2(10.5)	19(100.0)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （）内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

また、法定協議会の運営費の負担状況をみると、19協議会のうち18協議会（94.7％）において、国の行政機関又は地方公共団体がすべて負担しており、1協議会では、協議会参加者である国の行政機関、地方公共団体、自然環境専門家、NPO法人及び地域住民が分担して運営費を負担している。

このような状況から、法定協議会の運営に当たっては、国及び地方公共団体が主導している状況がみられる。

図表 2-(1)-⑥ 法定協議会の運営費の負担状況（平成18年12月 1 日現在）

（単位：協議会、％）

法定協議会の運営費を負担している団体等	国の行政機関	地方公共団体	NPO法人等	その他	計
協議会数	7(36.8)	11(57.9)	0(0.0)	1(5.3)	19(100.0)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （）内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 「その他」は、法定協議会運営費を各参加者が分担して負担しているものである。

19 法定協議会の運営費への拠出状況をみると、①国の行政機関又は地方公共団体が公共事業の調査費・事業費から拠出しているものが5協議会（26.3％）、②国の行政機関が一般経費等から独自に拠出しているものが3協議会（15.8％）、③地方公共団体が一般経費等から独自に拠出しているものが10協議会（52.6％）みられ、9割以上の法定協議会で国又は地方公共団体が運営費を負担し、5割以上の法定協議会で地方公共団体が独自に協議会の運営費を予算措置している状況がみられる。

図表 2-(1)-⑦ 法定協議会の運営費の拠出状況

区 分	協議会数 (%)
国の行政機関又は地方公共団体が公共事業の調査費・事業費から拠出	5(26.3)
国の行政機関が一般経費等から独自に拠出	3(15.8)
地方公共団体が一般経費等から独自に拠出	10(52.6)
その他	1(5.3)
計	19(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 「その他」は、法定協議会の運営費を各参加者が分担して負担している。

(ウ) 法定協議会における法に基づく自然再生事業の現状

19法定協議会において、法に基づく自然再生事業を実施している協議会は、図表 2-(1)-⑧のとおり、5 協議会となっている。これらの協議会で実施されている 9 事業をみると、1 法定協議会において、NPO 法人が地方公共団体と共同で実施者となって自然再生事業（1 事業）を実施している状況がみられるものの、それ以外の法定協議会では、国の行政機関又は地方公共団体が実施者となって、個別法に基づく国の直轄事業、補助事業等の公共事業として自然再生事業を実施している状況がみられる。

なお、今回調査した法定協議会及び法定外協議会の参加者及び当省が設置した「自然再生の推進に関する政策評価」に係る研究会のメンバーにおいては、「本来、自然再生は地域住民が主体的に活動を展開すべきであり、協議会事務局はNPO 法人や地域住民が担当することが望ましい」とする意見がみられるものの、①NPO 法人等の民間からも自然再生事業の発意が行えるような法定協議会の設置や協議会の参加者がメリットを享受できる仕組みが必要である、②法定協議会を立ち上げるには資金を必要とするため、法定協議会設置に当たっての予算措置が必要である、③法定協議会の運営には相当のコストを要しており、行政の後ろ盾が必要である、④NPO 法人等が事務局となった場合、協議会運営費を全額負担することは困難であるなどの意見がみられる。

図表 2-(1)-⑧ 法定協議会において、実施計画に基づき実施している自然再生事業

協議会名	事業実施者	実施計画名	事業名（国庫補助事業等名）	根拠法
釧路湿原	北海道開発局 釧路開発建設部	釧路湿原自然再生事業 茅沼地区旧川復元実施 計画	釧路湿原自然再生事業（直轄総合 水系環境整備事業）	河川法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・北海道釧路土 木現業所 他	釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策実施計画 〔久著呂川〕	釧路湿原自然再生事業（直轄総合 水系環境整備事業）	河川法
			国営総合農地防災事業 鶴居第1 地区（国営総合農地防災事業）	土地改良法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・標茶町 ・南標茶地区 排水路維持 管理組合	釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策（沈砂池） 実施計画（南標茶地域）	国営総合農地防災事業 南標茶地 区（国営総合農地防災事業）	土地改良法
			国営総合農地防災事業 鶴居第2 地区（国営総合農地防災事業）	土地改良法
	釧路自然環境 事務所	釧路湿原達古武地域自然 再生事業実施計画	釧路湿原自然再生事業	自然公園法
霞ヶ浦	関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	霞ヶ浦田村・沖宿・戸 崎地区自然再生事業実 施計画【A区間】	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然 再生事業【A区間】（直轄総合水 系環境整備事業）	河川法
野川第一・第二	東京都建設局 北多摩南部建設事務所	野川第一・第二調節池 地区自然再生事業実 施計画	野川自然再生事業（統合一級河川 整備事業、総合流域防災事業）	河川法
神於山	・大阪府泉州 農と緑の総 合事務所 ・神於山保全 くらぶ	神於山地区自然再生事 業実施計画	神於山地区生活環境保全林整備事 業（治山事業）	森林法
檜原湿原	佐賀県くらし 環境本部環境課	檜原湿原地区自然再生 事業実施計画	檜原湿原地区自然再生事業	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省における国庫補助事業等は、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）として実施している事業である。

3 神於山における事業実施者であるNPO法人神於山保全くらぶは、森林整備事業終了後の維持管理など大阪府が実施する森林整備と連携して自然再生事業を実施している。

(2) 法定協議会の運営状況

ア 多様な主体の参加及び参加者の選定方法等

【要 旨】

法に基づく自然再生事業の実施に当たっては、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人、自然環境専門家等地域の多様な主体が参加・連携し、自主的かつ積極的に取り組むことが重要とされており、また、事業を円滑に推進するため、土地の所有者等関係者についても参加を得ることが重要とされている。

また、法定協議会の組織化に当たっては、協議会に参加しようとする者に対して、幅広くかつ公平な参加の機会を確保することとされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、法定協議会及び法定外協議会における多様な主体の参加状況及び参加者の選定方法を把握するとともに、参加者の選定方法と事業の進ちょく状況を比較・分析した結果は、次のとおりである。

(7) 多様な主体の参加状況

法定協議会における多様な主体の参加状況をみると、すべての法定協議会に関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人及び自然環境専門家など多様な主体が参加している。

しかしながら、法定協議会の中には、協議会設置時から参加していた土地の所有者が、協議会において協議が一向に進展しないことなどから脱退し協議会がとんざした例がみられる。

(4) 参加者の選定方法

a 法定協議会及び法定外協議会では、国又は地方公共団体が事務局となって、地域住民、NPO法人などの参加者を選定している。

法定協議会及び法定外協議会における参加者の選定方法をみると、法定協議会では、幅広く公平な参加の機会を確保するため、地域住民等を公募している協議会が19協議会のうち18協議会(94.7%)みられ、自然再生の実施に当たって必要と考えられる地域住民等を選考している協議会が1協議会(5.3%)みられる。

一方、法定外協議会では、自然再生の実施に当たって参加が必要と考えられる地域住民等を選考している協議会が24協議会のうち18協議会(75.0%)、地域住民等を公募している協議会はみられない。また、地域住民等が参加していない協議会が6協議会(25.0%)みられる。

(注) 本調査においては、協議会における参加者の選定方法を、①公募(関係地方公共団体、自然環境専門家、NPO法人など一部の参加者を選考した上で、地域住民等を公募し、応募者を原則、全員参加させているものをいう。)と、②選考(自然再生の実施に当たって必要と考えられる地域住民を選考しているものをいう。)に分類し分析を行

った。

b 法定協議会における参加者の選定方法と事業の進ちよく状況をみると、協議会参加者を公募している協議会は、協議会設置から全体構想の作成に至るまでに平均406日、協議会設置から実施計画の作成までに平均589日を要している。

一方、法定協議会の参加者を選考している協議会では、協議会設置から全体構想の作成に至るまでに149日を要し、協議会設置から実施計画の作成までに372日を要している。

c 19 法定協議会のうち、協議会参加者を公募している協議会は18 協議会みられ、このうち、全体構想の作成に至っていない協議会は4 協議会となっている。この4 協議会の中には、協議会設置から2年（注）以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていない協議会が2 協議会みられる。

また、協議会参加者を公募している18 協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会は7 協議会みられ、7 協議会の中には、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が4 協議会みられるなど、事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

（注） 自然再生事業を実施している法定協議会及び法定外協議会の協議会設置から事業実施までに要した期間の平均日数が834日（約2年）（図表1-(1)-⑳参照）となっていることから、分析に当たっては2年を目安とした。以下同じ。

d 一部の法定協議会では、協議会の参加者を公募することにより多様な主体が多数参加し、合意形成が困難となる傾向があることから、その対策として、①事前に参加者の活動内容を例示し募集している、②事前に地域で参加が必要と考えられる参加者を選考した上で他の参加者の公募を行っている、③参加人数が多数となる場合には抽選を行うなど、参加者の募集に当たって工夫している例がみられた。

(ウ) 協議会の参加人数

a 法定協議会及び法定外協議会の参加人数をみると、法定協議会では、19 法定協議会のうち、50人以上が参加している協議会が12 協議会（63.2%）みられ、法定外協議会では、23 法定外協議会（調査対象とした24 協議会のうち参加者を固定していない1 協議会を除く。）のうち、参加人数が25 人未満の協議会が20 協議会（87.0%）みられるなど、法定協議会の参加人数が多くなる傾向がみられる。

b 法定協議会の参加人数と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、①参加人数が50人から74人までの協議会は平均495日を要しているのに対し、②参加人数が25人から49人までの協議会は平均304日となっている。

また、法定協議会の参加人数と協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、①参加人数が50人から74人までの協議会は平均621日を要しているのに対し、②参加人数が25人から49人までの協議会は平均455日となっている。

c 19 法定協議会のうち全体構想の作成に至っていない協議会が4協議会みられ、このうち、協議会設置から全体構想作成まで2年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものが、参加人数が50人から74人までの協議会では1協議会みられる。

また、19 法定協議会のうち実施計画の作成に至っていない法定協議会が7協議会みられ、このうち、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていないものが、参加人数が50人から74人までの協議会では3協議会、参加人数が75人から99人までの協議会では1協議会みられる。

d 参加者を公募している法定協議会においては、参加者を公募し、これに応募があった者全員を協議会に参加させていることから、①協議会の自然再生活動等に対して反対意見を持つ者が参加する、②参加人数が多数となる、③自然再生の対象区域に関係がない者が多数参加するなど、多様な主体が多数参加することにより、合意形成に長期間を要し事業が進ちよくしないとの意見もみられる。

以上のことから、法定協議会と法定外協議会における参加者の選定方法に差がみられ、多くの法定協議会では、参加者を公募することにより参加人数が多数となる傾向がみられる。

また、法定協議会の参加人数が多いほど事業が進ちよくしない傾向がみられたことから、法定協議会の運営に当たっては、参加者の選定方法、協議会への参加人数が課題となっている。

なお、土地の所有者の脱退により協議会がとんざしている例がみられることから、法定協議会への参加者の選定に当たっては、土地の所有者等の参加の確保が重要となっている。

(7) 把握する内容及び手法

基本方針において、自然再生事業の実施に当たっては、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人その他の民間団体、自然環境専門家等地域の多様

な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要とされており、法定協議会の組織化に当たっては、協議会に参加しようとする者に対して、幅広くかつ公平な参加の機会を確保することとされている。

また、法定協議会においては、科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることから、自然環境専門家の参加を得ることが重要であるとされ、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても協議会への参加を得ることが重要とされている。

さらに、関係行政機関及び関係地方公共団体は、法定協議会の構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めることとされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会における参加者の選定方法及び参加人数と事業の進捗状況と比較することにより、法定協議会の参加者の選定方法が事業の推進に当たって効果的・効率的なものとなっているかを把握・分析した。

(注) 法に基づく自然再生事業の実施に当たっては、法定協議会において、多様な主体が参加し多様な意見を反映するため、時間をかけて十分な議論を行うことも有意義であると考えられる。

しかしながら、自然再生を一層推進し、その効果を発現させていくためには、各法定協議会において全体構想及び実施計画について十分な協議を行うことに加え効率的な協議会の運営を行い、できる限り早期に法に基づく自然再生事業の実施に至ることが不可欠であると考えられる。以下、各事項の分析に当たっても同様の考え方に基づき分析した。

(イ) 把握した結果

a 多様な主体の参加状況

法定協議会及び法定外協議会への多様な主体の参加状況をみると、すべての法定協議会に関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人及び自然環境専門家など多様な主体が参加している状況がみられた。

このうち、関係行政機関及び関係地方公共団体の参加状況をみると、法定協議会は、基本方針において、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の構成員として参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めることとされていることから、すべての法定協議会に関係行政機関及び関係地方公共団体が参加している。

一方、法定外協議会においても、関係行政機関及び関係地方公共団体が参加している状況はみられるものの、法定協議会は、関係行政機関及び関係地方公共団体の参加が要件となっていることから、法定協議会は法定外協議会に比べて、関係行政機関及び関係地方公共団体からの情報提供、助言等を受けやすい状況とな

っている。

図表 2-(2)-① 多様な主体の協議会への参加状況（平成 18 年 12 月 1 日現在）

（単位：協議会、％）

団体等 区分	関係行政機関	関係地方公共団体		地域住民	N P O 法人等	自然環境 専門家	土地の 所有者 等	計
		都道府 県	市町村					
法定協議 会	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	13 (68.4)	19 (100.0)
法定外協 議会	13 (54.2)	18 (75.0)	22 (91.7)	16 (66.7)	15 (62.5)	19 (79.2)	14 (58.3)	24 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。
 3 法定協議会中、土地の所有者等が参加していない 6 協議会は、対象区域が国有林、河川管理区域等であるため、国、地方公共団体以外の土地の所有者等が参加していないものである。

法定協議会の中には、協議会設置時から参加していた土地の所有者が、協議会における協議が一向に進展しないことから、協議会を脱退し、当該協議会がとんざした例がみられる。

- (注) 土地の所有者が協議会を脱退し、とんざした協議会では、平成 19 年 7 月 8 日に開催した協議会において、土地の所有者の協力の必要性を含め運営方法の見直しを行っている。

〔資料 10 参照〕

b 参加者の選定方法

法定協議会及び法定外協議会では、国又は地方公共団体が事務局となって、地域住民、N P O 法人などの参加者を選定している。

法定協議会及び法定外協議会における参加者の選定方法をみると、法定協議会では、幅広く公平な参加の機会を確保するため、地域住民等を公募している協議会が 19 協議会のうち 18 協議会 (94.7%)、自然再生の実施に当たって必要と考えられる地域住民等を選考している協議会が 1 協議会 (5.3%) みられる。

一方、法定外協議会では、自然再生の実施に当たって参加が必要と考えられる地域住民等を選考している協議会が 24 協議会のうち 18 協議会 (75.0%)、地域住民等を公募している協議会はみられず、地域住民等が参加していない協議会が 6 協議会 (25.0%) みられるなど、法定協議会と法定外協議会における参加者の選定方法に差がみられる。

この原因として、法定協議会は、基本方針に基づき「協議会に参加しようとする者に対して、幅広くかつ公平な参加の機会を確保」することとされていることから公募を採用する傾向がみられ、一方、法定外協議会は、幅広くかつ公平な参加の機会を確保することについて法令等により求められていないことから、協議会事務局である国及び地方公共団体が事業の実施に必要と考えられる参加者を選考していることが考えられる。

図表 2-(2)-② 協議会参加者の選定方法 (単位：協議会、%)

選定方法 区分	公募	選考	その他	計
法定協議会	18(94.7)	1 (5.3)	0 (0.0)	19 (100.0)
法定外協議会	0(0.0)	18 (75.0)	6 (25.0)	24 (100.0)
計	18(41.9)	19 (44.2)	6 (14.0)	43 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とならない場合がある。
 3 「その他」の6法定外協議会は、協議会開催の都度、参加者を募集しているものが1協議会、地域住民が参加していないものが5協議会となっている。

19 法定協議会のうち全体構想を作成している 15 協議会において、参加者の選定方法と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、参加者を公募している協議会は協議会設置から全体構想作成までに平均 406 日を要している。

一方、協議会参加者を選考している協議会では、協議会設置から全体構想の作成までに 149 日を要している。

図表 2-(2)-③ 参加者の選定方法別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数(平成 19 年 3 月末現在)

区 分	平均日数
公募	406 日 (14 協議会)
選考	149 日 (1 協議会)
	389 日 (15 協議会)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 全体構想を作成している 15 法定協議会を計上した。

参加者を公募している法定協議会は 19 協議会のうち 18 協議会みられ、このうち全体構想の作成に至っていない協議会が 4 協議会みられる。このうち、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていない協

議会が2 協議会（1, 121 日、938 日）みられるなど、事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

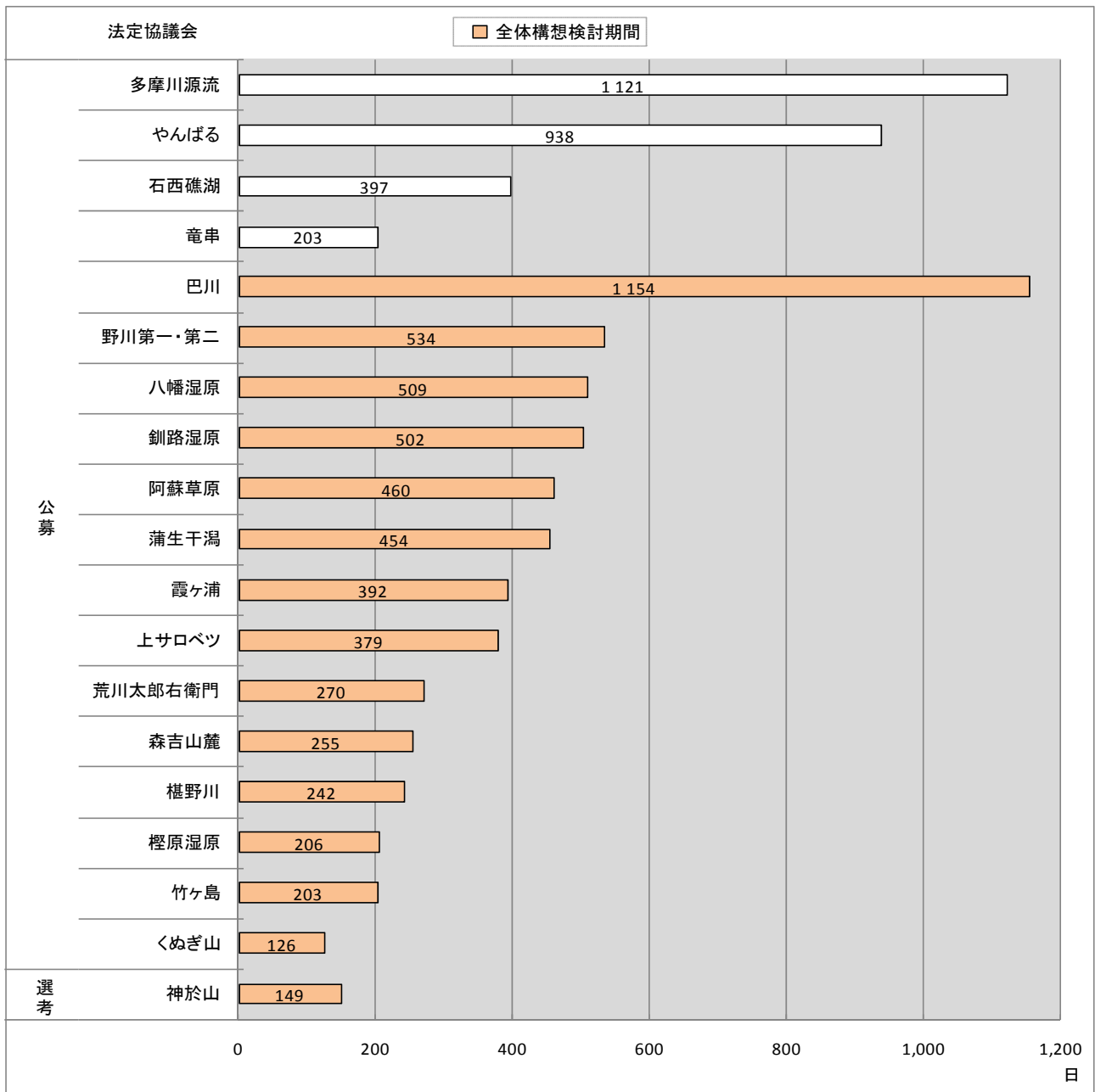
図表 2-(2)-④ 全体構想の作成に至っていない法定協議会について、参加者の選定方法別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

選定方法	日数
公募	203 日（6 か月） 397 日（1 年 1 か月） 938 日（2 年 7 か月） 1, 121 日（3 年）
選考	—

（注） 当省の調査結果による。

参加者の選定方法別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数は、図表 2-(2)-⑤のとおりである。

図表 2-(2)-⑤ 参加者の選定方法別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）（単位：日）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想検討中、■色は全体構想が作成されていることを示す。
 3 「石西礁湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。

全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、実施計画を作成している協議会は 8 協議会みられ、この 8 協議会における参加者の選定方法と協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、参加者を公募している協議会は、協議会

設置から実施計画作成までに平均 589 日を要し、一方、参加者を選考している協議会は協議会設置から実施計画作成までに 372 日を要している。

図表 2-(2)-⑥ 参加者の選定方法別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	平均日数
公募	589 日（7 協議会）
選考	372 日（1 協議会）
	562 日（8 協議会）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 実施計画を作成している 8 法定協議会を計上した。

また、全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会が 7 協議会みられ、これら 7 協議会はすべて参加者を公募している協議会となっている。このうち、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 4 協議会（1,365 日、1,157 日、972 日、875 日）みられる。

以上のことから、参加者を公募している法定協議会は、全体構想の作成、実施計画の作成に当たって長期間を要しており、事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

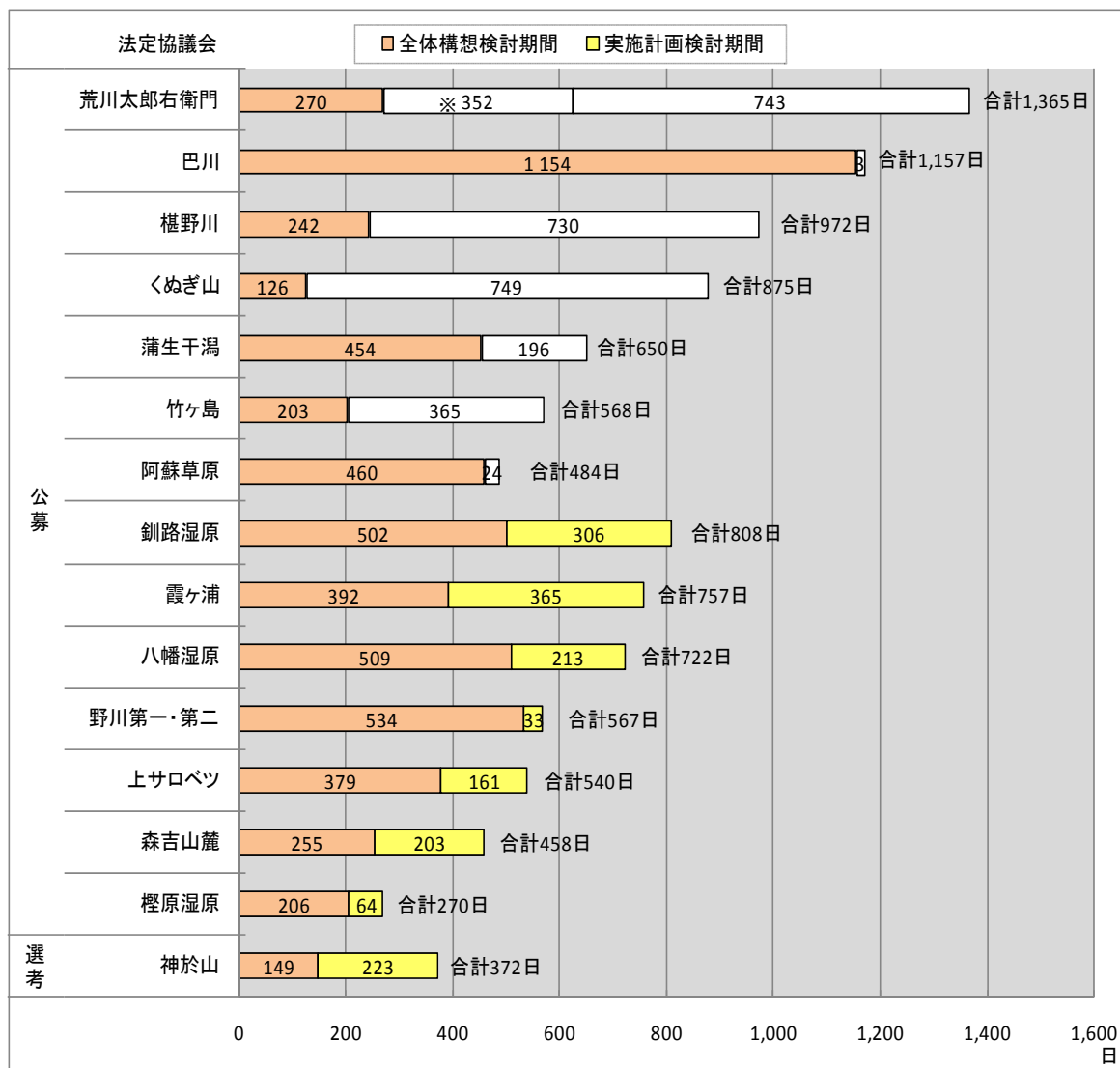
図表 2-(2)-⑦ 実施計画の作成に至っていない法定協議会について、参加者の選定方法別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

選定方法	日数
公募	484 日（1 年 3 か月）
	568 日（1 年 6 か月）
	650 日（1 年 9 か月）
	875 日（2 年 4 か月）
	972 日（2 年 6 か月）
	1,157 日（3 年 2 か月）
1,365 日（3 年 8 か月）	
選考	—

(注) 当省の調査結果による。

参加者の選定方法別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数は、図表 2-(2)-⑧のとおりである。

図表 2-(2)-⑧ 参加者の選定方法別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）（単位：日）



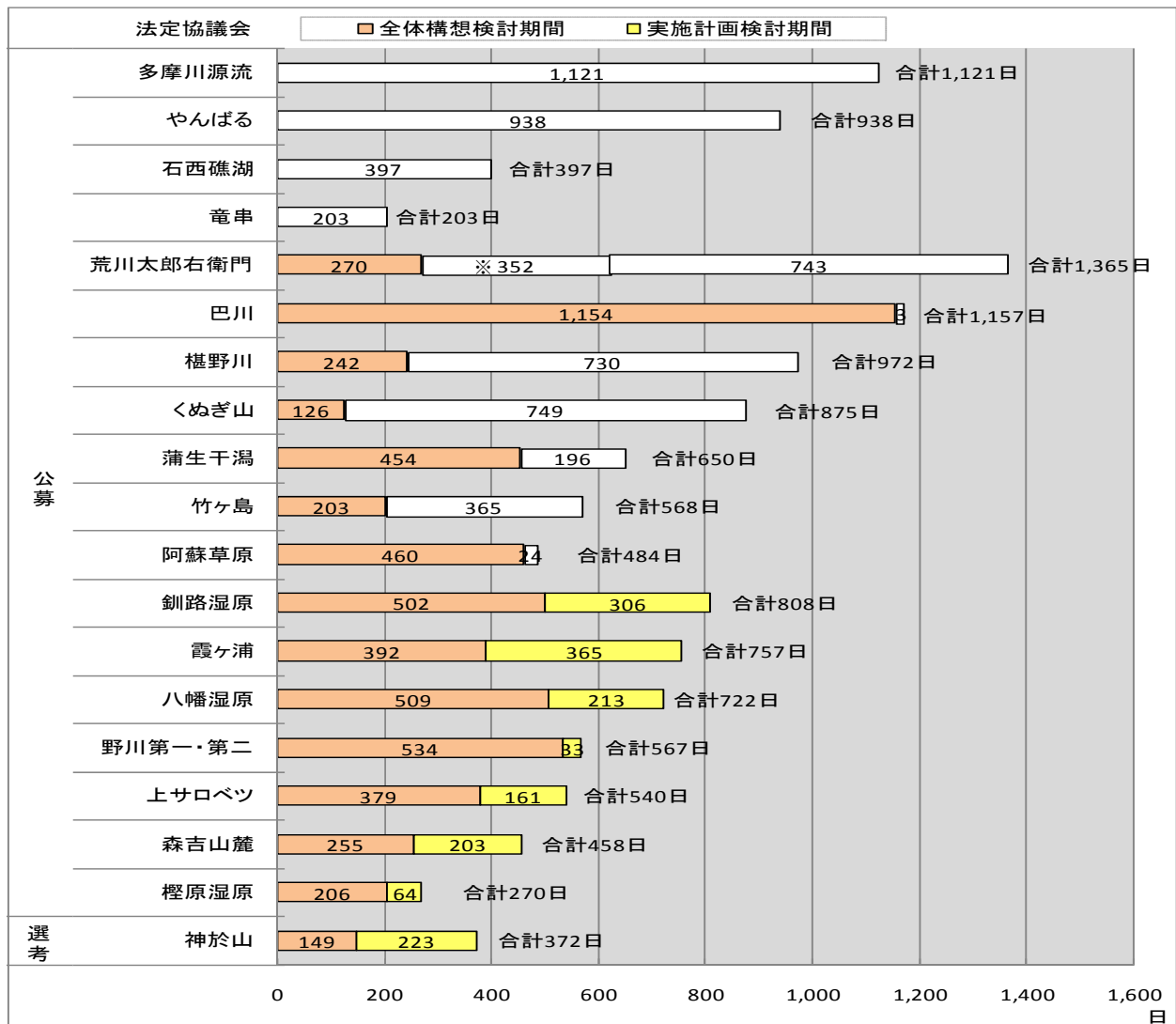
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は実施計画検討中、■色は実施計画が作成されていることを示す。
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

なお、参加者の選定方法と法定協議会設置から自然再生事業の実施までに要した期間については、実施者が実施計画作成後、予算要求時期等を勘案し事業実施時期を決定しているなど外部要因の影響が大きいと考えられるため、比較を行っていない。

法定協議会における参加者の選定方法別にみた事業の進ちょく状況は、図表 2

- (2)-⑨のとおりである。

図表 2-(2)-⑨ 参加者の選定方法別にみた事業の進ちょく状況 (平成 19 年 3 月末現在)
(単位：日)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想又は実施計画検討中、■色は全体構想が作成されていること、■色は実施計画が作成されていることを示す。
 3 「石西礁湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。
 4 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

c 協議会の参加人数

法定協議会及び法定外協議会の参加人数をみると、法定協議会では、19 法定協議会のうち、①参加人数が 50 人から 74 人までの協議会は 8 協議会 (42.1%)、②参加人数が 75 人から 99 人までの協議会は 2 協議会 (10.5%)、③参加人数が 100 人以上の協議会は 2 協議会 (10.5%) みられるなど、参加人数が 50 人以上の協議

会は合計 12 協議会（63.2%）みられる。

一方、法定外協議会では、23 法定外協議会（調査対象とした 24 協議会のうち参加者を固定していない 1 協議会を除く。）のうち、参加人数が 25 人未満の協議会が 20 協議会（87.0%）と大半を占めており、法定協議会の参加人数が法定外協議会の参加人数に比べ多数となっている傾向がみられる。

図表 2-(2)-⑩ 法定協議会及び法定外協議会の参加人数（平成 18 年 12 月 1 日現在）

（単位：協議会、%）

人数 区分	25 人未満	25～49 人	50～74 人	75～99 人	100 人以上	計
法定協議会	1(5.3)	6(31.6)	8(42.1)	2(10.5)	2(10.5)	19(100.0)
法定外協議会	20(87.0)	2(8.7)	0(0.0)	1(4.3)	0(0.0)	23(100.0)
計	21(50.0)	8(19.0)	8(19.0)	3(7.1)	2(4.8)	42(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とならない場合がある。

3 法定外協議会のうち 1 協議会は参加者を固定していないため除外した。

19 法定協議会のうち全体構想を作成している 15 協議会において、参加人数と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、①参加人数が 25 人未満の協議会は 255 日、②参加人数が 25 人から 49 人までの協議会は平均 304 日、③参加人数が 50 人から 74 人までの協議会は平均 495 日を要しており、おおむね参加人数が多くなるほど事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

図表 2-(2)-⑪ 参加人数別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

参加人数	平均日数
25 人未満	255 日（ 1 協議会）
25～49 人	304 日（ 5 協議会）
50～74 人	495 日（ 6 協議会）
75～99 人	126 日（ 1 協議会）
100 人以上	481 日（ 2 協議会）
	389 日（15 協議会）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 全体構想を作成している 15 法定協議会を計上した。

19 法定協議会のうち全体構想の作成に至っていない協議会が4協議会みられ、このうち、協議会設置から全体構想作成まで2年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものが、①参加人数が25人から49人までの協議会では1協議会(1,121日)、②参加人数が50人から74人までの協議会では1協議会(938日)みられる。

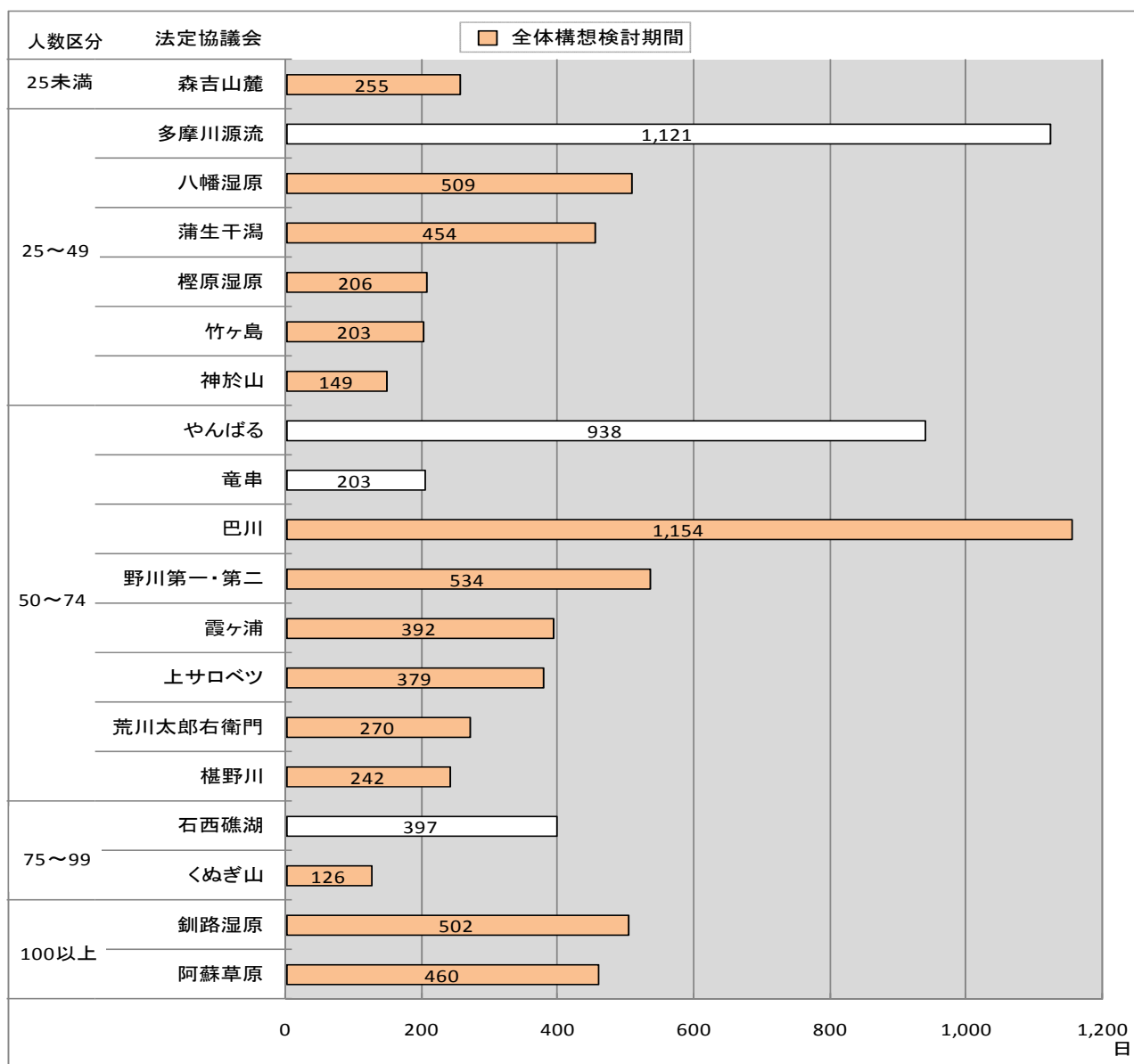
図表2-(2)-⑫ 全体構想の作成に至っていない法定協議会について、参加人数別にみた協議会設置からの経過日数(平成19年3月末現在)

参加人数	日数
25人未満	—
25～49人	1,121日(3年)
50～74人	203日(6か月) 938日(2年7か月)
75～99人	397日(1年1か月)
100人以上	—

(注) 当省の調査結果による。

参加人数別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数は、図表2-(2)-⑬のとおりである。

図表 2-(2)-⑬ 参加人数別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数(平成 19 年 3 月末現在) (単位:日)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想検討中、■色は全体構想が作成されていることを示す。
 3 「石西礁湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。

全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、実施計画を作成している協議会は 8 協議会みられ、この 8 協議会における協議会の参加人数と協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、①参加人数が 25 人から 49 人までの協議会は平均 455 日、②参加人数が 50 人から 74 人までの協議会は平均 621 日、③参加人数が 100 人以上の協議会は 808 日を要しており、参加人数が多い協議会は、おおむね長期間を要している傾向がみられる。

図表 2-(2)-⑭ 法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

参加人数	平均日数
25 人未満	458 日（1 協議会）
25～49 人	455 日（3 協議会）
50～74 人	621 日（3 協議会）
75～99 人	—
100 人以上	808 日（1 協議会）
計	562 日（8 協議会）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 実施計画作成している 8 法定協議会を計上した。

全体構想を作成している 15 法定協議会のうち実施計画の作成に至っていない協議会が 7 協議会みられ、このうち、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていないものが、①参加人数が 50 人から 75 人までの協議会では 3 協議会（1,365 日、1,157 日、972 日）、②参加人数が 75 人から 99 人までの協議会では 1 協議会（875 日）みられる。

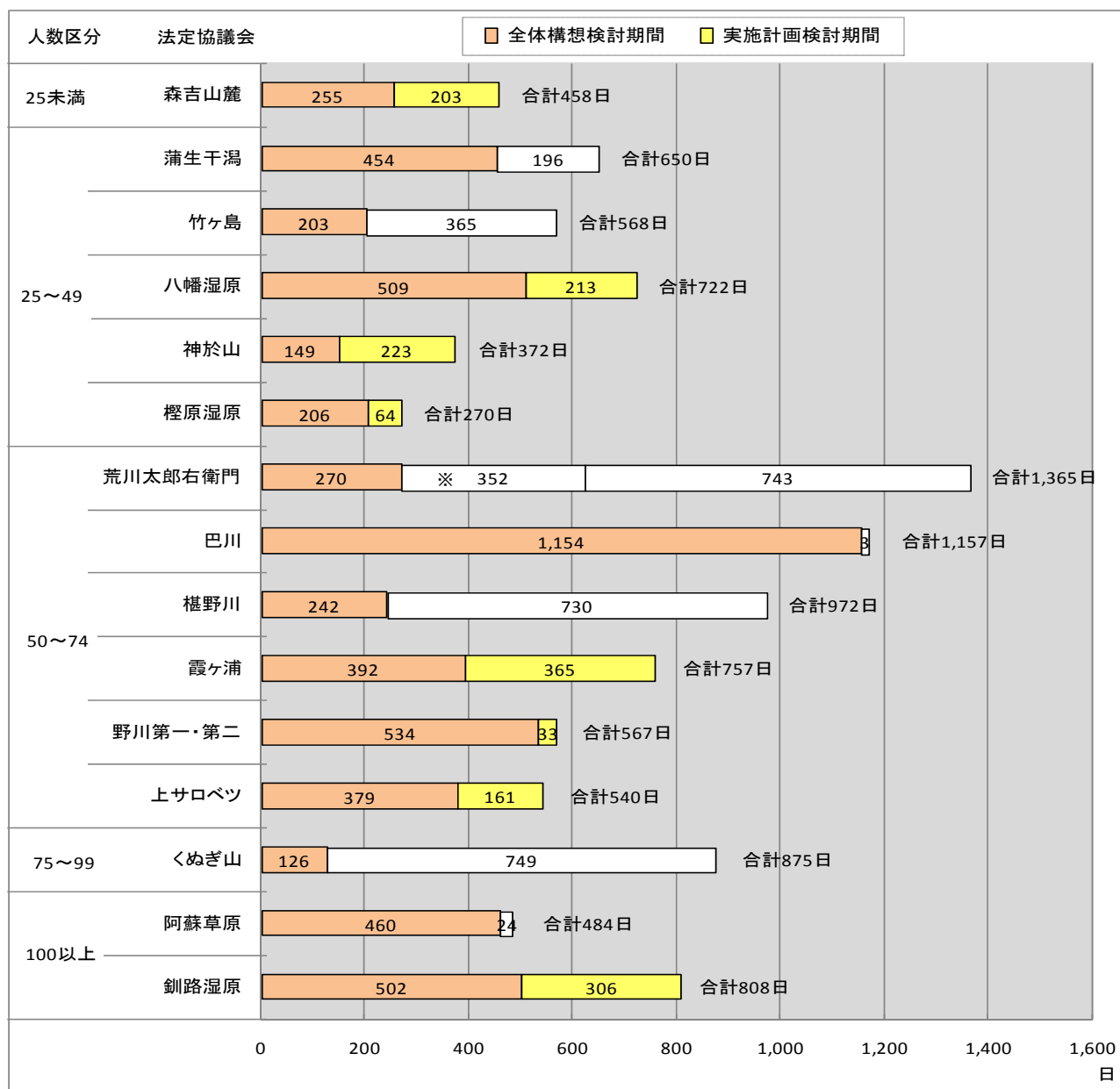
図表 2-(2)-⑮ 実施計画の作成に至っていない法定協議会について、参加人数別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

参加人数	日数
25 人未満	—
25～49 人	568 日（1 年 6 か月） 650 日（1 年 9 か月）
50～74 人	972 日（2 年 6 か月） 1,157 日（3 年 2 か月） 1,365 日（3 年 8 か月）
75～99 人	875 日（2 年 4 か月）
100 人以上	484 日（1 年 3 か月）

(注) 当省の調査結果による。

参加人数別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数は、図表 2-(2)-⑯のとおりである。

図表 2-(2)-⑯ 参加人数別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数(平成 19 年 3 月末現在) (単位: 日)



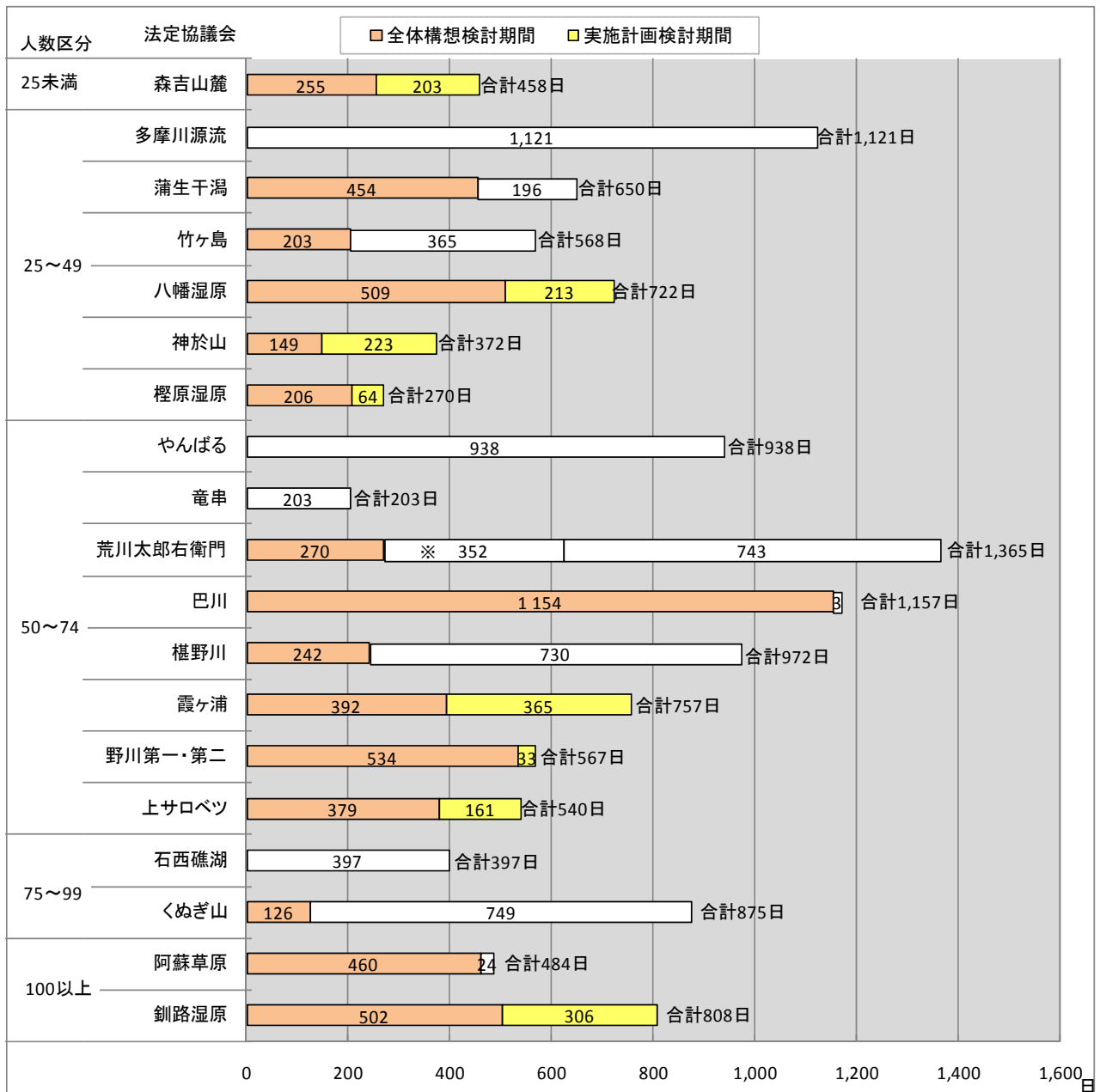
(注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は実施計画検討中、■色は、実施計画が作成されていることを示す。
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

なお、法定協議会の参加人数と協議会設置から自然再生事業の実施までに要した期間については、実施者が実施計画作成後、予算要求時期等を勘案し事業実施時期を決定しているなど外部要因の影響が大きいと考えられるため、比較を行っていない。

以上のことから、参加人数が多い法定協議会ほど、おおむね、全体構想の作成、実施計画の作成までに期間を要しており、事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

法定協議会における参加人数別にみた事業の進ちよく状況は、図表 2-(2)-⑰のとおりである。

図表 2-(2)-⑰ 参加人数別にみた事業の進ちよく状況（平成 19 年 3 月末現在）（単位：日）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想又は実施計画検討中、■色は全体構想が作成されていること、■色は実施計画が作成されていることを示す。
 3 「石西礁湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。
 4 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

参加者を公募している法定協議会においては、参加者を公募し、これに応募があった者を協議会に全員参加させていることから、①協議会の自然再生活動等に対して反対意見を持つ者が参加する、②参加人数が多数となる、③自然再生の対象区域に関係がない者が多数参加するなど、多様な主体が多数参加することにより、合意形成に長期間を要し事業が進ちよくしないとの意見がみられる。

法定協議会及び法定外協議会に参加している都道府県、市町村及びNPO法人を対象とした意識等調査の結果において、それぞれが参加している協議会ではどのような方法で参加者を選定しているかを調査した結果、参加者の選定方法として、「参加募集に応募してきた者は全員参加できる」とするものが34.3%、「参加募集は行わず、自然再生協議会から特定の者に参加を要請している」とするものが22.2%、「参加募集に応募してきた者の中から、協議会で選定する」とするものが14.1%みられる。

図表2-(2)-⑱ 協議会における参加者の選定方法

選 定 方 法	団体数 (%)
参加募集に応募してきた者は全員参加できる	34(34.3)
参加募集に応募してきた者の中から、協議会で選定する	14(14.1)
参加募集は行わず、協議会から特定の者に参加を要請している	22(22.2)
参加募集は行わず、国の行政機関、都道府県、市町村が推薦した者に限定している	8(8.1)
その他	21(21.2)
計	99(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

一方、法定協議会及び法定外協議会に参加している都道府県、市町村及びNPO法人を対象とした意識等調査において、協議会への参加者を決める望ましい方法について調査した結果、「一部の者に限定することは不公平なので、参加募集に応募してきた者はすべて参加させるのがよい」とするものが29.3%みられるものの、「応募者全員が参加すると、協議会の運営が難しくなるので、協議会の趣旨に沿う者など、一定の者を選定するのがよい」とするものが53.5%と半数以上みられ、協議会が採用している参加者の選定方法と協議会参加者が望ましいと考えている選定

方法に相違がみられる。

図表 2-(2)-⑱ 協議会への参加者を決める望ましい方法

選 定 方 法	団体数 (%)
一部の者に限定することは不公平なので、参加募集に応募してきた者はすべて参加させるのがよい	29(29.3)
応募者全員が参加すると、協議会の運営が難しくなるので、協議会の趣旨に沿う者など、一定の者を選定するのがよい	53(53.5)
その他	17(17.2)
計	99(100.0)

- (注) 1 当省の意識等調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

一部の法定協議会では、協議会の参加者を公募するに当たって、①事前に参加者の活動内容を例示し募集している、②事前に自然再生の対象区域の周辺地域で参加が必要と考えられる参加者を選考した上で他の参加者の募集を行っている、③参加人数が多数となる場合には抽選を行うなど工夫している例がみられる。

[資料 11 参照]

イ 協議会における合意形成の方法

【要 旨】

基本方針において、法定協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ることとされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、法定協議会及び法定外協議会における合意形成の方法を把握するとともに、法定協議会における合意形成の方法と事業の進ちょく状況を分析した結果は、次のとおりである。

(ア) 法定協議会及び法定外協議会が採用している合意形成の方法をみると、19 法定協議会のうち、①全員一致としているものが 15 協議会 (78.9%)、②多数決としているものが 4 協議会 (21.1%) みられる。

一方、24 法定外協議会のうち、①全員一致としているものが 13 協議会 (54.2%)、②多数決としているものが 1 協議会 (4.2%)、③協議会としての意思決定を会長に一任しているなどとしているものが 10 協議会 (41.7%) となっており、法定協議会及び法定外協議会ともに合意形成の方法を全員一致とする傾向がみられるものの、法定協議会は法定外協議会に比べて、その割合が高くなっている。

(イ) 法定協議会における合意形成の方法と協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、①全員一致としている協議会は平均 416 日、②多数決としている協議会は平均 316 日を要しており、全員一致としている協議会は多数決としている協議会に比べ長期間を要している。

また、法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、①全員一致としている協議会は平均 593 日、②多数決としている協議会は平均 470 日を要しており、全員一致としている協議会は多数決としている協議会に比べ長期間を要している。

(ウ) 19 法定協議会のうち、全員一致としている協議会は 15 協議会みられ、このうち、全体構想の作成に至っていない協議会が 4 協議会みられる。この 4 協議会の中には、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものが 2 協議会みられる。

一方、多数決としている法定協議会では、全体構想の作成に至っていない協議会はみられない。

(エ) 法定協議会の中には、全体構想における自然再生対象区域等の検討に当たって、

協議会における合意形成の方法は全員一致が望ましいとして全員一致を目指していたが、全員の意見が一致しなかったことから法定協議会が解散した例がみられる。

- (オ) 法定協議会の中には、協議会の運営を円滑にするための工夫として、会議のルールを設けているもの、協議のスケジュールを設定しているもの、学び合いの機会を設けているもの、ワークショップを活用しているもの、ファシリテーター（注）を活用しているものなどの例がみられる。

（注）ファシリテーター 【英語】 Facilitator

「行動やある過程を容易に促進する」という意味の facilitate から転じた言葉であり、あることを容易にするために、問題を議論する過程において進行役や引出し役となる人のことを指す。単なる進行役でも、権威的な教師・指導者でもない。参加者と水平的位置にありながら、参加者の主体性（意欲・知識・経験等）を上手に引出し、コミュニケーションを円滑に促進していく役割を担う。（出典：国立環境研究所ホームページ）

以上のことから、協議会における合意形成の方法は、法定協議会及び法定外協議会ともに全員一致とする傾向がみられ、法定協議会では7割以上の協議会が全員一致としている状況がみられる。

しかしながら、合意形成の方法別に事業の進ちよく状況をみると、全員一致とすることは、事業の推進に当たって必ずしも効率的なものとなっておらず、法定協議会における合意形成の方法が課題となっている。

(7) 把握する内容及び手法

法定協議会における合意形成については、基本方針において、協議会の運営に際しては自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ることとされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、合意形成の方法を把握するとともに、法定協議会における合意形成の方法別に事業の進ちよく状況を比較することにより、法定協議会における合意形成の方法が協議会の運営・事業の推進に当たって効率的・効果的なものとなっているかを分析した。

(イ) 把握した結果

法定協議会及び法定外協議会における合意形成の方法をみると、19 法定協議会のうち、①全員一致としているものが 15 協議会（78.9%）、②多数決としているものが 4 協議会（21.1%）みられる。

一方、24 法定外協議会のうち、①全員一致としているものが 13 協議会（54.2%）、②多数決としているものが 1 協議会（4.2%）、③協議会としての意思決定を会長に一任

しているなどとしているものが 10 協議会（41.7%）となっており、法定協議会及び法定外協議会ともに合意形成の方法を全員一致とする傾向がみられるが、法定協議会は法定外協議会に比べて、その割合が高くなっている。

この理由として、大半の法定協議会では、基本方針に示された「協議会における総意の下」については、「協議会の合意形成に当たっては全員一致を採用すること」と解している状況がみられる。

一方、法定外協議会では、合意形成の方法として、特段、法令等によりその方法が求められていないことから、合意形成の方法は、協議会事務局を運営する国及び地方公共団体の判断となっている。

図表 2-(2)-⑳ 法定協議会及び法定外協議会における合意形成の方法

(単位：協議会、%)

区 分	全員一致	多数決	その他	計
法定協議会	15(78.9)	4(21.1)	0(0.0)	19(100.0)
法定外協議会	13(54.2)	1(4.2)	10(41.7)	24(100.0)
計	28(65.1)	5(11.6)	10(23.3)	43(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。

3 「その他」は、協議会の開催に当たって事前に事務局が意見調整を行っているもの、協議会としての意思決定を会長に一任しているものなどである。

19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会において、合意形成の方法と協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、①全員一致としている協議会は平均 416 日、②多数決としている協議会は平均 316 日となっており、全員一致としている協議会は、多数決としている協議会に比べ平均 100 日多く期間を要している状況がみられる。

なお、19 法定協議会のうち、全体構想の作成に至っていない協議会が 4 協議会みられ、この 4 協議会すべてにおいて合意形成の方法を全員一致としている。また、この 4 協議会の中には、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていないものが 2 協議会（1,121 日、938 日）みられる。

一方、合意形成の方法を多数決としている協議会は 19 法定協議会のうち 4 協議会みられるが、この 4 協議会において全体構想の作成に至っていない協議会はみられない。

図表 2-(2)-㉑ 合意形成の方法別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	平均日数
全員一致	416 日（11 協議会）
多数決	316 日（4 協議会）
計	389 日（15 協議会）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会を計上した。

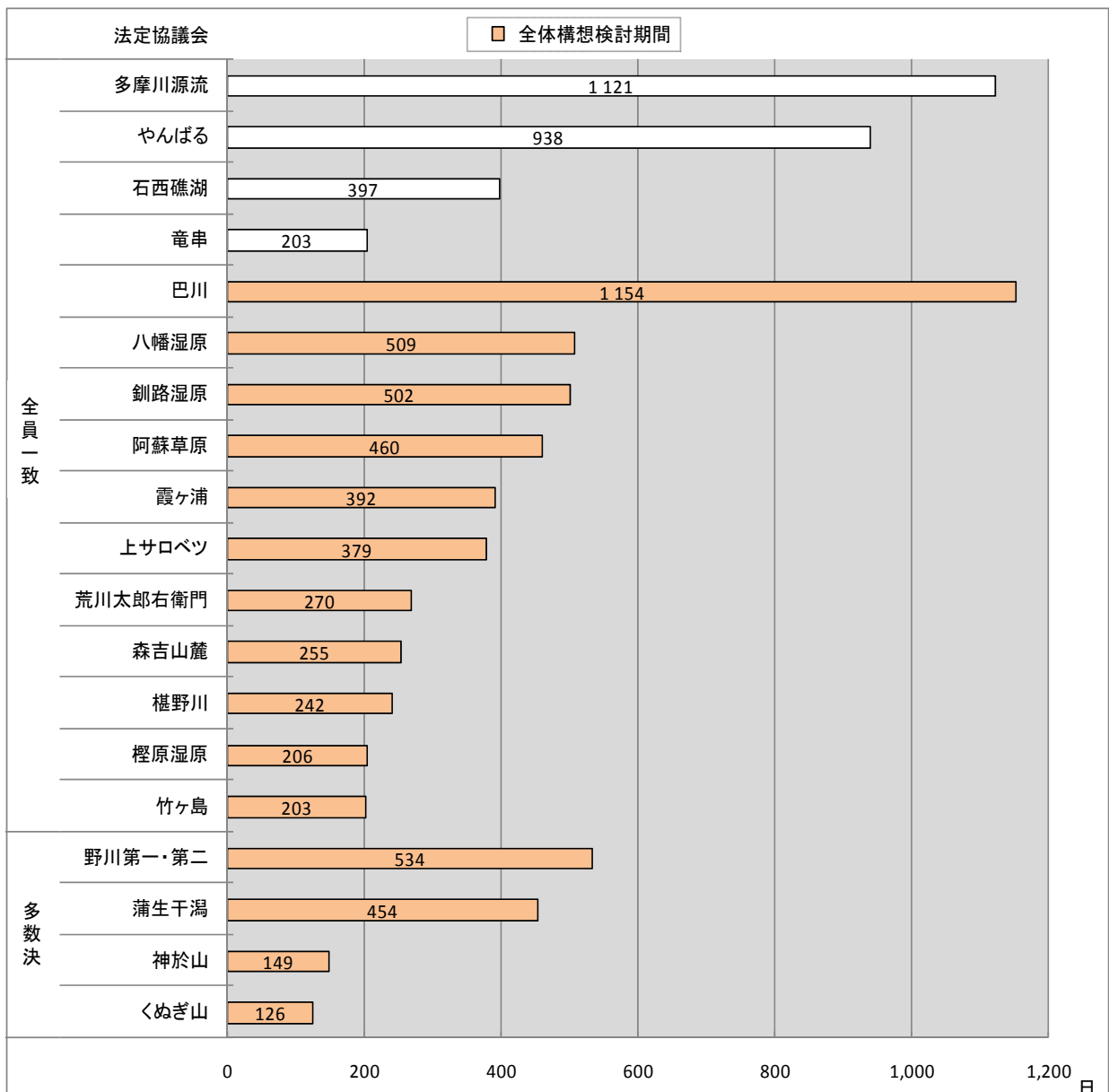
図表 2-(2)-㉒ 全体構想の作成に至っていない法定協議会について、合意形成の方法別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	日数
全員一致	203 日（6 か月）
	397 日（1 年 1 か月）
	938 日（2 年 7 か月）
	1,121 日（3 年）
多数決	—

(注) 当省の調査結果による。

合意形成の方法別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数は、図表 2-(2)-㉓のとおりである。

図表 2-(2)-㉓ 合意形成の方法別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）
（単位：日）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想検討中、■色は、全体構想が作成されていることを示す。
 3 「石西礁湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。

全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、実施計画を作成している協議会は 8 協議会みられ、この 8 協議会における合意形成の方法と協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、①全員一致としている協議会は平均 593 日、②多数決としている協議会は平均 470 日を要しており、全員一致としている協議会は、多数決としている協議会に比べ平均 123 日多く期間を要している。

図表 2-(2)-㉔ 合意形成の方法別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	平均日数
全員一致	593 日（6 協議会）
多数決	470 日（2 協議会）
計	562 日（8 協議会）

（注） 1 当省の調査結果による。
2 法定協議会のうち、実施計画を作成している 8 協議会を計上した。

全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会が 7 協議会みられ、このうち全員一致としている協議会が 5 協議会みられる。この 5 協議会の中には協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 3 協議会（1,365 日、1,157 日、972 日）みられる。

一方、実施計画の作成に至っていない 7 協議会のうち多数決としている協議会は 2 協議会みられ、このうち協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 1 協議会（875 日）みられる。

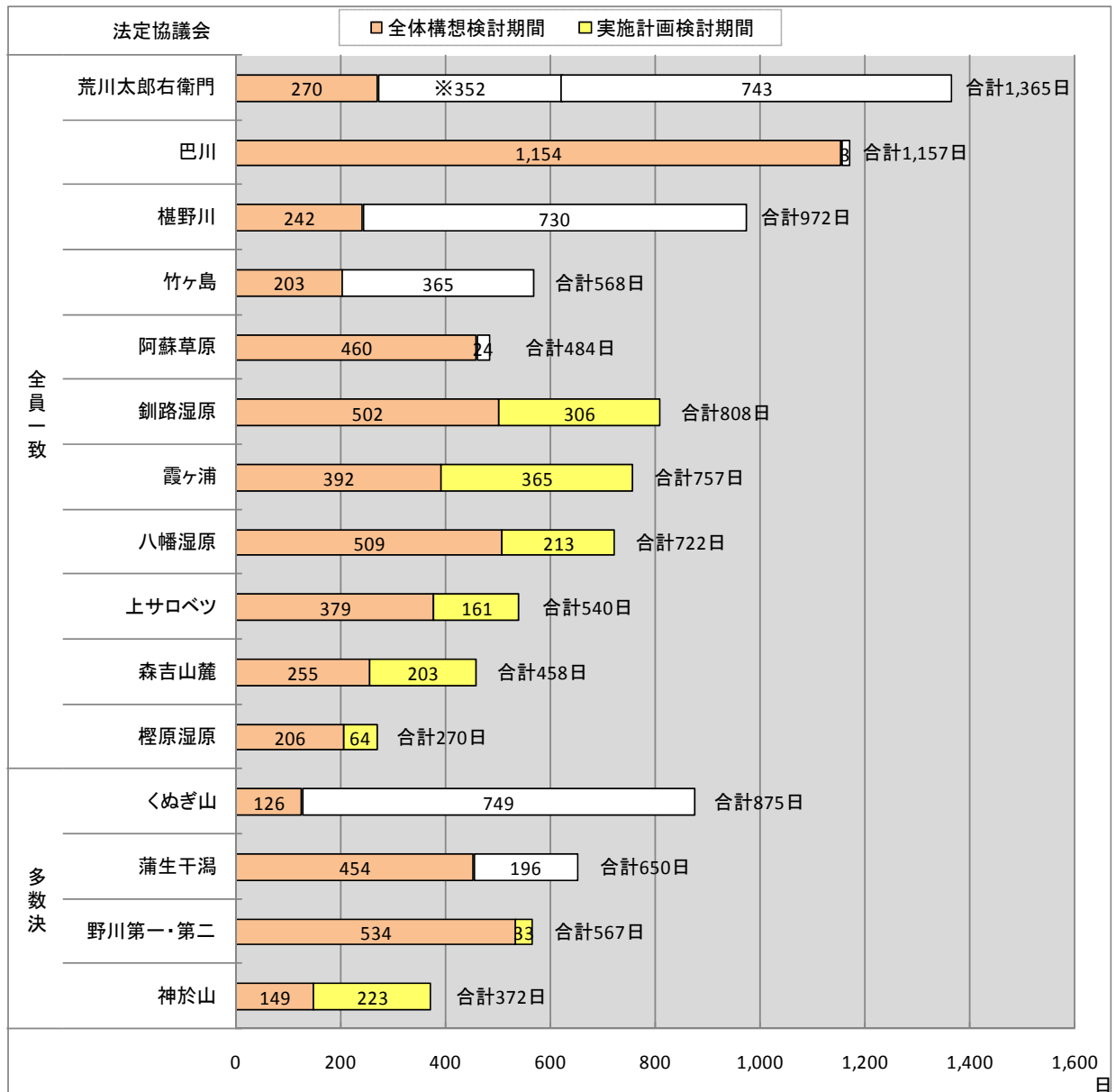
図表 2-(2)-㉕ 実施計画の作成に至っていない法定協議会について、合意形成の方法別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	日数
全員一致	484 日（1 年 3 か月）
	568 日（1 年 6 か月）
	972 日（2 年 6 か月）
	1,157 日（3 年 2 か月）
	1,365 日（3 年 8 か月）
多数決	650 日（1 年 9 か月）
	875 日（2 年 4 か月）

（注） 当省の調査結果による。

合意形成の方法別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数は、図表 2-(2)-㉕のとおりである。

図表 2-(2)-㉔ 合意形成の方法別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）（単位：日）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は実施計画検討中、■色は実施計画が作成されていることを示す。
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

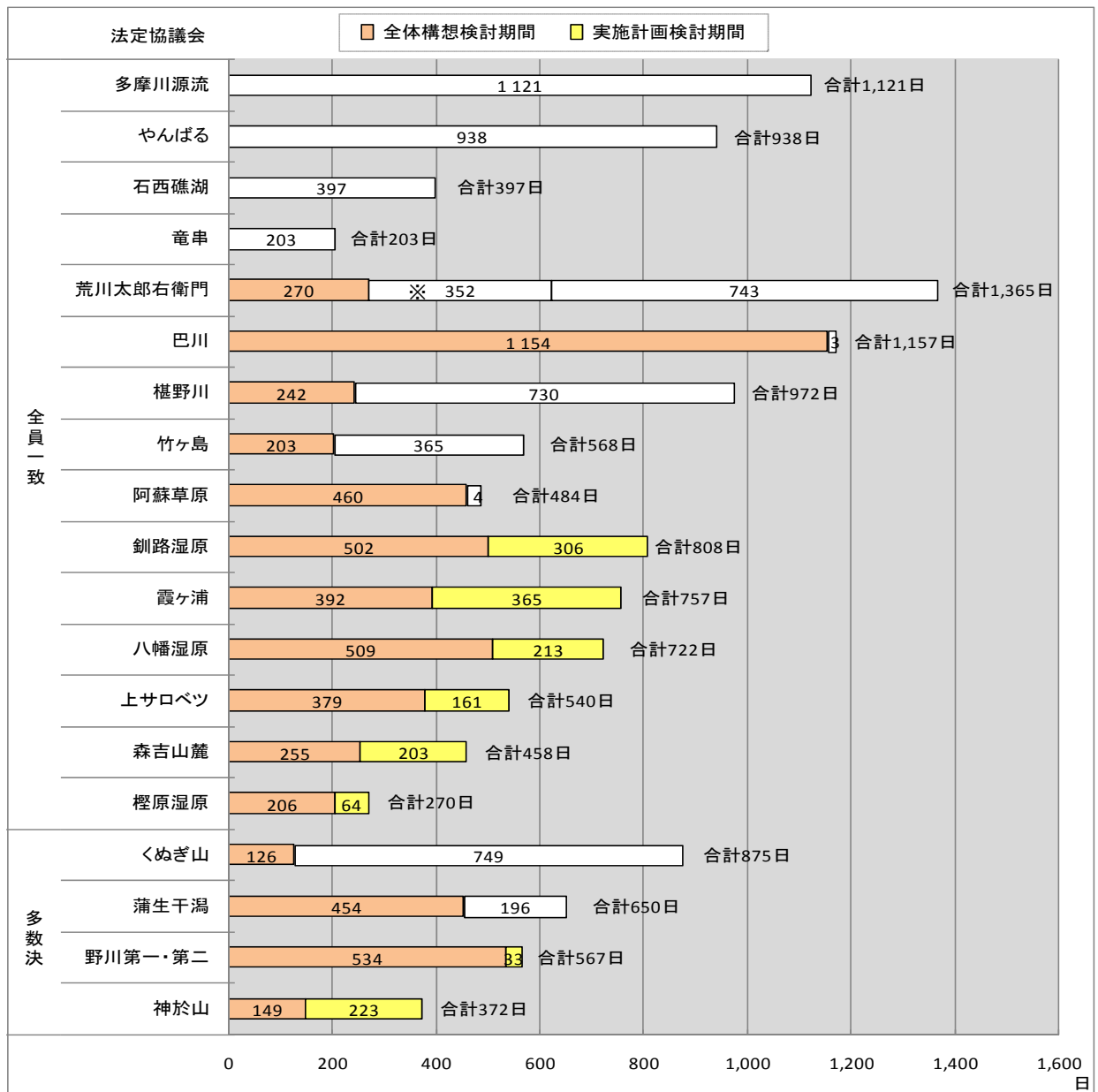
なお、法定協議会における合意形成の方法と法定協議会設置から自然再生事業の実施までに要した期間については、実施者が計画作成後、予算要求時期等を勘案し事業実施時期を決定しているなど外部要因の影響が大きいと考えられるため、比較を行っていない。

以上のことから、全員一致としている法定協議会は、おおむね、全体構想の作成、実

施計画の作成に期間を要しており、事業が進ちよくしない傾向がみられる。

法定協議会における合意形成の方法別にみた事業の進ちよく状況は、図表 2-(2)-⑳ のとおりである。

図表 2-(2)-⑳ 合意形成の方法別にみた事業の進ちよく状況（平成 19 年 3 月末現在）
（単位：日）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想又は実施計画検討中、■色は全体構想が作成されていること、■色は実施計画が作成されていることを示す。
 3 「石西礮湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。
 4 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

法定協議会の中には、全体構想における自然再生対象区域等の検討に当たって、協議会における合意形成の方法は全員一致が望ましいとして、全員一致を目指していた法定協議会が全員の意見が一致しなかったことから解散した例がみられる。(注)

当該協議会事務局では、協議会の解散は残念であるとしながらも、法の趣旨から、協議は多数決の論理で進めるものではなく、総意として意見を集約する必要があるため解散は仕方がないとしている。

しかしながら、当該協議会の参加者においては、基本方針では、協議会の運営について「協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること」と定められているが、多様な意見を有する者が多数参加している協議会において全員一致の形で「総意の下」という状況を作り出すのは困難であり、基本方針に示されている「総意の下」を削除する等の基本方針の改正を望む意見がみられた。

(注) 解散した協議会では、解散後、参加者の一部であるNPO、県、村等が中心となって、平成19年9月10日、自然再生の対象を限定した新たな法定外協議会を設置している。

〔資料 12 参照〕

法定協議会及び法定外協議会に参加している都道府県、市町村及びNPO法人を対象とした意識等調査の結果をみると、合意形成の方法を、「協議会の参加者全員の意見の一致により決定している」とするものが42.4%、「協議会の参加者全員による多数決で決定している」とするものが22.2%、「協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任している」とするものが11.1%みられる。

図表 2-(2)-㉔ 協議会における合意形成の方法

区 分	団体数 (%)
協議会の参加者全員の意見の一致により決定している	42(42.4)
協議会の参加者全員による多数決で決定している	22(22.2)
協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任している	11(11.1)
その他	18(18.2)
分からない	4(4.0)
無回答	2(2.0)
計	99(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

一方、意識等調査の結果、協議会に参加している都道府県、市町村及びNPO法人が、協議会において望ましいと考えている合意形成の方法をみると、「自然再生事業を円滑に進めるため、参加者全員の意見の一致が必要である」とするものが38.4%、「参加者全員による多数決がよい」とするものが18.2%、「協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任するのがよい」とするものが16.2%みられるなど、協議会の参加者は、協議会における合意形成に当たって全員一致とすることが、より望ましいと考えていることがうかがえる。

図表2-(2)-㉑ 協議会における望ましい合意形成の方法

区 分	団体数 (%)
自然再生事業を円滑に進めるため、参加者全員の意見の一致が必要である	38(38.4)
参加者全員による多数決がよい	18(18.2)
協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任するのがよい	16(16.2)
その他	19(19.2)
分からない	7(7.1)
無回答	1(1.0)
計	99(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

なお、当省が開催した「自然再生の推進に関する政策評価」に係る研究会のメンバーにおいては、自然再生事業は長期的な取組であり、協議会の参加者が自然再生について学び合いながら事業を進めることは有意義であり、このため合意形成に長期間を要することもやむを得ないとする意見がみられるが、一方で、一部の協議会においては、多様な主体が多数参加することから意見の対立が生ずるなど有意義な議論が行われず、協議に長期間を要している状況もみられるとの意見がみられる。

このような状況を踏まえ、法定協議会の中には、協議会の運営を円滑にするための工夫として、会議のルールを設けているもの、協議のスケジュールを設定しているもの、学び合いの機会を設けているもの、ワークショップを活用しているもの、ファシリテーターを活用しているものなどの例がみられる。

○ 協議会を円滑に運営するための「会議のルール」を設けている協議会

石西礁湖自然再生協議会では、参加者を公募することにより多様な主体が多数参加することから、協議会を円滑に運営するため、①特定の個人や団体等をひぼう中傷するような発言は行わない、②会議を欠席する場合、意見・提案がある場合は「意見・提案シート」を提出する、③提案に当たって地域、団体などの個別利益優先とにならないよう配慮する、④問題点を明確にした上で合意形成を目指した議論を実施するなどの「会議のルール」を設けている。

また、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、参加者の募集に当たって、団体から選出されて参加する場合は、参加者の意見を団体の意見として扱わないこととし、参加者それぞれが自由な議論を行うことができるようにするなどのルールを事前に周知しているなど、協議会を円滑に運営するための独自の手法を採用している。

〔資料 13 参照〕

○ 協議会の協議スケジュールを設定している協議会

森吉山麓高原自然再生協議会では、第1回協議会において、協議会における協議の進め方について全体スケジュールを示し、これに沿って協議を進めるとともに、進ちよく状況に併せて小委員会を活用するなど効率的な協議を行っている。

〔資料 14 参照〕

○ 円滑な合意形成のため学び合いの機会を設けている協議会

榎野川河口域・干潟自然再生協議会では、協議会における合意形成を円滑にするため、協議会開催の前後等に現地見学やフォーラムを開催し、自然再生について学ぶ機会を作るなど、参加者の自然再生への意識と理解を高めるための活動を行っている。

〔資料 15 参照〕

○ 協議会における合意形成を円滑に行うため、ワークショップの開催、ファシリテーターを活用している協議会

石西礁湖自然再生協議会では、参加者が三つのグループに分かれ、「石西礁湖のサンゴ礁の将来あるべき姿」を検討のゴールイメージとして設定し、協議を円滑に行うため、ファシリテーターを活用しグループワークを展開している。

〔資料 16 参照〕

ウ 法定協議会及び法定外協議会のメリット・デメリット

【要 旨】

今回、法定協議会及び法定外協議会の参加者を対象とした実地調査において、法定協議会及び法定外協議会のメリット・デメリットに関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

(ア) 法定協議会のメリットとして、「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げるものが 33.3%、「法に基づく協議会として位置付けされること」を挙げるものが 16.0%みられた。

一方、デメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げるものが 39.3%みられた。

(イ) 法定外協議会のメリットとして、「法定協議会に比べて国への手続や事業実施に当たったの制約がないこと」を挙げるもの、「法定協議会に比べて必要最小限の参加者で意見がまとまりやすいこと」を挙げるものがそれぞれ 16.7%みられた。

一方、デメリットとして、「多様な意見により合意形成が困難となること」を挙げるものが 11.4%みられた。

(ウ) 法定協議会に参加している国及び地方公共団体の意見をみると、「法定協議会のメリットはない」とするものが60機関のうち10機関（16.7%）みられるが、法定協議会に参加しているNPO法人、地域住民等の意見をみると、「法定協議会のメリットはない」とする意見はみられず、国及び地方公共団体とNPO法人、地域住民等との意見に相違がみられた。

(エ) 調査対象とした24法定外協議会から、今後、法定協議会に移行する予定を調査したところ、「法定協議会に移行する予定がない」とする協議会が23協議会（95.8%）、「未定」とする協議会が1協議会（4.2%）みられ、移行する予定がないとする理由として、「現状のままで問題がない」とする協議会が21.2%、「法定協議会に移行するメリットがない・分からない」とする協議会が15.2%、「法に縛られたくない、国の関与を受けたくない」とする協議会が12.1%みられた。

以上のことから、法定協議会のメリットとして、「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げる意見がみられ、法で想定したNPO法人等が法定協議会を設置しようとする誘因となっている状況がみられるものの、同時にデメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げる意見が主に地方公共団体にみられるなど、法定協議会のメリットとされていることが、必ずしも法定協議会の設置を促進する誘因とはなっていない状況がみられる。

また、法定協議会に参加している国及び地方公共団体においては、法定協議会のメリットがないとする意見がみられるが、地域住民、NPO法人等においては同様の意見がみられないことから、行政機関と地域住民、NPO法人等との法定協議会に関する認識に相違がみられる。

(7) 把握する内容及び手法

調査対象とした法定協議会及び法定外協議会に参加している国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、地域住民等から、参加している法定協議会又は法定外協議会のメリット・デメリットについて意見を聴取し、これらの意見を比較することにより自然再生を推進するため、法に基づき事務を行うこととされている法定協議会が有効なものとなっているかについて分析した。

(イ) 把握した結果

a 法定協議会及び法定外協議会のメリット・デメリット

法定協議会、法定外協議会の参加者から、参加している法定協議会又は法定外協議会のメリット・デメリットに関する意見を聴取した結果は、次のとおりである。

(a) 法定協議会のメリットとして、「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げるものが 33.3%、「法律に基づく協議会として位置付けされること」を挙げるものが 16.0%、「関係機関の縦割りが解消し、関係機関が連携すること」を挙げるものが 9.3%、「メリットなし」とするものが 13.3%みられた。

一方、法定協議会のデメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げるものが 39.3%、「自然環境専門家、自然保護団体等が参加することにより地元の意見が反映されないこと」を挙げるものが 9.8%、「法律に基づく事務手続が煩雑となること」を挙げるものが 6.6%、「デメリットなし」とするものが 31.1%みられた。

(b) 法定外協議会のメリットとして、「法定協議会に比べて国への手続や事業実施に当たっての制約がないこと」を挙げるもの、「法定協議会に比べて必要最小限の参加者で意見がまとまりやすいこと」を挙げるものがそれぞれ 16.7%みられるもの、「メリットなし」とするものが 18.8%みられた。

一方、法定外協議会のデメリットとして、「多様な意見により合意形成が困難となること」を挙げるものが 11.4%、「デメリットなし」とするものが 52.3%みられた。

(c) 法定協議会に参加している国及び地方公共団体の意見をみると、「法定協議会のメリットはない」とするものが、①国の行政機関では 11.1%、②都道府県では

19.0%、③市町村では 19.0%みられたが、一方、NPO法人、地域住民等は、法定協議会のメリットとして「多様な主体の意見聴取が可能となること」とするものが 80.0%みられ、「法定協議会のメリットはない」とするものはみられず、国及び地方公共団体とNPO法人、地域住民等との意見に相違がみられた。

以上のことから、法定協議会及び法定外協議会のメリット・デメリットとされていることをみると、法定協議会のメリットとして「多様な主体の意見聴取が可能となること」、「法律に基づく協議会として位置付けされること」を挙げているものが多い一方、法定協議会のデメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げているものが最も多く、また、法定外協議会のメリットとして「法定協議会に比べて国への手続や事業実施に当たっての制約がないこと」を挙げているものが最も多いなど、法定協議会のメリットとされていることが、必ずしも法定協議会の設置を促進する誘因とはなっていない状況がみられる。

なお、法定協議会のデメリットとして「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げるものが、①国の行政機関では 58.3%、②都道府県では 33.3%、③市町村では 34.8%みられ、国及び地方公共団体では、協議会に多様な主体が多数参加することで事業が進ちよくしないと考えている状況がうかがえる。

さらに、法定外協議会に参加している国及び地方公共団体の意見をみると、法定外協議会としていることについて「デメリットなし」とするものが、①国の行政機関では 60.0%、②都道府県では 50.0%、③市町村では 50.0%みられるなど、国及び地方公共団体の半数以上が自然再生事業の実施に当たって法定外協議会でも支障がないと考えている状況がみられる。

図表 2-(2)-㉔ 法定協議会のメリットに関する意見

(単位：団体・人、%)

参加者 区分	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境 専門家	NPO 法人	地域住民	計
多様な主体の意見聴取が可能となること	3 (16.7)	5 (23.8)	5 (23.8)	3 (100.0)	7 (70.0)	2 (100.0)	25 (33.3)
法律に基づく協議会として位置付けされること	2 (11.1)	6 (28.6)	1 (4.8)	0	3 (30.0)	0	12 (16.0)
関係機関の縦割りが解消し、関係機関が連携すること	3 (16.7)	1 (4.8)	3 (14.3)	0	0	0	7 (9.3)
事業に当たって参加者の共通の認識が可能となること	2 (11.1)	0	2 (9.5)	0	0	0	4 (5.3)
国の補助を受けやすいこと	1 (5.6)	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	3 (4.0)
マスコミなどに対してアピールしやすいこと	1 (5.6)	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	3 (4.0)
情報・データの入手が可能となること	0	0	2 (9.5)	0	0	0	2 (2.7)
事前に利害関係者の調整が可能となること	0	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	2 (2.7)
全体構想、実施計画において事業の内容が明確になること	1 (5.6)	1 (4.8)	0	0	0	0	2 (2.7)
協議会における役割分担が明確となること	1 (5.6)	0	0	0	0	0	1 (1.3)
不明	2 (11.1)	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	4 (5.3)
メリットなし	2 (11.1)	4 (19.0)	4 (19.0)	0	0	0	10 (13.3)
計	18 (100.0)	21 (100.0)	21 (100.0)	3 (100.0)	10 (100.0)	2 (100.0)	75 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。

図表 2-(2)-③ 法定協議会のデメリットに関する意見

(単位：団体・人、%)

参加者 区分	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境専門家	N P O 法人	地域住民	計
多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること	7 (58.3)	5 (33.3)	8 (34.8)	1 (33.3)	3 (42.9)	0	24 (39.3)
自然環境専門家、自然保護団体等が参加することにより地元の意見が反映されないこと	0	0	4 (17.4)	0	1 (14.3)	1 (100.0)	6 (9.8)
法律に基づく事務手続が煩雑となること	0	2 (13.3)	1 (4.3)	1 (33.3)	0	0	4 (6.6)
協議会における役割分担が不明確となること	1 (8.3)	0	2 (8.7)	0	0	0	3 (4.9)
財政上の措置がないこと	0	1 (6.7)	1 (4.3)	0	0	0	2 (3.3)
公募した参加者に主体性がみられないこと	0	0	0	0	1 (14.3)	0	1 (1.6)
地域住民等の公募委員が参加することにより自然再生の方向性があいまいとなること	0	1 (6.7)	0	0	0	0	1 (1.6)
不明	1 (8.3)	0	0	0	0	0	1 (1.6)
デメリットなし	3 (25.0)	6 (40.0)	7 (30.4)	1 (33.3)	2 (28.6)	0	19 (31.1)
計	12 (100.0)	15 (100.0)	23 (100.0)	3 (100.0)	7 (100.0)	1 (100.0)	61 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。

図表 2-(2)-㉓ 法定外協議会のメリットに関する意見

(単位：団体・人、%)

参加者 区分	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境 専門家	N P O 法人	地域住民	計
法定協議会に比べて国への 手続や事業実施に当たっ ての制約がないこと	2 (15.4)	4 (28.6)	2 (11.1)	0	0	0	8 (16.7)
法定協議会に比べて必要最 小限の参加者で意見がまと まりやすいこと	2 (15.4)	1 (7.1)	3 (16.7)	1 (100.0)	1 (50.0)	0	8 (16.7)
事業に当たって参加者の共 通認識が可能となること	2 (15.4)	1 (7.1)	2 (11.1)	0	0	0	5 (10.4)
多様な主体の参加により多 様な意見を聴取できること	2 (15.4)	0	1 (5.6)	0	0	0	3 (6.3)
科学的な知見が活用できる こと	0	1 (7.1)	1 (5.6)	0	0	0	2 (4.2)
参加者間の利害調整等が可 能となること	0	0	1 (5.6)	0	0	0	1 (2.1)
法定協議会に比べ参加者の 入れ替えなど弾力的な対応 が可能となること	0	0	1 (5.6)	0	0	0	1 (2.1)
不明	3 (23.1)	3 (21.4)	5 (27.8)	0	0	0	11 (22.9)
メリットなし	2 (15.4)	4 (28.6)	2 (11.1)	0	1 (50.0)	0	9 (18.8)
計	13 (100.0)	14 (100.0)	18 (100.0)	1 (100.0)	2 (100.0)	0	48 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。

図表 2-(2)-㉓ 法定外協議会のデメリットに関する意見

(単位：団体・人、%)

参加者 区分	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境専門家	N P O 法人	地域住民	計
多様な意見により合意形成が困難となること	2 (13.3)	2 (14.3)	1 (7.1)	0	0	0	5 (11.4)
法定協議会に比べて目標や課題が明確となっていないこと	1 (6.7)	0	0	0	0	0	1 (2.3)
意思決定機関としての認識が薄いこと	0	0	0	0	1 (100.0)	0	1 (2.3)
法定協議会に比べ国及び地方公共団体からの財政的な支援が限定的となること	0	1 (7.1)	0	0	0	0	1 (2.3)
不明	3 (20.0)	4 (28.6)	6 (42.9)	0	0	0	13 (29.5)
デメリットなし	9 (60.0)	7 (50.0)	7 (50.0)	0	0	0	23 (52.3)
計	15 (100.0)	14 (100.0)	14 (100.0)	0	1 (100.0)	0	44 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。

調査対象とした24法定外協議会から、今後、法定協議会に移行する予定を調査したところ、「法定協議会に移行する予定がない」とする協議会が23協議会(95.8%)、「未定」とする協議会が1協議会(4.2%)となっている。

移行を予定していない理由としては、図表2-(2)-㉔のとおり、「現状のままで問題がない」とする協議会が21.2%、「法定協議会に移行するメリットがない・分からない」とする協議会が15.2%、「法に縛られたくない、国の関与を受けたくない」とする協議会が12.1%となっている。

なお、法定外協議会事務局においては、現在、設置している法定外協議会を法定協議会に移行するためには、①新たに多様な主体の参加の確保が必要、②全体構想を作成する必要がある、③現在作成している実施計画を全体構想に沿った実施計画に見直す必要があるなど、新たな事務手続等が発生し、かつ、作成した全体構想や実施計画をあらためて協議会に諮る必要があるため負担が大きいとの意見がみられる。

法定外協議会は、法定協議会と同様に自然再生の対象区域や目標を定めた計画等を作成しているものが多く見られるが、法定協議会に移行するためには、多くの事務が発生し、多大な労力を必要とする状況がうかがえる。

図表 2-(2)-㉔ 法定外協議会が法定協議会に移行しない理由（複数回答）

理 由	協議会数 (%)
現状のままで問題がない	7 (21.2)
法定協議会に移行するメリットがない・分からない	5 (15.2)
法に縛られたくない、国の関与を受けたくない	4 (12.1)
法定協議会とすることが必須要件ではない	3 (9.1)
法定協議会とする必要性がない	2 (6.1)
法定協議会とするための多様な主体が参加していない	1 (3.0)
法定外協議会設置から2年しか経過しておらず法定協議会とする時期ではない	1 (3.0)
自然再生推進法を承知していない	1 (3.0)
その他	9 (27.3)
計	33(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 調査した24法定外協議会について計上した。

b 法定協議会における事務コスト

法定協議会のメリット・デメリットに関する意見のうち、法定協議会のデメリットとして、「法律に基づく事務手続が煩雑となること」を挙げるものが6.6%、法定外協議会のメリットとして、「法定協議会に比べて国への手続や事業実施に当たって制約がないこと」を挙げるものが16.7%みられた。

このことから、法定協議会と法定外協議会における必要な事務手続等を比較すると、図表 2-(2)-㉕のとおりとなっている。

法定協議会では、法及び基本方針に基づき、協議会又は実施者が行うべき事務手続等が定められているが、法定外協議会では、各省が実施している公共事業等の実施要綱等において手続等が規定されているものの、これらの事務手続等はすべて実施者である国又は地方公共団体が行う通常の行政事務となっている。

法定協議会と法定外協議会における必要な事務手続等を比較すると、法定協議会は、法定外協議会に比べ、①協議会の参加者の選定に当たっては、幅広くかつ公平な参加を確保すること、②協議会は総意の下で公正かつ適正な運営を図ること、③協議会は原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること、④全体構想を作成するこ

と、⑤実施計画及び全体構想を主務大臣及び都道府県知事へ送付すること、⑥自然再生専門家会議において実施計画等を説明すること、⑦自然再生専門家会議において助言があった場合は、必要に応じて対応すること、⑧主務大臣からの求めに応じ実施計画の進ちょく状況を報告すること、⑨全体構想及び実施計画の作成過程における案の内容に係る情報を原則公開すること、⑩実施計画において具体的な自然環境学習プログラムを整備し、人材を育成することなど事務手続が多くなっており、このことが法定協議会としない一因となっている状況がみられる。

なお、現在の法定協議会では、国及び地方公共団体が実施者となり事務局も運営していることから、国及び地方公共団体にとっては、これらの事務が通常の行政事務と重複し負担となっているのではないかと考えられる。

図表 2-(2)-㉔ 事務手続等に係る法定協議会と法定外協議会との比較

事 項	法定協議会	法定外協議会		
		自然再生事業 (環境省)	元気な地域づくり 交付金 (農林水産省)	統合河川環境 整備事業 (国土交通省)
参加者の 選定<基本 方針2(1)ア>	【協議会】 ・幅広くかつ公平な参加を 確保 ・特に自然環境専門家、土 地の所有者の参加が重要	【実施者】 必要に応じ、 検討会・連絡 協議会等を設 置	【実施者】 必要に応じて、学 識経験者、関係機 関及び団体等か ら意見を聴取	【実施者】 N P O 法人等 の参画を図る
合意形成 の方法<基 本方針 2(2)ア>	【協議会】 協議会における総意の下 で公正かつ適正な運営	—	—	—
協議会の 公開<基 本方針 2(2)ウ>	【協議会】 ・協議会は原則公開 ・協議会の運営に係る透明 性の確保	—	—	—
全体構想、 実施計画 の作成・送 付等 <法第8条 3、法第9 条2、法第	【協議会】 全体構想の作成 (内容) ・対象区域 ・目標 ・協議会参加者名簿 ・役割分担	—	—	—

	【実施者】 実施計画の作成 ・実施者の名称 ・対象区域とその内容 ・対象区域の周辺区域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果	【実施者】 自然再生整備計画の作成 ・対象地域 ・計画期間 ・計画の目標 ・整備方針 ・総事業費 ・計画の評価	【実施者】 元気な地域づくり計画の作成 ・テーマと目標 ・取組方針 ・計画の地域住民への周知方法 ・地域住民からの意見の配慮状況	【実施者】 事業計画の作成 ・基本方針 ・事業期間 ・実施内容 ・事業費
	【協議会】 実施計画及び全体構想を主務大臣及び都道府県知事へ送付 (内容) ・実施者の氏名・名称・住所等を記載 ・事業の対象区域を明らかにした5万分の1の地形図を添付	【実施者】 環境大臣へ提出	【実施者】 都道府県知事の承認	【実施者】 国土交通大臣の同意
	【協議会】 主務大臣、都道府県知事からの助言への対応	—	—	—
	【協議会】 主務大臣からの求めに応じ、実施計画の進ちょく状況の報告	—	—	—
情報の公開＜基本方針3(4)＞	【協議会】 全体構想及び実施計画の作成過程における案の内容を原則公開	【実施者】 整備計画は公表	—	—
自然環境学習等＜基本方針4(1)＞	【実施者】 自然環境学習プログラムの整備、人材の育成	—	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 【 】内は、事務手続を行う者を示す。

3 事業は、環境省の自然再生事業、農林水産省の自然再生関連施策及び国土交通省が公共事業の一部として自然再生事業を実施しているものを例示した。

エ 科学的知見の活用状況

(7) 自然再生の目標設定状況

【要 旨】

法定協議会は、全体構想において、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的な目標を設定することとされている。

自然再生事業の目標の設定については、事業実施後のモニタリングにおいて、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証を行うに当たって、達成すべき水準が具体的に特定されたものであることが重要と考えられる。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、法定協議会及び法定外協議会における目標の設定状況を把握するとともに、設定された目標と事業の進ちよく状況を分析した結果は、次のとおりである。

a 19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会における目標の設定状況をみると、すべての協議会において事前調査等を実施し、その結果を基に目標が設定されている。

しかしながら、全体構想を作成している 15 法定協議会のうち、①昭和 30 年代の森林生態系を再生することや、特定の生物の生存や再定着を目標とするなど、達成すべき水準を具体的に特定している協議会は 8 協議会 (53.3%)、②豊かな緑と生物多様性を維持することを目標とするなど、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会が 7 協議会 (46.7%) みられ、この 7 協議会では、事業実施後のモニタリング等に当たって全体構想において設定された目標からは、その目標の達成度合いを測定することができるものとなっていない。

達成すべき水準を具体的に特定していない法定協議会においては、その理由として、①目標を特定するための科学的知見が確立されていない、②過去の環境に関するデータが不足しているため、具体的な数値目標を設定することは困難であるなどの意見がみられた。

b 法定協議会の目標の特定の有無と事業の進ちよく状況を比較した結果、①達成すべき水準を具体的に特定している協議会は、全体構想作成から実施計画作成までに平均 155 日を要し、②達成すべき水準を具体的に特定していない協議会は、全体構想作成から実施計画作成まで平均 264 日を要しており、達成すべき水準を具体的に特定している協議会は、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会に比べ事業が進ちよくしている傾向がみられる。

なお、19 法定協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会は 7 協議会みら

れ、このうち、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会は4協議会みられる。この4協議会の中には、全体構想作成から2年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が2協議会みられる。

- c 19 法定協議会の中には、自然再生の目標に併せて、自然再生対象区域を農畜産業を中心とする地域の生産活動の資源として利用するなど農林水産業の振興につながる目標を設定している協議会がみられる。

また、調査対象とした24法定外協議会の中には、自然再生の目標として、コウノトリ野生復帰の実現を目標として設定している協議会がみられる。

これらの協議会では、具体的で分かりやすい目標を設定することにより、参加者の共通認識の下で事業がより進ちよくしている状況がみられる。

以上のことから、全体構想を作成しているすべての法定協議会において、事前調査等を実施し、その結果を基に目標が設定されているが、約半数の法定協議会では、達成すべき水準を具体的に特定しておらず、目標の達成度合いを測定することができないものとなっている。

また、達成すべき水準を具体的に特定している法定協議会は、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会に比べて事業が進ちよくしている状況がみられることから、事業の推進に当たって達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定することが有効なものとなっている。

なお、事業を円滑に推進するための目標として、自然再生の目標に併せて地域の農林水産業の振興等につながる目標を設定することも有効な手段となっていると考えられる。

a 把握する内容及び手法

基本方針において、自然再生事業は、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら自然再生の目標を定めることが必要とされており、法定協議会は、全体構想において、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定することとされている。

また、自然再生事業は、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要とされている。

これらのことから、自然再生事業の目標の設定については、事業実施後のモニタリ

ングにおいて、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証を行うに当たって、達成すべき水準が具体的に特定されたものであることが重要と考えられる。

今回、調査対象とした法定協議会と法定外協議会における目標の設定状況を把握するとともに、設定された目標と事業の進ちょく状況を比較することにより、法定協議会が自然再生の実施に当たって設定することとされている目標が自然再生の推進のため効果的なものとなっているかを分析した。

b 把握した結果

法定協議会及び法定外協議会における目標の設定状況をみると、法定協議会では、19 法定協議会のうち全体構想を作成している 15 協議会のすべての協議会において事前調査等を実施し、その結果を基に目標が設定されているが、「昭和 30 年代の森林生態系を再生する」など現状と歴史的変遷を踏まえた目標や、「エダミドリイシが健全な状況で生き続けていける環境」など特定の生物の生存や再定着を目標とするなど、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会は 8 協議会（53.3%）となっている。

一方、「豊かな緑と生物多様性を維持する」ことを目標に掲げるなど達成すべき水準を具体的に特定していない協議会が 15 協議会のうち 7 協議会（46.7%）みられ、この 7 協議会では、事業実施後のモニタリング等に当たって全体構想において設定された目標からは目標の達成度合いを測定することができないものとなっている。

この原因として、目標の設定に当たっては、基本方針において、できる限り具体的に設定することとされており、事業実施後のモニタリングにおいて、目標に照らして事業が適切となっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が可能となる目標を設定する必要があるが、協議会において、そのためのノウハウが十分に確保されていないことが考えられる。

また、基本方針では、全体構想においてできる限り具体的な目標を設定することとされているが、自然再生の全体的な方向性を定める全体構想において、定量的な目標など達成すべき水準を具体的に特定することが困難な場合があると考えられる。

さらに、達成すべき水準を具体的に特定していない協議会においては、その理由として、①目標を特定するための科学的知見が確立されていない、②過去の環境に関するデータが不足しているため、具体的な数値目標を設定することは困難であるなどの意見がみられた。

一方、法定外協議会は、事業の実施に当たって、できる限り具体的な目標を設定することが必ずしも法令等により求められていないが、法に基づく全体構想に相当する構想等を作成している協議会が 20 協議会みられ、これらの協議会が設定した目標をみ

ると、①達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会は4協議会(20.0%)、②達成すべき水準を具体的に特定していない協議会は14協議会(70.0%)、③目標が設定されていない協議会は2協議会(10.0%)となっている。

図表2-(2)-㉔ 協議会における目標の設定状況 (単位：協議会、%)

区 分	できる限り具体的な目標を設定		目 標 の 設 定 な し	計
	達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している	達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない		
法定協議会	8(53.3)	7(46.7)	0(0.0)	15(100.0)
法定外協議会	4(20.0)	14(70.0)	2(10.0)	20(100.0)
計	12(34.3)	21(60.0)	2(5.7)	35(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 法定協議会は、全体構想を作成している15協議会、法定外協議会は、法に基づく全体構想に相当する構想を作成している20協議会を計上した。
 3 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

全体構想を作成している15法定協議会のうち実施計画を作成している8協議会において、目標の特定の有無と全体構想作成から実施計画作成までに要した期間を比較すると、①達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会は平均155日、②達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない協議会は平均264日を要しており、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない協議会は、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会に比べ、平均109日多く期間を要している状況がみられた。

図表2-(2)-㉕ 目標の設定状況別にみた法定協議会の全体構想作成から実施計画作成までに要した期間(平成19年3月末現在)

区 分	平均日数
達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している	155日(5協議会)
達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない	264日(3協議会)
	196日(8協議会)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 全体構想を作成後、実施計画作成に至っている8協議会を計上した。

全体構想を作成している 15 法定協議会のうち実施計画の作成に至っていない協議会は 7 協議会みられ、このうち、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない協議会は 4 協議会みられる。この 4 協議会の中には、全体構想作成から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 2 協議会（749 日、730 日）みられる。

以上のことから、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している法定協議会は、達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない法定協議会に比べて、事業が進ちよくしている傾向がみられる。

図表 2-(2)-㉔ 実施計画の作成に至っていない法定協議会について、目標の設定状況別にみた全体構想作成からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

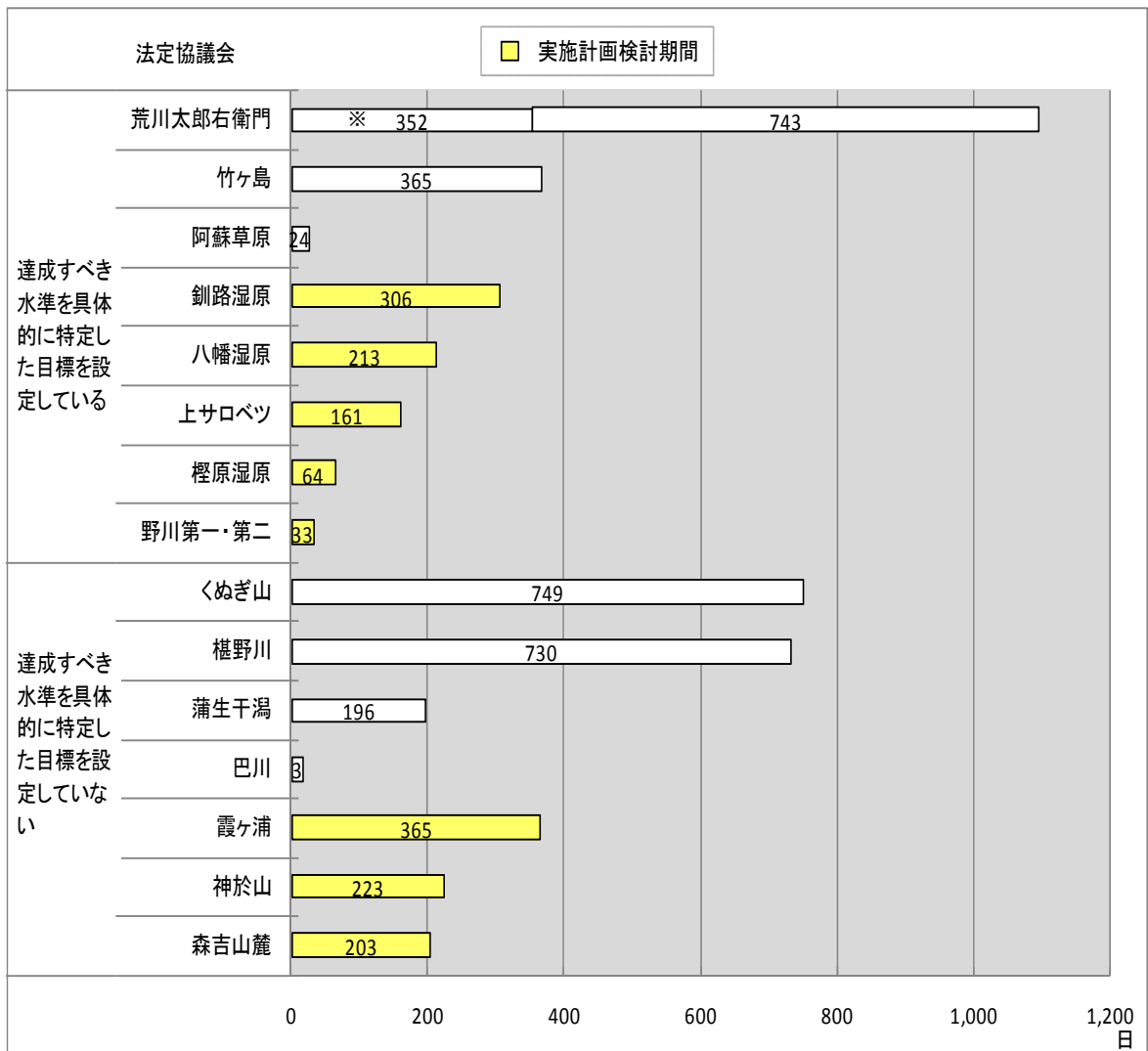
区 分	日数
達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している	24 日（0 か月）
	365 日（1 年）
	※ 743 日（2 年）
達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない	3 日（0 か月）
	196 日（5 か月）
	730 日（2 年）
	749 日（2 年）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ※印の協議会では、当初作成した全体構想の見直しを行っていることから、見直し終了時点から平成 19 年 3 月までの期間を計上した。

法定協議会における目標の設定状況別にみた全体構想作成から実施計画作成までに要した日数は、図表 2-(2)-㉔のとおりである。

図表 2-(2)-㉑ 目標の設定状況別にみた法定協議会の全体構想作成から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）（単位：日）



(注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は実施計画検討中、■色は、実施計画が作成されていることを示す。
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。

なお、目標の特定の有無と全体構想作成から自然再生事業の実施までに要した期間については、実施者が実施計画作成後、予算要求時期等を勘案し事業実施時期を決定しているなど外部要因の影響が大きいと考えられるため、比較を行っていない。

特定した目標を設定している協議会の中には、図表 2-(2)-㉒のとおり、①「昭和 49 年の国立公園指定時の植生」など現状と歴史的変遷を踏まえた目標を設定している、②「エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境」など特定の生物の生存や再定着を目標としているものがみられる。

〔資料 17 参照〕

図表 2-(2)-④ 達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会及び目標の例

区分	協議会名	目 標
法定協議会	上サロベツ	昭和 49 年の国立公園指定時の植生
	釧路湿原	ラムサール条約登録前の湿原環境
	野川第一・第二	昭和 30 年代前半に存在した「水のある農の風景」を規範とする。
	八幡湿原	昭和 30 年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。
	竹ヶ島	エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境
	檜原湿原	湿原環境に影響を与えたとされる七山村道開設以前の状態（昭和 40 年代）
	阿蘇草原	昭和 30 年代以前の草原再生をイメージ
法定外協議会	大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会	昭和 30 年代前半の状況を目安として森林生態系の再生
	コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	コウノトリ野生復帰の実現
	安室川自然再生計画検討会	チスジノリがよみがえる河川環境
	四万十川自然再生協議会	平成 24 年までにツル類 200 羽の完全越冬地環境の整備

(注) 当省の調査結果による。

また、19 法定協議会の中には、自然再生の目標に併せて、自然再生対象区域を農畜産業を中心とする地域の生産活動の資源として利用するなど、農林水産業の振興につながる目標を設定している協議会がみられる。

さらに、調査対象とした 24 法定外協議会の中には、自然再生の目標として、コウノトリ野生復帰の実現を目標として設定している協議会がみられる。

これらの協議会では、具体的で分かりやすい目標を設定することにより、参加者の共通認識の下で事業がより進ちよくしている状況がみられる。

図表 2-(2)-④ 自然再生の目標に併せて、農林水産業の振興等に関する目標を設定している協議会及び目標の例

協議会名	目 標
上サロベツ	<p>地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズムと地域農業をいかした特産品の開発や、ルーラルツアー（農業・農村を舞台にした交流活動）を推進し、サロベツブランドの確立を図る。</p>
竹ヶ島	<p>賑わいのある地域社会を作るため、「地域の自然環境の向上と水産資源の回復」、「地域の自然と関わりの深い農林水産業の振興」、「貴重な観光資源である海中公園の再生と既存観光業の発展」、「環境学習推進における自然再生事業のフィールドとしての活用」及び「地域資源を活用した新たな観光産業の展開と育成」を目指す。</p>
阿蘇草原	<p>循環型の資源利用を基盤とした持続可能な地域づくりを進めることで、同時に地域文化の見直し、自信や誇りにつなげ、活力ある地域社会を再生していくことを目指す。阿蘇の草原は農畜産業を中心とする地域の生産活動の資源として利用されることにより、維持されてきたものであり、利用が減っている野草資源の価値を高めるとともに、それをうまく活用することで収益が上がり、草原環境の持続的な維持管理ができるよう、阿蘇ならではの農畜産業を再生していくことを目指す。</p> <p>また、阿蘇草原再生への理解を深めるため、草原体験や維持活動への参加を盛り込んだ観光サービスの開発等草原環境を持続的に活用できるような観光の仕組みづくり等に取り組む。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 自然環境専門家の知見の活用状況

【要 旨】

法及び基本方針において、自然再生は、科学的知見に基づいて実施されなければならないとされ、法定協議会の組織化に当たっては、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、自然環境専門家の協議会への参加を確保することが特に重要とされている。

また、協議会の運営に当たって、協議会において、地域の自然環境専門家の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要とされている。

さらに、基本方針において、全体構想及び実施計画の作成に当たっては、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、自然環境専門家の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこととされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会に対する実地調査において、各協議会への自然環境専門家の参加状況、法定協議会における自然環境専門家の知見の活用状況を把握した結果は、次のとおりである。

a 自然環境専門家の参加状況をみると、19 法定協議会のすべてで科学的知見に基づく自然再生事業を実施するために自然環境専門家が参加している。また、調査対象とした24 法定外協議会のうち、自然環境専門家が参加している協議会は19 協議会(79.2%)となっている。

b 19 法定協議会のうち、科学的知見に基づく専門的な協議の実施に当たって自然環境専門家の知見を十分に活用するため、協議会に自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は7 協議会(36.8%)、このような分科会等を設置していない協議会は11 協議会(57.9%)、その他が1 協議会(5.3%)となっている。

自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない法定協議会においては、自然環境専門家と地域住民とが同じ委員として同一の立場で協議を行っていることから、自然環境専門家からは、協議会における科学的知見に基づく意見が協議に反映されないなどの意見がみられ、一方、地域住民からは、協議内容が専門的過ぎて分からないなどの意見がみられる。

c 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は平均299日、このような分科会等を設置していない協議会は平均434日を要しており、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会はこのよう

な分科会等を設置していない協議会に比べ事業が進ちよくしている傾向がみられる。

また、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は平均423日、このような分科会等を設置していない協議会は平均645日を要しており、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会はこのような分科会等を設置していない協議会に比べ事業が進ちよくしている傾向がみられる。

- d 19 法定協議会のうち、全体構想の作成に至っていない協議会は4協議会みられ、このうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会が2協議会みられ、この2協議会では、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていない。

また、19 法定協議会のうち、実施計画の作成に至っていない協議会は7協議会みられ、このうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会が4協議会みられる。この4協議会の中には、協議会設置から2年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が3協議会みられる。

以上のことから、全体構想及び実施計画の作成に当たって科学的知見を活用するため、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することは事業の進ちよくにとって有効な手段となっているが、法定協議会において科学的知見を活用するため自然環境専門家を中心とした分科会等を設置しているものは約4割となっている。

a 把握する内容及び手法

法の基本理念において、自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならないとされ、基本方針において、法定協議会の組織化に当たっては、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、自然環境専門家の協議会への参加を確保することが特に重要とされている。

また、基本方針において、協議会においては、地域の自然環境専門家の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要とされている。

さらに、科学的な調査及びその評価の方法として、全体構想及び実施計画の作成に当たっては、法定協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、自然環境専門家の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこととされている。

今回、法定協議会及び法定外協議会への自然環境専門家の参加状況、法定協議会における自然環境専門家の知見の活用状況を把握した。

また、協議会における自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と事業の進捗状況と比較することにより、法定協議会における自然環境専門家の知見の活用が有効なものとなっているか分析した。

b 把握した結果

- (a) 法定協議会及び法定外協議会における自然環境専門家の参加状況をみると、19 法定協議会すべてで科学的知見に基づく自然再生事業を実施するために自然環境専門家が参加している。また、調査対象とした 24 法定外協議会のうち、自然環境専門家が参加している協議会は 19 協議会（79.2%）となっている。

協議会事務局においては、自然環境専門家は参加しているものの、①必要とする専門分野の自然環境専門家が参加していない、②自然環境専門家の意見が優先され、地域住民やNPO法人等の意見が十分反映されないとの意見がみられるなど、その活用方法について試行錯誤している状況がうかがえる。

なお、法定協議会は、科学的知見に基づく自然再生事業の実施に当たって自然環境専門家の参加が重要であり、自然環境専門家の協力を得ることとされているが、法定外協議会は自然環境専門家の参加・協力について法令等により求められていないことから、法定外協議会では事務局である国及び地方公共団体が、その参加及び活用方法を決定している。

- (b) 19 法定協議会のうち、科学的知見に基づく専門的な協議の実施に当たって自然環境専門家の知見を十分に活用するため、協議会に自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は 7 協議会（36.8%）、このような分科会等を設置していない協議会は 11 協議会（57.9%）、その他が 1 協議会（5.3%）となっている。

また、調査対象とした 24 法定外協議会のうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は 1 協議会（4.2%）、このような分科会等を設置していない協議会は 18 協議会（75.0%）、自然環境専門家が参加していない協議会が 5 協議会（20.8%）となっており、法定協議会は法定外協議会に比べ、自然環境専門家を中心とした分科会等が設置されている状況となっているが、その割合は約 4 割となっている。

自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない法定協議会においては、自然環境専門家と地域住民とが同じ委員として同一の立場で協議を行っていることから、自然環境専門家からは、協議会における科学的知見に基づく意見が協議に反映されないなどの意見がみられ、一方、地域住民からは、協議内容が専門的過ぎて

分からないなどの意見がみられる。

図表 2-(2)-㊫ 協議会における自然環境専門家を中心とした分科会等の設置状況
(平成 18 年 12 月 1 日現在) (単位：協議会、%)

区 分	自然環境専門家の参加あり			自然環境専門家の参加なし	計
	自然環境専門家を中心とした分科会等の有無等				
	有	無	その他		
法定協議会	7(36.8)	11(57.9)	1(5.3)	0(0.0)	19(100.0)
法定外協議会	1(4.2)	18(75.0)	0(0.0)	5(20.8)	24(100.0)
計	8(18.6)	29(67.4)	1(2.3)	5(11.6)	43(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とならない場合がある。

3 「その他」の 1 法定協議会は、全体構想作成後、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置したものである。

19 法定協議会のうち全体構想を作成している 15 協議会において、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、①自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会では平均 299 日、②このような分科会等を設置していない協議会では平均 434 日となっており、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会は、このような分科会等を設置している協議会に比べ平均 135 日多く期間を要している状況がみられる。

なお、19 法定協議会のうち、全体構想の作成に至っていない協議会は 4 協議会みられ、このうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会が 2 協議会みられ、これらの協議会は、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず全体構想の作成に至っていない。

図表 2-(2)-㉓ 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	平均日数
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置あり	299 日（ 5 協議会）
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置なし	434 日（10 協議会）
	389 日（15 協議会）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 全体構想を作成している 15 法定協議会を計上した。

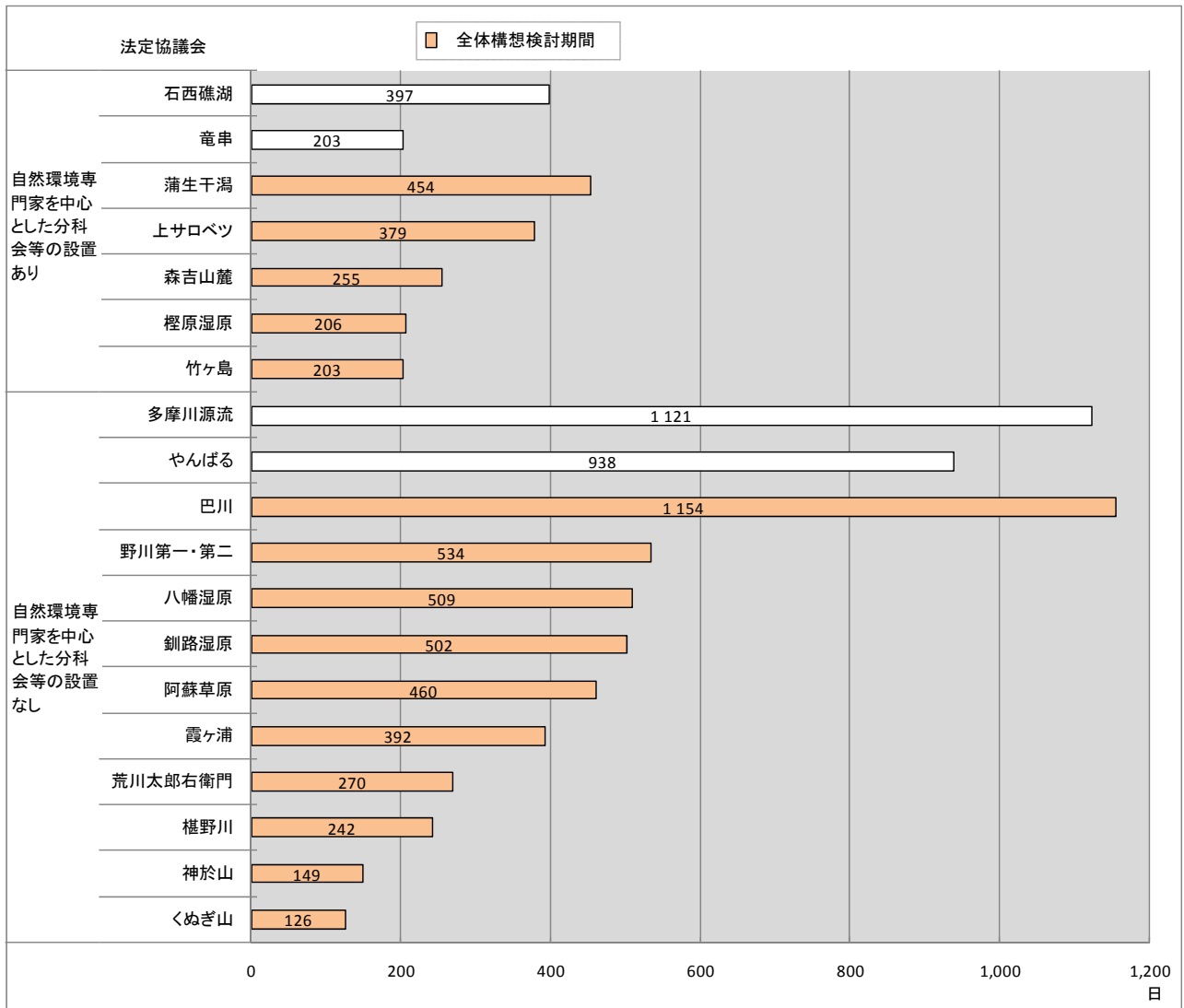
図表 2-(2)-㉔ 全体構想の作成に至っていない法定協議会について、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	日数
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置あり	203 日(6 か月)
	397 日(1 年 1 か月)
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置なし	938 日(2 年 7 か月)
	1,121 日(3 年)

(注) 当省の調査結果による。

自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数は、図表 2-(2)-㉓のとおりである。

図表 2-(2)-④ 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数(平成19年3月末現在)(単位:日)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は全体構想検討中、■色は、全体構想が作成されていることを示す。
 3 「石西礁湖」は、平成19年7月5日に全体構想の作成に至っている。

全体構想を作成している15法定協議会のうち実施計画の作成に至っている8法定協議会において、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、①自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している協議会は平均423日、②このような分科会等を設置していない協議会は平均645日となっており、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会はこのような分科会等を設置している協議会に比べ222日多く期間を要している状況がみられた。

なお、全体構想を作成している 15 法定協議会のうち実施計画の作成に至っていない協議会は 7 協議会みられ、このうち、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない協議会が 4 協議会みられる。4 協議会の中には、協議会設置から 2 年以上経過しているにもかかわらず実施計画の作成に至っていない協議会が 3 協議会（1,157 日、972 日、875 日）みられる。

図表 2-(2)-④⑥ 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

区 分	平均日数
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置あり	423 日（3 協議会）
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置なし	645 日（5 協議会）
	562 日（8 協議会）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 実施計画を作成している 8 協議会を計上した。

図表 2-(2)-④⑦ 実施計画の作成に至っていない法定協議会について、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた協議会設置からの経過日数（平成 19 年 3 月末現在）

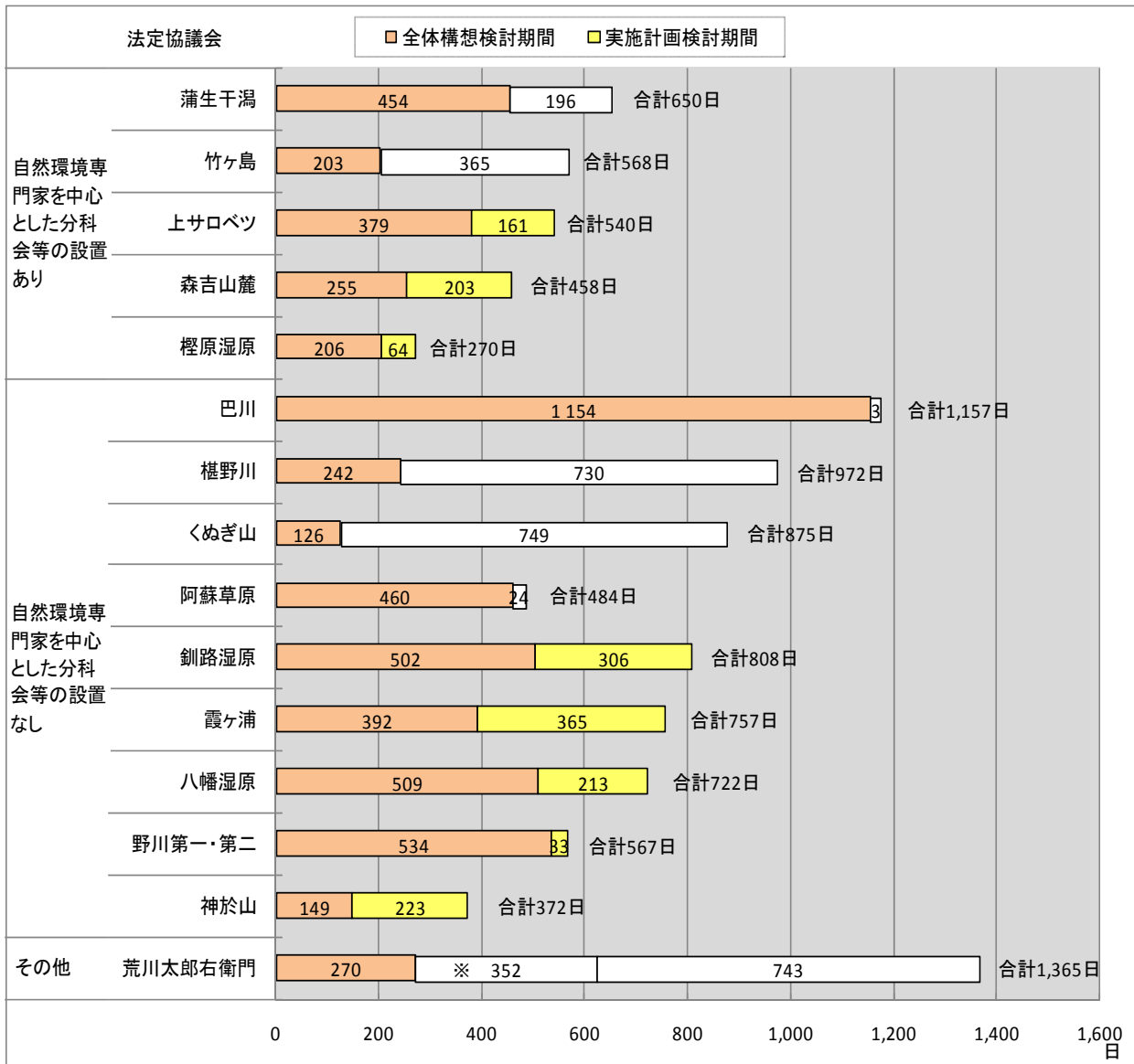
区 分	日数
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置あり	568 日（1 年 6 か月）
	650 日（1 年 9 か月）
	※743 日（2 年）
自然環境専門家を中心とした分科会等の設置なし	484 日（1 年 3 か月）
	875 日（2 年 4 か月）
	972 日（2 年 6 か月）
	1,157 日（3 年 2 か月）

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ※印の協議会では、当初作成した全体構想の見直しを行っていることから、見直し終了時点から平成 19 年 3 月までの期間を計上した。

自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数は、図表 2-(2)-④⑧のとおりである。

図表 2-(2)-④ 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた法定協議会設置から実施計画作成までに要した日数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：日）



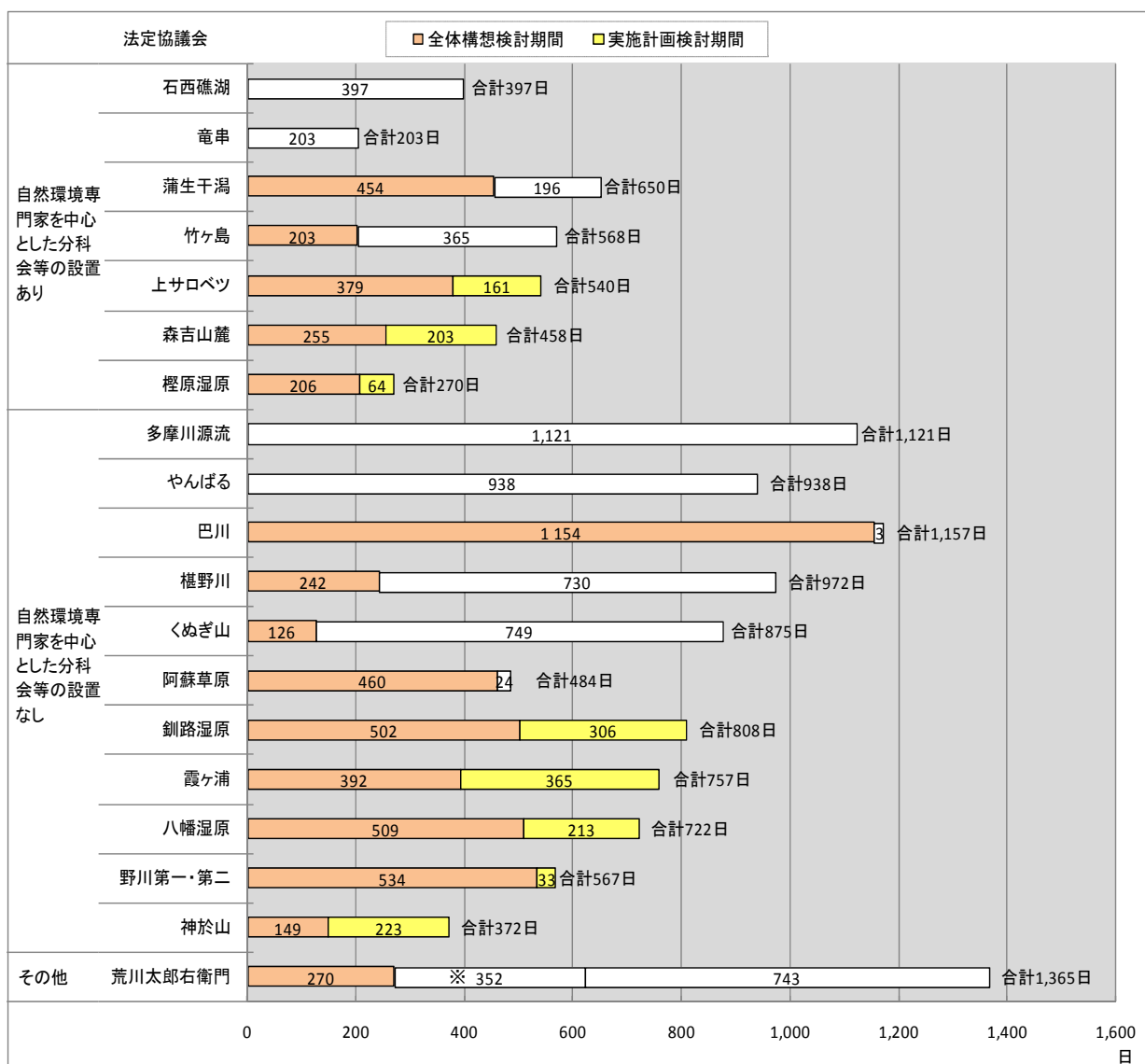
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 □色は実施計画検討中、■色は実施計画が作成されていることを示す。
 3 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。また、「荒川太郎右衛門」は、全体構想作成後、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している。

なお、自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無と法定協議会設置から自然再生事業の実施までに要した期間については、実施者が実施計画作成後、予算要求時期等を勘案し事業実施時期を決定しているなどの外部要因の影響が大きいと考えられるため、比較を行っていない。

以上のことから、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置していない法定協議会は、全体構想及び実施計画の作成に期間を要し、事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

法定協議会における自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた事業の進ちよく状況は、図表 2-(2)-④ のとおりである。

図表 2-(2)-④ 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置の有無別にみた事業の進ちよく状況 (平成 19 年 3 月末現在) (単位: 日)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 □色は全体構想又は実施計画検討中、■色は全体構想が作成されていること、■色は実施計画が作成されていることを示す。

3 「石西礫湖」は、平成 19 年 7 月 5 日に全体構想の作成に至っている。

4 ※については、当初の全体構想の見直しに要した期間である。また、「荒川太郎右衛門」は、全体構想作成後、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している。

(3) 国及び地方公共団体による各種支援の実施状況

ア 各種会議の運営状況

【要 旨】

(7) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議の開催状況

法第17条第1項に基づき、政府は、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、環境省、農林水産省及び国土交通省（以下「主務省」という。）並びに文部科学省の関係局長等を構成員として自然再生推進会議（以下「推進会議」という。）を平成15年度に設置し、原則、毎年度1回開催することとしている。

また、主務省は、主務省の地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携して自然再生を推進するため、平成15年度から全国8地区において地方ブロック会議を開催し、主務省の地方出先機関が持ち回りで事務局を担当し、地区ごとに毎年度1回開催することとしている。

今回、自然再生の推進のために設置された推進会議及び地方ブロック会議の開催状況を把握した結果は、次のとおりである。

a 自然再生推進会議の開催状況

推進会議の開催状況をみると、推進会議は、平成15年度及び17年度には開催されているものの、16年度及び18年度は開催されていない。

また、会議内容をみると、平成15年度には、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せを行うなど一定の成果はみられる。

しかし、平成14年12月3日に開催された参議院環境委員会において、環境省は、国が主体的に事業実施に関与する場合には、推進会議の場も活用して関係省庁間の連絡を図るとしているものの、具体的な連絡調整は、平成17年度に開催された推進会議において、釧路湿原自然再生事業における連携の取組について行われたのみとなっている。

b 地方ブロック会議の開催状況

地方ブロック会議の開催状況をみると、8ブロック会議のうち2ブロック会議では、平成17年度は、事務局を担当する機関が多忙であったことや、年度末の業務多忙時期に開催を予定したため、参加者が見込めなかったなどの理由から開催していない。

また、各ブロック会議の内容をみると、各地区内で関係行政機関等が独自に実施している自然再生事業及び法に基づく自然再生事業の紹介及び情報交換等となって

おり、事務局を担当する機関においては、①参加機関がブロック会議開催の趣旨を認識していない、②現在のブロック会議は、関係行政機関等が実施している事業等の紹介にとどまっており、今後、ブロック会議の有効な活用方策や位置付けを検討する必要があるとする意見がみられる。

(イ) 自然再生専門家会議の開催状況

法第17条第2項において、主務省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設け、推進会議が連絡調整を行うに際してその意見を聴くものとされている。

また、法第9条第6項において、主務大臣は、各法定協議会が作成した実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、当該実施計画に関し必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、主務大臣は専門家会議の意見を聴くものとするとしている。

今回、専門家会議の開催状況を把握した結果は、次のとおりである。

- a 主務省が作成した「助言に当たっての主務大臣の手続」をみると、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けた主務大臣は、当該実施計画に対する助言の実施の有無を判断した上で、①助言を実施する場合は、主務大臣が作成した助言案について専門家会議の意見を聴き、②助言を実施しない場合は、専門家会議に報告することとなっており、主務大臣が助言の実施の有無を判断するに当たって専門家会議から意見を聴く仕組みとはなっていない。
- b 専門家会議は、平成15年度に設置され、平成19年3月末までに5回開催されているが、これまで、各法定協議会の実施計画に対する主務大臣の助言実績がないことから、開催された専門家会議では、主に各法定協議会が作成した全体構想及び実施計画の報告が行われ、報告後に委員から実施計画に関する意見の聴取が行われている。主務省では、委員から聴取した意見を、議事概要及び議事録として主務省のホームページで公開することにより、専門家会議での委員の意見を実施者や関係協議会に伝えることとしているが、当省が設置した研究会のメンバーにおいては、現在の仕組みでは、発言した意見が各法定協議会の全体構想や実施計画に反映されないのではないかとの意見がみられる。
- c 専門家会議は、年1回程度開催され、それまでに送付された複数の実施計画がまとめて報告されている。このため、同会議に付議された実施計画の中には、計画作成後、相当期間を経過し、既に自然再生事業が実施されているものもみられるなど、

専門家会議における意見を各協議会の全体構想や実施計画に十分反映するものとなっていない。

以上のことから、推進会議は、関係省庁間の連絡調整が十分なものとなっておらず、また、地方ブロック会議は、主務省から具体的な連絡調整事項が示されておらず、その位置付けが明確となっていない状況がみられる。

さらに、専門家会議は、主務大臣が助言の実施の有無を判断する当たって同会議の意見を聴く仕組みとなっておらず、また、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない状況がみられる。

(7) 把握する内容及び手法

国及び地方公共団体は、法第4条において、その責務として、自然再生事業について必要な協力をするよう努めなければならないとされている。また、政府は、主務省その他の関係行政機関の職員をもって構成する推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとされ、連絡調整を行うに際しては、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する専門家会議を設け、意見を聴くものとされている。

また、主務省は、主務省の地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携して自然再生を推進するため、地方ブロック会議を開催し連絡調整を行うこととしている。

さらに、主務大臣は、各法定協議会が作成した実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、当該実施計画に関し必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、主務大臣は専門家会議の意見を聴くものとされている。

今回、国が設置した推進会議、地方ブロック会議及び専門家会議の開催状況を把握し、これらの自然再生を推進するために設置された会議が有効なものとなっているかを把握・分析した。

(イ) 把握した結果

a 自然再生推進会議の開催状況

推進会議は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的として、主務省及び文部科学省の関係局長等を構成員として平成15年度に設置され、「自然再生推進会議の設置について」（平成15年10月16日環境省、農林水産省、国土交通省及び文部科学省）に基づき開催されている。また、平成15年10月に開催された推進会議において、「自然再生推進会議及び自然再生専門家会議の開催等にかかる年間スケジュール」を作成し、原則、毎年度1回（毎年1

月) 開催することとされている。

推進会議の開催状況をみると、推進会議は、平成15年度及び17年度には開催されているものの、16年度及び18年度は開催されていない。

また、その会議内容をみると、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せを行うなど一定の成果はみられる。

しかし、平成14年12月3日に開催された参議院環境委員会において、環境省は、国が主体的に事業実施に関与する場合には、推進会議の場も活用して関係省庁間の連絡を図るとしているが、具体的な連絡調整は、平成17年度に開催された推進会議の場において、釧路湿原自然再生事業における連携の取組について行われた連絡調整のみとなっている。

なお、推進会議には、推進会議を補佐するため幹事会が置かれており、幹事会は、おおむね専門家会議の開催前に開催されている。

図表 2-(3)-① 自然再生推進会議の開催状況

年度	開催年月日	会議の主な内容
平成15	平成15年10月16日	① 自然再生推進法第17条第1項の規定に基づく自然再生推進会議の設置について ② 自然再生専門家会議の開催に関する申合せ ③ 各地方出先機関に設置した相談窓口ネットワークの設置について
16	未開催	—
17	平成17年7月4日	① 自然再生事業の推進に向けた取組状況について i) 法定協議会の設置状況と概要 ii) 第1回自然再生専門家会議と第2回自然再生専門家会議の内容 iii) 自然再生事業の進ちょく状況の公表について説明 ② 自然再生推進会議及び専門家会議開催の考え方について(助言にあたっての手續と両会議の開催頻度等について) ③ 自然再生事業における連携の取組について i) 地方ブロック会議について ii) 釧路湿原自然再生事業の連携事例について
18	未開催	—

(注) 環境省資料から当省が作成した。

b 地方ブロック会議の開催状況

地方ブロック会議は、推進会議において、主務省の地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携して自然再生を推進する目的で全国8地区(北海道、東北、関東、北陸・中部、近畿、中国・四国、九州及び沖縄)

に設置された。主務省の出先機関で構成（北海道地区と沖縄地区ではこれに加え道県が構成員として参加）され、主務省の地方出先機関が持ち回りで事務局を担当し、平成15年度以降毎年度1回開催することとされている。

平成15年度から18年度までの各地区における地方ブロック会議の開催状況をみると、8ブロック会議のうち2ブロック会議では、平成17年度は、事務局を担当する機関が多忙であったことや、年度末の業務多忙時期に開催を予定したため参加者が見込めなかったなどの理由から開催していない。

また、各地方ブロック会議の内容をみると、各地区内で関係行政機関等が独自に実施している自然再生事業及び法に基づく自然再生事業の紹介及び情報交換等となっており、地方ブロック会議事務局においては、①関係行政機関が相互に連絡調整を図るような自然再生事業が行われていないことから、事業の実施に関する具体的な連絡調整を行った実績はない、②地方ブロック会議は、設置要綱等を定めておらず、本省間で取り交わされている「自然再生推進会議の設置について」を参考に開催している状況であり、参加機関が会議の設置趣旨を認識するためにも会議の設置要綱、規約等の制定が必要である、③地方ブロック会議は、現在、各関係行政機関等が実施している事業の紹介・情報交換にとどまっていることから、今後、地方ブロック会議の活用方策、位置付けについて検討する必要があるとの意見がみられる。

図表 2-(3)-② 地方ブロック会議の開催状況

ブロック会議名	設置年月日	構成員	会議の主な内容	備考
自然再生北海道ブロック会議	平成 16 年 3 月 9 日	主務省の出先機関、北海道	① 自然再生に関する制度の説明、紹介（法律、助成制度等） ② 道内で実施中の自然再生事業の紹介 ③ 道内の法定協議会の活動状況の紹介	
東北ブロック自然再生担当者会議	16 年 3 月 16 日	主務省の出先機関	① 自然再生にかかる助成制度の紹介等 ② 関係行政機関における自然再生に関する取組の紹介 ③ 特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律について ④ 森吉山麓高原自然再生事業の実施地域内の現地調査	
関東地区自然再生推進法担当者ブロック会議	16 年 2 月 19 日	同上	① 関係行政機関における自然再生に関する取組状況 ② 関係行政機関の自然再生事業の状況報告 ③ 小笠原の自然再生について ④ 赤谷プロジェクト、大沼自然再生推進事業について ⑤ NPO 法人等が実施するアマモ場造成に関する技術的検討について ⑥ 関係行政機関の補助事業に関する情報（新規制度等）	
北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議	16 年 3 月 8 日	同上	① 自然再生推進法、自然再生に係る助成制度の紹介等 ② 自然再生に係る情報交換のためのシステムについて ③ 関係機関が所管する自然再生関連事業の実施状況 ④ トキの野生復帰に向けた各省庁の取組状況について	
近畿ブロック自然再生担当者会議	16 年 2 月 13 日	同上	① 関係行政機関の自然再生に関する制度、取扱い、情報交換の方法について ② 自然再生に係る関係機関の制度・取組状況等について	17 年度は未開催
中国四国地区自然再生担当者会議	16 年 2 月 9 日	同上	○ 関係行政機関の自然再生に係る取組状況の紹介・説明	
自然再生推進法担当者ブロック会議（九州）	16 年 3 月 11 日	同上	① 各省における自然再生事業に対する取組方針等 ② 参加ブロック機関が管内で取り組んでいる自然再生に係る事業の紹介	17 年度は未開催
沖縄地区自然再生担当者会議	16 年 1 月 15 日	主務省の出先機関、沖縄県	① 関係行政機関が所管する自然再生関連事業の実施状況 ② 自然再生に係る情報交換の方法について	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「会議の主な内容」は、平成 15 年度から 18 年度までの主な内容を記載した。

c 自然再生専門家会議の開催状況

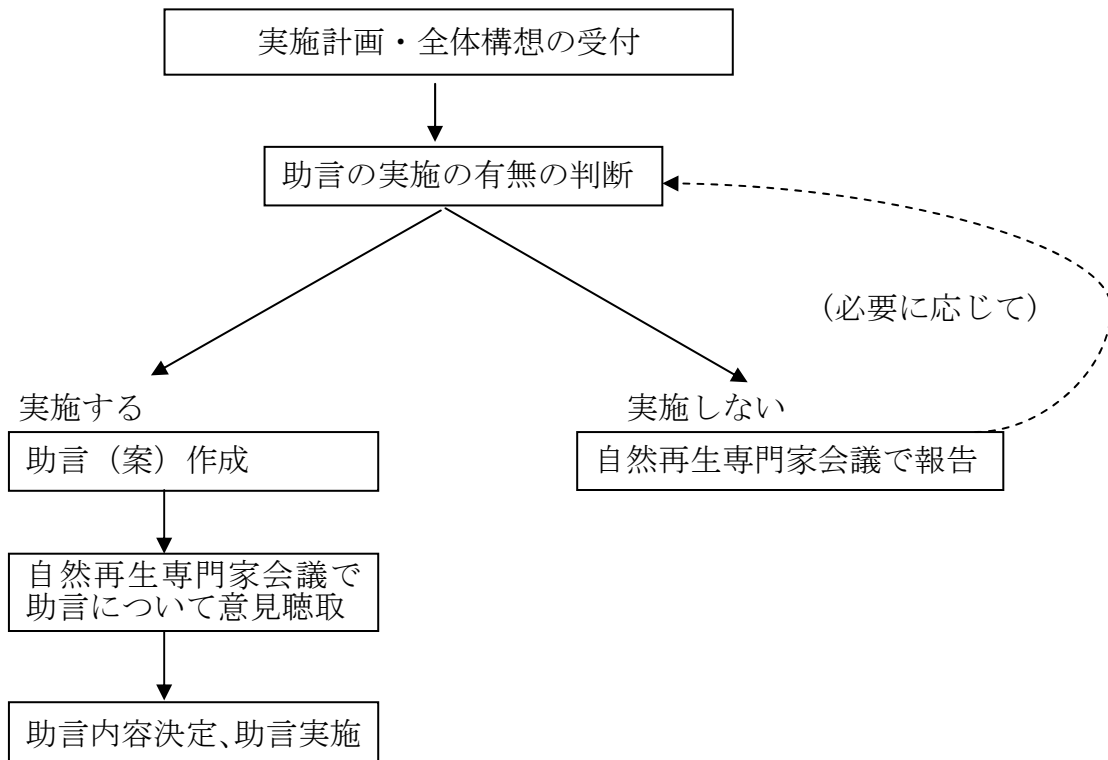
法第17条第2項において、主務省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する専門家会議を設け、推進会議が連絡調整を行うに際してその意見を聴くものとされている。

また、法第9条第6項において、主務大臣は、各法定協議会が作成した実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、当該実施計画に関し必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、主務大臣は専門家会議の意見を聴くものとするとしている。

主務省が作成した「助言に当たっての主務大臣の手続」(図表2-(3)-③)をみると、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けた主務大臣は、当該実施計画に対する助言の実施の有無を判断した上で、①助言を実施する場合は、主務大臣が作成した助言案について専門家会議の意見を聴き、②助言を実施しない場合は、専門家会議に報告することとなっており、主務大臣が助言の実施の有無を判断するに当たってあらかじめ専門家会議から意見を聴く仕組みとはなっていない。

図表2-(3)-③

助言に当たっての主務大臣の手続



(注) 環境省資料による。

専門家会議は、平成 15 年度に設置され、平成 19 年 3 月末までに 5 回開催されているが、平成 18 年度末までに作成された 12 実施計画（8 法定協議会）に対する主務大臣の助言実績がないことから、開催された専門家会議においては、主に各法定協議会が作成した全体構想及び実施計画の報告が行われ、報告後に委員から実施計画に対する意見の聴取が行われている。なお、主務省は、助言の実施の有無を判断するに当たって、各法定協議会が作成した実施計画について、現地視察や実施者からの聞き取り調査により、基本方針に基づいた内容となっているか、その根拠は明確となっているかなどを把握しているとしている。

平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 12 月末までに開催された専門家会議では、図表 2-(3)-④のとおり、各実施計画に対する意見が委員から出されており、主務省は、その意見を議事概要及び議事録として主務省のホームページで公開することにより、専門家会議での意見を実施者や関係協議会に伝えることとしているが、当省が設置した研究会のメンバーにおいては、現在の仕組みでは、発言した意見が各法定協議会の実施計画に反映されないのではないかとの意見がみられる。

なお、専門家会議における議事内容等の公表状況をみると、平成 18 年度第 2 回専門家会議は、19 年 3 月 26 日に開催されたが、議事概要及び議事録は 7 か月経過後の同年 11 月に公表されている。

また、専門家会議の開催について、主務省は、「自然再生推進会議及び自然再生専門家会議の開催等にかかる年間スケジュール」を作成し、原則、毎年度 2 回（6 月及び 12 月）同会議を開催することとしており、6 月に開催する会議では、前年度下半期に送付があった実施計画について、12 月に開催する会議では、当年度上半期に送付があった実施計画についてまとめて報告することとされているが、実際は年 1 回程度しか開催されていない。

このため、例えば、平成 18 年 11 月 27 日に霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会で協議し国土交通省霞ヶ浦河川事務所が作成した実施計画は、19 年 3 月 26 日の専門家会議に報告されているが、当該自然再生事業は同報告前の 19 年 3 月 8 日に既に着工されているなど、専門家会議において付議された実施計画の中には、計画作成後、相当期間を経過してから付議されているものもみられ、専門家会議における意見が各法定協議会の実施計画に十分反映するものとなっていない状況がみられる。

図表 2-(3)-④ 自然再生専門家会議における委員の主な意見

年度	開催年月日	主な意見	備考
平成 15	平成 15 年 10 月 16 日	意見なし	
16	未開催	—	
17	17 年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 檜原湿原地区自然再生事業実施計画について <ul style="list-style-type: none"> ・希少種である植物の除去に当たっては、一般の人の誤解を招かないよう解説板の設置、説明を行うなど注意が必要 ・県全体でどうしてこの湿原が大事なのか説明できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施計画（平成 17 年 3 月 31 日作成） ○ 自然再生事業実施（17 年 7 月 25 日）
	17 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 檜原湿原地区自然再生事業実施計画について <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画に基づく事業の科学的な根拠及びその結果に関する予測について計画書の中で読み取れるようにすべき。 ・モニタリングと同時に達成度等の自己評価が必要 ・責任を伴った事業主体を明確にしておくべき。 ・湿地の再生に当たって数値的目標を設定すべき。 ○ 神於山地区自然再生事業実施計画について <ul style="list-style-type: none"> ・全体構想にある三つの再生理念をまとめ、大きな戦略を整理すべき。 ・ある程度明るい整備された林は猛禽類の狩り場となり、生物の保全上有意義であることを記載しておくべき。 ・竹林管理により池に水が戻ったことは生物にとって重要。意識的に管理することが生物多様性にとっても良いことをアピールし環境学習でも利用すべき。 ・財政上の分担を明確にすべき。 ・全体構想における超長期的目標イメージ図は山の下半分を常緑樹林とするかのような誤解を招くのではないか。 	
18	18 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画について <ul style="list-style-type: none"> ・達古武地域について、約 40 年かけて成立した現在のカラマツ人工林すべてを自然林に再生するのではなく、森林施業の変遷も考慮し、リファレンスサイトとして過去からの道のりを継続する場所を一部残してはどうか。 ・間伐等で生じるカラマツ材は貴重な資源なので有効利用を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施計画（18 年 2 月 28 日作成） ○ 自然再生事業実施（14 年度～）
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 釧路湿原自然再生事業茅沼地区旧川復元実施計画について <ul style="list-style-type: none"> ・失われるものに対し、得られる効果を明確に示すことが必要 	

	<p>○ 釧路湿原自然再生事業土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業というよりはある種防災事業的な面があり、当面の工事により自然再生的でない景観となるかもしれないが、川床低下を抑えることは自然再生のために必要 	<p>○ 実施計画（18年8月1日作成）</p> <p>○ 自然再生事業実施（12年度～）</p>
	<p>○ 釧路湿原自然再生事業土砂流入対策（沈砂池）実施計画（雪裡・幌呂地域、南標茶地域）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池は機能を満たすだけでなく、自然再生という観点から景観的な配慮が必要 	<p>○ 実施計画（18年1月31日作成）</p> <p>○ 自然再生事業実施（雪裡・幌呂地域：18年度～、南標茶地域：14年度～）</p>
<p>19年3月26日</p>	<p>○ 森吉山麓高原自然再生事業実施計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブナばかりではなくカエデなど侵入木を残し再生すべき。環境学習の際にはブナ林とひとくくりにするのではなく他の樹種も含まれていることを伝えるべき。 ・50年後に検証できるように、目標の設定理由などについて、はっきりした説明が出来るようにすべき。 ・地形に関する議論がない。当時改造していかに牧場を作ったのか、プロセスを考えるべき。 ・クマガラの生息状況に関するモニタリングの計画がない。 	<p>○ 実施計画（18年10月20日作成）</p> <p>○ 自然再生事業未実施</p>
	<p>○ 八幡湿原自然再生事業実施計画について</p> <p>意見なし。</p>	<p>○ 実施計画（18年10月30日作成）</p> <p>○ 自然再生事業未実施</p>
	<p>○ 上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画（緩衝帯・沈砂池）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この計画は土木事業のように見える。直線水路と沈砂池の設置でよいのか。水路を蛇行化させ、その中で沈砂させるのが本当ではないか。 ・動物に関する項目がない。 	<p>○ 実施計画（18年7月13日作成）</p> <p>○ 自然再生事業未実施</p>
	<p>○ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【A区間】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢板を壊して再生することは評価できるが、いろいろな方法で再生に取り組むべき。 ・ある部分の再生だけでなく地域全体の再生を考えると重要で、地域全体の再生目標が必要。その上で今回実施する霞ヶ浦湖岸の再生をどのように位置付けるかの検討が必要 ・ワンド（水が増えたときにつながってしまうような場所）化させるが、これは流れの速い河川では有効だが霞ヶ浦では疑問、湖岸景観を考えて緩やかな湖岸に再生さ 	<p>○ 実施計画（18年11月27日作成）</p> <p>○ 自然再生事業実施（19年3月8日）</p>

		<p>せる方がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物の利用状況調査の頻度が低いのではないか。 	
		<p>○ 野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の公園で再生事業が出てきたことは歓迎すべきことであるが、周辺の景観も踏まえるべき。生物多様性だけの限定的捉え方でなく、市民に親しまれるものとなるように文化的なものも取り入れるべき。 ・田園的な場所であるにもかかわらず道路植栽のようになっている。全体として野の風景を考えるべき。 	<p>○ 実施計画(18年10月16日作成)</p> <p>○ 自然再生事業実施(19年2月24日)</p>
19	19年11月12日	<p>○ 雷別地区自然再生事業実施計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笹地になった後の生態系の姿として何が望ましいのか、そしてそこに行き着くためにどれくらいの人為をかけるのかということを検証するとともに、それぞれの釧路湿原に対しての影響や負荷などを説明するとよい。 ・樹木をすぐ植えるのではなく、自然の遷移にまかせながら森林を再生するというのはよい。枯死したトドマツを栄養として残すために立ち木のまま置くことなども検討して欲しい。 <p>○ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【B区間】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦の環境は、流域河川と流域の土地利用との関係から霞ヶ浦に入ってくる面源負荷が大きな意味を持っている。全体でどうするのかというストーリーの中で、今回の湖岸のところでどうするという話をすると分かりやすい。 ・実施計画の単位についても、どのような単位でつくるのがよいか検討して欲しい。 	<p>○ 実施計画(19年9月6日作成)</p> <p>○ 実施計画(19年9月14日作成)</p>

(注) 環境省及び国土交通省資料に基づき、当省が作成した。

また、法第9条第6項においては、都道府県知事も、主務大臣と同様に、各法定協議会が作成した実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対して当該実施計画に関し必要な助言をすることができることとされている。

都道府県を対象とした意識等調査の結果をみると、各都道府県において、法定協議会から実施計画の送付のあった際に、実施計画に対して必要な助言ができる体制・手続等を定めているものはみられない。

図表2-(3)-⑤ 都道府県における実施計画に対する助言への対応

区 分	都道府県数 (%)
実施計画の受付から必要な助言までの処理要領を定めている	0 (0.0)
処理要領は特段定めていない	43 (91.5)
その他	2 (4.3)
無回答	2 (4.3)
計	47 (100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

イ 国及び地方公共団体による各種支援・措置の実施状況

【要 旨】

法第 11 条において、主務大臣は、実施者からの相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとしてされており、主務省は地方出先機関に実施者からの相談を受け付ける相談窓口を設置している。

また、国及び地方公共団体は、①自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置（法第 15 条）、②自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な支援・措置（法第 16 条第 1 項）等を講ずるものとされている。

今回、主務省（地方出先機関を含む。）に対する調査及び自然再生活動を行っている NPO 法人及び住民等に対する意識等調査の結果をみると、①国が設置した相談窓口の利用状況、②国及び地方公共団体の法定協議会及び法定外協議会に対する財政上の措置状況、③自然環境学習の推進に関する支援の実施状況を把握した結果は、次のとおりである。

(7) 相談窓口の利用状況

- a 主務省は、実施者からの相談に応じるため 73 地方出先機関に相談窓口を設置している。この 73 地方出先機関のうち、相談窓口における受付件数を把握している 68 機関の利用状況をみると、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間に、これらの相談窓口において受け付けた相談の件数は全国で計 16 件とわずかなものとなっている。

なお、調査した主務省の地方出先機関のうち 5 機関では、相談記録等を整備していないことから、相談受付件数等が把握できていない状況もみられた。

- b 自然再生活動を行っている NPO 法人、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等に対する意識等調査の結果をみると、主務省の地方出先機関に設置された相談窓口が設置されていることを承知している NPO 法人、住民等は 35.9% となっている。

主務省の地方出先機関に相談窓口が設置されていることを知っていた NPO 法人、住民等のうち、「利用したことがある」ものは 16.1%、「利用したことがない」ものは 78.1% みられ、利用したことがない理由として、「相談したいが、窓口の連絡先が分からない」とするものが 10.6%、「相談したいが、相談結果が期待できそうにない」が 11.0% みられた。

一方、相談窓口が設置されていることを承知していた NPO 法人、住民等のうち、相談窓口を利用した者からは、「的確な対応で役に立った」とする回答が 72.4% みられる。

(イ) 国及び地方公共団体による財政上の措置状況

国及び地方公共団体による自然再生を推進するために必要な財政上の措置状況をみると、法定協議会では、19 協議会のうち 18 協議会(94.7%)に対して措置されており、法定外協議会では 24 協議会すべてに対して措置されている。

19 法定協議会に対する財政上の措置の主な内容をみると、①自然再生事業の実施に対するもの(5 協議会(26.3%)、②全体構想の作成に当たっての事前調査等の実施に対するもの(7 協議会(36.8%)、③法定協議会の運営費に対するもの(18 協議会(94.7%))となっている。

また、法定外協議会に対しても同様に、自然再生事業や全体構想の作成に当たっての事前調査の実施等に対する財政上の措置が行われている。

(ウ) 自然環境学習の振興のための措置状況

a 法第 16 条第 1 項において、国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとしてされている。

19 法定協議会のうち、国及び地方公共団体が自然環境学習に関する支援を行っている協議会は 6 協議会(31.6%)となっており、その支援の内容をみると、ワークショップの開催、ハンドブックの作成、自然観察会の資料作成等となっている。

b 基本方針において、全体構想の対象となる区域で自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画の対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされているが、整備すべき具体的な内容は示されていない。

19 法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は 8 協議会であり、この 8 協議会において 12 の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは 9 計画(75.0%)で、残りの 3 計画(25.0%)は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

また、自然環境学習について記載がある 9 実施計画についてみると、①個々の学習の具体的な内容を記載しているものが 3 実施計画(25.0%)、②個々の学習について記載しているが、その具体的な内容を記載していないものが 3 実施計画(25.0%)、③自然環境学習プログラムの整備に努めることのみを記載しているものが 1 実施計画(8.3%)、④環境教育の充実を図ることのみ記載しているものが 2 実施計画(16.7%)みられ、各実施計画において自然環境学習についての記載が区々となっている。

なお、自然環境学習についての記載がある実施計画を作成している法定協議会においても、自然環境学習を実施するための具体的な自然環境学習プログラムの整備

方法が分からないとする意見がみられた。

以上のことから、実施者からの相談に応じるため地方出先機関に設置された相談窓口の利用はわずかなものとなっており、相談窓口における相談実績等の把握、相談窓口が設置されていることの周知が不十分となっている状況がみられる。

また、法定協議会に対する国及び地方公共団体からの財政上の措置は講じられているものの、その内容をみると、法定協議会と法定外協議会において、同様の措置が講じられており、支援・措置の点からみると、財政上の措置は、実施者が自然再生事業の実施に当たって法定協議会を設置しようとするための十分なインセンティブとなっていないことが考えられる。

さらに、①国及び地方公共団体が自然環境学習の推進に関する支援を行っている法定協議会は約3割と少ないものとなっていること、②自然環境学習の実施に当たって、自然環境学習プログラムとして整備すべき内容が不明確となっていることなど、自然再生をいかした自然環境学習を効果的に実施するための国及び地方公共団体における支援が不十分となっている状況がみられる。

(7) 把握する内容及び手法

法第11条において、主務大臣は、実施者からの相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとされ、また、国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許認可その他の処分を求められたときは、当該事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとされている。また、国及び地方公共団体は、法において、①自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずること（法第15条）、②自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずること（法第16条第1項）、③自然再生に関する情報を適切に提供すること（法第16条第2項）、④自然再生に関する研究開発の推進その他の科学技術の振興を図るものとする（法第16条第3項）、⑤自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図る（法第16条第4項）などの支援・措置をするものとされている。

今回、国及び地方公共団体における各種支援・措置の実施状況を把握するとともに、法定協議会と法定外協議会に対する支援の実施状況を比較し、法定協議会に対する支援・措置が効果的なものとなっているかを分析した。

(イ) 把握した結果

a 相談窓口の利用状況

主務大臣は、実施者からの相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとされており、これに基づき、主務省は、自然再生を実施しようとする

る者からの相談を受け付ける窓口として、主務省の地方出先機関 73 か所（平成 19 年 3 月現在）に相談窓口を設置し、これをネットワーク化している。

この 73 地方出先機関（実地調査の対象となっていない府県単位機関については、ブロック機関を通じて把握）のうち、相談窓口における受付件数を把握している 68 機関の利用状況をみると、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間に、これらの相談窓口において受け付けた相談件数は全国で計 16 件とわずかなものとなっている。

なお、調査した主務省の地方出先機関のうち 5 機関では、相談記録等を整備していないことから、相談受付件数等が把握できていない状況もみられた。

相談窓口を設置している国の行政機関においては、相談件数が少ない理由として、自然再生事業は、通常、地域が主体となり実施されることが多く、相談しようとする者は、まず地元の市町村や県に出向き相談しているためではないかとの意見がみられる。

一方、調査対象とした N P O 法人においては、地方公共団体に自然再生に関する連絡窓口を設置してほしいとの意見がみられる。

図表 2-(3)-⑥ 相談窓口における相談受付件数 (単位：件)

省名 \ 年度	平成 15	16	17	18	計
環境省	2	0	0	2	4
農林水産省	0	1	2	4	7
国土交通省	1	1	0	3	5
計	3	2	2	9	16

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象機関のうち、相談件数を把握しているものについて計上した。
 3 府県単位機関に設置された相談窓口における相談件数は、管轄するブロック機関を通じて把握した。

受け付けた相談内容をみると、地方公共団体及び N P O 法人等から、①自然再生の制度・仕組みに関する照会、②自然再生事業の実施方法等に関する相談が多くみられる。

図表 2-(3)-⑦ 相談窓口における相談内容

(単位：件)

相談内容	件数	主な相談者
自然再生の制度の概要、支援内容、相談窓口についての照会	4	NPO法人等
法定協議会設置の方法等	1	県
自然再生事業の実施方法について	8	市ほか
自然再生事業の進ちょく状況の公表時期について	1	県
自然再生事業に活用できる補助事業について照会	1	村
その他（講演依頼）	1	市
計	16	

(注) 当省の調査結果による。

相談窓口の周知状況について、自然再生活動を行っているNPO法人、法定協議会及び法定外協議会に参加している住民等に対する意識等調査結果をみると、主務省の地方出先機関に相談窓口が設置されていることを承知しているNPO法人は29.3%、住民等は51.2%となっており、半数近くが相談窓口が設置されていることを承知していない状況がみられる。

図表 2-(3)-⑧ 法に基づいて設置された相談窓口の周知状況(再掲)(単位：団体・人、%)

区 分	NPO法人	住民等	計
地方出先機関の相談窓口が設置されていることを知っている	202(29.3)	152(51.2)	354(35.9)
相談窓口が設置されていることを知らない	488(70.7)	145(48.8)	633(64.1)
計	690(100.0)	297(100.0)	987(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 NPO法人は、自然再生活動を行っているNPO法人である。

4 「地方出先機関の相談窓口が設置されていることを知っている」は、①環境省、農林水産省及び国土交通省の地方出先機関のうちいずれかの相談窓口が設置されていることを知っている者と、②行政機関がいずれの省庁のものかは分からないが、相談窓口が設置されていることを知っている者の合計(資料21参照)である。

主務省の地方出先機関に相談窓口が設置されていることを知っていたNPO法人、住民等の相談窓口の利用状況をみると、「利用したことがある」とするものが16.1%、「利用したことがない」とするものが78.1%みられた。

図表 2-(3)-⑨ 相談窓口の利用状況

(単位：団体・人、%)

区 分	NPO法人	住民等	計
利用したことがある	36(17.2)	22(14.5)	58(16.1)
利用したことがない	157(75.1)	125(82.2)	282(78.1)
無回答	16(7.7)	5(3.3)	21(5.8)
計	209(100.0)	152(100.0)	361(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 NPO法人は、自然再生活動を行っているNPO法人である。

主務省の地方出先機関に相談窓口が設置されていることを知っていたNPO法人、住民等のうち、相談窓口を利用したことがない者において、その理由として、「相談したいが、窓口の連絡先が分からない」とするものが10.6%、「相談したいが、相談結果が期待できそうもない」とするものが11.0%みられた。

図表 2-(3)-⑩ 相談窓口を利用しなかった理由

(単位：団体・人、%)

区分 \ 対象者	NPO法人	住民等	計
相談したいが、窓口の連絡先が分からない	24(15.2)	6(4.8)	30(10.6)
相談したいが、相談結果が期待できそうもない	20(12.7)	11(8.8)	31(11.0)
国が行っている事業に賛同できないため、相談したくない	0(0.0)	1(0.8)	1(0.4)
相談する必要がある	49(31.0)	59(47.2)	108(38.2)
その他	36(22.8)	30(24.0)	66(23.3)
無回答	29(18.4)	18(14.4)	47(16.6)
計	158(100.0)	125(100.0)	283(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。

3 NPO法人は、自然再生活動を行っているNPO法人である。

一方、相談窓口が設置されていることを承知していたNPO法人、住民等のうち、相談窓口を利用した者においては、「的確な対応で役に立った」とする回答が72.4%みられた。

図表 2-(3)-⑪ 相談窓口の対応状況

(単位：団体・人、%)

区分	対象者		
	NPO法人	住民等	計
的確な対応で、役に立った	23(63.9)	19(86.4)	42(72.4)
相談への対応はあったが、役に立たなかった	6(16.7)	2(9.1)	8(13.8)
他の相談窓口に戻された	3(8.3)	0(0.0)	3(5.2)
その他	1(2.8)	0(0.0)	1(1.7)
無回答	3(8.3)	1(4.5)	4(6.9)
計	36(100.0)	22(100.0)	58(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 NPO法人は、自然再生活動を行っているNPO法人である。

b 国及び地方公共団体による財政上の措置状況

法第15条においては、国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとされている。

法定協議会及び法定外協議会に対する国及び地方公共団体からの財政上の措置状況をみると、法定協議会では19協議会のうち18協議会(94.7%)、法定外協議会では24協議会すべての協議会で財政上の措置が行われており、ほぼすべての協議会に対して、財政上の措置が行われている状況がみられる。

19法定協議会に対する財政上の措置の主な内容をみると、19法定協議会のうち、①自然再生事業の実施に対するもの(5協議会(26.3%))、②全体構想の作成に当たったの事前調査等の実施に対するもの(7協議会(36.8%))、③法定協議会の運営費に対するもの(18協議会(94.7%))となっている。

また、法定外協議会に対しても同様に、自然再生事業や全体構想の作成に当たったの事前調査の実施等に対する財政上の措置が行われている。

なお、法定協議会に対する財政上の措置は、法に基づく財政上の措置として位置付けられているが、法定外協議会に対する財政上の措置は、国及び地方公共団体が公共事業の実施に当たって独自に予算措置を行っているものである。

図表 2-(3)-⑫ 国及び地方公共団体からの財政上の措置状況 (単位：協議会、%)

区 分	財政上の措置の有無		計
	有	無	
法定協議会	18(94.7)	1(5.3)	19(100.0)
法定外協議会	24(100.0)	0(0.0)	24(100.0)
計	42(97.7)	1(2.3)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 財政上の措置なしとなっている1法定協議会は、平成19年度から財政上の措置が行われている。
 4 法定協議会は、法定協議会設置後の措置状況を計上した。

法定協議会に対する財政上の措置及び法定外協議会に対する法以外の個別法に基づく財政上の措置状況は、図表 2-(3)-⑬から⑮までのとおりである。

図表 2-(3)-⑬ 自然再生事業の実施 (単位：協議会、%)

区 分	自然再生事業の実施		その他	計
	有	無		
法定協議会	5(26.3)	0(0.0)	14(73.7)	19(100.0)
法定外協議会	21(87.5)	0(0.0)	3(12.5)	24(100.0)
計	26(60.5)	0(0.0)	17(39.5)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 「法定協議会」には、実施計画に基づき、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた自然再生事業を実施している協議会を計上した。
 4 「法定外協議会」には、法以外の個別法に基づき、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた自然再生事業を実施している協議会を計上した。
 5 「その他」欄は、自然再生事業の実施に至っていないため財政上の措置が行われていない協議会である。

図表 2-(3)-⑭ 全体構想の作成等に当たっての事前調査の実施 (単位：協議会、%)

区 分	全体構想の作成等に当たっての事前調査の実施		計
	有	無	
法定協議会	7(36.8)	12(63.2)	19(100.0)
法定外協議会	11(45.8)	13(54.2)	24(100.0)
計	18(41.9)	25(58.1)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。
 3 「法定協議会」には、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた事前調査を実施している協議会を計上した。
 4 「法定外協議会」には、法以外の個別法に基づき、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられ事前調査を実施している協議会を計上した。
 5 事前調査の実施「無」の25協議会は、①協議会設置前に全体構想の作成等に当たっての事前調査を実施している協議会、②既存のデータを活用しており事前調査の必要がない協議会、③事前調査の段階に至っていない協議会を計上した。

図表 2-(3)-⑮ 協議会運営費の負担

(単位：協議会、%)

区 分	協議会運営費の負担		計
	有	無	
法定協議会	18(94.7)	1(5.3)	19(100.0)
法定外協議会	22(91.7)	2(8.3)	24(100.0)
計	40(93.0)	3(7.0)	43(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 「法定協議会」には、国、地方公共団体から協議会運営費に財政上の措置が講ぜられている協議会を計上した。

4 「法定外協議会」には、法以外の個別法に基づき、国、地方公共団体から協議会運営費に財政上の措置が講ぜられている協議会を計上した。

5 協議会運営費の負担「無」の3協議会は、協議会運営費を参加者が各自負担しているものである。

法定協議会において、各協議会の実施計画に基づき、国及び地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた自然再生事業は、図表 2-(3)-⑯のとおりとなっている。

表2-(3)-⑯ 法定協議会において、各協議会の実施計画に基づき、国及び地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた自然再生事業(再掲)(平成18年12月現在)

協議会名	事業実施者	実施計画名	事業名(国庫補助事業等名)	根拠法
釧路湿原	北海道開発局 釧路開発建設部	釧路湿原自然再生事業茅沼地区旧川復元実施計画	釧路湿原自然再生事業(直轄総合水系環境整備事業)	河川法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・北海道釧路土木現業所 他	釧路湿原自然再生事業土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕	釧路湿原自然再生事業(直轄総合水系環境整備事業)	河川法
			国営総合農地防災事業 鶴居第1地区(国営総合農地防災事業)	土地改良法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・標茶町 ・南標茶地区排水路維持管理組合	釧路湿原自然再生事業土砂流入対策(沈砂池)実施計画(南標茶地域)	国営総合農地防災事業 南標茶地区(国営総合農地防災事業)	土地改良法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・鶴居町	釧路湿原自然再生事業土砂流入対策(沈砂池)実施計画(雪裡・幌呂地域)	国営総合農地防災事業 鶴居第2地区(国営総合農地防災事業)	土地改良法
	釧路自然環境事務所	釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画	釧路湿原自然再生事業	自然公園法
霞ヶ浦	関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【A区間】	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業【A区間】直轄総合水系環境整備事業)	河川法
野川第一・第二	東京都建設局北多摩南部建設事務所	野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画	野川自然再生事業(統合一級河川整備事業、総合流域防災事業)	河川法
神於山	・大阪府泉州農と緑の総合事務所 ・神於山保全くらぶ	神於山地区自然再生事業実施計画	神於山地区生活環境保全林整備事業(治山事業)	森林法
檜原湿原	佐賀県くらし環境本部環境課	檜原湿原地区自然再生事業実施計画	檜原湿原地区自然再生事業	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実施計画に基づき、自然再生事業を実施している協議会について記載した。

3 農林水産省における国庫補助事業等は、自然再生関連施策(事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの)として実施している事業である。

4 神於山における事業実施者であるNPO法人神於山保全くらぶは、森林整備事業終了後の維持管理など大阪府が実施する森林整備と連携して自然再生事業を実施している。

一方、法定外協議会において、法以外の個別法に基づき自然再生事業として実施されている主な事業は、図表2-(3)-⑰のとおりとなっており、法定協議会において財政上の措置として実施された自然再生事業と同様の事業がみられる。

図表2-(3)-⑰ 法定外協議会において個別法等に基づき実施している自然再生事業の例

協議会名	事業実施者	実施計画名	事業名（国庫補助事業等名）
大沼地域自然再生検討委員会	北海道森林管理局 駒ヶ岳・大沼森林 環境保全ふれあい センター	自然再生モデル 事業実施計 画（大沼地域）	大沼地域自然再生等モデル事業（自然再生推 進モデル事業）
室沢地区田園自然 環境保全整備事業 検討委員会	前橋市	室沢地区元気 な地域づくり 計画書	室沢地区田園自然環境保全整備事業（元気な 地域作り交付金事業）
大沼周辺自然再生 推進協議会	林野庁塩那森林管 理署	大沼周辺自然 再生推進事業 計画	自然再生推進モデル事業
大台ヶ原自然再生 推進計画評価委員 会	近畿地方環境事務 所	大台ヶ原自然再 生推進計画	大台ヶ原自然再生事業
コウノトリ野生復 帰推進連絡協議会	近畿地方整備局豊 岡河川国道事務所	コウノトリ野 生復帰推進計 画	円山川水系自然再生事業（直轄総合水系河川 環境整備事業）
	兵庫県	同上	①田園自然環境保全・再生支援事業（田園自 然環境保全・再生支援事業、元気な地域 づくり交付金事業） ②生態系保全型水田整備推進事業（生態系保 全型水田整備推進事業） ③円山川水系自然再生事業（統合1級河川整 備事業、総合流域防災事業） ④特別天然記念物コウノトリ保護増殖事業 （国宝重要文化財等保存整備費）
	豊岡市	同上	地域参加の森づくり事業（地域活動支援によ る国民参加の緑づくり活動推進事業）
四万十川自然再生 協議会	四国地方整備局中 村河川国道事務所	四万十川自然 再生事業	四万十川自然再生事業 （直轄総合水系環境整備事業）
竹田市里山林再生 協議会	竹田市	里山林保全・活 用モデル事業 実施計画	里山林保全・活用モデル事業（国民参加の緑 づくり活動推進事業（16年度）、森林づく り交付金事業（平成17年度）
菊池川下流地区自 然再生委員会	九州地方整備局菊 池川河川事務所	—	菊池川下流地区自然再生事業（直轄河川自然 再生事業）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 法定外協議会において実施している自然再生事業のうち、法定協議会が実施している自然再生事業と同様の事業を実施しているものについて主なものを記載した。

3 実施者は、直轄事業・補助事業の実施者を記載した。

4 農林水産省における国庫補助事業等は、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）として実施している事業である。

一部の法定外協議会では、自然再生の対象区域が、里山、里地、河川、森林など多種にわたり、自然再生の対象にあった整備が必要であることから、①河川整備については、国土交通省の補助事業、②里山林及び水田の整備については、農林水産省の補助事業、③文化財保護については、文部科学省の補助事業等など、当該法定外協議会が実施する事業内容に併せて国の事業や地方公共団体の単独事業を活用している例がみられる。

[資料 18 参照]

c 自然環境学習の振興のための措置状況

(a) 自然環境学習に関する支援の実施状況

法第 16 条第 1 項において、国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとしてされている。

また、基本方針において、自然環境学習の推進に当たっては、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として、自然再生事業を実施している地域が十分に活用されるよう配慮する必要があり、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要とされている。

調査した法定協議会及び法定外協議会（43 協議会）のうち、自然再生の対象区域を活用し自然環境学習を実施している協議会は 29 協議会（67.4%）となっており、これを法定協議会、法定外協議会別にみると、法定協議会では 19 協議会のうち 12 協議会（63.2%）、法定外協議会では 24 協議会のうち 17 協議会（70.8%）となっている。

図表 2-(3)-⑱ 自然再生対象区域の自然環境学習への活用状況

(単位：協議会、%)

区 分	自然環境学習の実施		計
	有	無	
法定協議会	12 (63.2)	7 (36.8)	19 (100.0)
法定外協議会	17 (70.8)	7 (29.2)	24 (100.0)
計	29 (67.4)	14 (32.6)	43 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

しかし、今回、法定協議会及び法定外協議会に対する国及び地方公共団体の自然環境学習の推進に関する支援の実施状況をみると、国及び地方公共団体が支援を行

っている法定協議会は 19 協議会のうち 6 協議会（31.6%）、法定外協議会は 24 協議会のうち 4 協議会（16.7%）となっている。

また、その支援内容についてみると、法定協議会に対する支援は、ワークショップの開催、ハンドブックの作成、自然観察会の資料作成となっており、社会教育施設等の関係機関等との連携・協力に関する支援の状況はみられない。

図表 2-(3)-⑱ 自然環境学習の推進に関する国及び地方公共団体の支援の実施状況
(単位：協議会、%)

区 分	支援を受けている協議会	支援を行った行政機関			支援を受けていない協議会	計
		国の行政機関	都道府県	市町村		
法定協議会	6(31.6)	6	1	0	13(68.4)	19(100.0)
法定外協議会	4(16.7)	1	4	3	20(83.3)	24(100.0)
計	10(23.3)	7	5	3	33(76.7)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。
 3 支援を受けている協議会には、国及び地方公共団体の両者から支援を受けている協議会が含まれる。
 4 法定協議会については、国及び地方公共団体から自然環境学習の推進のための必要な措置を講ずるものとされているが、法定外協議会については自然環境学習の推進について法令等による求めはない。

なお、法定協議会の中には、実施計画作成前から協議会参加者が独自に自然環境学習プログラムを作成し、学校関係者等と連携し自然環境学習を実施している状況がみられる。

[資料 19 参照]

(b) 自然環境学習プログラムの整備状況

法第 3 条第 5 項において、自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として自然再生の対象区域の活用が図られるよう配慮されなければならないとされ、また、基本方針においては、自然環境学習は、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要とされ、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている。

19 法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は 8 協議会であり、この

8 協議会において 12 の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは 9 計画(75.0%)で、残りの 3 計画(25.0%)は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

自然環境学習について記載がある 9 実施計画についてみると、①個々の学習の具体的な内容を記載しているものが 3 実施計画(25.0%)、②個々の学習について記載しているが、その具体的な内容を記載していないものが 3 実施計画(25.0%)、③自然環境学習プログラムの整備に努めることのみを記載しているものが 1 実施計画(8.3%)、④環境教育の充実を図ることのみ記載しているものが 2 実施計画(16.7%) みられ、各実施計画において自然環境学習についての記載が区々となっている。

一方、調査対象とした 24 法定外協議会のうち、法に基づく実施計画に相当する計画等を作成している協議会は 14 協議会みられ、この 14 協議会が作成した実施計画における自然環境学習についての記載状況をみると、①個々の学習の具体的な内容を記載しているものはみられず、②個々の学習について記載しているが、その具体的な内容を記載していないものが 2 実施計画(14.3%)、③環境教育の充実を図ることのみ記載しているものが 1 実施計画(7.1%) となっている。

[資料 20 参照]

なお、法定協議会については、法及び基本方針において、自然再生の対象区域において自然環境学習を実施することが重要であるとされているが、法定外協議会については自然環境学習の実施について必ずしも法令等による求めはない。

図表 2-(3)-⑳ 実施計画における自然環境学習についての記載状況 (単位:協議会、%)

区 分	実施計画数	自然環境学習についての記載				無
		有				
		個々の学習について具体的な内容を記載しているもの	個々の学習について記載しているが、その具体的な内容を記載していないもの	プログラムの整備に努めることのみ記載しているもの	環境教育の充実を図ることのみ記載しているもの	
法定協議会	12(100.0)	3(25.0)	3(25.0)	1(8.3)	2(16.7)	3(25.0)
法定外協議会	14(100.0)	0(0.0)	2(14.3)	0(0.0)	1(7.1)	11(78.6)
計	26(100.0)	3(11.5)	5(19.2)	1(3.8)	3(11.5)	14(53.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、実施計画数に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とならない場合がある。

3 法定外協議会については、法に基づく実施計画に相当する計画等について計上した。

自然環境学習についての記載がある実施計画を作成している法定協議会においても、自然環境学習を実施するための具体的な自然環境学習プログラムの整備方法が分からないとする意見がみられる。

また、実施計画に自然環境学習について記載がない法定協議会においては、実施計画の作成とは別に任意に自然環境学習プログラムの整備を検討しているとする意見がみられる。

d その他の支援の実施状況

(a) 地方公共団体による支援の実施状況

都道府県及び市町村を対象とした意識等調査結果をみると、都道府県及び市町村のうち、自然再生の推進のために何らかの「措置を講じている」とするものは20.4%、「措置を講じていない」とするものは77.1%みられた。

図表2-(3)-② 都道府県及び市町村における支援状況 (単位：団体、%)

区分 \ 対象	都道府県	市町村	計
措置を講じている	18(38.3)	200(19.6)	218(20.4)
措置を講じていない	29(61.7)	796(77.8)	825(77.1)
無回答	0(0.0)	27(2.6)	27(2.5)
計	47(100.0)	1,023(100.0)	1,070(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

都道府県及び市町村が自然再生の推進のために講じている措置の内容をみると、「自然環境学習の振興を図っている」とするものが64.2%、「自然再生に関する情報の提供を行っている」とするものが47.4%、「財政上の支援を行っている」とするものが41.9%みられた。

図表 2-(3)-㉔ 都道府県及び市町村における支援の内容（複数回答）

（単位：団体、％）

区 分 \ 対 象	都道府県	市町村	計
自然環境学習の振興を図っている	8(47.1)	130(65.7)	138(64.2)
自然再生に関する情報の提供を行っている	11(64.7)	91(46.0)	102(47.4)
財政上の支援を行っている	9(52.9)	81(40.9)	90(41.9)
自然再生に関する広報の充実を図っている	6(35.3)	52(26.3)	58(27.0)
自然再生事業の実施に当たって必要な許認可の迅速に処理するなどの配慮をしている	4(23.5)	12(6.1)	16(7.4)
その他	3(17.6)	22(11.1)	25(11.6)
計	41(241.2)	388(196.0)	429(199.5)

（注） 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、回答があった 17 都道府県、198 市町村、計 215 団体に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

措置を講じていない都道府県及び市町村から、その理由についてみると、「支援のための財政上の措置が困難であるため」とするものが 29.0%、「NPO 法人、地域住民等の取組にゆだねているため」とするものが 18.5%、「他の公益（地域振興、防災等）を優先させる必要があるため」とするものが 16.8%みられた。

図表 2-(3)-㉕ 都道府県及び市町村において支援措置を行っていない理由

（単位：団体、％）

区 分 \ 対 象	都道府県	市町村	計
支援のための予算措置が困難であるため	4(13.8)	235(29.5)	239(29.0)
NPO 法人、地域住民等の取組にゆだねているため	7(24.1)	146(18.3)	153(18.5)
他の公益（地域振興、防災等）を優先させる必要があるため	0(0.0)	139(17.5)	139(16.8)
協議会から支援要請がないため	8(27.6)	74(9.3)	82(9.9)
その他	9(31.0)	134(16.8)	143(17.3)
無回答	1(3.4)	68(8.5)	69(8.4)
計	29(100.0)	796(100.0)	825(100.0)

（注） 1 当省の意識等調査結果による。

2 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とならない場合がある。

(b) 国及び地方公共団体の支援・措置に関する意見・要望

調査した法定協議会及び法定外協議会に参加している国の行政機関、都道府県、市町村、自然環境専門家、NPO法人及び地域住民から、国及び地方公共団体の支援・措置に関する意見・要望を聴取した結果、45件の意見・要望のうち、①自然再生を推進するために必要な財政上の措置に関するものが32件(71.1%)、②自然再生に関する普及啓発活動の充実に関するものが6件(13.3%)、③自然再生に関する情報の提供に関するものが3件(6.7%)となっており、協議会の参加者は財政上の措置に関する意見・要望を多く有している状況がみられた。

図表 2-(3)-⑳ 国及び地方公共団体の支援措置に対する意見・要望 (単位:団体・人、%)

区 分	対 象					
	国の行政機関	地方公共団体	自然環境専門家	NPO法人	地域住民	計
① 自然再生を推進するために必要な財政上の措置	2	10	14	6	0	32(71.1)
i) 維持管理・モニタリングに係る経費の支援	0	5	7	3	0	15
ii) 協議会の立ち上げ・運営経費の支援	0	2	4	2	0	8
iii) 予算措置のための法の見直し	2	2	1	0	0	5
iv) 自然再生事業の実施に伴う民有地の取得などの経費の負担・補償制度の導入	0	0	2	1	0	3
v) 普及啓発活動に対する財政上の支援	0	1	0	0	0	1
② 自然再生に関する啓発普及活動の充実	0	1	2	3	0	6(13.3)
③ 自然再生に関する情報の提供	0	0	1	2	0	3(6.7)
i) 環境に関するデータベースの作成・提供	0	0	1	1	0	2
ii) 協議会参加者への情報提供	0	0	0	1	0	1
④ その他	0	1	1	2	0	4(8.9)
i) 国及び地方公共団体の協議会への参加	0	0	1	1	0	2
ii) 自然再生に関するマニュアルの作成	0	1	0	1	0	2
計	2	12	18	13	0	45(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地方公共団体は、国に対する意見・要望である。

3 ()内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、財政上の措置に関する主な意見・要望の内容は、次のとおりである。

〔国の行政機関からの意見・要望〕

- ① 協議会の事務局として運営経費等を負担しているが、その費用は法に基づくものではなく、個別法に基づく事業費から支出していることから、法に基づく協議会や自然再生事業への財政上の措置が行える仕組みを設けるのが望ましい。
- ② 協議会（事務局）を行政機関とは別の独立組織とし、運営経費等を国や地方公共団体が支援する形が望ましいのではないか。また、NPO法人等が協議会（事務局）を担う場合は、国がこれらの協議会（事務局）に財政上の支援を行えるような仕組みを設けることが必要ではないか。

〔地方公共団体からの意見・要望〕

- ① 自然再生事業（ハード事業）については、財政上の措置として国の直轄事業又は補助事業が実施されているが、普及啓発事業等（ソフト事業）については、国からの財政上の措置がないことから、普及啓発等のソフト事業についても国の補助事業としてもらいたい。
- ② 地方公共団体の厳しい財政状況を勘案して、自然再生に関する特色ある取組を行っている地方公共団体に対しては、財政上の支援を充実して欲しい。
- ③ 自然再生の推進や良好な自然環境を保全していくためには、適切な維持管理が必要不可欠であることから、自然再生事業実施後の維持管理やモニタリングについても国の財政上の支援をお願いしたい。
- ④ 法に基づく自然再生事業を実施しているが、実施に当たって自然再生に関するマニュアル等は作られておらず、環境省が作成したパンフレットだけを頼りに事務を進めなければならなかった。このことから、法定協議会の設置・運営に役立つ、土地所有者の取扱方法、自然環境専門家の選定方法、参加者の募集・選考方法、自然環境学習プログラムの整備方法などを盛り込んだマニュアルの作成を望む。

e 自然再生の推進に関する関係者からの主な意見

今回の評価に際し、①調査対象とした協議会に参加している国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、自然環境専門家及び地域住民、②当省が開催した「自然再生の推進に関する政策評価に係る研究会」のメンバー、③意識等調査の対象とした都道府県、市町村、NPO法人及び住民等から、自然再生の推進に関する意見・要望を聴取した結果、図表2-(3)-㉔から㉗の意見・要望がみられた。

図表 2-(3)-㉔ 調査対象とした協議会の参加者からの主な意見

事 項	意 見
法定協議会及び自然再生事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、法に基づく自然再生事業を実施しているものは国の行政機関ばかりであり、地方公共団体や民間団体における取組はみられない。これは、地方公共団体や民間団体が独自に自然再生事業を実施しようとしても法に基づく財政支援がないことが原因である。 ・ 自然再生事業の実施に当たって、法定協議会を設置することは必須条件となっていないことから、法定協議会を設置することは考えていない。 ・ 協議会事務局を担当しているが、本来、自然再生は地域住民やNPOが主体となっていくものと考えていたが、実態は、協議会の設置・運営、参加者の募集などすべてを行政に頼る傾向があり県や関係市は多大な負担となっている。 ・ 年度内に予算を執行したい行政と協議を深めたい参加者との間では協議に費やす時間の観念が異なるため、協議会の進行管理に苦慮している。 ・ NPO法人等が事務局となった場合、協議会運営費を全額負担することは困難である。 ・ 本来、自然再生は地域住民が主体的に活動を展開すべきであり、協議会事務局はNPO法人や地域住民が担当することが望ましい。
協議会における参加者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の募集に当たって希望する者を全員参加させていることから、①協議会の自然再生活動等に対して反対意見を持つ者が参加する、②参加人数が多数となる、③地域に関係がない者が多数参加するなど、多様な主体が多数参加することにより、合意形成に長期間を要し事業が進ちよくしない。 ・ 参加者の公募に当たっては、地権者、自然保護団体、地域住民などそれぞれの構成割合を決めて参加人数を制限すべきである。 ・ 参加者を公募する場合も一定のルールが必要であり、面接による人選も一案ではないか。 ・ 公募に当たっては、実施者が予め自然再生事業の趣旨や大枠を提示し、これに賛同する者を募集するのがよい。 ・ 自然再生の対象地区を限定し、その地域の参加者のみを集める方法も有効と考える。
協議会における合意形成の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会において、土地の所有者は少数派となっていることから、協議会において土地の所有者の意見が反映されない状況となっている。 ・ 協議会において十分な協議をするためには長期間を必要とするが、一方で、長期間にわたる協議に飽きて脱退する者もあり、時間的な観点も考慮した合意形成の方法を工夫する必要がある。 ・ 法の趣旨から多数決で議決するものではないが、「協議会の総意の下」として意見を集約することは困難である。 ・ 全体構想作成、実施計画作成、自然再生事業実施など各段階で合意形成の方法を検討する必要がある。 ・ 協議会に自然環境専門家を中心とした分科会等を設置し、分科会等において自然再生の方向性を検討した上で協議会に諮る方法が効率的と考える。

協議会の メリッ ト・デメ リット	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会を設置したが、現実には何もメリットがなかった。 ・NPO法人等の民間からも自然再生事業の発意が行えるような法定協議会の設置や協議会の参加者がメリットを享受できる仕組みが必要である。 ・地域住民が進んで法定協議会に参加するようなインセンティブが必要である。
自然再生 の目標の 設定	<ul style="list-style-type: none"> ・目標とすべき昔の森林の姿を記録している文献等がないため、具体的な数値目標を設定することは困難である。 ・目標を定量化できるだけの科学的知見がない。 ・「〇〇年ころの湿原をイメージし、その再生を目指す」などの目標は設定できるが、「〇〇年までに、△△の湿原を回復することを目指す」という数値目標を設定することは困難である。
自然環境 専門家の 知見の活 用	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会には、各分野の自然環境専門家を参加させるべきである。 ・法定協議会において、自然環境専門家が果たすべき役割が不明確（アドバイザーなのかリーダーなのか協議会参加者の一人なのか）となっている。自然環境専門家は、アドバイザー的な関わり方が望ましい。 ・自然環境専門家は参加しているものの、必要とする専門分野の自然環境専門家が参加していない。 ・協議会では、自然環境専門家の意見ばかりが優先され、地域住民やNPO法人の意見が十分反映されない。 ・協議会において、自然環境専門家と地域住民等が同席していることから、発言した科学的知見に基づく専門的な意見が他の参加者（地域住民等）に理解されないことが多く、また、意見が他の参加者の意見と同様に一意見として取り扱われるなど、協議に反映されていない。 ・自然環境専門家と地域住民等が同じ場で協議しているが、地域住民等は専門的な議論についていけないのが現状である。地域住民等が参加しやすい協議会の環境も必要である。
国及び地 方公共団 体の各種 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会を立ち上げるには資金を必要とするため、法定協議会の設置に当たっての予算措置が必要である。 ・自然再生事業実施後の維持管理やモニタリング等のため継続した予算措置が必要である。 ・普及啓発事業等を国の補助事業としてメニュー化してほしい。 ・地域の特色のある自然再生の取組に対しては支援を充実させるべきである。 ・法定協議会のホームページで活動内容等を公表しているが不十分と考えており、地方公共団体による地域住民等に対する啓発活動が必要となっている。 ・自然再生事業を実施しているが、地域住民等に知られていない。行政は地域に対する普及啓発活動を充実させるべきである。 ・国及び地方公共団体は、自然再生や自然環境に関するデータベースを作成し、各法定協議会に提供してほしい。 ・自然再生を継続的に推進するため、今後、中核となるNPO法人等の育成が必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業と子供たちへの自然環境学習をどのように位置付けるかが課題となっている。 ・自然再生は長期的なものであり、そのため永続的に維持管理等を担う人材の育成が重要である。 ・地域が自主的に自然再生を実施していくためには、自然再生を担うNPO等を育成する必要がある。 ・自然環境学習プログラムを整備したいが、現在、整備された自然環境学習プログラムはなく、また、整備のためのマニュアル等もないことから、同プログラムの整備方法が分からない。
法・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生は地方の力だけではなし得ない大きな問題であり、国からの継続した資金提供が可能な仕組みづくりが必要である。 ・法定協議会事務局として協議会運営費等を負担しているが、その費用は法に基づくものではなく、他の法律の事業費から支出しており不自然な感じを否めない。法に基づく協議会や自然再生事業への財政上の措置が行えるような仕組みを設ける必要がある。 ・法定協議会の事務局は、行政機関とは別の独立組織として設置し、運営経費等を国や地方公共団体で支援するのが望ましい。 ・自然再生を推進するに当たって、法定協議会の設置までは行政主導で行い、ある程度、自然再生事業が軌道に乗った段階で地域住民等に主導させることが理想的である。 ・地元企業などがスポンサーとなって自然再生を永久的に実施できる仕組みを構築する必要がある。 ・民有地においても自然再生事業を積極的に実施する必要があることから、土地の買収などの財源について、国の支援や企業協賛を働きかける仕組みが必要である。 ・基本方針では、協議会の運営について「協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること」と定められているが、多様な意見を有する者が多数参加している協議会において全員一致の形で「総意の下」という状況を作り出すのは困難であり、基本方針に示されている「総意の下」を削除する等の基本方針の改正を望む。 ・現在、設置している法定外協議会を法定協議会に移行するためには、①新たに多様な主体の参加の確保が必要、②全体構想を作成する必要がある、③現在作成している実施計画を全体構想に沿った実施計画に見直す必要があるなど、新たな事務手続等が発生し、かつ、作成した全体構想や実施計画をあらためて協議会に図る必要があるため負担が大きい。 ・地方ブロック会議は、関係機関が相互に連絡調整を図るような自然再生事業が行われていないことから、事業の実施に関する具体的な連絡調整を行った実績はない。 ・地方ブロック会議は、設置要綱等を定めておらず、本省間で取り交わされている「自然再生推進会議の設置について」（平成15年10月16日）を参考に開催している状況であり、参加機関が会議の設置趣旨を認識するためにも会議の設置要綱、規約等の制定が必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地方ブロック会議は、現在、各機関が実施している自然再生事業の紹介にとどまっていることから、今後、ブロック会議の活用方策、位置付けについて検討する必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生活動を活発化するため、地域住民等の自然再生に対する意識を向上させる必要がある。 ・自然再生には推進するためのマニュアル等がないことから、協議会の設置・運営に当たって、①土地所有者の取扱い、②自然環境専門家の選定方法、③参加者の募集方法等に関する具体的なマニュアルを作成してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑳ 「自然再生の推進に関する政策評価に係る研究会」メンバーの主な意見

事項	意見
法定協議会及び自然再生事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会には財源がなく運営を国や地方公共団体に頼らざるを得ない状況となっている。 ・法のスキームは、自然再生事業の予算として財政措置されているものではなく、本来、別の公共事業に投入される予算の一部を環境に配慮という形で使用しているに過ぎない。したがって、自然再生とは違う目的の公共事業で自然再生をすることに無理がある。 ・現在の自然再生は、国や都道府県がトップダウンで主導している状況であり、法の理念（ボトムアップ）に反するのではないかと。
協議会における参加者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会の参加者には、自然環境専門家だけでなく、合意形成などの専門家（ファシリテーター）、情報処理、人材育成の専門家の参加が必要である。 ・参加者の募集は、一定の条件を設け、ある程度制限することも必要である。
協議会における合意形成の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生事業は長期的な取組であり、協議会の参加者が自然再生について学び合いながら事業を進めることは有意義であり、このため合意形成に長期間を要することもやむを得ない。 ・一部の協議会では、多様な主体が多数参加することから意見の対立がみられるなど有意義な議論が行われず、協議に長期間を要している状況もみられる。 ・現在設置されている法定協議会は、合意形成のプロセスに問題がある。 ・協議会における合意形成を円滑にするため、事前に地域において自然再生について学び合うための仕組みづくりが必要である。 ・現在の協議会は会議運営そのものが未熟であり、このため、各法定協議会にファシリテーターの導入が必須である。
協議会のメリット・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会には設置するメリットが認められず、このため法定とするインセンティブが不十分となっている。 ・法定協議会のメリットは、法に基づく手続、評価及び情報公開によって、自然再生事業の実施に当たって透明性・公平性が確保される点である。

自然再生の目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定に当たっては、地域住民の意見も尊重する必要がある。 ・地域活性化も視野に入れた自然再生の目標を設定することも一つの方法である。
自然環境専門家の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会の下に自然環境専門家を中心とした委員会を設置するなど、専門家の位置付けを明確にすることが重要である。
国及び地方公共団体の各種支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生のPRや地域における自然再生に関する周知・広報が不十分である。 ・法定協議会の運営には相当のコストを要しており、行政の後ろ盾が必要である。 ・まず、法定協議会が自然再生の対象区域を選定し、そこに投入される公共事業を法定協議会が選定すべきである。 ・自然環境に関する各種データを行政が提供する仕組みが必要である。 ・専門家会議は、全体構想や実施計画に関する説明ばかりであり、自然再生事業の実施に当たって必要な財政上の措置についても説明する必要がある。 ・専門家会議や地方ブロック会議を有効に活用するための見直しが必要である。 ・自然環境学習には、自然再生の対象区域を自然環境学習に活用するという視点と、次の時代の自然再生事業を担う人材を育てるという視点が必要である。
法・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体は必要に応じて財政上の措置を行うこととされているが、法に予算措置に関する規定はなく、事業に必要な費用をどこから出すのか不明となっていることから、法において明確にする必要がある。 ・森林税などの法定外目的税を法に組み入れることができれば効果的である。 ・自然再生が地域振興につながるものとなるよう、法の見直しを行うべきである。 ・日本では、資金が潤沢なNPO法人等は少ないことから、NPO法人等に対する国の財政的な支援が必要である。 ・法及び基本方針の見直しに当たっては、絶滅危惧種対策に関する視点を加えるべきである。 ・法及び基本方針には、エコロジカルネットワーク（生物の生息場所のつながり）の視点が必要である。 ・現状のように、自然再生すべき地域を各法定協議会が独自に考えるのではなく、国が自然再生の必要な地域を示すべきである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生を推進するための前提として、国土のグランドデザインが必要である。

(注) 当省の研究会における意見から抜粋した。

図表 2-(3)-⑳ 意識等調査における主な意見

事項	意見
法定協議会及び自然再生事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が主導して自然再生に取り組める仕組みが必要である。 ・法定協議会は、協議に時間を要する傾向があるが、国民にとっては直接公共事業に参加する良い機会である。 ・法定協議会の事務手続を簡素化すべきである。 ・自然再生事業は、「再生」のための事業だけでなく、今ある自然に何も手を加えない「保全」活動も重要である。 ・小規模な里地、里山等も対象とするなど、地域住民、NPOが参加可能な自然再生も検討すべきである。
協議会における参加者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会に地域住民の参加を促す方法も検討する必要がある。
協議会における合意形成の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成に当たっては、地域住民の意見や慣習等に十分配慮する必要がある。
自然再生の目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の目標設定に当たって、地域の雇用創出を盛り込むなど地域活性化についての目標を加えるべきである。 ・自然再生の目標は、流域的な視点に基づいて設定すべきである。 ・自然再生の種類が多く、目標も様々であることから、目標の設定が難しい。
自然環境専門家の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境専門家が協議会の運営を取り仕切っていることから、協議会に地域住民が参加しにくい状況となっている。専門的な知識がない地域住民も参加できる協議会が望ましい。 ・地域住民は専門的な知識がなく、協議会の内容は専門的過ぎて分からない。
国及び地方公共団体の各種支援	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が自然再生の必要な地域を選定し、ボランティアやNPO法人等に紹介するシステムが必要である。 ・地域住民による自然再生事業の立案と実施計画書作りを手助けするシステムを構築すべきである。 ・地方公共団体、NPO法人等が事業を実施する場合に財政支援が受けられるような仕組みが必要である。 ・自然再生事業のソフト事業（計画作成、維持管理、協議会運営費）に、国又は地方公共団体の支援が必要である。 ・市町村など住民に身近なところに自然再生の相談窓口が必要である。 ・法定協議会や法定外協議会の運営や自然再生事業の事例をもっと紹介・PRすべきである。 ・地域住民、学校関係者、農林業従事者等、NPO法人、地方公共団体などに対する

	<p>自然再生に関する情報提供等の充実が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の相談窓口の周知が不十分となっており、都道府県や市町村の広報媒体も活用して周知すべきである。 ・自然再生のためのスキルを向上させるため、具体的なノウハウの集約、情報提供の充実が必要である。 ・自然再生の意義、重要性について広く国民に周知する必要がある。 ・法の内容を十分承知しておらず、国は自然再生に関する情報を市町村まで届くようにしてほしい。 ・行政機関による自然環境のデータベース化が必要である。 ・小中学生を対象とした環境教育の充実が重要である。 ・法定協議会において、自然再生のリーダーを養成する機会を作るべきである。
法・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会と法定外協議会を明確に区分するための要件を明確にする必要がある。 ・自然再生すべき地域に民有地が含まれる場合は、必要に応じて地域内の民有地を公有地化していくべきである。 ・国が環境税等を創設し自然再生の財源を確保してはどうか。 ・「自然再生」という大義名分が公共事業実施のための免罪符とならないよう、公共事業の実施に当たっては、法の目的をしっかりと示し、事業の内容について十分な説明を行うべきである。 ・外来（移入）種対策、絶滅危ぐ種対策についても法や基本方針で言及すべきである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の専門知識を持つアドバイザーを養成すべきである。 ・自然再生は、エコロジカルネットワークの確保が重要である。 ・地方公共団体に対して自然再生の必要性を認識させるための施策を講じてほしい。

(注) 当省の意識等調査結果から抜粋した。

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成14年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っているNPO法人数の増加、自然環境学習の実施回数の増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。

しかしながら、①法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及びNPO法人による自然再生事業数が増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、②法に基づく自然再生事業は、1法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民やNPO法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、③法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進捗よく状況をみると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、④国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、⑤専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、⑥法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。

(1) 自然再生の推進政策の効果の発現状況

平成15年度から17年度までに国及び地方公共団体が実施した自然再生事業は、353事業以上となっているが、これらの事業の実施に併せて、自然再生を目的として多様な主体が参加して設置された協議会は平成19年3月末現在87協議会となっており、このうち、法定外協議会が69協議会と約8割を占める一方、法定協議会は18協議会と約2割となっている。また、法定協議会の中には、調査途上において解散した法定協議会やとんざした法定協議会がみられる。

このような状況がみられる原因として、国及び地方公共団体は、法定協議会に対し、財政上の措置を始め各種支援・措置を実施しているものの、法定協議会及び法定外協議会のどちらが実施する自然再生事業も重要と考え、両者に対し同様な支援・措置を実施することとしており、支援・措置は、実施者が自然再生事業の実施に当たって法定協議会を設置しようとするための十分なインセンティブとなっていないことが考えられる。

また、法定協議会として設置するメリットとして、「多様な主体の意見聴取が

可能となること」を挙げる意見がみられ、NPO法人等にとって、このメリットが法定協議会への参加の誘因になっているものと考えられるが、一方、デメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより、合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げる意見が主に地方公共団体にみられるなど、関係者によっては、法定協議会のメリットとされていることが、必ずしも法定協議会の設置を促進する誘因とはなっていない状況がみられる。

法定協議会として設置するメリットは、地域の関係者の総意に基づき、効果的な自然再生事業を円滑に進めるための組織、運営となることであると考えられるが、一方では、そのために、多様な主体が多数参加することから協議、合意形成に長期間を要するなど、事業を効果的・効率的に進めるためのあい路がみられ、法定協議会の運営が容易でない状況となっていることが考えられる。

(2) 法制度の周知状況

法定外協議会に参加している地方公共団体の中には、法制度の内容を十分に承知していない状況が認められる。

また、意識等調査の対象とした自然再生活動を行うNPO法人及び住民等の64.1%は、法に基づき、実施者からの相談に応じるための相談窓口が設置されていることを承知していない。

このような状況がみられる原因として、主務省は、当該省のホームページにおいて自然再生事業の進ちょく状況を毎年公表するとともに、自然再生に関するパンフレット等の作成・配布等を行っているが、地方公共団体に対する法制度・仕組みの周知方法や、自然再生の主体となるべき地域住民、自然再生活動を行っている地域のNPO法人に対する自然再生に係る普及啓発活動が十分でないことが挙げられ、工夫が必要となっているものと考えられる。

(3) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状

法定協議会は、法定協議会設置の発意から協議会の運営に至るまで、国又は地方公共団体の主導により自然再生事業が実施されており、法が想定している地域の多様な主体のうち、地域住民、NPO法人等の主導により自然再生事業が実施されている状況はほとんどみられない。

また、現在、実施されている法に基づく自然再生事業は、個別法に基づく直轄事業又は国の補助事業として国又は地方公共団体が実施している公共事業に地域住民、NPO法人等が参加し、自然再生を行うものであり、1法定協議会においてNPO法人が実施者となって法に基づく自然再生事業を実施している状況がみられるものの、公共事業ではなく地域住民やNPO法人等が主体となって実施している自然再生事業はほとんどみられない。

このような状況がみられる原因として、①自然再生は地域が主体となって実施するものであるが、地域において自然再生事業を主導することとされている地域住民、NPO法人は、法の制定・内容を十分承知していないこと、②法定協議会の設置・運営及び自然再生事業の実施には、労力・資金力を必要とするが、NPO法人等が事務局となった場合、協議会運営費を全額負担することは困難であることなどから、労力・資金力に乏しい地域住民、NPO法人等の発意による法定協議会の設置・運営及び自然再生事業の実施は困難な状況となっていることが考えられる。

(4) 法定協議会の組織化及び運営方法

法定協議会は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO法人、自然環境専門家など地域の多様な主体が参加しているものの、多様な主体が多数参加することなどにより合意形成に長期間を要するなどのあい路がみられ、自然再生事業が進ちよくしていない傾向がみられる。

このような状況がみられる原因として、次のことが考えられる。

ア 多くの法定協議会では、協議会の組織化に当たって、基本方針に示された「幅広く公平な参加の機会を確保」を「参加者を公募し、希望者全員を参加させること」と解して、参加者を公募し応募者全員を参加させていることが考えられる。

一方、公募を採用している協議会の中には、①事前に参加者の活動内容を例示し募集しているもの、②事前に参加が必要と考えられる地域の参加者を選考した上で他の参加者の募集を行っているもの、③参加人数が多数となる場合には抽選を行っているものなど、参加者の公募に当たって工夫をしている例がみられる。

イ 多くの法定協議会では、協議会の運営に当たって、基本方針に示された「協議会における総意の下」を「協議会の合意形成に当たっては全員一致とすること」と解して、合意形成の方法を全員一致として協議を進めていることが考えられる。

一方、全員一致としている協議会の中には、合意形成を円滑化するために、会議のルールを設けているもの、協議のスケジュールを設定しているもの、学び合いの機会を設けているもの、ワークショップを活用しているもの、ファシリテーターを活用して円滑化を図っているものなどの例がみられる。

ウ 自然再生は、地域に密着して活動する住民、NPO法人、関係市町村等が中心となって長期的・継続的に取り組むことにより、初めて実現するものであるが、協議会において、地域住民、地域で活動するNPO法人、関係市町村等の意見が十分に尊重されていないことが考えられる。例えば、協議会の参加者

を公募し協議に当たって多様な主体の多様な意見を広く聴取した上で、最終的な意思決定に当たっては、自然再生に長期的・継続的に取り組む地域の参加者の意見を重視することをあらかじめ明らかにしておく方法も考えられる。

これらのことから、基本方針に示された「幅広く公平な参加の機会を確保」及び「協議会における総意の下」についての解釈を明確にする余地があると考えられ、協議会の参加者の確保の方法及び協議会の合意形成の方法に関する具体的な情報の提供が不十分となっていることが考えられる。

(5) 自然再生の目標の設定状況

自然再生の目標については、達成すべき水準が具体的に特定されていない場合、自然再生事業の実施後のモニタリングにおいても、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が困難である。

19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会における目標の設定状況をみると、すべての協議会において事前調査等を基に具体的な目標が設定されているが、このうち 7 協議会 (46.7%) では、達成すべき水準が具体的に特定された目標となっておらず、事業実施後のモニタリング等において目標の達成度合いを測定することができるものとなっていない。

このような状況がみられる原因として、基本方針において、できる限り具体的に目標を設定することとされており、事業実施後のモニタリングにおいて、目標に照らして事業が適切となっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が可能となる目標を設定する必要があるが、協議会において、そのためのノウハウが十分に確保されていないことが考えられる。

また、基本方針では、全体構想においてできる限り具体的な目標を設定することとされているが、自然再生の方向性を定める全体構想において、定量的な目標など達成すべき水準を具体的に特定することが困難な場合があると考えられる。

さらに、特定した目標を設定していない法定協議会においては、①目標を設定するために必要な科学的知見が確立されていないとする意見や、②目標設定に当たって必要となる過去の環境に関するデータが不足しているとする意見がみられるなど、一部の法定協議会においては、自然再生の目標や指標の設定に当たり必要となる地域の自然環境データが十分確保されていないことが考えられる。

なお、参加者の共通認識の下、自然再生の実施を円滑に推進するための目標として、地域の農林水産業の推進などに関する目標を自然再生の目標に併せて設定することも有効な手段となっているものと考えられる。

(6) 自然環境専門家の知見の活用状況

調査した 19 法定協議会すべてに自然環境専門家が参加しており、協議会において、科学的知見に基づく専門的な協議に当たって自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することにより、協議がより効率的に行われ、自然環境専門家の知見が十分に活用されることから事業が進ちよくしている状況がみられた。しかし、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している法定協議会は、19 協議会のうち 7 協議会（36.8%）と少ないものとなっている。

このような状況がみられる原因として、すべての法定協議会に自然環境専門家が参加していることから、協議に当たって科学的知見の活用が重要であるとの認識はみられるものの、基本方針においては、分科会、小委員会等の設置について規定されているが、科学的知見に基づく専門的な協議の実施について、科学的知見を十分に活用するため自然環境専門家を中心とした分科会等を設置するなどにより効果的に進めることができることが明らかになっていないことが考えられる。

なお、その地域において適切な自然環境専門家の参加の確保が困難な場合は、法定協議会からの要請に応じて自然再生専門家会議の委員を始めとする各分野の専門家を紹介する制度も有効であると考えられる。

(7) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議の開催状況

ア 主務省は、推進会議を毎年度 1 回開催することとしているが、平成 16 年度及び 18 年度は開催されておらず、また、会議内容をみると、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せが行われるなど一定の成果はみられるものの、具体的な連絡調整は、平成 17 年度の推進会議において行われたのみとなっている。

このような状況がみられる原因として、推進会議は、関係行政機関が自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的として設置されているが、省庁横断的事業の実施、各種施策との連携強化など具体的な取組が示されていないことが考えられる。

イ 地方ブロック会議は、各地区において、毎年度 1 回開催することとされているが、平成 17 年度には業務多忙などの理由から 2 ブロック会議が開催されておらず、また、会議の内容は、参加行政機関の自然再生に係る取組状況の紹介など情報提供にとどまっている。

このような状況がみられる原因として、地方ブロック会議を設置したものの、地方ブロック会議は、主務省から具体的な連絡調整事項が示されておらず、その位置付けが明確となっていないことが考えられる。

なお、地方ブロック会議を有効に活用するためには、地方ブロック会議にお

いて、各地区内に設置された法定協議会の設置・運営・自然再生事業の実施方法を検討し、法定協議会からの要請に応じた助言が可能となるよう、現在の構成員である主務省の地方出先機関以外に関係地方公共団体、法定協議会事務局、自然環境専門家を加えることが有効と考えられる。

(8) 自然再生専門家会議の開催状況

法では、主務大臣は、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し実施計画に関する必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、専門家会議の意見を聴くものとされている。

しかし、平成19年3月末現在、主務大臣による助言実績がないことから、開催された専門家会議においては、各法定協議会が作成した実施計画の報告が行われ意見を聴取しているが、これらの意見等が各法定協議会の実施計画に十分反映されるものとなっていない。

このような状況がみられる原因として、主務省が定めた「助言に当たっての主務大臣の手續」をみると、①助言を実施する場合は、主務大臣が助言案を作成し、専門家会議において意見を聴取すること、②助言を実施しない場合は、専門家会議に実施計画を報告することとされており、主務大臣が助言の実施の有無を判断するに当たって専門家会議の意見を聴取する仕組みとはなっていないことが考えられる。

なお、主務省は、助言の実施の有無を判断するに当たって、各法定協議会が作成した実施計画について、現地視察、実施者からの聞き取り調査により、基本方針に基づいた内容となっているか、その根拠は明確となっているかなどを把握することとしているが、今後は専門家会議においても、例えば現地調査や協議会参加者との意見交換等によって、地域の協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにする必要があると考えられる。

(9) 相談窓口の利用状況

主務省は、実施者からの相談に応じるため73地方出先機関に相談窓口を設置している。調査した73地方出先機関のうち、相談窓口における受付件数を把握している68機関の利用状況をみると、平成15年度から18年度までの4年間に、これらの相談窓口において受け付けた相談件数は全国で計16件とわずかなものとなっている。

このような状況がみられる原因として、主務省は、法に基づき相談窓口を設置したものの相談窓口が設置されていることの周知が不十分となっていることが考えられる。

また、地域において自然再生事業を実施しようとする住民やNPO法人等は、

主務省の地方出先機関ではなく身近な市町村などに相談しているためではないかと考えられる。

なお、意識等調査の結果をみると、相談窓口を利用した者のうち、「的確な対応で、役に立った」とするものが約7割みられることから、相談窓口が設置されていることを周知し、その機能を充実させることにより、自然再生の推進に一定の効果が期待できると考えられる。

(10) 自然環境学習の振興のための措置状況

ア 法第16条第1項において、国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとされている。

しかし、法定協議会に対する国及び地方公共団体における自然環境学習の推進に関する支援の実施状況をみると、国及び地方公共団体が支援を行っている法定協議会は19協議会のうち6協議会(31.6%)と少ないものとなっている。

なお、支援が行われている法定協議会における支援内容をみると、ワークショップの開催、ハンドブックの作成及び自然観察会の資料作成となっている。

イ 基本方針において、全体構想の対象となる区域で自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている。

19 法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は8協議会であり、この8協議会において12の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは9計画(75.0%)で、残りの3計画(25.0%)は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

また、自然環境学習について記載がある9実施計画についてみると、①個々の学習の具体的な内容を記載しているものが3実施計画(25.0%)、②個々の学習について記載しているが、その具体的な内容を記載していないものが3実施計画(25.0%)、③自然環境学習プログラムの整備に努めることのみを記載しているものが1実施計画(8.3%)、④環境教育の充実を図ることのみ記載しているものが2実施計画(16.7%)みられ、各実施計画において自然環境学習についての記載が区々となっている。

なお、自然環境学習についての記載がある実施計画を作成している法定協議会においても、自然環境学習を実施するための具体的な自然環境学習プログラムとして整備すべき内容が分からないとする意見がみられた。

このような状況がみられる原因として、自然環境学習プログラムとして整備する内容等が具体的に示されていないため、法定協議会が実施計画の中に

自然環境学習の進め方等について、どこまで記載することが必要であるのか判断に迷っていること、また、自然環境学習プログラムの整備に関する情報提供が不十分となっていることが考えられる。

2 勸告

主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し

法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。

(2) 法定協議会の運営方法等の見直し

法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。

ア 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。

イ モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。

ウ 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。

また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。

(3) 国の支援の充実等

自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。

ア 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。

また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。

イ 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推

進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。

ウ 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。

〔関係資料編〕

資料 1 自然再生推進法

自然再生推進法（平成14年法律第148号）

（目的）

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

（基本理念）

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

（実施者の責務）

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律の規定に基づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念のっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

（他の公益との調整）

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

（自然再生基本方針）

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 自然再生の推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項

三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

（自然再生協議会）

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 自然再生全体構想を作成すること。

- 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
 - 一 自然再生の対象となる区域
 - 二 自然再生の目標
 - 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

（自然再生事業実施計画）

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
 - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

（維持管理に関する協定）

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

（実施者の相談に応じる体制の整備）

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（自然再生事業の実施についての配慮）

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（自然再生事業の進捗状況等の公表）

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

- 2 主務大臣は、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

（自然再生事業実施計画の進捗状況の報告）

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

（財政上の措置等）

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（自然再生に関するその他の措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

（自然再生推進会議）

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総

合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

- 2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料2 自然再生基本方針

自然再生基本方針（平成15年4月1日閣議決定）

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準が向上してきましたが、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。

また、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里地里山等における二次的な自然環境の質も、生活・生産様式の変化、人口の減少など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退することにより変化してきました。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。このため、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。

わが国は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じた二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえ、自然再生の視点として、次の3つを掲げます。

- ① 過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- ② 地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。
- ③ 複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業（以下「自然再生事業」という。）は、今後重視すべき先の3つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきです。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体（以下「NPO等」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。

この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討すべきです。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要です。

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画などが必要です。地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切であり、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りも併せて行うことや、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要です。

カ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例などの情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効性を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。

なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工法の採用、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要で

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うこととなりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

ウ 協議会は、希少種の保護上又は個人情報保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意のもと、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）及び自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。

ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。

エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4) 情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

自然再生の対象となる区域を自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場とすることは有意義であることから、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。

(2) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

(3) 情報の共有

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めること。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

(2) 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

(3) 情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。

(5) 広域的な連携

大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。

資料3 本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等

【調査実施部局】

総務省

行政評価局 評価監視官（国土交通担当）

管区行政評価局： 全局（北海道（旭川行政評価分室及び釧路行政評価分室を含む。）、
東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：13 事務所（茨城、栃木、千葉、東京、山梨、三重、滋賀、兵庫、奈良、
山口、徳島、佐賀、熊本）

【調査対象機関等】

調査対象機関：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

関連調査対象機関：47 都道府県

市町村

関係団体等

資料4 「自然再生の推進に関する政策評価」に係る研究会

1 研究会メンバー（敬称略・五十音順）

平成19年8月現在

鬼頭 秀一 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
近藤 健雄 日本大学理工学部海洋建築工学科教授
鈴木 和夫 独立行政法人森林総合研究所理事長
畠山 武道 上智大学大学院地球環境学研究科教授
羽山 伸一 日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
鷲谷いづみ 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

2 研究会開催経緯

区分	日時	主な検討項目
第1回研究会	平成18年6月26日	政策評価計画の検討
第2回研究会	平成18年10月27日	地方調査に当たっての調査事項検討
第3回研究会	平成19年8月1日	政策評価の方向性の検討

資料5 法定協議会及び法定外協議会一覧

(平成19年3月末現在)

番号	種別	協議会名	位置	備考
1	法定協議会	上サロベツ自然再生協議会	北海道	
2		釧路湿原自然再生協議会	北海道	
3		蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	
4		森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	
5		霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	
6		荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	
7		くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	
8		野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	
9		多摩川源流自然再生協議会	山梨県	
10		巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	
11		神於山保全活用推進協議会	大阪府	
12		八幡湿原自然再生協議会	広島県	
13		榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	
14		竜串自然再生協議会	高知県	
15		竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	
16		檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	
17		阿蘇草原再生協議会	熊本県	
18		石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	
19		やんばる河川・海岸自然再生協議会	沖縄県	解散
20	法定外協議会	大沼地域自然再生検討委員会	北海道	※
21		オホーツクの森自然再生モデル事業企画運営協議会	北海道	※
22		芦野堰・芦野頭首工に関する勉強会	青森県	※
23		室沢地区田園自然環境保全整備事業検討委員会	群馬県	※
24		渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会	栃木県	※
25		大沼周辺自然再生推進協議会	栃木県	※
26		横沢入里山保全地域運営協議会	東京都	※
27		新田上ため池水と緑の里づくり協議会	岐阜県	※
28		畑ヶ谷田園自然環境保全推進協議会	岐阜県	※
29		大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会	三重県	※
30		大台町森林管理協議会	三重県	※
31		自然ゾーン計画・運営協議会	大阪府	※
32		大阪湾臨海部緑の拠点創出検討委員会	大阪府	終了 ※
33		早崎内湖再生計画検討委員会	滋賀県	※
34		筑摩地区元気な地域づくり協議会	滋賀県	※
35		コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	兵庫県	※

番号	種別	協議会名	位置	備考
36	法定外 協議会	安室川自然再生計画検討会	兵庫県	※
37		人工干潟造成委員会	広島県	※
38		安芸高田市吉田地区河川環境技術検討会	広島県	※
39		四万十川自然再生協議会	高知県	※
40		友内川のマルカをそだてる会	宮崎県	※
41		竹田市里山林再生協議会	大分県	※
42		アザメの瀬検討会	佐賀県	※
43		菊池川下流地区自然再生委員会	熊本県	※
44		和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会	岩手県	
45		赤川自然再生計画検討会	山形県	
46		小牧川をきれいにする会	山形県	
47		九反田池再生委員会	茨城県	
48		鬼怒川河道再生検討委員会	栃木県	
49		戦場ヶ原湿原保全対策検討会	栃木県	
50		大津用水事業推進協議会	群馬県	
51		御座入地区推進協議会	群馬県	
52		瀬と淵を取り戻す検討委員会	群馬県	
53		飯島川「さかなのすむ川づくり」委員会	群馬県	
54		志木市自然保全再生協議会	埼玉県	
55		三番瀬環境保全開発協議会	千葉県	
56		谷津田いきものの里事業推進連絡会	千葉県	
57		魚道会議	東京都	
58		小笠原自然再生推進協議会	東京都	
59		小笠原村兄島ノヤギ排除検討委員会	東京都	
60		小笠原国立公園植生回復事業検討会	東京都	
61		高尾地域連絡会	東京都	
62		奥多摩愛宕山地域連絡会	東京都	
63		青梅上成木森林環境保全地域管理・活用推進協議会	東京都	
64		練馬みどりの機構	東京都	
65		丹沢大山自然再生委員会	神奈川県	
66		里山づくり推進協議会	神奈川県	
67		葉山町アマモ協議会	神奈川県	
68		金沢八景ー東京湾アマモ場再生会議	神奈川県	
69		座間のホタルを守る会	神奈川県	
70		トキの野生復帰連絡協議会	新潟県	
71		新潟県トキ野生復帰推進本部	新潟県	
72		神通川魚類生息環境再生懇談会	富山県	
73		河北潟自然再生協議会	石川県	
74		美ヶ原自然環境保全協議会	長野県	
75		活きた川づくり研究会	岐阜県	

番号	種別	協議会名	位置	備考
76	法定外 協議会	あいち海上の森運営協議会	愛知県	
77		二村山環境保全推進協議会	愛知県	
78		木ノ浜地区保全整備地域協議会	滋賀県	
79		琵琶湖湖北地域ヨシ群落自然再生協議会	滋賀県	
80		円山川水系自然再生推進委員会	兵庫県	
81		播磨ため池群保全・再生活動実施計画検討会	兵庫県	
82		三川分派地区環境整備計画検討委員会	兵庫県	
83		氷ノ山周辺地域保全・再生活動実施計画検討会	兵庫県	
84		ふるさとづくりきすみの地域活動協議会	兵庫県	
85		島根県森林病虫害等防除連絡協議会	島根県	
86		島根県水と緑の森づくり会議	島根県	
87		光市自然敬愛推進検討委員会	山口県	
88		共生の森林づくりの会	愛媛県	
89		(仮称) 共生の森自然再生検討委員会	福岡県	
90		漫湖地区自然再生推進調査検討委員会	沖縄県	終了
	合計	90		

(注) 1 当省の調査結果（本省調査、地方調査及び意識等調査）により把握した法定協議会及び法定協議会である。※は、地方調査対象の法定外協議会である。

2 上記90協議会のうち、1協議会（19やんばる河川・海岸自然再生協議会）は解散し、また、2協議会（32大阪湾臨海部緑の拠点創出検討委員会、90漫湖地区自然再生推進調査検討委員会）については目的を達成し終了したものであるため、平成19年3月末現在では87協議会となっている。

資料6 自然再生の実施に伴う地域活性化への効果

＜事例1＞ 自然再生活動を通じて地域のネットワークを作る取組を行っている事例

釧路湿原自然再生協議会では、平成15年11月、協議会に「再生普及小委員会」を設置し、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を一層推進するため、平成17年6月、「釧路湿原自然再生普及及び行動計画」を作成した。

協議会では、行動計画に基づき、多岐にわたる課題に対し、「できるひと」が「できること」から取り組むための「ワンダグリンド・プロジェクト」（釧路湿原自然再生普及行動計画の具体的な取組）を実施している。

具体的な取組として、①自然再生に地域・市民の参加を促す、②人・施設・地域のネットワークをつくるなどの取組が行われており、これにより釧路湿原の保全活動、環境教育・生涯学習などの取組が多数行われ、自然再生への市民の参加の拡大、地域とのネットワークの形成が図られている。

図表 「ワンダグリンド・プロジェクト」の主な取組

年度	取組名	具体的な取組	参加人数
17	自然再生に地域・市民の参加を促す	自然保護を目的とする学生組織と協力しワークキャンプ開催	9名
		「釧路湿原“音”探検」を実施	26名
		「ジュニアフォトグラファーズ in 釧路湿原」を実施	37名
		湿原観察会を実施	28名
		「湿原ほたる講座」において親子でほたる学習・観察	21名
		「いきいき女性講座」において釧路湿原の動植物の生態系や湿原の果たす役割などを学習	32名
		「まなぼつと子ども探検隊」において子ども達に自然体験	22名
		クリーンウォーク・観察会を開催	307名
	人・施設・地域のネットワークをつくる	「釧路湿原こどもレンジャー」事業を実施	50名登録
		JICA研修 温根内ビジターセンターと塘路エコミュージアムセンターで行われるプログラムの情報共有と施設間の連携	6名 723名
18	自然再生に地域・市民の参加を促す	トラスト地におけるボランティア作業の受入れ	約180名
		カヌーで達古武湖の清掃	15名
		「まなぼつと子ども探検隊」において、子ども達に自然体験	28名
		クリーンウォーク・観察会を開催	406名
		「釧路湿原こどもレンジャー」事業を実施	43名
	人・施設・地域のネットワークをつくる	「湿原まんじゅう」を販売	—
		「日専連釧路フィッシャーメンズワークカード」を発行し利用額の一部を寄付	会員 約3,000名
		JICA研修	18名
		釧路、厚岸、浜中の湿原と、姉妹湿地提携先のオーストラリアの湿地との間で、情報交換等交流・協力を実施	約80名
		温根内ビジターセンターと塘路エコミュージアムセンターで行われるプログラムの情報共有と施設間の連携	934名

(注) 釧路湿原自然再生協議会資料による。

<事例2> 里山の整備等により観光資源として自然再生対象区域を活用している事例

神於山保全活用推進協議会では、竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯を再生するため、竹の本数調整伐や植栽等を実施している。

協議会事務局では、神於山の里山整備が進行し、遊歩道の整備、竹林・ヤブ状地等の整備により神於山へのハイカー数が増加し、地域活性化の効果が上がっているとしている。

また、事業対象区域で里山の保全活動や里山体験学習を行うボランティア団体「神於山保全くらぶ」は、自然再生の機運の高まりを受けて、平成13年4月の結成以来会員数が増加し、活動が活発化している。

図表 神於山保全くらぶ会員数の推移

(単位：人)

年度	平成13	14	15	16	17
神於山保全くらぶの会員数	31	43	49	52	65

(注) 当省の調査結果による。

＜事例3＞ 農林水産業の推進により農産物のブランド化を図っている事例

コウノトリ野生復帰推進連絡協議会は、平成15年7月に設置され、国、地方公共団体、NPO法人、自治会、農林漁業関係者、自然環境専門家など多様な主体が参加し、「コウノトリ野生復帰の実現～コウノトリと共生する地域づくり～」(コウノトリ野生復帰推進計画)を自然再生の目標として、①環境創造型農業の推進、②河川の自然再生、③里山林の整備、④コウノトリの野生訓化、⑤普及啓発などの各種事業を実施している。

同協議会では、①水田で採食するコウノトリの健康が蝕まれないよう、化学肥料、農薬を使わない農法で水田耕作を行い、できた米を安心な米として販売する、②コウノトリの野生復帰を観光資源として活用するなど、地域活性化の取組がみられる。

① コウノトリの郷米

コウノトリの野生復帰の実現に向けては、水田の生態系の頂点に立つコウノトリが住める環境づくりにつながる農業の推進が必要であるとの共通認識が持たれ、平成14年、コウノトリの郷公園周辺地域で「コウノトリの郷営農組合」が発足した。同組合では、水田の生態系の頂点に立つコウノトリが餌を不自由なく採食でき、かつ食物連鎖による生物濃縮により健康が蝕まれることなく生息するため、化学肥料を不使用、農薬8割減で行う「コウノトリ育む農法」を開発した。この農法により収穫された米を、「コウノトリの郷米」としてブランド化し販売している。

図表 コウノトリ育む農法作付面積の推移 (単位：ha)

年度	平成13	14	15	16	17
作付面積	—	—	0.7	1.8	50.5

② コウノトリの野生復帰

国の特別天然記念物コウノトリの野生復帰を進める兵庫県立コウノトリの郷公園では、毎年、入園者が増加し、平成17年度には試験放鳥により入園者数が急増している。

また、平成18年6月から同園の入園を含む旅行プランが旅行会社から発売されている。

図表 コウノトリの郷公園入園者数の推移 (単位：人)

年度	平成13	14	15	16	17
コウノトリの郷公園入園者数	132,086	154,793	164,274	124,878	242,102

(注) 平成16年度は、鳥インフルエンザの発生、台風による水害が原因で入園者数が減少している。

(注) 当省の調査結果による。

<事例4> 自然再生活動により地域の一体感が高まり地域が活性化している事例

「アザメの瀬検討会」は、佐賀県松浦川に生息する魚類や植物の再生を図る目的で、平成13年に設置された。

同検討会では、メンバーを固定せず誰でも参加できる、徹底した住民参加による車座での検討会を開催、また、現地見学会やシードバンク（※）作業を行うなど、平成13年11月から19年2月までの間に59回の検討会を開催している。

同検討会では、参加者が環境に関する勉強会の開催や川の清掃に取り組み、自然環境に対する意識が高まったことから、参加していた地域住民が自発的に、松浦川流域の素晴らしい自然を次世代へ継承していく活動を行うため、平成14年12月に「アザメの会」を設立し、平成17年8月に同会をNPO法人化している。

この「アザメの会」では、子供たちを招いて、「つつみがえし」、「造成した棚田での田植、米づくり体験」、「植樹」などの活動を行っており、これらの活動を通じて地域の子供たちや年長者が自然と関わる機会が増えたことから、地域の一体感が高まり、地域が活性化している。

（※）シードバンクとは、土の中に生きている種子の集団のことである。

（注）当省の調査結果による。

資料7 自然再生推進法に関する地方出先機関相談窓口ネットワークについて

環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然再生推進法の円滑な運用のため、地方出先機関の相談窓口ネットワークを形成しています。

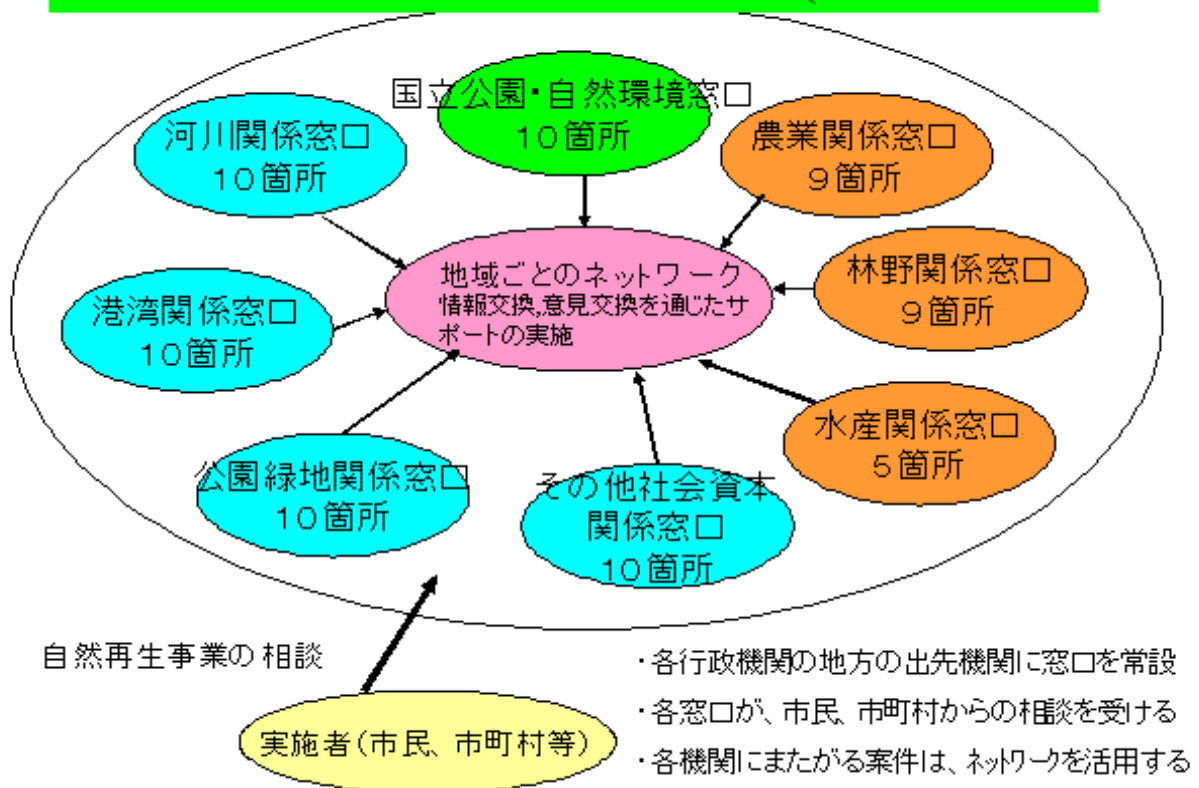
- 地域において、自然再生を実施しようとする者（実施者）から相談があった際、的確に応じられるよう、各省庁の地方出先機関に担当官を設置。（全国73箇所）

【自然再生推進法第11条】

主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

- 相談を受けた対象地の自然環境に応じて、関係する行政機関・部局が連携してこれに取り組めるよう、ネットワークを形成。

地方出先機関相談窓口ネットワーク(全国73箇所)



(注) 環境省資料による。

資料8 自然再生に関する広報活動、普及啓発活動等の例

協議会名	広報媒体	主な内容	備考
釧路湿原自然再生協議会	釧路湿原自然再生ニュースレターの発行	釧路湿原での「自然再生事業」の取組状況について、同協議会で検討された内容を分かりやすく提供	平成15年創刊
	「釧路湿原自然再生大会」の開催	釧路湿原の自然環境を再認識し、自然再生に対する意識を高めるため、自然を見て触れて楽しめる多彩な参加企画を実施	平成15年開催
阿蘇草原再生協議会	阿蘇草原再生ニュースレターの発行	阿蘇草原再生や調査に関する関心を高めるため、阿蘇草原再生に関するその時々の特ピックを紹介	平成16年2月創刊
	「阿蘇草原再生シンポジウム」の開催	阿蘇の草原の価値を見つめ直し、草原再生に取り組むことの意味を阿蘇の側から下流域、全国へ発信する。	平成17年開催
上サロベツ自然再生協議会	「サロベツ・シンポジウム」の開催	サロベツ原野の自然と農業共存に関する新たな試みと方向性について、有識者と共に考える機会の創出	平成14年6月開催
石西礁湖自然再生協議会	パンフレット「豊かな海と生きている」の作成	石西礁湖を身近な海としてとらえ、その現状、島の暮らしとのかかわりなどを紹介するとともに問題を提起し、サンゴ礁の保全と再生を考える機会を創出	平成17年3月作成
	「サンゴ礁保全公開シンポジウム」の開催	サンゴ礁の役割や現状を伝えることにより、広くサンゴ礁の生態系の保全に対する関心を高めるとともに、自然再生への参加を呼び掛け。	平成15年11月開催
コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	「コウノトリと共生する地域づくりフォーラム」の開催	国内外の自然環境の保全、再生等への取組の先進事例を検証し、但馬地域における住民参加による環境創造型事業、河川の自然再生、里山林の整備等の環境整備推進への理解と参加を得るために開催	平成18年9月開催
	「コウノトリファンクラブ」の設立	野生復帰に関する情報発信、収集や活動への参加を支援する組織として「コウノトリファンクラブ」を設立し、全国から会員募集、野生復帰事業・活動への参加啓発	平成16年度から実施

(注) 当省の調査結果による。

資料9 NPO法人が発意し法定協議会を設置している事例

中海の残された豊かな自然環境のかん養と拡大、傷ついた自然環境の修復を目的として、NPO法人の発意により法定協議会である「中海自然再生協議会」が、平成19年6月30日に設立された。

島根県と鳥取県に位置する中海は、宍道湖と並んで日本で有数の汽水域であることから、以前から様々な調査研究が行われており、また、高度経済成長期に実施された湖の富栄養化や開発による湖の形状の改変などにより、水質の悪化やアマモ場の消滅、水産資源の減少などが進み、かつての豊潤な自然環境の保全を考える勉強会など住民の活動が活発な地域でもあった。

平成17年3月には、中海でもとりわけ汚れがひどい米子湾の状況を改善すべく「米子湾の自然再生に向けた勉強会」が設立され、12回の勉強会が行われている。

平成18年3月には、この勉強会の自然再生活動をサポートするため、研究者をメンバーとしたNPO法人「自然再生センター」が平成19年4月に設置された。

同NPO法人では、平成18年8月、中海の自然環境を再生するため法定協議会の設置に向けた発意を行い、関係行政機関に呼びかけ、法定協議会の準備組織として、米子湾周辺地域を対象区域とする「自然再生協議会設立準備会」を設置し、その後、準備会を4回開催し、平成19年4月に協議会参加者の公募を行い、同年6月30日に「中海自然再生協議会」を設置した。

同NPO法人は、協議会事務局として運営経費を負担するとともに、自然再生対象区域の調査や自然再生のための勉強会の開催など、協議会運営の全般を担っており、同NPO法人では、地域のNPO法人が主体となって設置した協議会であっても、自然再生推進法の枠組みを使うことにより、関係行政機関の協議会への参加が得られるなど、法のメリットが享受できるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

資料 10 土地の所有者との調整が図れず土地の所有者が脱退し協議会がとんざしている事例

県では、県内の広域的な緑地の保全・整備を行うため、平成14年度から自然再生計画検討委員会を設置し、自然再生事業の進め方などについて検討を行い、平成15年3月に自然再生計画検討委員会報告書を作成した。この中で、計画の実現のためには、当該地域には私有林が73.3%を占めていることから、都市公園や緑地保全地区の土地取得や施設の移転補償などの財源を確保しておく必要があるため、当該地域を首都圏近郊緑地保全法に基づく「近郊緑地特別保全地区」に指定することを提言していた。なお、同計画作成に当たっては、平成15年1月、対象地域の土地の所有者から知事及び関係市町に対して「近郊緑地特別保全地区」に指定することを望む要望書が提出されている。

その後、自然再生計画検討委員会は解散したが、同検討委員会に参加していたNPO、学識経験者等から自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設置してはどうかとの働きかけがあり、県及び関係市町が事務局となって平成16年11月、自然再生協議会が発足した。発足した自然再生協議会は、平成15年に作成した自然再生計画検討委員会報告書を基に、全体構想案を作成し、協議・検討を行い、平成17年3月に全体構想を作成している。

その後、平成18年2月に開催された第6回自然再生協議会において、事務局である県から、当面の取組として自然再生基本方針案が示され、対象区域(152ha)のうち枢要な緑地を形成する117haについては、都市緑地法に基づく、特別緑地保全地区に指定し、土地の所有者からの申出により緑地を公有地化することが示された。

しかしながら、同じく事務局を担う市から、財政上の問題から、特別緑地保全地区ではなく、首都圏近郊緑地保全法に基づく、近郊緑地特別保全地区に指定するよう県に働きかけがあり、事務局内部においてその対応に長期間を要していた。

このように協議会において、対象区域の指定に当たって協議が長期化したことから、平成18年1月30日には協議会参加者から、特別緑地保全地区の指定を早期実現するよう要望書が出されている。また、平成18年9月には当該対象区域の土地の所有者の会から、平成15年1月の要望以降、要望した近郊緑地特別保全地区の指定が一向に進まないこと、土地の所有者との十分な話し合いが行われず、土地の所有者に対する補償も明確に提示されていないとして、自然再生事業そのものに反対する要望書が提出され、土地の所有者の会は協議会を脱会してしまった。

なお、土地の所有者の会は、当初、自然再生の趣旨に賛同していたが、当初計画があった保全区域の指定が一向に進まないことから、多数の土地の所有者が相続等において問題が発生することについて不安を持つようになり、一部では土地売買の話が持ち上がり、早急な解決を求めるようになっていたとの話が協議会参加者からあった。

協議会事務局では、対象区域が私有林であることから、土地の所有者の参加がなければ事業が進捗しないとして、現在、同協議会は開催されていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該協議会は、平成19年7月8日に開催された協議会において、土地の所有者の協力の必要性を含め運営方法の見直しを行っている。

資料 1 1 参加者の募集に当たって工夫している事例

<事例 1> 募集に当たって参加者の活動内容等を例示している例

協議会名	参加者の選定方法
阿蘇草原再生協議会	参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨等をあらかじめ周知し、自然再生に関する活動に自主的かつ積極的に取り組んでもらえる者や土地の管理者等を募集している。なお、募集する参加者について具体的な例を掲載している。 (例) 実際に土地を管理し、放牧や採草によって草原を利用・管理している区・牧野組合、牧野組合員やその他の個人
石西礁湖自然再生協議会	参加者の募集に当たって、自然再生に取り組むこととなった経緯、趣旨、対象区域をあらかじめ周知し、自然再生に主体的かつ積極的に取り組んでもらえる個人、団体及び土地の所有者並びに関係行政機関を募集している。なお、募集する参加者について具体的な例を掲載している。 (例) サンゴを捕食するオニヒトデの調査・監視や駆除等を行う個人や団体
竜串自然再生協議会	参加者の募集に当たって、自然再生に取り組む趣旨、対象区域をあらかじめ周知し、自然再生に主体的かつ積極的に取り組んでもらえる個人、団体を募集している。なお、募集する個人、団体又は法人について具体的な例を掲載している。 (例) サンゴを捕食するオニヒトデの調査・監視や駆除等を行う個人や団体

(注) 当省の調査結果による。

<事例 2> 参加者の募集に当たって事前に必要な参加者を確保している例

協議会名	参加者の選定方法
蒲生干潟自然再生協議会	協議会において、参加が必要と考えられる学識経験者、地元関係者（地元町内会、利用関係者（サーフショップ）、地元小学校）、NPO等の選定を行った上で公募を行っている。
森吉山麓高原自然再生協議会	協議会において、参加が必要と考えられる学識経験者、地元関係者、NPO等の選定を行った上で公募を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

＜事例3＞ 自然再生の対象区域を中心として地域住民等の募集を行っている例

協議会名	参加者の選定方法
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	<p>参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨、目的、対象区域をあらかじめ周知している。なお、応募者が募集人員を超えた場合は、対象地区近隣に住んでいる者を優先とし、応募者が多数の場合は抽選等で選出する。</p> <p>募集人員：30名程度</p> <p>応募資格：趣旨に賛同し、計画段階から事業の実施及び維持管理段階に至るまで、自然再生の取り組みに対し、それぞれの役割に応じて主体的かつ継続的に参加できる個人又は団体・法人</p> <p>【個人】満18歳以上の茨城県内の在住者又は在勤者</p> <p>【団体・法人】茨城県内で活動している市民団体、NPO法人その他の団体。ただし、1団体・法人につき1名参加</p>
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	<p>参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨、目的、対象区域をあらかじめ周知している。</p> <p>募集人員：「地域での環境に関する活動歴」など応募用紙への記入事項を参考に委員の選出</p> <p>応募資格：計画段階から事業実施段階及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に参加・協力する意志がある個人又は団体・法人</p> <p>【個人】満18歳以上の桶川市、川島町、上尾市の在住者または在勤者</p> <p>【団体・法人】埼玉県内で活動する市民団体、NPO法人その他の団体。ただし、1団体・法人につき1名参加</p>
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	<p>参加者の募集に当たって、自然再生の趣旨、地域等をあらかじめ周知し、自然再生事業に関する活動に自主的かつ積極的に取り組む個人や団体等を募集している。</p> <p>募集人員：応募者数が著しく多い場合は応募の動機などを参考に選定</p> <p>応募資格：計画段階から事業実施及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に関する活動に自主的かつ積極的に取り組む意志がある個人又は団体・法人</p> <p>【個人】満18歳以上で原則、榎野川流域及びその周辺市（山口市、宇部市、防府市）に在住する者又は在勤する者</p> <p>【団体・法人】原則として、榎野川流域及びその周辺市（山口市、宇部市、防府市）で活動する市民団体、NPO法人その他の法人。ただし、1団体・法人につき1名参加</p>

(注) 当省の調査結果による。

資料 1 2 協議会において合意形成が図れず解散した事例

<事例> 自然再生の対象区域について合意形成が図れず解散した例

自然再生協議会は、県北部地域の河川及び海岸の自然再生を推進するため、国の行政機関、県及びNPOが発起人となり、平成16年6月に設立された。

同協議会は、協議会の設置要綱により自然再生の対象区域を「県北部地域」と規定していたが、全体構想案の協議に当たって、県から県管理以外の河川は責任を持っていないとの発言があり、当面の措置として、自然再生対象区域を北部地域のうち4市村の主要な二級河川及びその流域と関係する海岸に限定することとした。しかしながら、協議会参加者から、その他の小さな河川についても良好な自然を保全していく必要があるとの意見が出され協議を重ねてきたところである。

また、自然再生の目標を「回遊性生物が自然の状態で継続的に世代交代を繰り返すことのできる河川・海岸環境を再生する」とし、アユが生息できる環境を作ることが他の回遊性の生き物についても望ましい環境であるとの判断から、アユを指標種とすることを前提に協議を重ねてきた。しかしながら、海に生息する動物を保護する活動を行っている団体などから、指標種をアユだけに限定するべきではないとする意見が出され、協議を重ねてきたところである。

同協議会では、上記の意見を踏まえ、自然再生対象区域、自然再生の目標について、粘り強く協議を重ねてきたが、結局、1割の参加者の反対意見により議論が進ちよくしなくなり、また、これらの議論で全体討議の時間の大半が費やされる状況となったことから、協議会の運営に業を煮やした複数の地域住民が脱会を表明した。このため、地域住民が脱退した状況では、協議会の存続が難しいとして解散した。

なお、協議会事務局では、協議会が解散したことは残念であるとしながらも、法の趣旨から多数決の論理で協議を進めるものではなく、総意として意見を集約する必要があるため仕方がないこととしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該協議会は解散後、参加者の一部であるNPO、村等が中心となって、自然再生の対象を限定した新たな協議会を設置し、平成19年9月10日に第1回協議会を開催している。

資料 13 協議会の運営を円滑化するためのルールを設けている事例

<事例 1> 協議会を円滑に運営するため「会議のルール」を設けている例

<石西礁湖自然再生協議会の会議のルール>

- 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
 - ・会議の開始、終了時刻を守りましょう。
 - ・各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くならないよう配慮しましょう。
- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ・お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ・発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
 - ・メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
 - ・特定の個人や団体等をひぼう中傷するような発言は行わないようにしましょう。
 - ・会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。提出された意見等は、会議の席上で出席者全員に報告します。
 - ・分かりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。
- 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
 - ・石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょう。
 - ・石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
 - ・提案を行うに当たっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。
- 合意形成に向けてお互い努力しましょう。
 - ・問題の所在や対立点などを明確にした上で、合意形成を目指して議論を進めましょう。
 - ・反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましょう。
 - ・決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

(注) 石西礁湖自然再生協議会ホームページから抜粋した。

<事例 2> 参加者の募集に際し協議会参加のルールを周知している例

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、参加者の募集に際して、応募用紙に参加のルールを記載している。

<協議会参加のルール>

1. 参加者全員が平等な立場にあることを自覚し、参加者の意見は所属団体の公的見解とせず自由な議論をします。
2. 議論はフェアプレイの精神で行い、特定の個人や団体を誹謗中傷するような発言は行いません。
3. お互いの意見をよく聞き、尊重し合いながら意見交換します。
4. お互いに協力し、自然再生の推進に努めます。

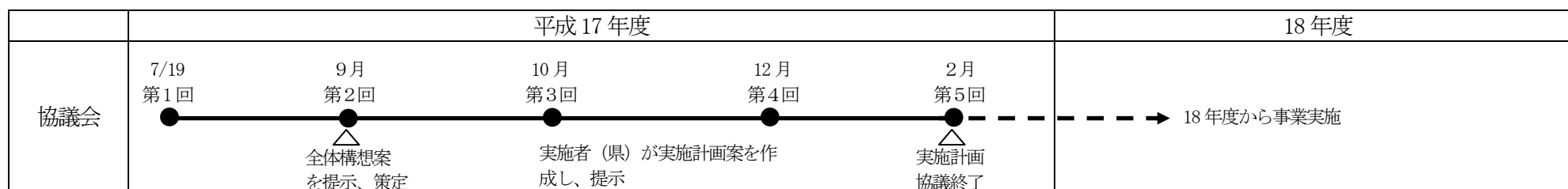
(注) 第Ⅲ期目の荒川太郎右衛門地区自然再生協議会委員募集の記者発表資料から抜粋した。

資料14 協議会の協議スケジュールを設定している事例

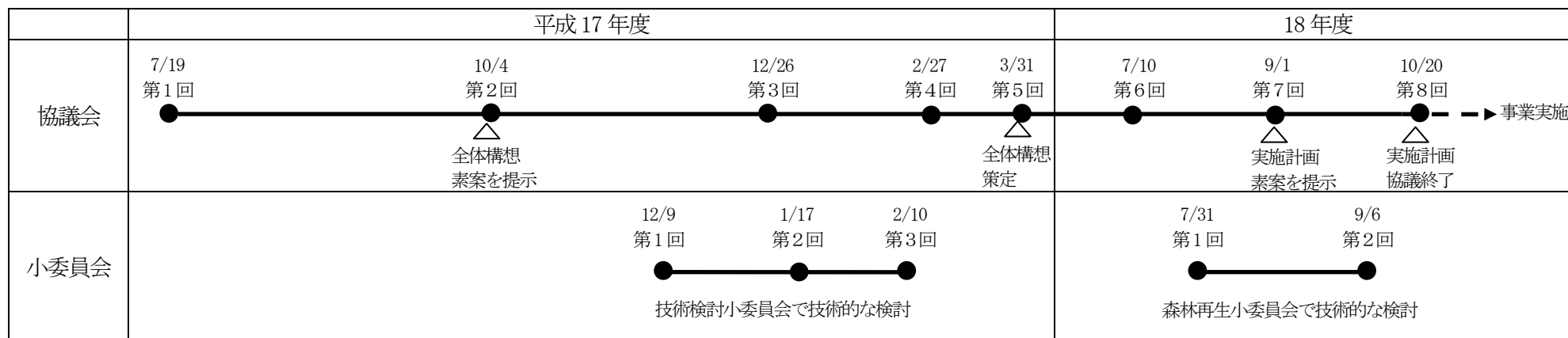
森吉山麓高原自然再生協議会は、かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討するため、平成17年7月19日に設置された。

同協議会では、第1回協議会において、協議の進め方について全体スケジュールを示し、これに沿って協議を進めるとともに、進ちよく状況にあわせて小委員会を活用することとし、協議会の効率的な運営を行っている。

1 第1回協議会で示した全体スケジュール



2 実際の進ちよく状況



(注) 森吉山麓高原自然再生協議会資料に基づき、当省が作成した。

資料 15 円滑な合意形成のため学び合いの機会を設けている事例

榎野川河口域・干潟自然再生協議会では、協議会開催の前後を利用して現地見学、フォーラムを開催して、意見交換等を行うなど協議会参加者が自然再生を学ぶための場を作ることにより、自然再生の必要性やその内容等についての共通認識を醸成し、合意形成の円滑化を図っている。

また、全体構想が作成された後も、直ちに実施計画の作成に着手するのではなく、ワーキンググループを設置し幅広く検討を行うなど、参加者の理解や関心を高める取組を行っている。

年度	協議会開催日時	自然再生に関する「学び合いの場」
平成 16 年度	第1回 平成16年8月1日	—
	第2回 平成16年11月28日	・ 協議会終了後、アマモ種子を海域に播種（はしゅ：種まき）するために必要な作業の見学・参加
	第3回 平成17年3月6日	・ 協議会終了後、アマモの発芽状況等を見学
17 年度	第4回 平成17年8月8日	・ 協議会開始前、山口県環境政策課が行っている中潟拡大実証試験地を船上から視察 協議会終了後、中潟拡大実証試験地を護岸から視察、その後、南潟耕耘場所の干潟生物を観察等
	第5回 平成17年11月23日	・ 協議会終了後、アマモ種子を播種（はしゅ：種まき）するための陸上作業（コロイダルシリカ法等）を協働実施
	第6回 平成18年2月5日	・ 協議会終了後、同会場において「榎野川流域フォーラム」を開催し約70名が参加
18 年度	第7回 平成18年4月29日	・ 協議会終了後、榎野川河口干潟再生に係る干潟耕耘実証試験を開催 榎野川河口干潟（南潟）の再生に向けてスコップ等を用いて干潟の耕耘作業やアサリ等をナルトビエイの食害から防ぐための竹柵を干潟に打ち込む作業を行い、約200名が参加

(注) 当省の調査結果による。

資料 16 協議会における合意形成を円滑に行うため、ワークショップの開催、ファシリテーターを活用している事例

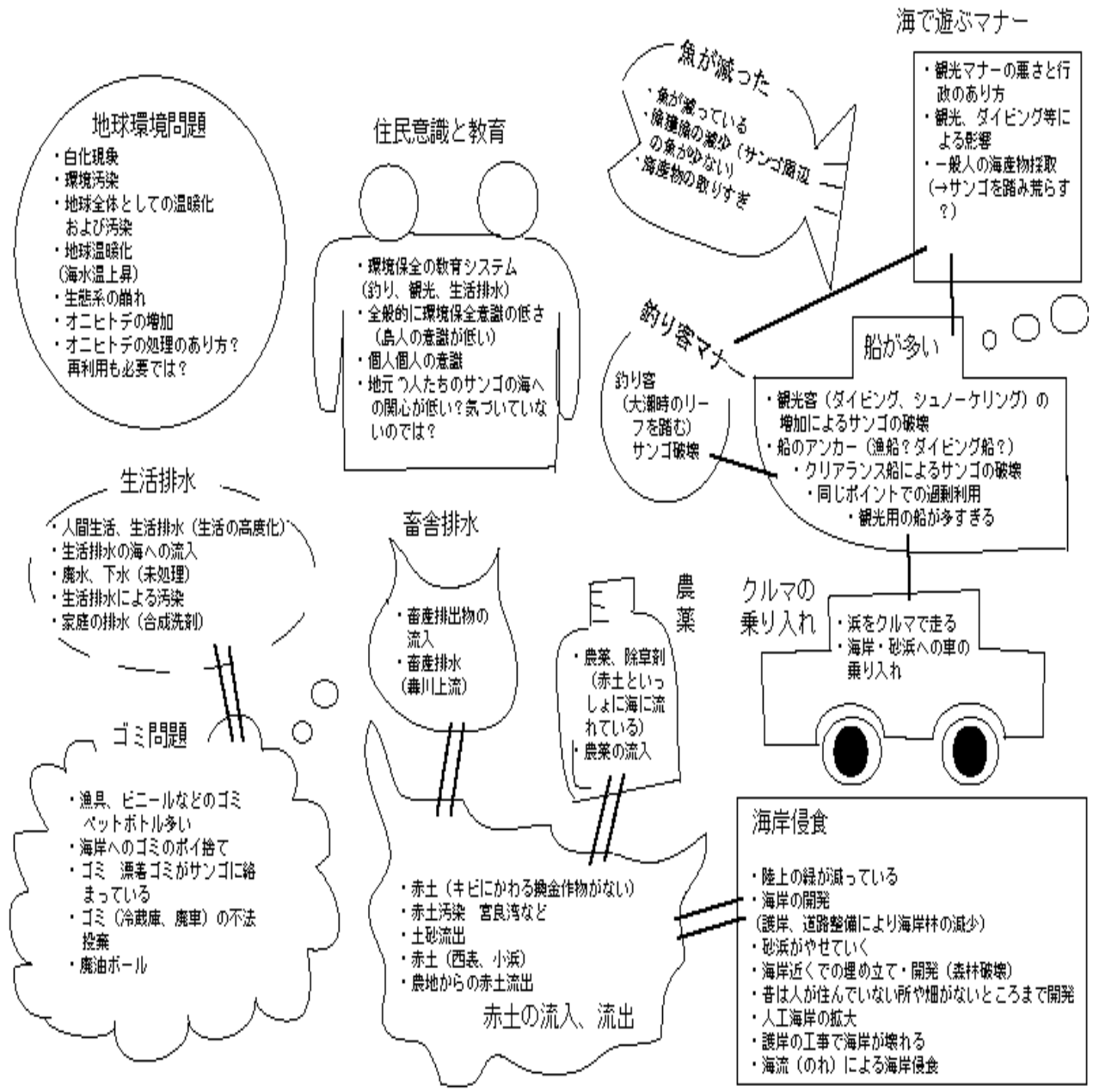
石西礁湖自然再生協議会では、「石西礁湖のサンゴ礁の将来あるべき姿」を検討のゴールイメージとして設定し、サンゴ礁保全ワークショップを開催し参加者を3グループに分け、以下の流れに沿ってグループワーク(作業)を展開している。

なお、グループ討議に当たっては、ファシリテーターを活用し協議を円滑化している。

【ワークショップの流れ】

- 1 参加者は三つのグループ(年齢に偏りのないように男女を均等に)に分かれる。
- 2 各グループで、自己紹介を兼ねてアイスブレイク(緊張を解しリラックス)
- 3 参加者にカード(ポストイット)を複数枚配り、作業開始
- 4 Q1. 「石西礁湖のサンゴ礁や海の環境で問題だなあと感じることは何ですか?」という問いかけに対するカードを作成(1項目/1カードが原則)
- 5 5~8枚/人のカードが出来上がったら、ファシリテーターの指名により、一人ずつ順番にカードを読み上げて、台紙上に張り付け。同じ内容のカードを作成した人がいたら、手を上げて読み上げ。
- 6 全員のカードが出そろったら、台紙上に配置したカードを眺めて整理し、グルーピングし、各カードの固まりにタイトルを付ける。
- 7 グルーピングした各カードの固まり同士間に線や矢印を引いて関係性を整理
- 8 Q1. の答えについて参加者と一緒に整理し、「課題、問題点」をまとめ。※別添のとおりつづいて、
- 9 Q2. 「みんなで考え整理した問題点がすべて解決したと仮定したら、石西礁湖や海の環境はどのような姿になっているのでしょうか?」という問いかけに対するカードを作成(1項目/1カードが原則)。5~8と同じ作業を繰り返す。
- 10 各グループの代表から1グループ当たり約5分で検討内容を発表
- 11 発表会の後、オブザーバー(専門家)より、ワークショップの講評及び今後の課題についてコメントを頂いた。

別添 石西礁湖のサンゴ礁や海の環境の問題（あるグループのまとめ）



（注）石西礁湖自然再生協議会ホームページから抜粋した。

資料17 自然再生の目標設定に当たって効果的な目標を設定している事例

<事例1> 分かりやすい目標を設定することにより事業が円滑に進ちよくしている例

コウノトリ野生復帰推進連絡協議会は、国の行政機関、地方公共団体、NPO法人、自治会、農林漁業関係者、自然環境専門家など多様な主体が参加し、平成15年7月に設置され、「コウノトリ野生復帰の実現～コウノトリと共生する地域づくり～」(コウノトリ野生復帰推進計画)を自然再生の目標に掲げ、①環境創造型農業の推進、②河川の自然再生、③里山林の整備、④コウノトリの野生訓化、⑤普及啓発などの各種事業を実施している。

兵庫県但馬地域では、様々な社会の変化に伴い自然環境が損なわれたことにより、野生のコウノトリが絶滅したが、かつてコウノトリが身近に生息していた地域である。

当該地域は、特別天然記念物であるコウノトリが絶滅する以前から保護活動を始め、絶滅後においても飼育下での繁殖に取り組んでいた地域である。

このようなことから、当該地域において、「コウノトリと共生できる環境が人にとっても安全で安心できる豊かな環境である」との共通認識の下、コウノトリの野生復帰の実現を目標に掲げた協議会が設置され、同協議会には、地域住民や自治会、農協、森林組合等の地域の多様な主体が参加している。

当該地域では、①近隣農家を中心に、田んぼの生き物を育むための化学農薬等を使わない米づくり、②森林ボランティアを中心に、コウノトリの営巣のための松林の整備など、コウノトリを育む里山や河川的环境づくりが実施されている。

平成18年9月23日には、人工飼育で育てられた3羽のコウノトリの放鳥が行われ、約2,500人が観覧のため、当該地域を訪れている。

同協議会では、自然再生の目標に併せて「コウノトリの野生復帰」という目標を設定したことにより、地域が活性化するとともに、多くの地域住民の賛同を得て各種事業が順調に進ちよくしているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

＜事例２＞ 農林業の振興に向けた目標に設定することにより事業が進ちよくしている例

神於山保全活用推進協議会は、神於山及びその周辺の豊かな自然環境を保全するとともに森の産物を資源として活用し、豊かな里山としてよみがえらせるとともに地域の活性化を図ることを目的として、平成15年9月に設置された。

同協議会では、全体構想において、①森・川・海をつながり、②人と自然・人と人とのつながり、③里山とまちとのつながりの三つの理念を掲げ、長期的目標として「里山を再生」に向けて、①世代間交流や体験学習ができる場の保全・整備、②ランドマークとしての神於山の位置付け、③展望地にふさわしい施設整備や樹種を検討することとしている。

また、当面の目標として、「タケの利活用の推進」を掲げ、優良竹材・タケノコの生産、竹材の農業用利用、竹炭や竹チップとしての生産の拡大を図ることとしている。

なお、同協議会では、①自然再生への取組のパンフレット等の作成、②ボランティア団体等による里山整備、植栽などの活動、③「神於山まつり」への参加など、各種取組を積極的に行っている。

同協議会では、「タケの利活用の推進」を目標に掲げたことにより、地域の農林業の活性化が図られるとともに事業が円滑に進ちよくするとしている。

(注) 当省の調査結果による。

資料 18 国庫補助事業等を効果的に活用し事業を実施している事例

コウノトリ野生復帰推進連絡協議会では、コウノトリの野生復帰の実現を図るため、関連する農地、河川、里山林の整備、また、コウノトリ野生訓練、普及啓発活動などを実施しており、事業の実施に当たっては、関係省庁の補助事業、県市町村の単独事業を効果的に組み合わせることにより総合的な自然再生事業を実施している。

事業名	国庫補助事業名	実施者	これまでに実施した事業概要	備考
田園自然環境保全・再生支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 田園自然環境保全・再生支援事業(平成 15、16 年度) 元気な地域づくり交付金事業(平成 17 年度) 	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 生物調査 農家への普及啓発 水路補正 観察用栈橋の設置 農業研修会の開催 シンポジウムの開催 普及啓発の際に使用するコウノトリの映像の製作 	<ul style="list-style-type: none"> 田園自然環境保全・再生支援事業(農林水産省) 元気な地域づくり交付金事業(農林水産省)
生態系保全型水田整備推進事業	生態系保全型水田整備推進事業	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 生態系保全型排水路の設置 水田地域の生物に関するモニタリング調査 	生態系保全型水田整備推進事業(農林水産省)
地域参加の森づくり事業	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	兵庫県豊岡市	<ul style="list-style-type: none"> 竹炭作り アカマツ苗の植栽 コウノトリの営巣木作り等 	森林づくり交付金事業(農林水産省)
円山川水系自然再生事業	<ul style="list-style-type: none"> 統合 1 級河川整備事業(平成 15 年度～16 年度) 総合流域防災事業(平成 17 年度～18 年度) 	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> 生物等環境調査 魚道の整備 樋門段差解消工事 	河川法(国土交通省)
特別天然記念物コウノトリ保護増殖事業 (注)平成 16 年度から特別天然記念物コウノトリ天然記念物再生事業	国宝重要文化財等保存整備費補助金	兵庫県	兵庫県教育委員会(県立コウノトリの郷公園)は、特別天然記念物コウノトリの保護、増殖、最終的には野生復帰を目指し、放鳥拠点の整備、放鳥コウノトリの追跡調査の実施等	文化財保護法(文部科学省)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 森林づくり交付金事業(農林水産省)は、平成 15 年度から 16 年度は、国民参加の緑づくり活動推進事業、平成 17 年度は、森林づくり交付金事業として実施している。

3 農林水産省における国庫補助事業等は、自然再生関連施策(事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの)として実施している事業である。

資料 19 自然環境学習の実施に当たって関係機関が連携している事例

協議会名	機関等名	連携内容
釧路湿原自然再生協議会	北海道釧路教育局	釧路教育局、釧路開発建設部、釧路自然保護事務所、釧路湿原が所在する市町村の小中学校、自然保護協議会などで環境教育ワーキンググループを組織し、小中学生を対象とした「釧路湿原環境教育ガイド」及び「人材バンク・プログラムリスト」を作成するとともに、釧路管内の小中学校 134 校に配布
早崎内湖再生計画検討委員会	湖北町	早崎内湖再生協議会が早崎ビオトープで主催する環境学習の開催案内を市・町教育委員会を通じて町内小学校等に配布
神於山保全活用推進協議会	岸和田市	岸和田市は、神於山を紹介した「神於山やまあそびハンドブック」を市内の全 24 小学校に配布し、各小学校の自然環境の学習時に活用
コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	兵庫県立コウノトリの郷公園	コウノトリ野生復帰推進連絡協議会では、「人とコウノトリとの共生をめざす環境教育プログラム」を作成し、小中学校の総合的学習で活用
竹ヶ島海中公園自然再生協議会	宍喰小学校	宍喰小学校では、平成 16 年度から、海陽町、NPO あど未来、宍喰漁業協同組合等の協力を得て、総合的な学習の時間に、竹ヶ島海中公園地区及びその周辺でサンゴの移植活動、シュノーケリング・シーカヤック体験等を実施
八幡湿原自然再生協議会	北広島町	地元の小学校の総合的な学習の時間に、芸北高原の自然館(北広島町教育委員会)の学芸員が講師となって、「自然再生事業」をテーマとした授業を実施

(注) 当省の調査結果による。

資料20 実施計画における自然環境学習についての記載内容

区分	記載内容	計画数
個々の自然環境学習の具体的な内容を記載しているもの	環境学習についての基本的な考え方を記載するとともに、事業実施地区における環境学習プログラムとして、①調査体験型のプログラム、②作業体験型のプログラムを掲げ、各プログラムの具体的な内容（モニタリング調査（指標調査）、ササ類の除去作業等）を記載	1
	自然観察・自然環境学習についての基本的な考え方を記載するとともに、取組方針、具体的な環境教育（指導者の育成、展示林等の活用、関係機関と連携した学習活動の展開等）について記載	1
	環境学習の必要性、環境学習を実施するための組織体制を記載するとともに、環境学習プログラムとして具体的な取組内容（カスミサンショウウオの産卵調査等）を記載	1
個々の自然環境学習の内容を記載しているが、具体的な内容は記載されていないもの	環境教育として、「環境学習イベント」としての自然観察会やモニタリング調査、子供たちによる植樹等のイベントを開催することを記載	1
	「役割分担」において、環境学習について記載し、「分担内容」として、「現地見学会及び観察会を実施する」と記載	1
	「ふれあい活動（環境学習等）」において、各箇所に適した環境学習プログラム（田んぼの学習プログラム等）を整備するとともに、市民団体と連携して自然観察会や環境学習活動、モニタリングに併せた観察会を実施していくことを記載	1
プログラムの整備に努めることのみ記載しているもの	「環境教育等への活用」において、「自然環境学習プログラムの整備」を掲げ、「自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、対象区域における具体的な自然環境学習プログラムの整備に努める」と記載	1
環境教育の充実を図ることのみ記載しているもの	「環境教育の充実を図ること」と記載	2
自然環境学習について記載がないもの		3
	計	12

(注) 8 法定協議会が作成した12の実施計画を基に当省が作成した。

第 1 意識等調査の概要

1 目的

「自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価）」の一環として、①法の制定を契機として、地方公共団体、NPO法人、住民等の多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかを把握するとともに、②協議会の運営に関する意識等を把握し、自然再生の推進政策を評価する上で活用するため実施したものである。

(注) 本意識等調査に当たっては、以下のとおり定義した。

- 1 「自然再生協議会」とは、法定協議会及び法定外協議会をいう。
- 2 「住民等」とは、自然再生協議会に参加している地域住民、地権者及び自然環境専門家等をいう。

2 実施時期

平成 19 年 3 月下旬から 4 月中旬

3 意識等調査の対象

- (1) 全都道府県（47 都道府県）
- (2) 全市町村（1,827 市町村：平成 19 年 3 月 31 日現在）
- (3) NPO法人のうち、定款に環境の保全を図る活動を行うことを定めている全法人（7,752 法人：平成 18 年 10 月末現在）
- (4) 本政策評価において把握した自然再生協議会に参加している住民等（1,096 人）
- (5) 自然再生協議会事務局（27 事務局）

(注) 上記(1)から(3)までの調査において、自然再生協議会事務局を担当していると回答した都道府県、市町村、NPO法人を対象とした。

4 調査方法

本調査は、調査客体に調査票を郵送し、調査事項に対する回答を調査客体が調査票に自書する方式により実施した。

5 意識等調査票の種類

本意識等調査は、以下の 5 種類の調査票により実施した。

- (1) 「自然再生の推進に関する都道府県の意識等調査について」
- (2) 「自然再生の推進に関する市町村の意識等調査について」

- (3) 「自然再生の推進に関するNPO法人の意識等調査について」
- (4) 「自然再生の推進に関する住民等の意識等調査について」
- (5) 「自然再生の推進に関する自然再生協議会事務局の意識等調査について」

6 回収率

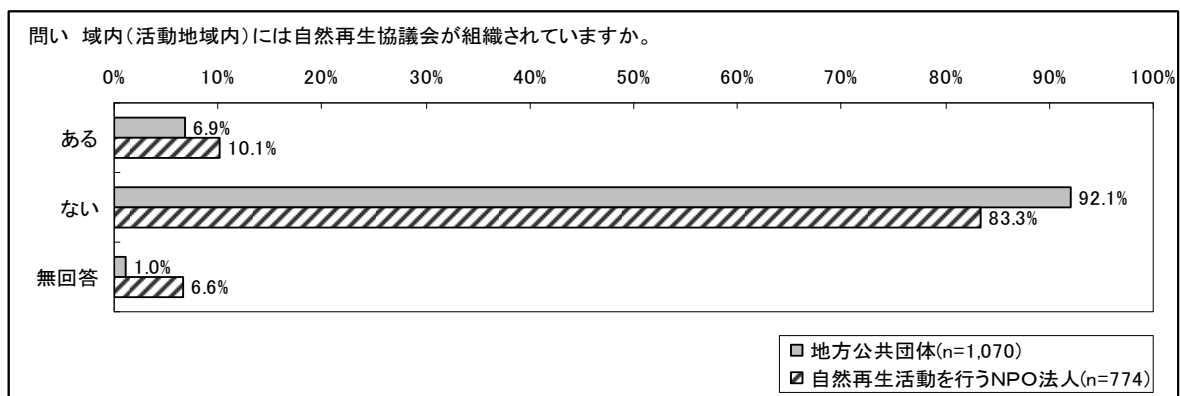
- (1) 都道府県 100.0% (47 都道府県中 47 都道府県)
- (2) 市町村 56.0% (1,827 市町村中 1,023 市町村)
- (3) NPO法人 18.8% (7,752 法人中 1,457 法人)
- (4) 住民等 28.1% (1,096 人中 308 人)

第2 意識等調査の結果（概要）

1 地方公共団体、NPO法人、住民等に対する意識等調査結果

(1) 域内（活動地域内）に協議会が組織されているか。

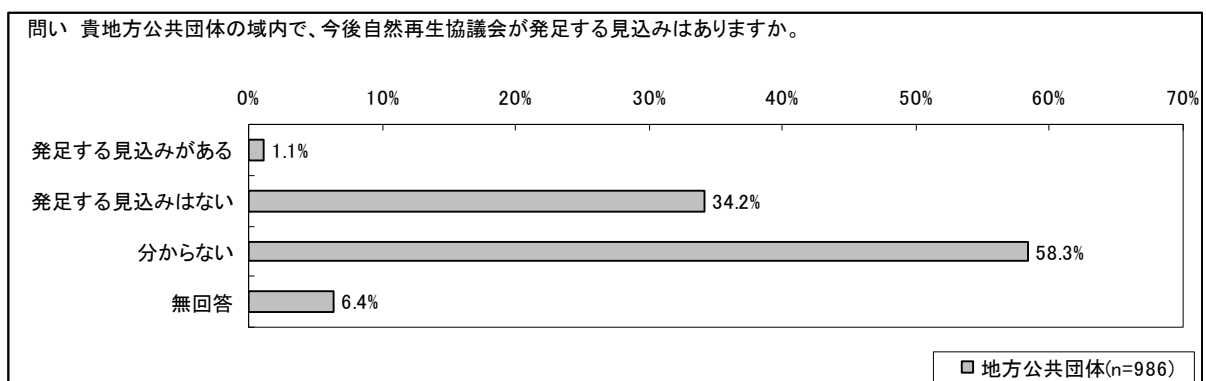
都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）の域内、調査対象としたNPO法人のうち自然再生活動を行うNPO法人（以下「NPO法人」という。）の活動地域内に自然再生を目的として多様な主体により組織された自然再生協議会（以下「協議会」という。）が設置されているか（把握しているものを含む。）を尋ねた結果、「ある」とするものが、地方公共団体では6.9%、NPO法人では10.1%、「ない」とするものが、地方公共団体では92.1%、NPO法人では83.3%となっている。



※ 「n」は回答者数を表す。以下同じ。

(2) 今後、域内で協議会が発足する見込みはあるか。

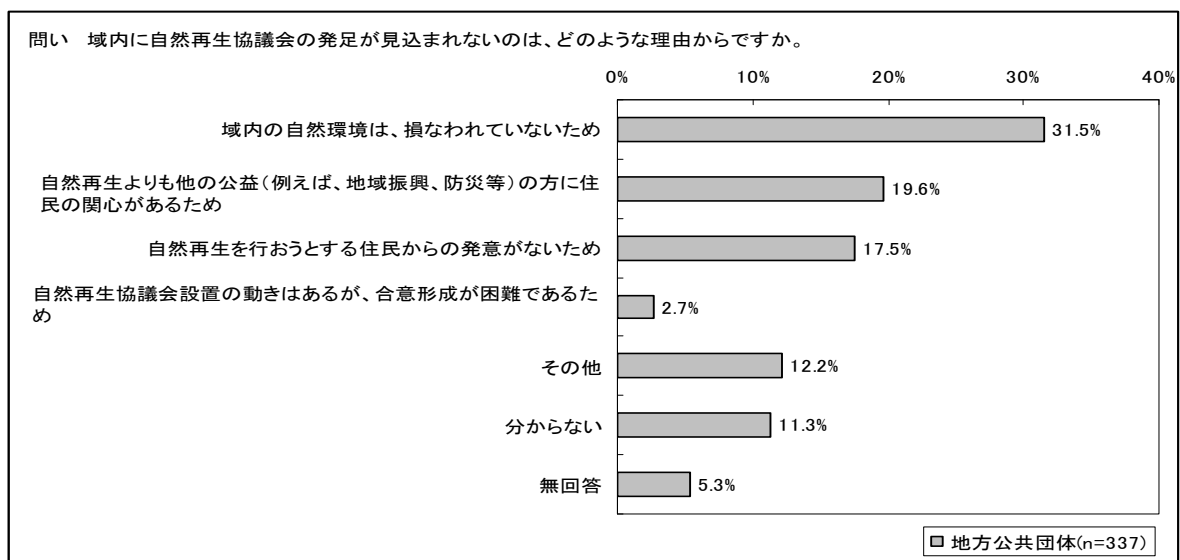
域内に協議会が設置されていない（把握していない）と回答した地方公共団体に対し、今後、自然再生を目的とした多様な主体による協議会が発足する見込みがあるかを尋ねた結果、「発足する見込みがある」とするものが1.1%、「発足する見込みはない」とするものが34.2%、「分からない」とするものが58.3%となっている。



(3) 協議会の発足が見込まれないのは、どのような理由か。

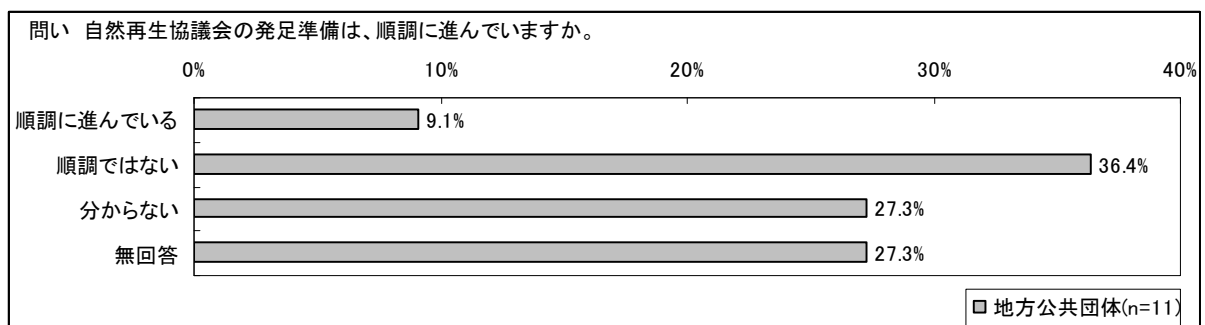
今後、域内に協議会が発足する見込みがないと回答した地方公共団体に対し、協議会の発足が見込まれないとする理由を尋ねた結果、「域内の自然環境は、損なわれていないため」とするものが31.5%と最も多く、次に「自然再生よりも他の公益（例えば、地域振興、防災等）の方に住民の関心があるため」とするものが19.6%、「自然再生を行おうとする住民からの発意がないため」とするものが17.5%の順となっている。

なお、「自然再生協議会設置の動きはあるが、合意形成が困難であるため」発足が見込まれないとするものが2.7%みられた。



(3)-1 協議会の発足準備は順調に進んでいるか。

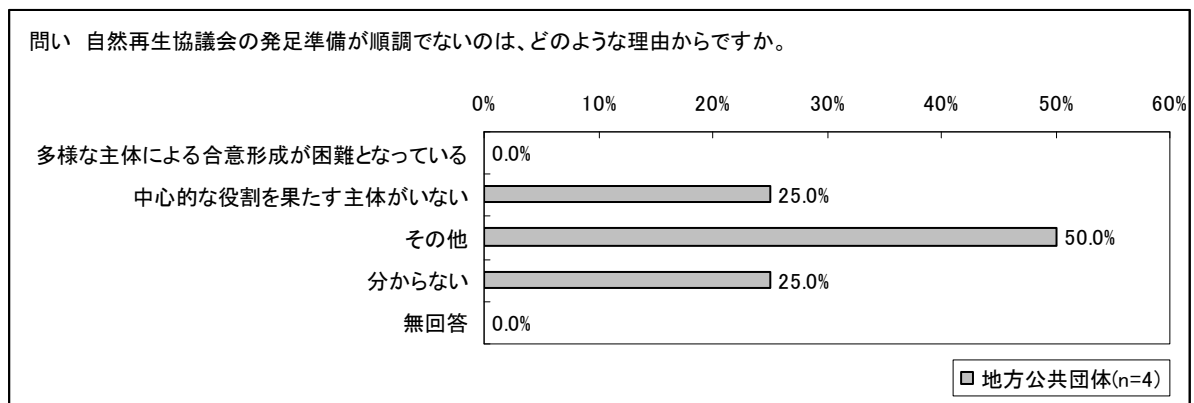
今後、域内に協議会が発足する見込みがあると回答した地方公共団体に対し、協議会の発足準備は順調に進んでいるかを尋ねた結果、「順調に進んでいる」とするものが9.1%、「順調ではない」とするものが36.4%となっている。



(3)-2 協議会の発足準備が順調でない理由は何か。

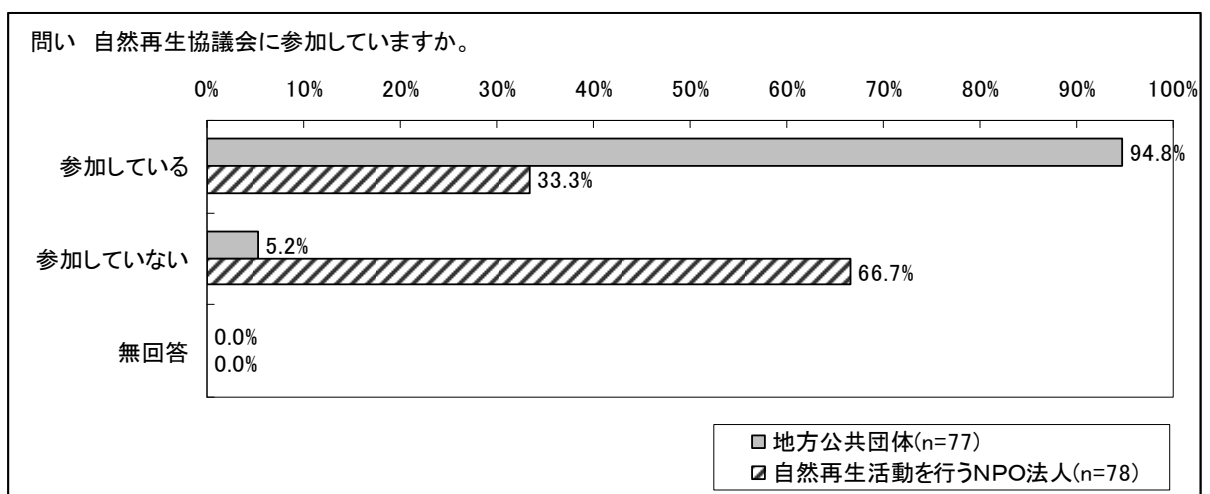
協議会の発足準備が順調に進んでいないと回答した地方公共団体に対し、発足準備が順調に進んでいない理由を尋ねた結果、「中心的な役割を果たす主体がない」とするものが25.0%となっている。

なお、「その他」の理由として、協議会を設立するためのノウハウや資金が不足しているためなどの意見がみられた。



(4) 域内（活動地域内）に設置されている協議会に参加しているか。

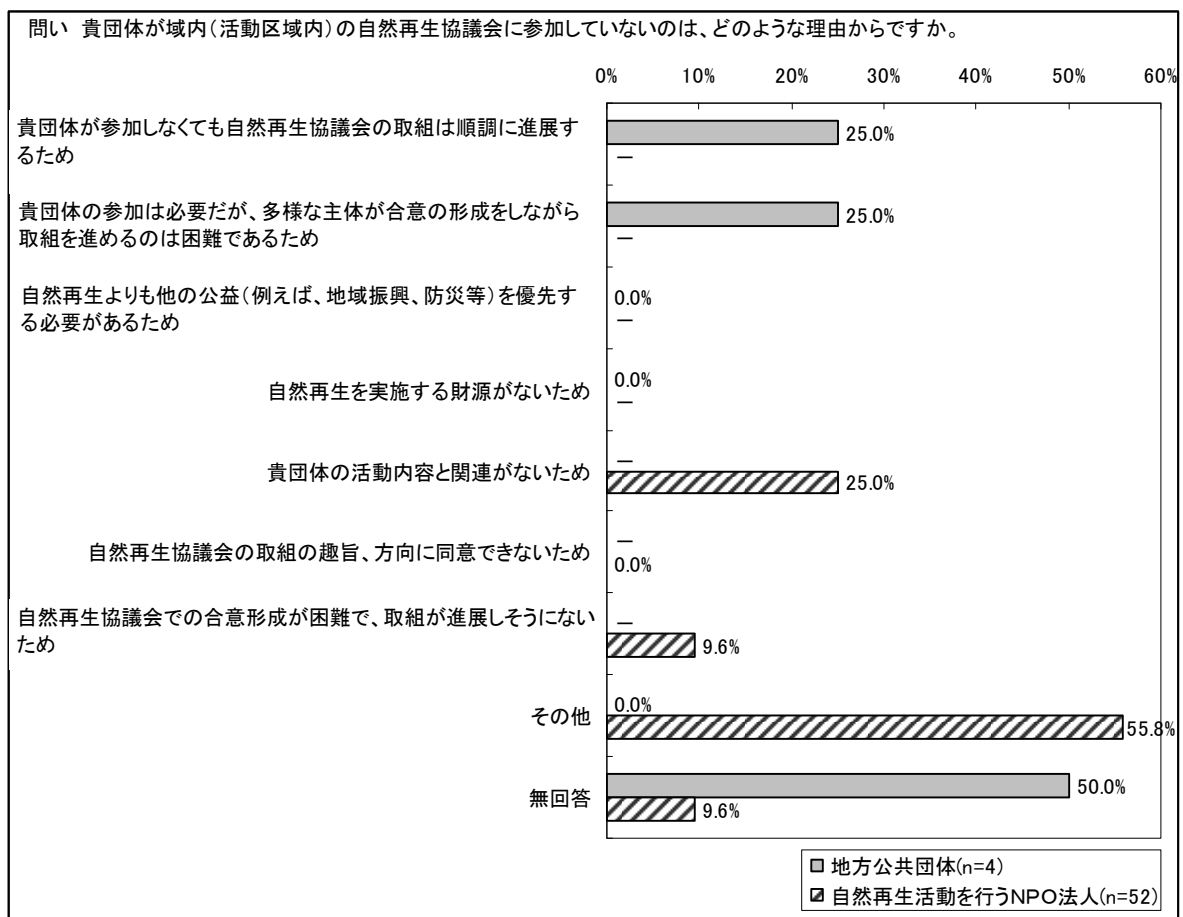
域内（活動地域内）に協議会が設置されていると回答した地方公共団体及びNPO法人に対し、域内（活動地域内）に設置されている協議会に参加しているかを尋ねた結果、「参加している」とするものが、地方公共団体では94.8%、NPO法人では33.3%となっている。



(4)-1 域内（活動地域内）に設置されている協議会に参加していない理由は何か。

域内（活動地域内）に設置された協議会に参加していないと回答した地方公共団体及びNPO法人に対し、協議会に参加していない理由を尋ねた結果、地方公共団体では、「地方公共団体が参加しなくても協議会の取組は順調に進展するため」、「地方公共団体の参加は必要だが、多様な主体が合意の形成をしながら取組を進めるのは困難であるため」とするものが、それぞれ25.0%となっている。

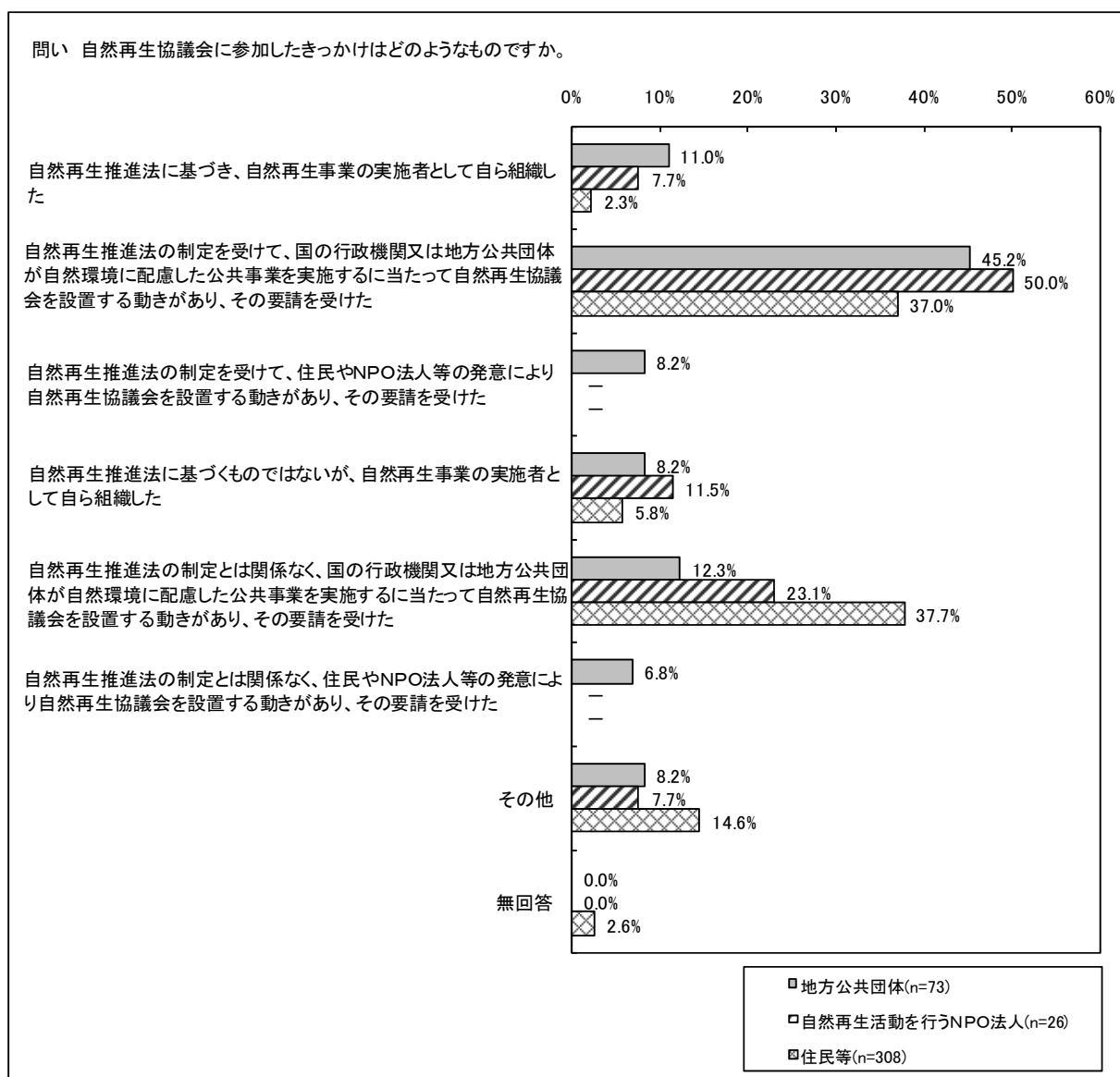
一方、NPO法人では、「団体の活動内容と関連がないため」とするものが25.0%、「協議会での合意形成が困難で、取組が進展しそうにないため」とするものが9.6%となっている。



※ 図表中の「-」は、地方公共団体及びNPO法人に対して設定していない選択肢である。

(4)-2 協議会に参加したきっかけはどのようなものか。

協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、協議会への参加のきっかけを尋ねた結果、「法に基づき、自然再生事業の実施者として自ら組織した」、「法の制定を受けて、国の行政機関又は地方公共団体が自然環境に配慮した公共事業を実施するに当たって協議会を設置する動きがあり、その要請を受けた」又は「法の制定を受けて、住民やNPO法人等の発意により協議会を設置する動きがあり、その要請を受けた」ためとするものなど、法の制定を契機として協議会に参加したとするものが、地方公共団体では計 64.4%、NPO法人では計 57.7%、住民等では計 39.3% となっている。



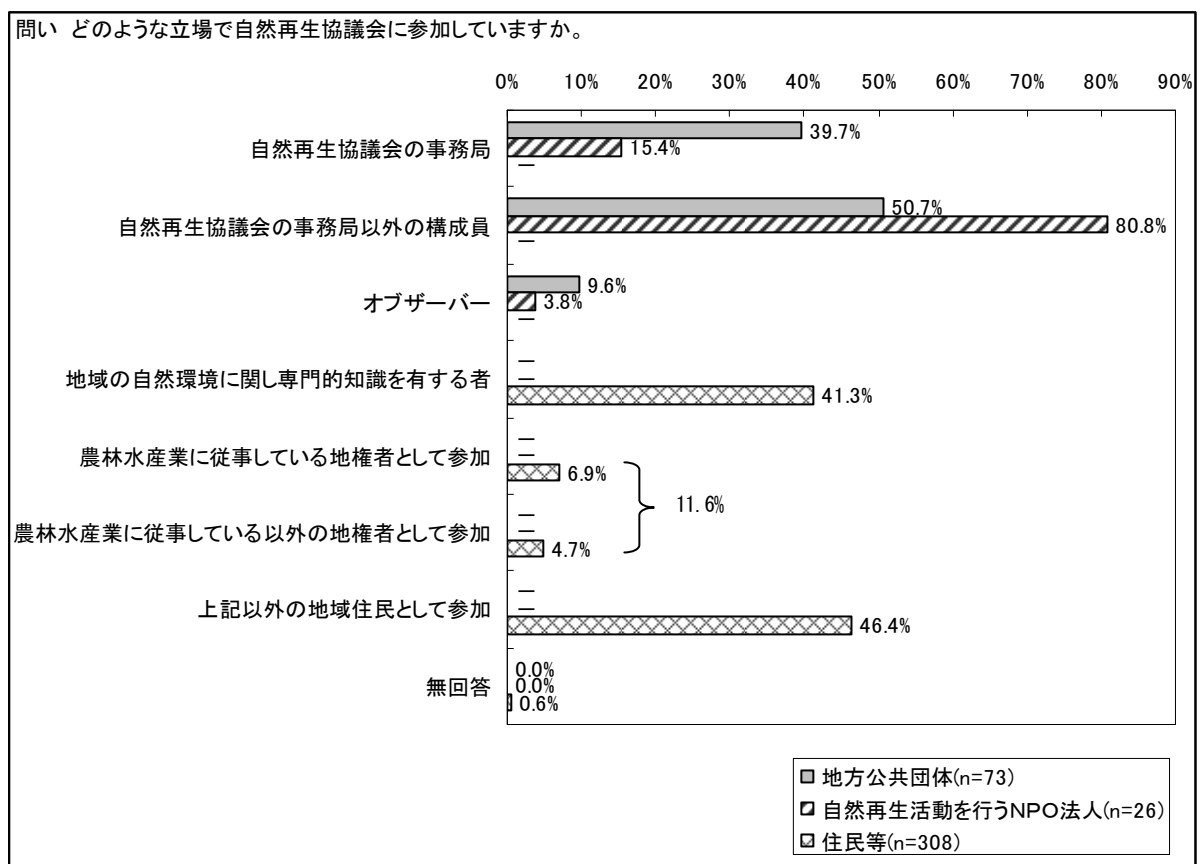
※ 図表中の「-」は、NPO法人、住民等に対して設定していない選択肢である。

(5) どのような立場で協議会に参加しているか。

協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、どのような立場で協議会に参加しているかを尋ねた結果、地方公共団体では「協議会の事務局」としての立場で参加しているものが 39.7%、「協議会の事務局以外の構成員」として参加しているものが 50.7%、「オブザーバー」として参加しているものが 9.6%となっている。

NPO法人では、「協議会の事務局」として参加しているものが 15.4%、「協議会の事務局以外の構成員」として参加しているものが 80.8%、「オブザーバー」として参加しているものが 3.8%となっている。

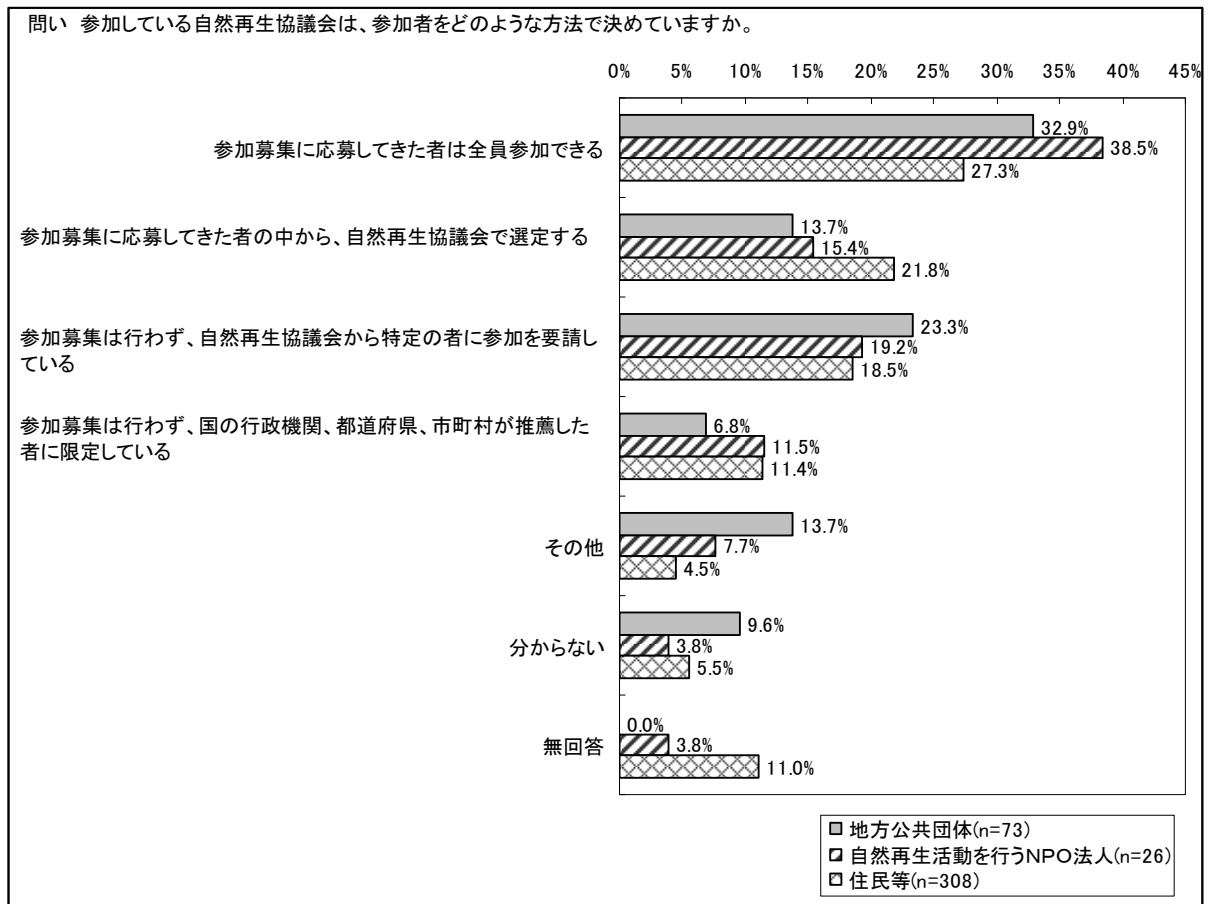
一方、住民等では、「地域の自然環境に関し専門的知識を有する者」として参加しているものが 41.3%、「農林水産業に従事している地権者として参加」又は「農林水産業に従事している以外の地権者として参加」など、地権者の立場で参加しているものが計 11.6%となっている。



※ 図表中の「-」は、地方公共団体、NPO法人、住民等に対して設定していない選択肢である。

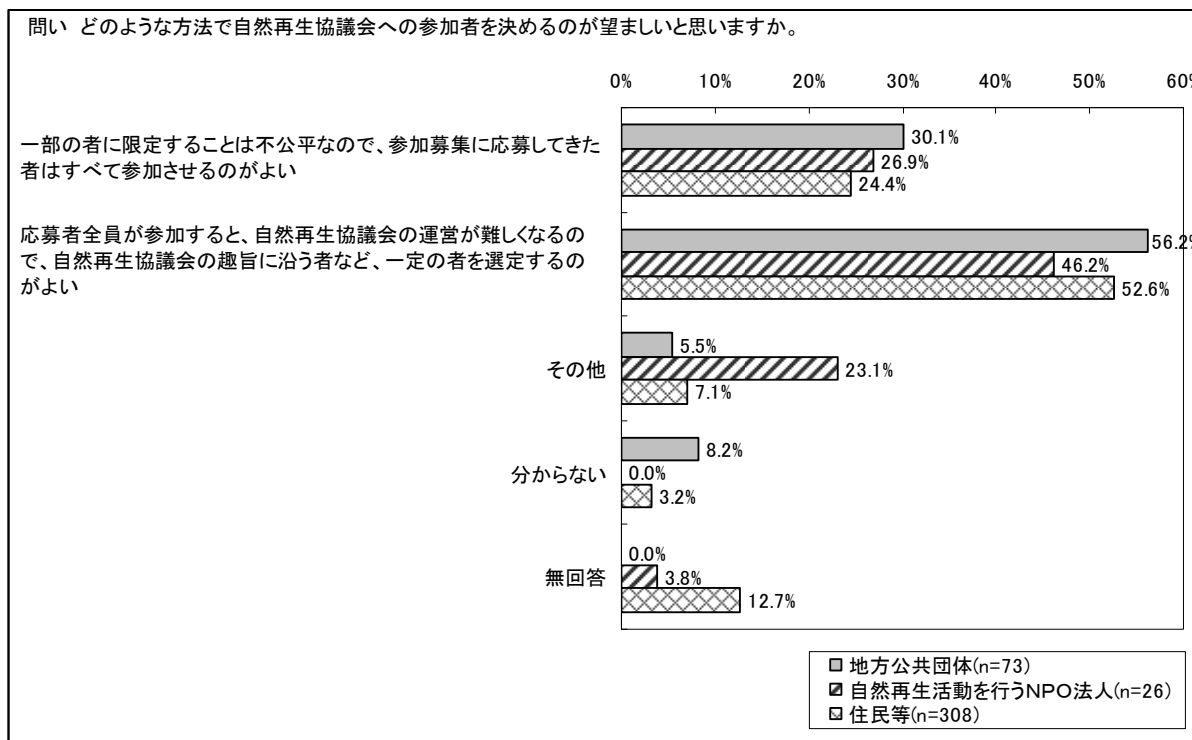
(6) 参加している協議会では、協議会の参加者をどのような方法で決めているか。

協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、参加している協議会ではどのような方法で参加者を決めているかを尋ねた結果、「参加募集に応募してきた者は全員参加できる」とするものが最も多く、次に「参加募集は行わず、協議会から特定の者に参加を要請している」、「参加募集に応募してきた者の中から、協議会で選定する」とするものが同程度となっている。



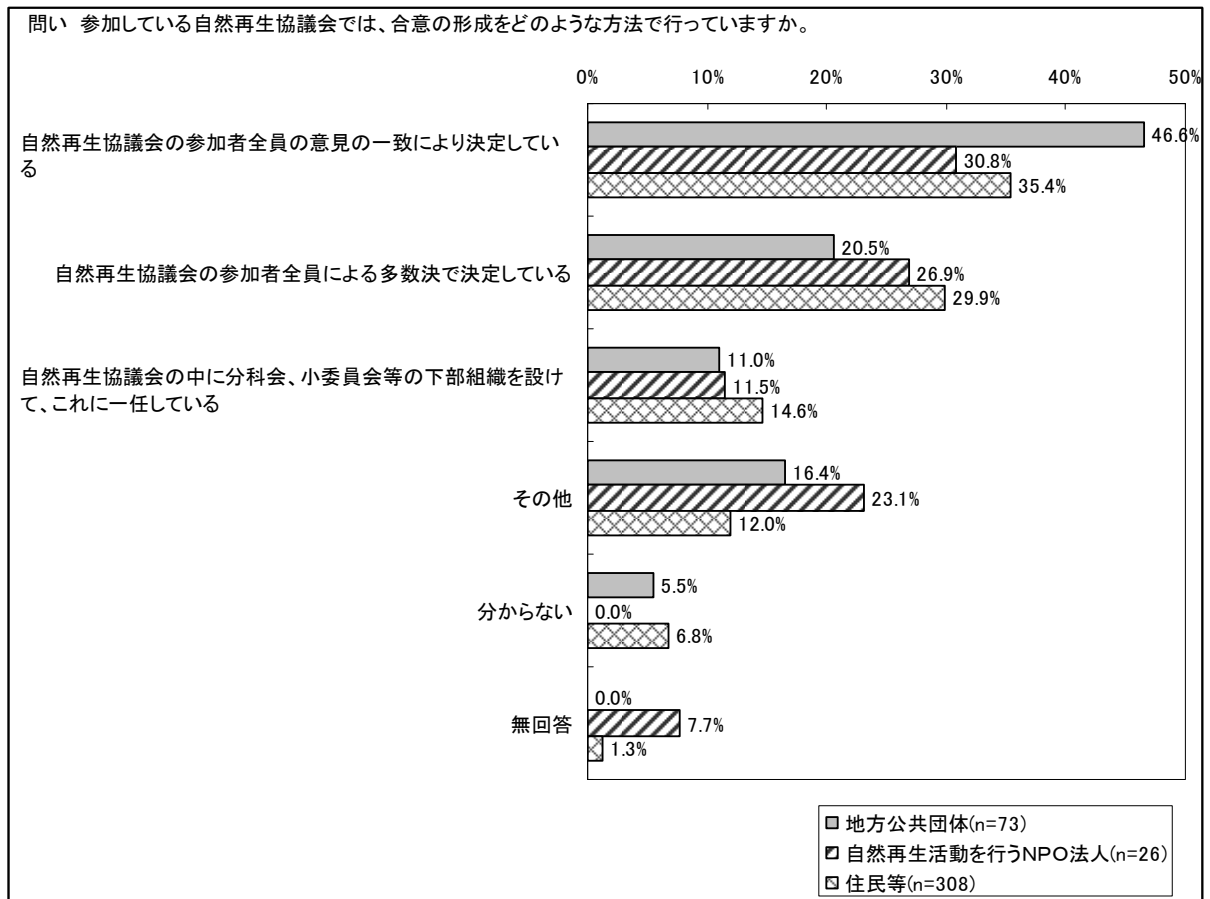
(6)-1 どのような方法で協議会の参加者を決めるのが望ましいと思うか。

協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、協議会の参加者をどのような方法で決めるのが望ましいかを尋ねた結果、「応募者全員が参加すると、協議会の運営が難しくなるので、協議会の趣旨に沿う者など、一定の者を選定するのがよい」とするものが、地方公共団体では56.2%、NPO法人では46.2%、住民等では52.6%と最も多く、「一部の者に限定することは不公平なので、参加募集に応募してきた者はすべて参加させるのがよい」とするものが、地方公共団体では30.1%、NPO法人では26.9%、住民等では24.4%となっている。



(7) 参加している協議会では、どのような方法で合意形成を行っているか。

協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、参加している協議会ではどのような方法で合意形成を行っているかを尋ねた結果、「協議会の参加者全員の意見の一致により決定している」とするものが最も多くみられ、次に「協議会の参加者全員による多数決で決定している」、「協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任している」の順となっている。

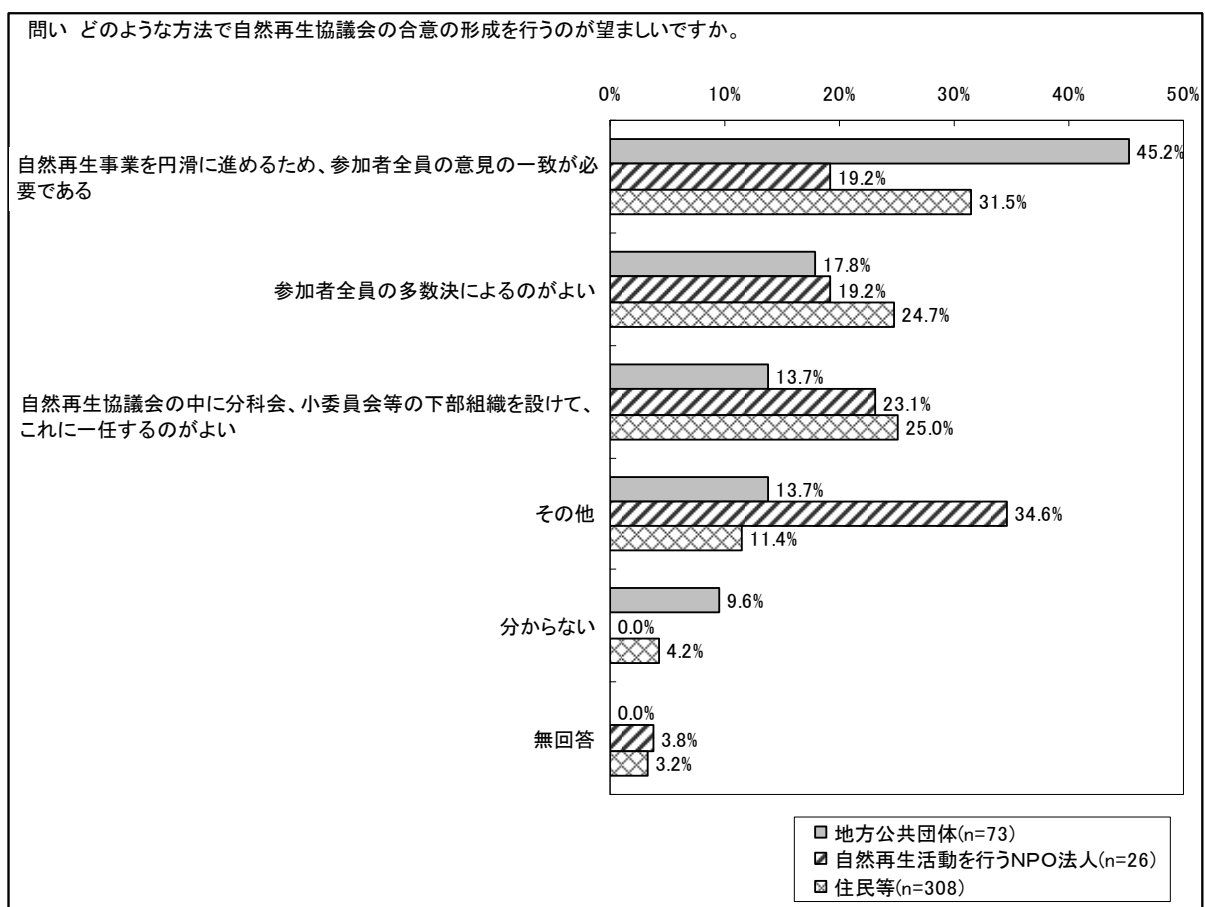


(7)-1 どのような方法で協議会の合意形成を行うのが望ましいと思うか。

協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、どのような方法で協議会の合意形成を行うのが望ましいと思うかを尋ねた結果、地方公共団体では「自然再生事業を円滑に進めるため、参加者全員の意見の一致が必要である」とするものが45.2%と最も多く、次に「参加者全員の多数決によるのがよい」とするものが17.8%となっている。

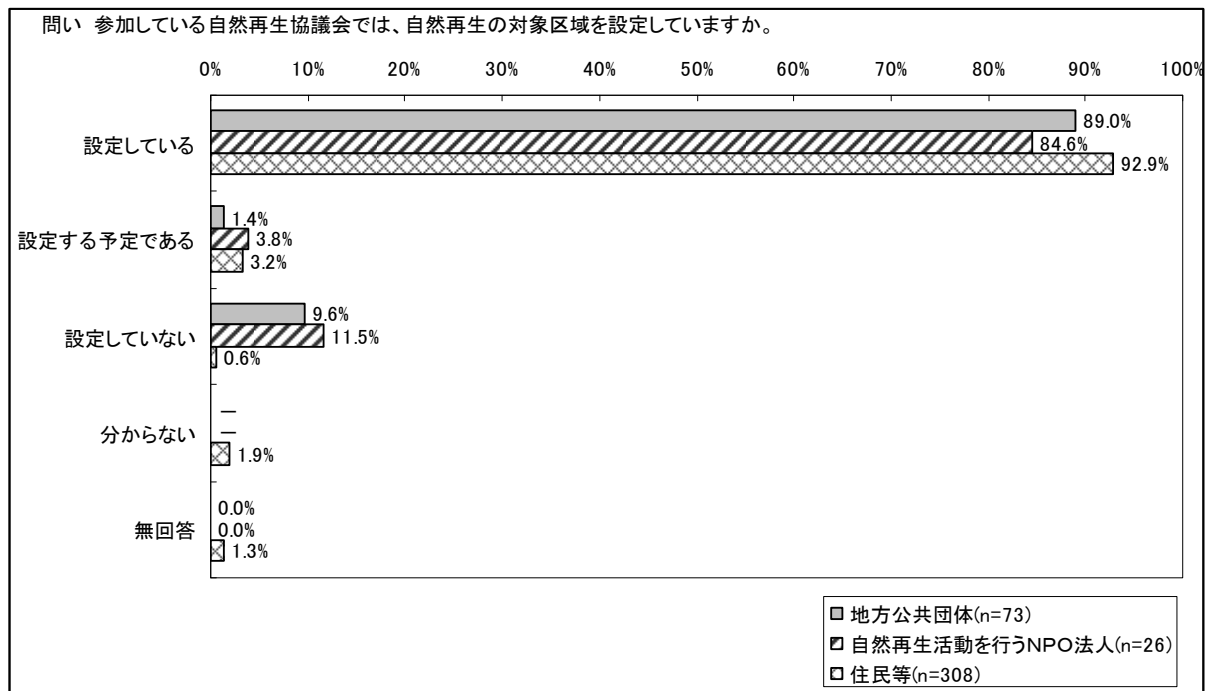
NPO法人では、「協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任するのがよい」とするものが23.1%、「自然再生事業を円滑に進めるため、参加者全員の意見の一致が必要である」、「参加者全員の多数決によるのがよい」とするものが、それぞれ19.2%となっている。

住民等では、「自然再生事業を円滑に進めるため、参加者全員の意見の一致が必要である」とするものが31.5%と最も多く、「協議会の中に分科会、小委員会等の下部組織を設けて、これに一任するのがよい」とするものが25.0%、「参加者全員の多数決によるのがよい」とするものが24.7%となっている。



(8) 参加している協議会では、自然再生の対象区域を設定しているか。

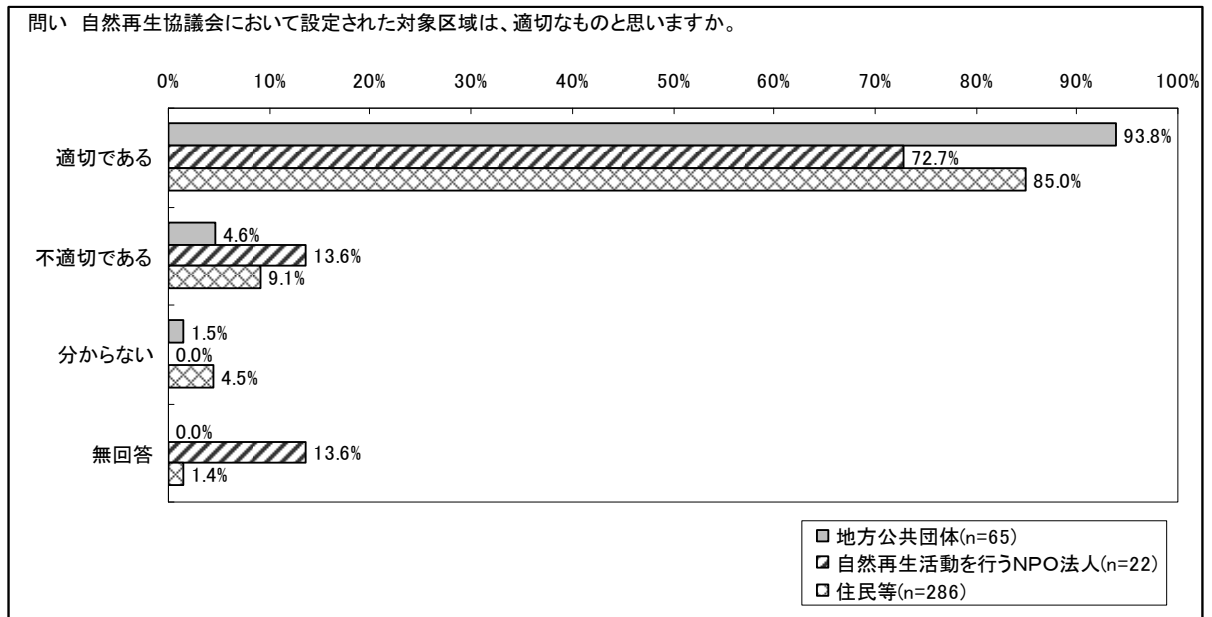
協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、参加している協議会では、自然再生の対象区域を設定しているかを尋ねた結果、「設定している」とするものが約9割みられ、ほとんどの協議会において自然再生の対象区域を設定している状況がみられた。



※ 図表中の「-」は、地方公共団体及びNPO法人に対して設定していない選択肢である。

(8)-1 協議会において設定された自然再生の対象区域は適切と思うか。

参加している協議会では、自然再生の対象区域を設定していると回答した地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、自然再生の対象区域は適切と思うかを尋ねた結果、「適切である」とするものが、地方公共団体では93.8%、NPO法人では72.7%、住民等では85.0%となっており、「不適切である」とするものが、地方公共団体では4.6%、NPO法人では13.6%、住民等では9.1%となっている。

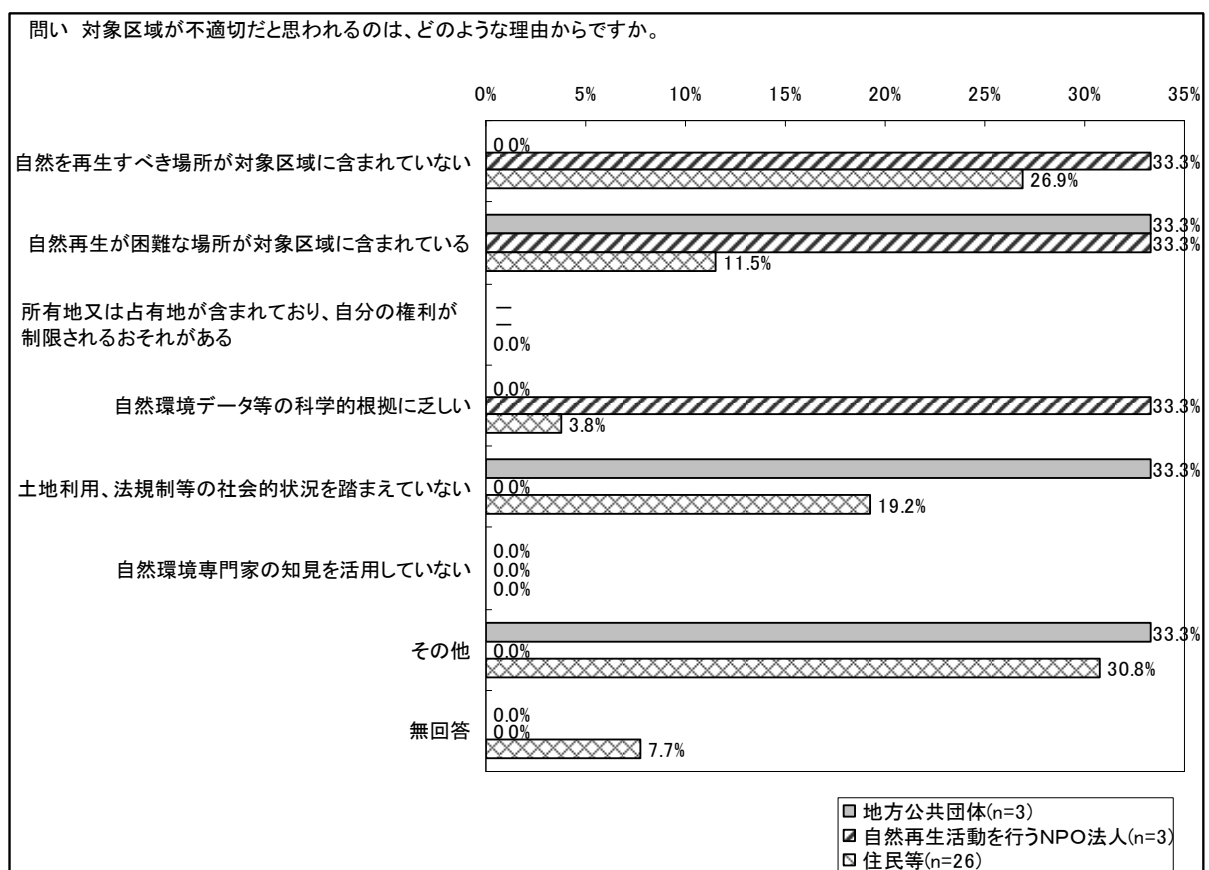


(8)-2 協議会において設定された自然再生の対象区域が不適切と思う理由は何か。

協議会において設定された対象区域が不適切であると回答した地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、不適切であると思う理由を尋ねた結果、地方公共団体では、「自然再生が困難な場所が対象区域に含まれている」、「土地利用、法規制等の社会的状況を踏まえていない」とするものが、それぞれ33.3%となっている。

NPO法人では、「自然を再生すべき場所が対象区域に含まれていない」、「自然再生が困難な場所が対象区域に含まれている」、「自然環境データ等の科学的根拠に乏しい」とするものが、それぞれ33.3%となっている。

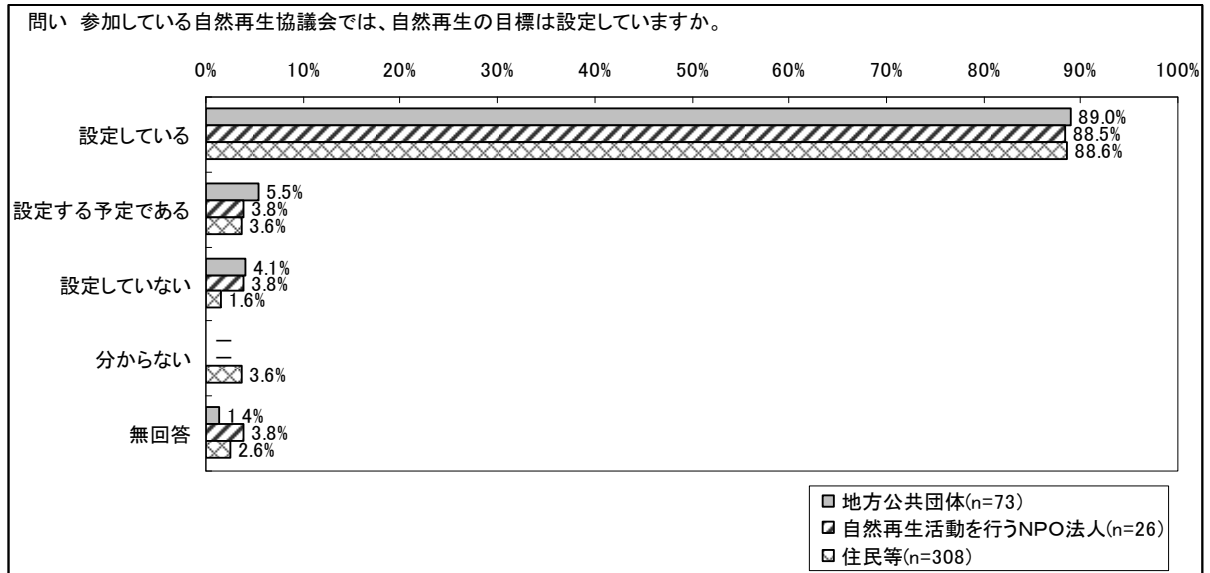
住民等では、「自然を再生すべき場所が対象区域に含まれていない」とするものが26.9%、「土地利用、法規制等の社会的状況を踏まえていない」とするものが19.2%、「自然再生が困難な場所が対象区域に含まれている」とするものが11.5%となっている。



※ 図表中の「—」は、地方公共団体及びNPO法人に対して設定していない選択肢である。

(9) 参加している協議会では、自然再生の目標を設定しているか。

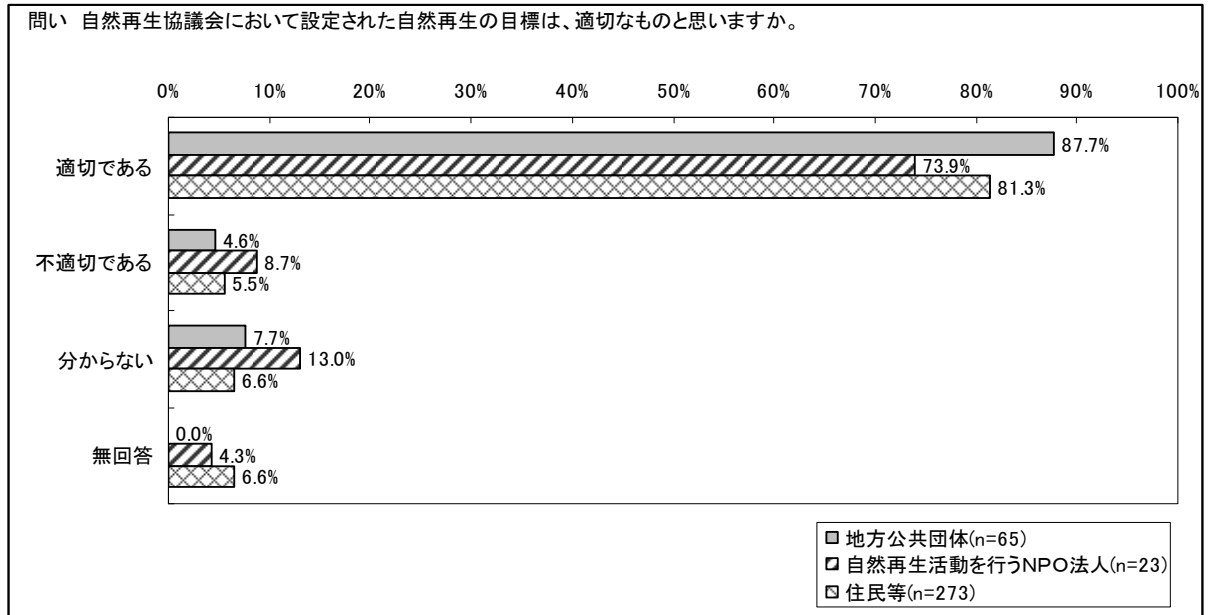
協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、協議会において自然再生の目標が設定されているかを尋ねた結果、約9割の協議会において、自然再生のための目標を設定している状況がみられた。



※ 図表中の「-」は、地方公共団体及びNPO法人に対して設定していない選択肢である。

(9)-1 協議会において設定された自然再生の目標は適切なものと思うか。

参加している協議会では、自然再生の目標を設定していると回答した地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、協議会において設定された自然再生の目標が適切であると思うかを尋ねた結果、「適切である」とするものが、地方公共団体では 87.7%、NPO法人では 73.9%、住民等では 81.3%となっており、「不適切である」とするものが、地方公共団体では 4.6%、NPO法人では 8.7%、住民等では 5.5%となっている。

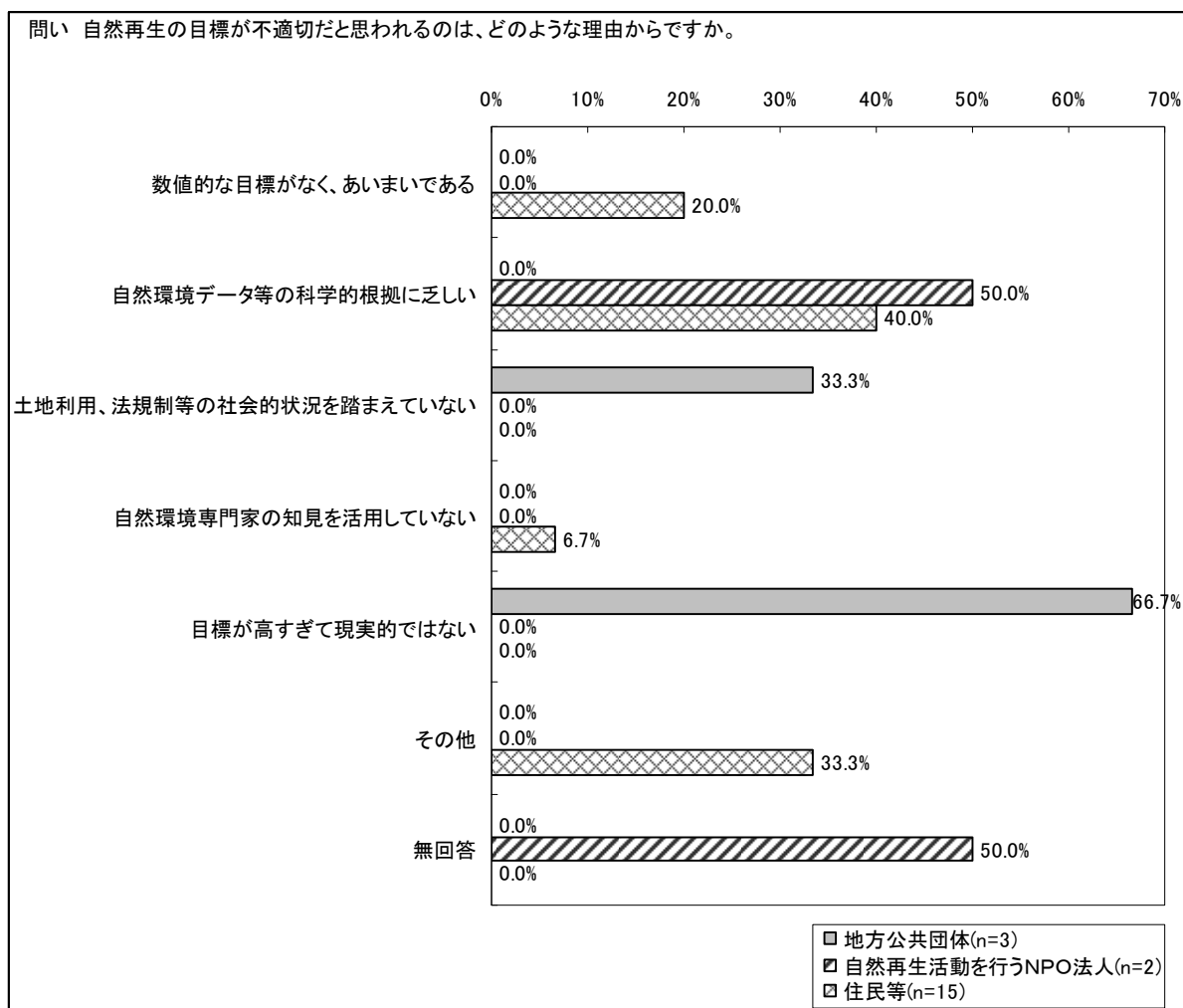


(9)-2 協議会において設定された自然再生の目標が不適切であると思う理由は何か。

参加している協議会において設定された自然再生の目標が不適切であると回答した地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、不適切であると思う理由を尋ねた結果、地方公共団体では「目標が高すぎて現実的ではない」ためとするものが66.7%、「土地利用、法規制等の社会的状況を踏まえていない」ためとするものが33.3%となっている。

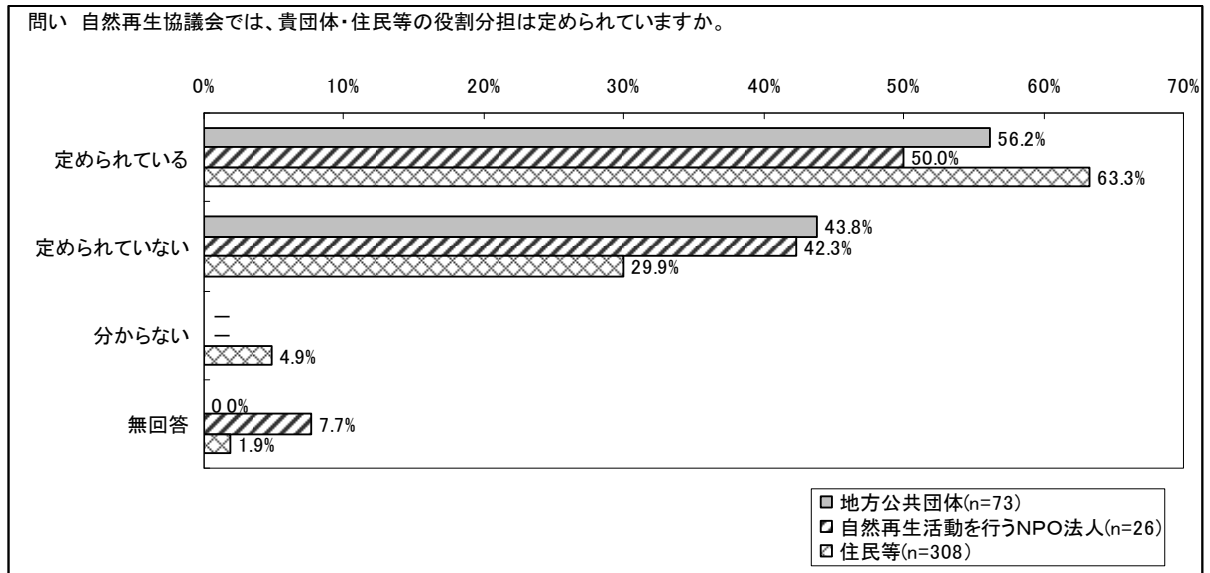
NPO法人では、「自然環境データ等の科学的根拠に乏しい」とするものが50.0%となっている。

住民等では、「自然環境データ等の科学的根拠に乏しい」ためとするものが40.0%、「数値的な目標がなく、あいまいである」ためとするものが20.0%となっている。



(10) 協議会では、参加者の役割分担は定められているか。

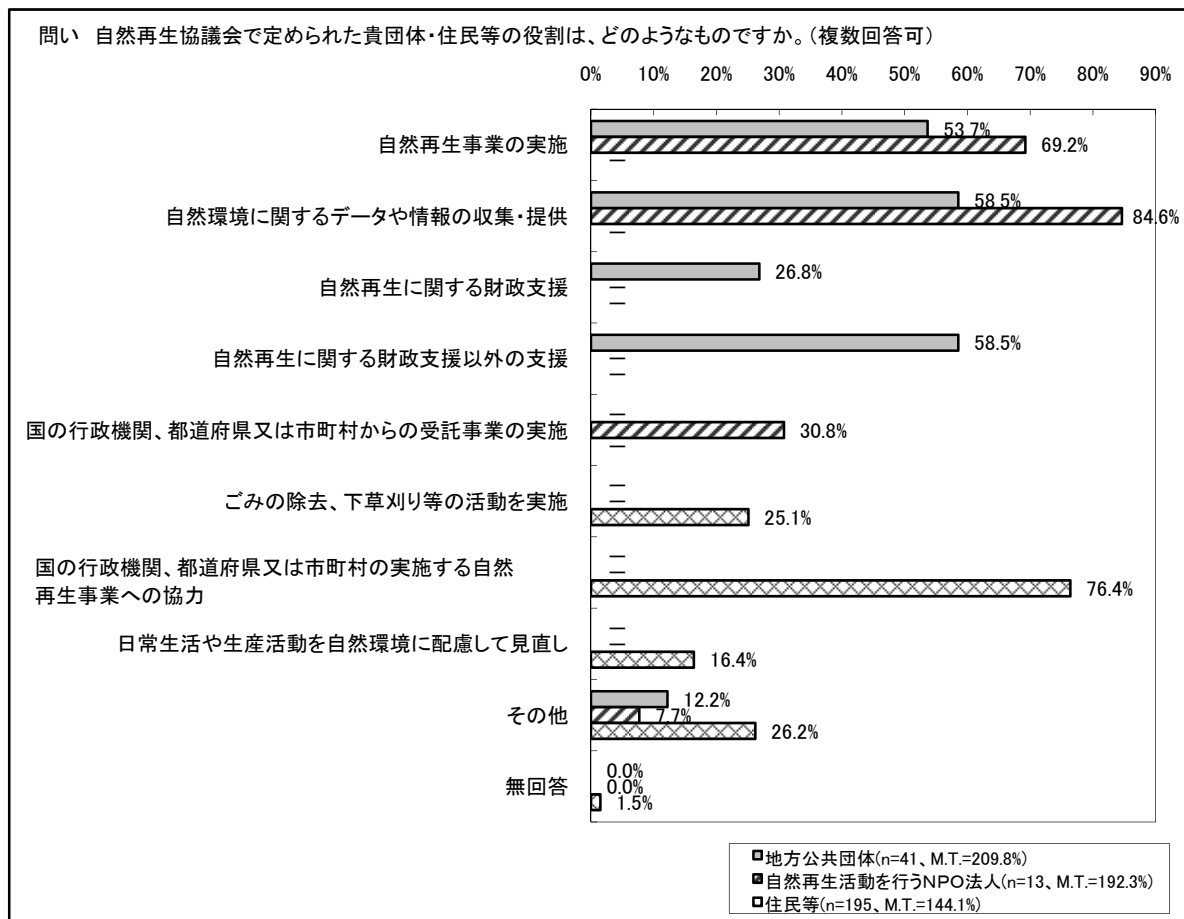
協議会に参加している地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、協議会において参加者の役割分担が定められているかを尋ねた結果、「定められている」が5割以上となっている。



※ 図表中の「—」は、地方公共団体及びNPO法人に対して設定していない選択肢である。

(10)-1 協議会において定められた役割はどのようなものか。(複数回答可)

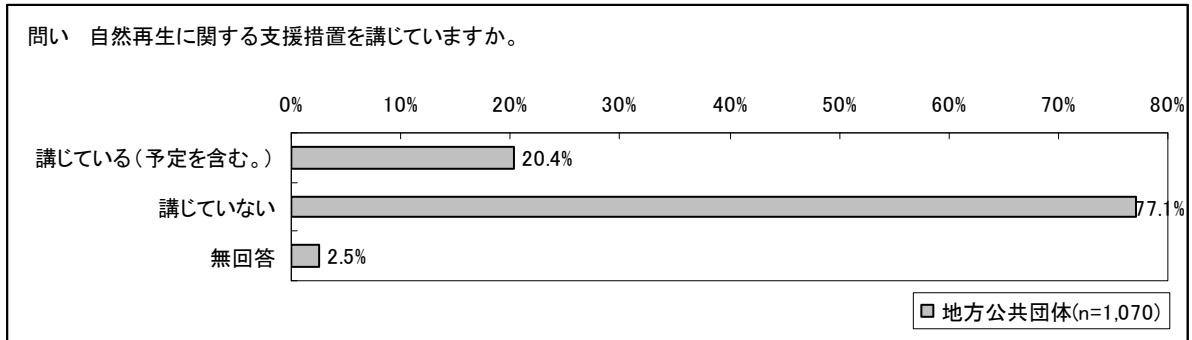
協議会において参加者の役割が定められていると回答した地方公共団体、NPO法人、住民等に対し、協議会において定められた参加者の役割はどのようなものかを尋ねた結果、地方公共団体では、「自然環境に関するデータや情報の収集・提供」、「自然再生に関する財政支援以外の支援」とするものが、それぞれ 58.5%、「自然再生事業の実施」とするものが 53.7%、「自然再生に関する財政支援」とするものが 26.8%となっている。NPO法人では、「自然環境に関するデータや情報の収集・提供」とするものが 84.6%、「自然再生事業の実施」とするものが 69.2%、「国の行政機関、都道府県又は市町村からの受託事業の実施」とするものが 30.8%となっている。住民等では、「国の行政機関、都道府県又は市町村の実施する自然再生事業への協力」とするものが 76.4%と最も多く、「ごみの除去、下草刈り等の活動を実施」とするものが 25.1%となっている。



- ※1 図表中の「-」は、地方公共団体、NPO法人、住民等に対して設定していない選択肢である。
 2 「M.T.」は、複数回答可とする設問において無回答を除く回答数の合計を回答者数(n)で割った比率を表す。以下同じ。

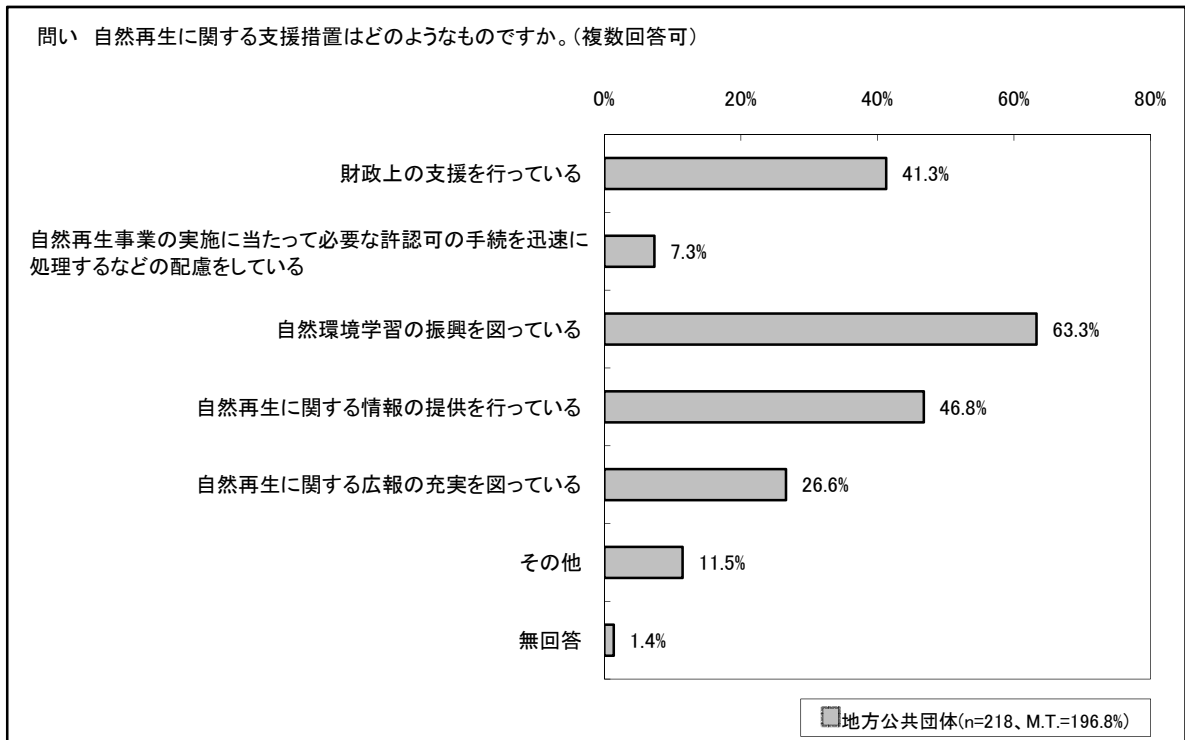
(11) 自然再生に関する支援措置を講じているか。

地方公共団体に対し、自然再生に関する支援措置を講じているかを尋ねた結果、「講じている(予定を含む。)」とするものが20.4%、「講じていない」とするものが77.1%となっている。



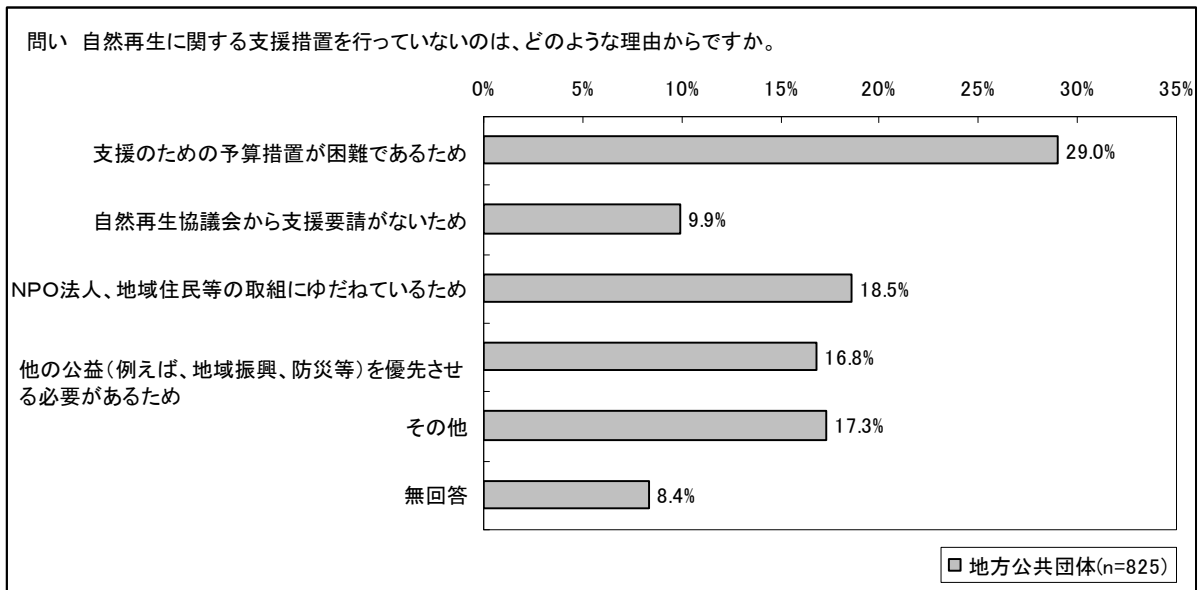
(11)-1 自然再生に関する支援措置の内容はどのようなものか。(複数回答可)

自然再生に関する支援措置を講じていると回答した地方公共団体に対し、支援措置の内容を尋ねた結果、「自然環境学習の振興を図っている」とするものが63.3%、「自然再生に関する情報の提供を行っている」とするものが46.8%、「財政上の支援を行っている」とするものが41.3%、「自然再生に関する広報の充実を図っている」とするものが26.6%となっている。



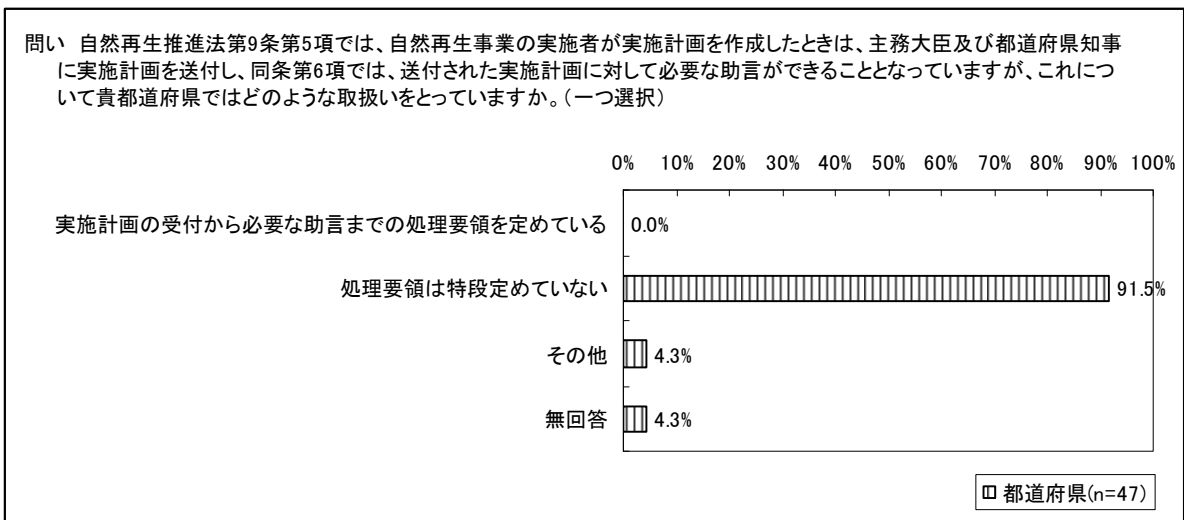
(11)-2 自然再生に関する支援措置を行っていない理由はどのようなものか。

自然再生に関する支援措置を行っていないと回答した地方公共団体に対し、支援措置を行っていない理由を尋ねた結果、「支援のための予算措置が困難であるため」とするものが 29.0%、「NPO法人、地域住民等の取組にゆだねているため」とするものが 18.5%、「他の公益（例えば、地域振興、防災等）を優先させる必要があるため」とするものが 16.8%みられ、一方、「協議会から支援要請がないため」とするものが 9.9%となっている。



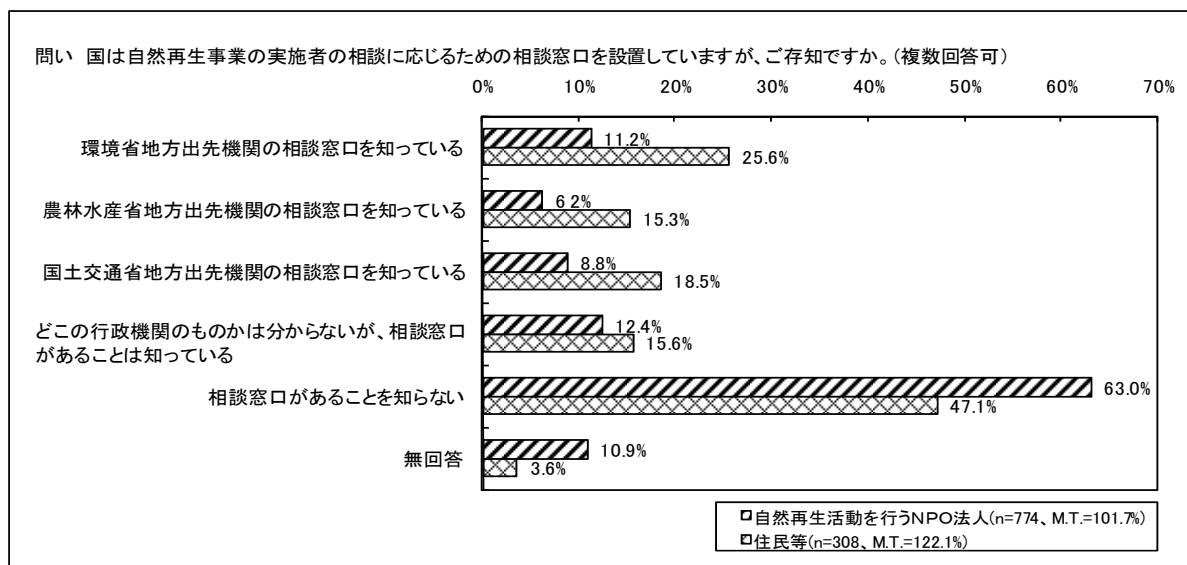
(12) 法に基づき、自然再生事業の実施者から送付された実施計画に対し、その取扱方法等を定めているか。

法第9条第5項では、自然再生事業の実施者が実施計画を作成したときは、主務大臣及び都道府県知事に実施計画を送付し、同条第6項では、送付された実施計画に対して必要な助言ができることとなっているが、都道府県では、どのような取扱いを行っているかを尋ねた結果、「処理要領は特段定めていない」とするものが91.5%みられ、「実施計画の受付から必要な助言までの処理要領を定めている」とするものはみられなかった。



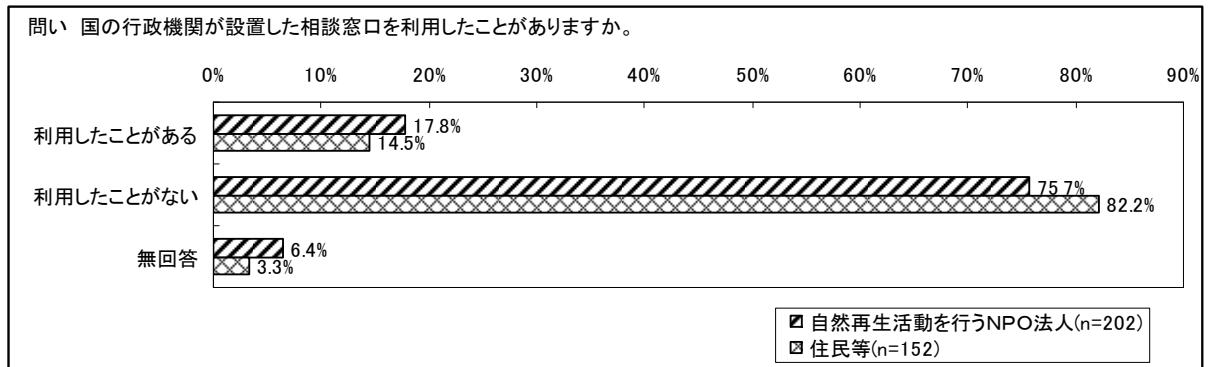
(13) 国は自然再生事業の実施者からの相談に応じるために相談窓口を設置しているが知っているか。(複数回答可)

NPO法人、住民等に対し、国が自然再生事業の実施者からの相談に応じるために相談窓口を設置していることを知っているかを尋ねた結果、環境省、農林水産省又は国土交通省のいずれかの地方出先機関に設置された相談窓口を知っているものがNPO法人では26.1%、住民等では49.3%となっているものの、「相談窓口があることを知らない」とするものが、NPO法人では63.0%、住民等では47.1%となっている。



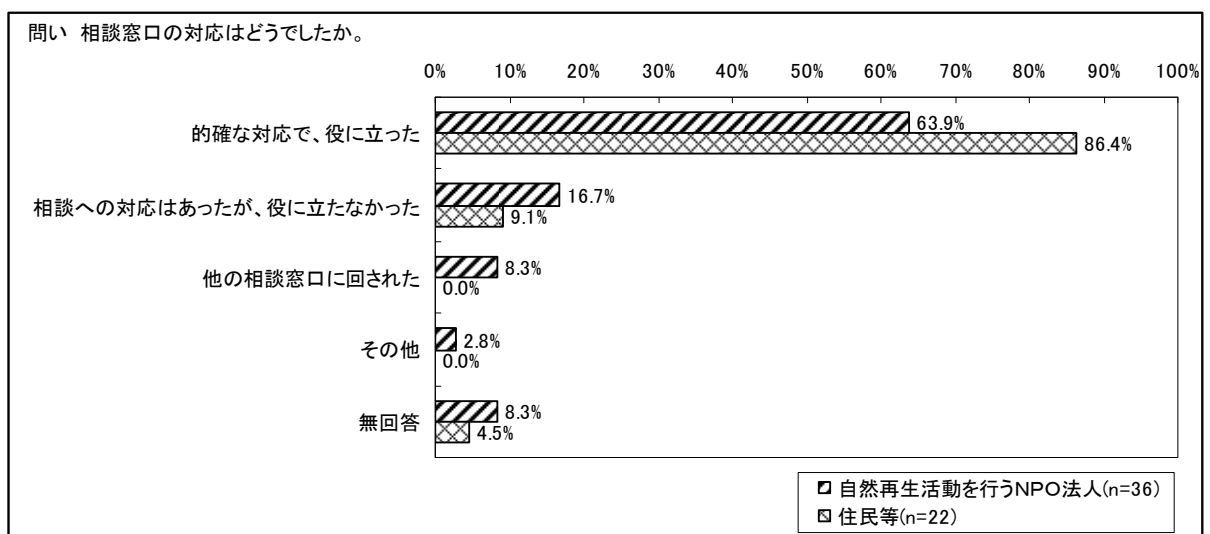
(13)-1 相談窓口を利用したことがあるか。

国が自然再生事業の実施者からの相談に応じるために相談窓口を設置していることを知っているとして回答したNPO法人、住民等に対し、相談窓口を利用したことがあるかを尋ねた結果、「利用したことがある」とするものが、NPO法人では17.8%、住民等では14.5%となっており、「利用したことがない」とするものが、NPO法人では75.7%、住民等では82.2%となっている。



(13)-2 利用した相談窓口の対応はどのようなものであったか。

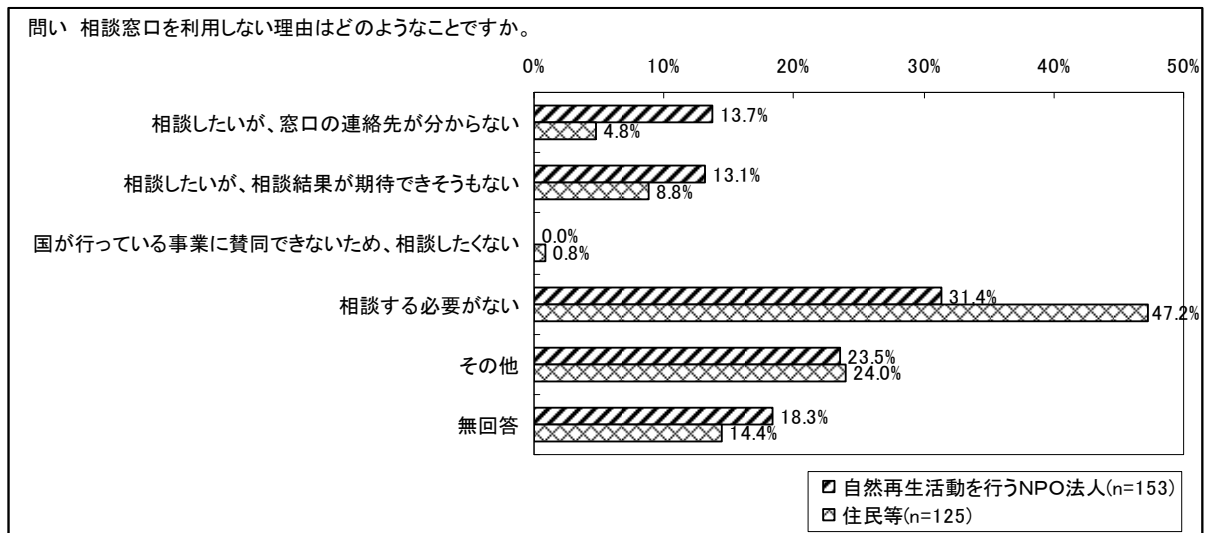
相談窓口を利用したことがあるとして回答したNPO法人、住民等に対し、相談窓口の対応はどのようなものであったかを尋ねた結果、「的確な対応で、役に立った」とするものが、NPO法人では63.9%、住民等では86.4%、「相談への対応はあったが、役に立たなかった」とするものが、NPO法人では16.7%、住民等では9.1%となっている。



(13)-3 相談窓口を利用しない理由は何か。

相談窓口が設置されていることを知っているという回答したNPO法人、住民等のうち、相談窓口を利用したことがないと回答したNPO法人、住民等に対し、相談窓口を利用しなかった理由を尋ねた結果、「相談する必要がある」とするものが、NPO法人では31.4%、住民等では47.2%と最も多くみられた。

一方、「相談したいが、窓口の連絡先が分からない」とするものが、NPO法人では13.7%、住民等では4.8%、「相談したいが、相談結果が期待できそうもない」とするものが、NPO法人では13.1%、住民等では8.8%となっている。

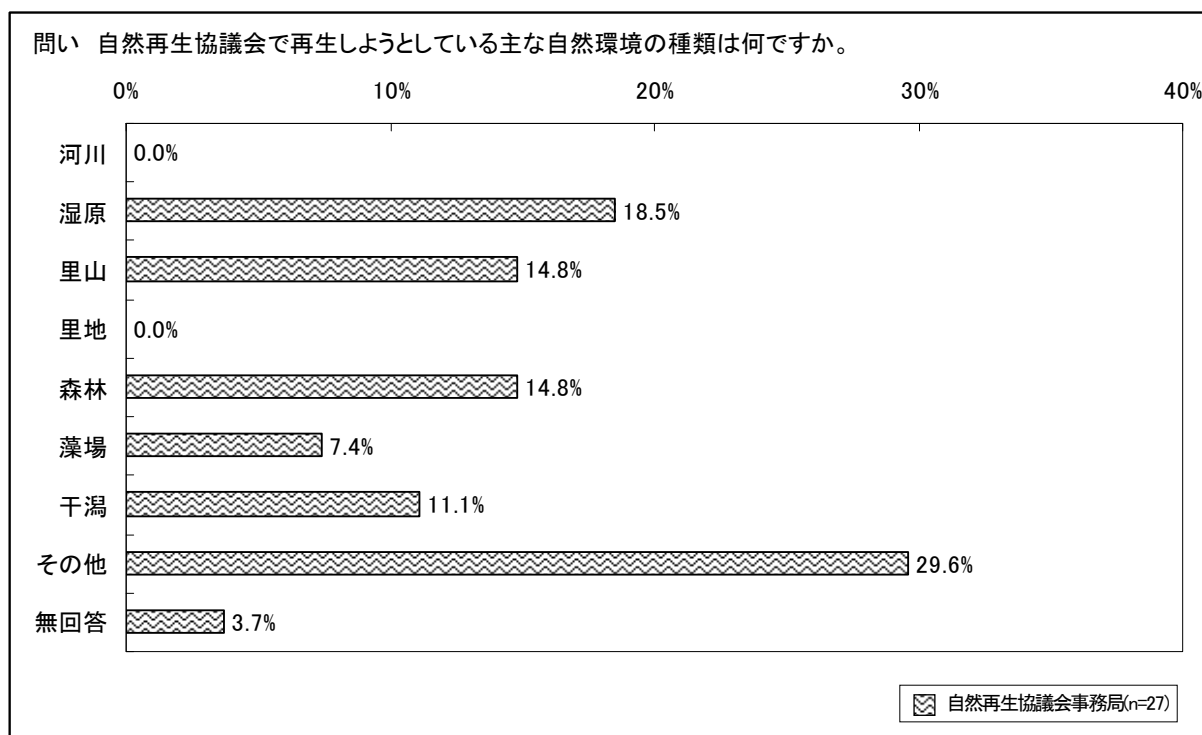


2 協議会事務局に対する意識等調査結果

(1) 協議会で再生しようとしている主な自然環境の種類は何か。

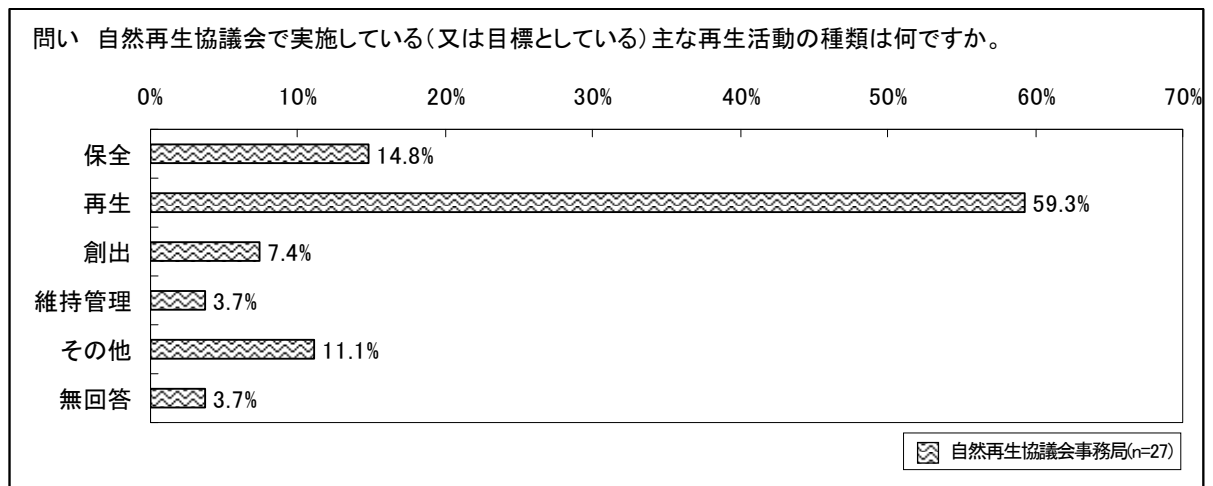
協議会事務局に対し、協議会において、再生しようとしている主な自然環境の種類を尋ねた結果、「湿原」の再生が 18.5%と最も多く、次いで「里山」、「森林」の再生が、それぞれ 14.8%となっている。

なお、「その他」として、草原、湿地、水田、サンゴ、ため池などがみられた。



(2) 協議会で実施している（又は目標としている）主な再生活動の種類は何か。

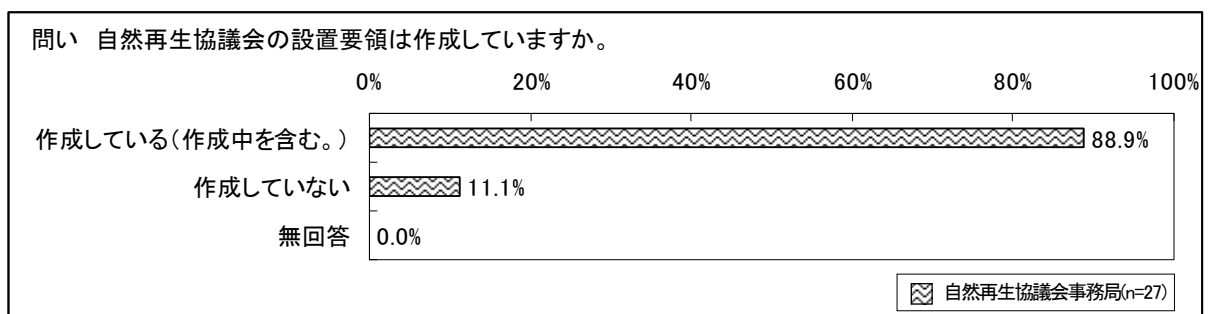
協議会事務局に対し、協議会において実施している（又は目標としている）主な再生活動の種類を尋ねた結果、「再生」を行うとするものが 59.3%と最も多くみられ、次いで「保全」を行うとするものが 14.8%、「創出」を行うとするものが 7.4%、「維持管理」を行うとするものが 3.7%となっている。



(注) 自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」がある。

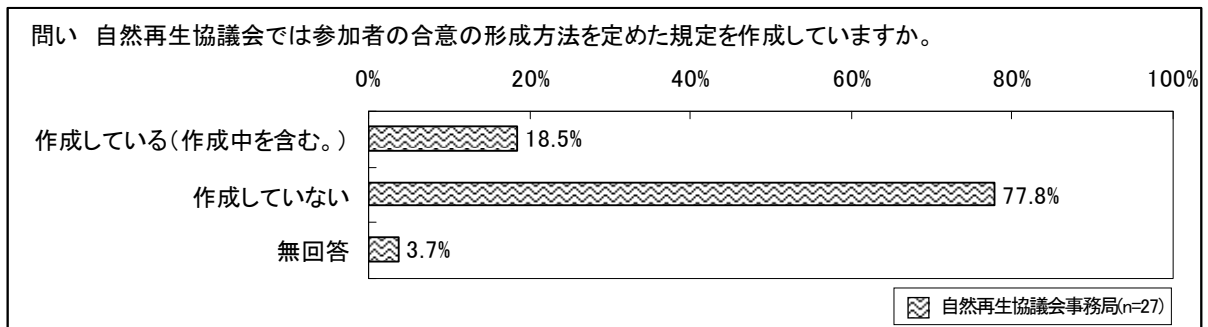
(3) 協議会では設置要領を作成しているか。

協議会事務局に対し、協議会では、設置要領を作成しているかを尋ねた結果、「作成している（作成中を含む）」とするものが 88.9%、「作成していない」とするものが 11.1%となっている。



(4) 協議会において合意形成の方法を定めた規定を作成しているか。

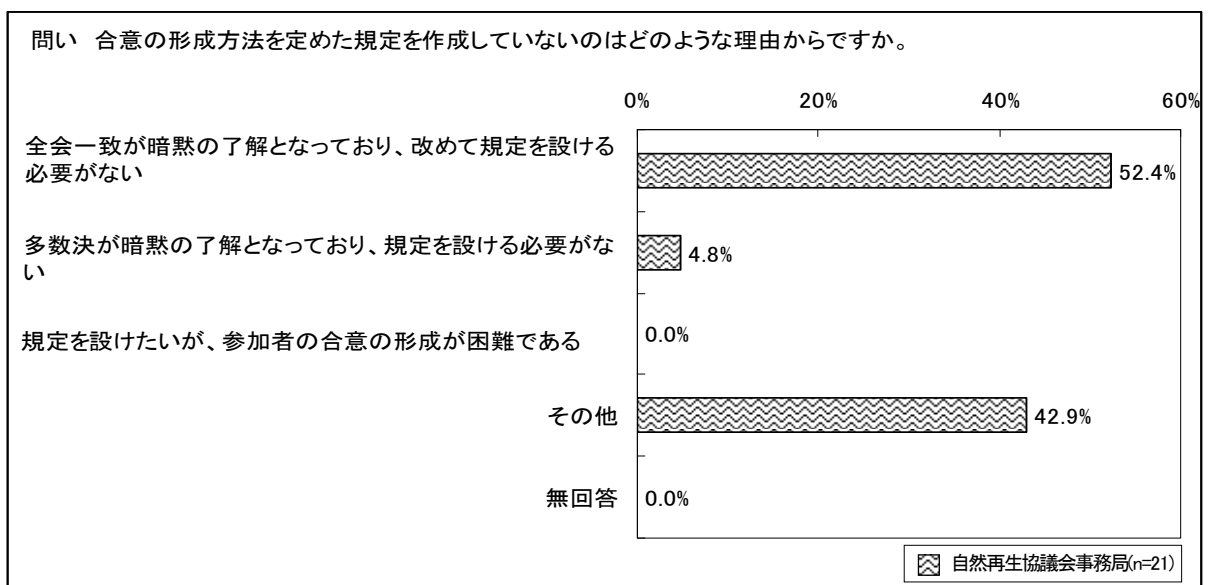
協議会事務局に対し、協議会では参加者の合意形成の方法を定めた規定を作成しているかを尋ねた結果、「作成している（作成中を含む）」とするものが18.5%、「作成していない」とするものが77.8%となっている。



(4)-1 協議会において、参加者の合意形成の方法を定めた規定を作成していない理由は何か。

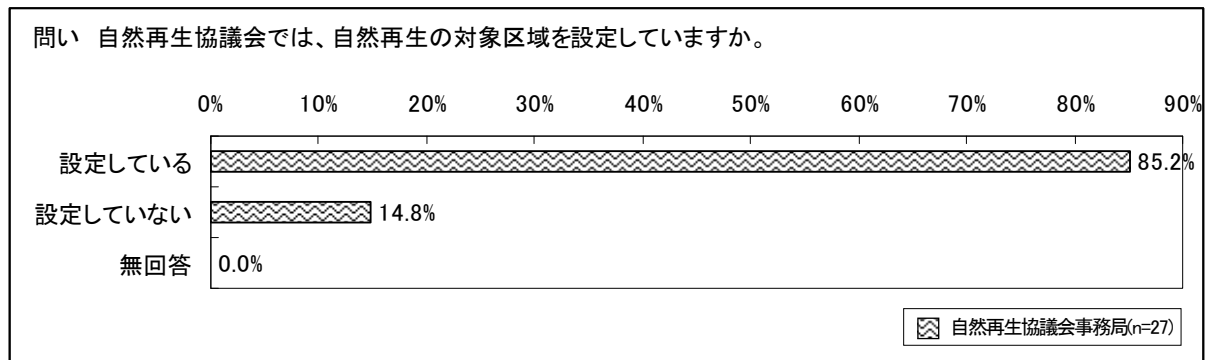
協議会において、合意形成の方法を定めた規定を作成していないと回答した協議会事務局に対し、規定を作成していない理由を尋ねた結果、「全会一致が暗黙の了解となっており、改めて規定を設ける必要がない」ためとするものが52.4%、「多数決が暗黙の了解となっており、規定を設ける必要がない」ためとするものが4.8%となっている。

なお、「その他」として、議決機関として協議会を設置したものではないためとするものがみられた。



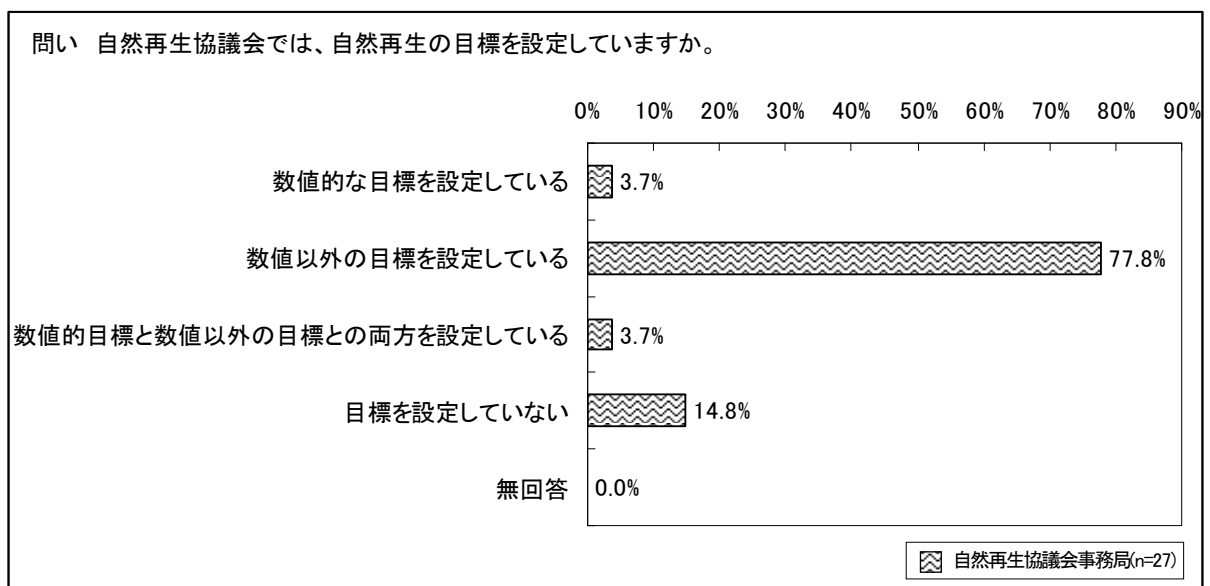
(5) 協議会では、自然再生の対象区域を設定しているか。

協議会事務局に対し、協議会では、自然再生の対象区域を設定しているかを尋ねた結果、「設定している」とするものが 85.2%、「設定していない」とするものが 14.8%となっている。



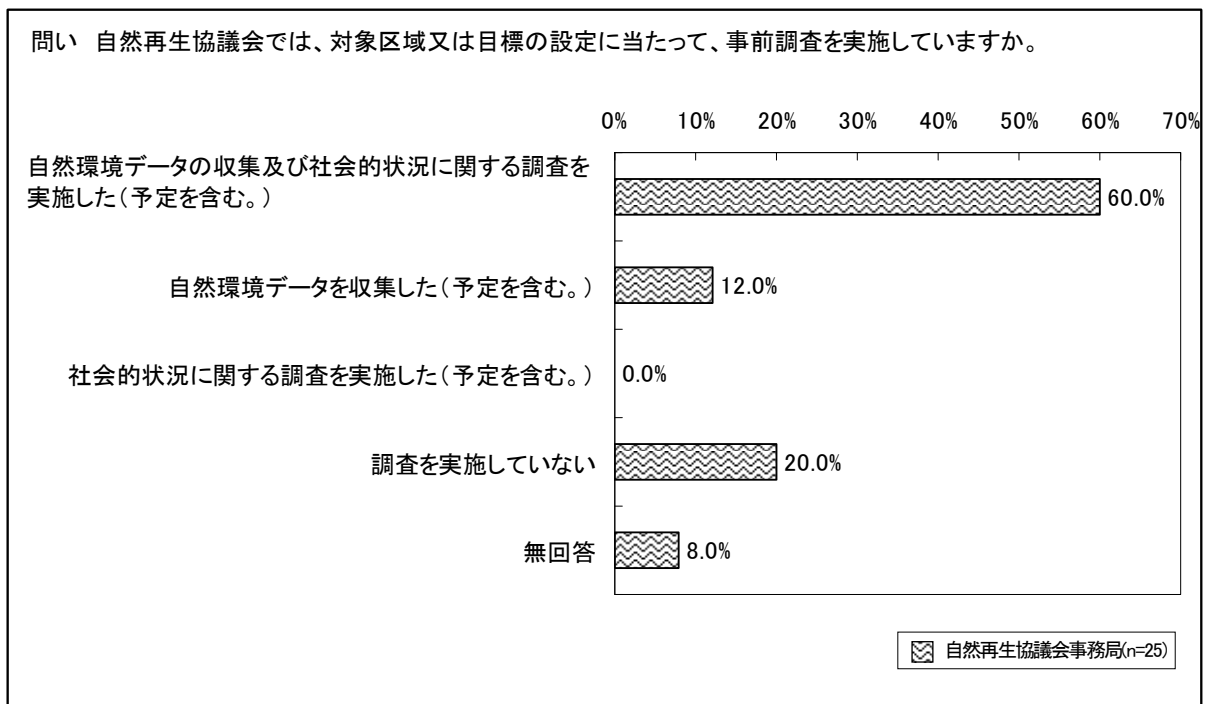
(6) 協議会では、自然再生の目標を設定しているか。

協議会事務局に対し、協議会では、自然再生の目標を設定しているかを尋ねた結果、「数値以外の目標を設定している」とするものが 77.8%、「数値的な目標を設定している」とするものが 3.7%、「数値的目標と数値以外の目標との両方を設定している」とするものが 3.7%となっており、「目標を設定していない」とするものが 14.8%となっている。



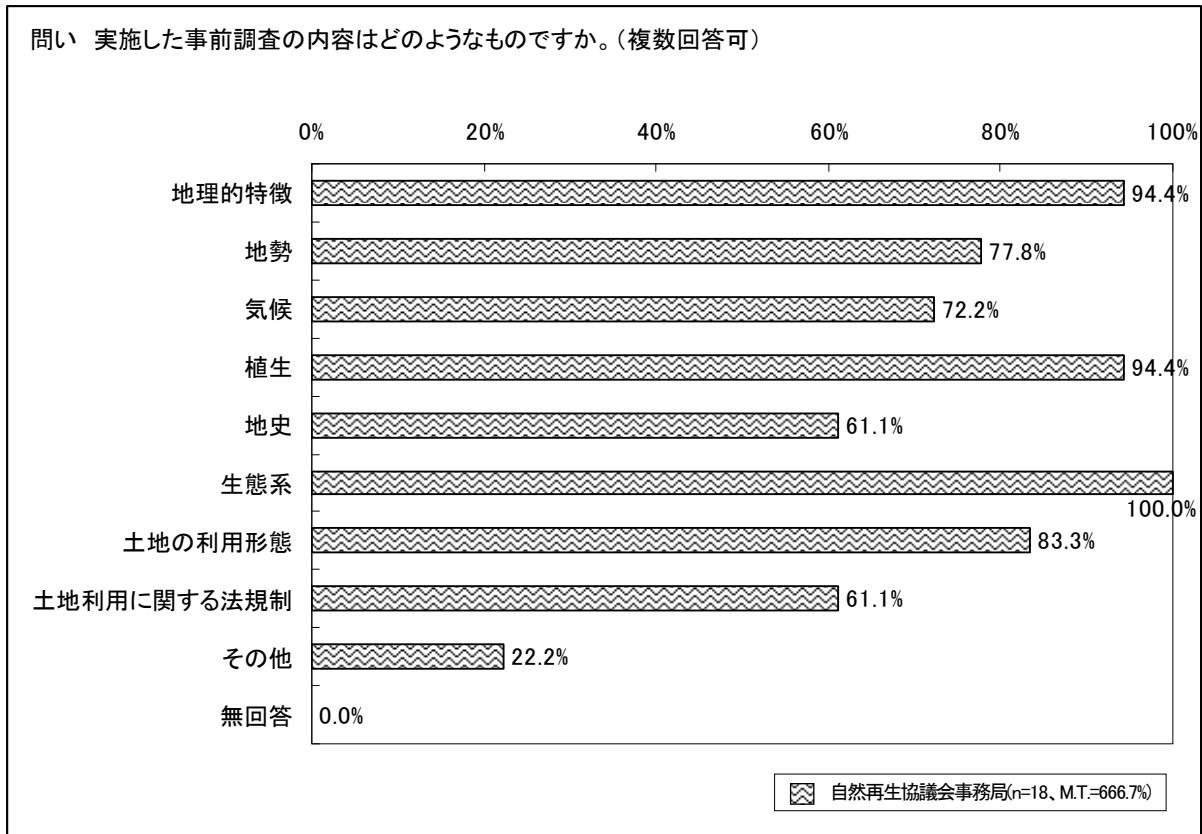
(7) 協議会では、自然再生の対象区域や目標の設定に当たって、事前調査を実施しているか。

自然再生の対象区域を設定している又は目標を設定していると回答した協議会事務局に対し、対象区域又は目標の設定に当たって事前調査を実施しているかを尋ねた結果、「自然環境データの収集及び社会的状況に関する調査を実施した(予定を含む。)」とするものが60.0%、「自然環境データを収集した(予定を含む。)」とするものが12.0%となっている。一方、「調査を実施していない」とするものが20.0%となっている。



(7)-1 実施した事前調査の内容はどのようなものか。(複数回答可)

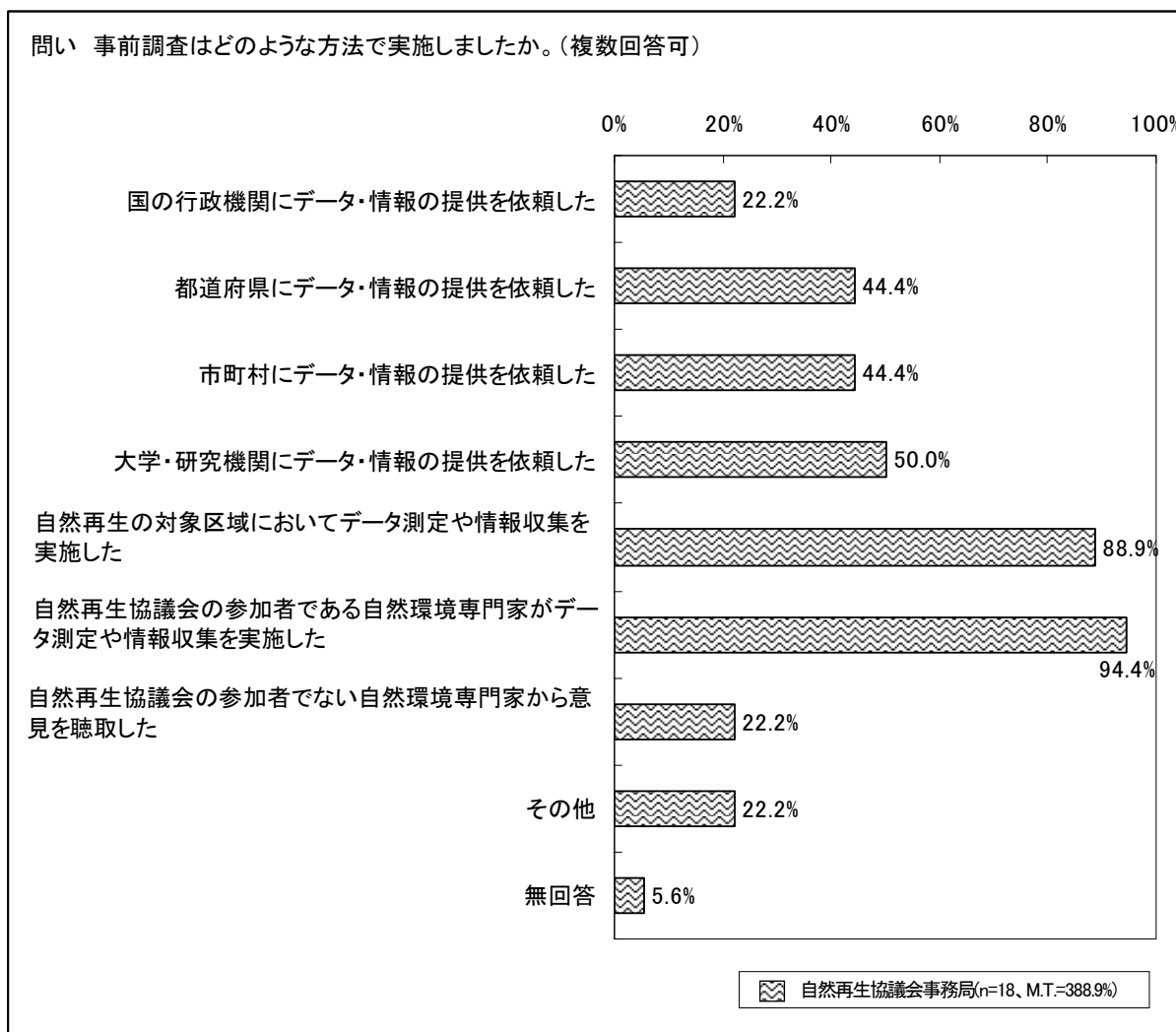
自然再生の対象区域又は目標の設定に当たって事前調査を実施していると回答した協議会事務局に対し、事前調査の内容を尋ねた結果、すべての協議会において、「生態系」に関する調査を行っており、次いで「地理的特徴」に関する調査、「植生」に関する調査など、各種調査を実施している状況がみられる。



(7)-2 事前調査はどのような方法で行っているか。(複数回答可)

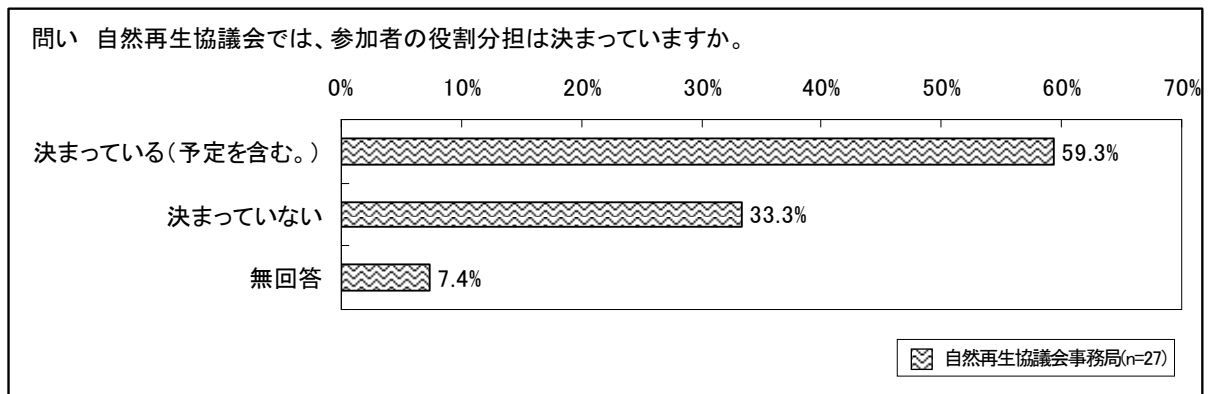
自然再生の対象区域又は目標の設定に当たって事前調査を実施していると回答した協議会事務局に対し、事前調査はどのような方法で実施しているかを尋ねた結果、「協議会の参加者である自然環境専門家がデータ測定や情報収集を実施した」とするものが94.4%と最も多く、次いで「自然再生の対象区域においてデータ測定や情報収集を実施した」とするものが88.9%となっている。また、「都道府県にデータ・情報の提供を依頼した」又は「市町村にデータ・情報の提供を依頼した」とするものが、それぞれ44.4%、「国の行政機関にデータ・情報の提供を依頼した」とするものが22.2%となっている。

なお、「協議会の参加者でない自然環境専門家から意見を聴取した」とするものも22.2%みられた。



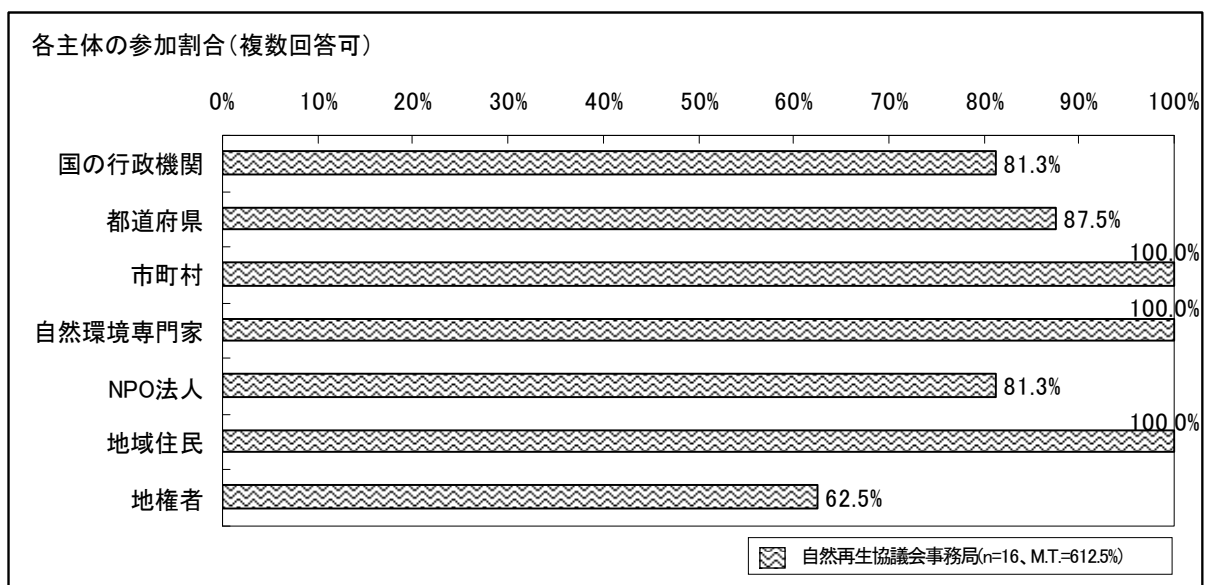
(8) 協議会では、参加者の役割分担を決めているか。

協議会事務局に対し、協議会において各参加者の役割分担を決めているかを尋ねた結果、「決まっている（予定を含む）」とするものが59.3%、「決まっていない」とするものが33.3%となっている。



(8)-1 協議会には、どのような者が参加しているか。(複数回答可)

協議会において参加者の役割分担を決めていると回答した協議会事務局に対し、協議会には、どのような主体が参加しているかを尋ねた結果、国の行政機関が参加しているとするものが81.3%、都道府県が参加しているとするものが87.5%、NPO法人が参加しているとするものが81.3%、地権者が参加しているとするものが62.5%となっており、また、すべての協議会に、市町村、自然環境専門家、地域住民が参加している状況がみられた。

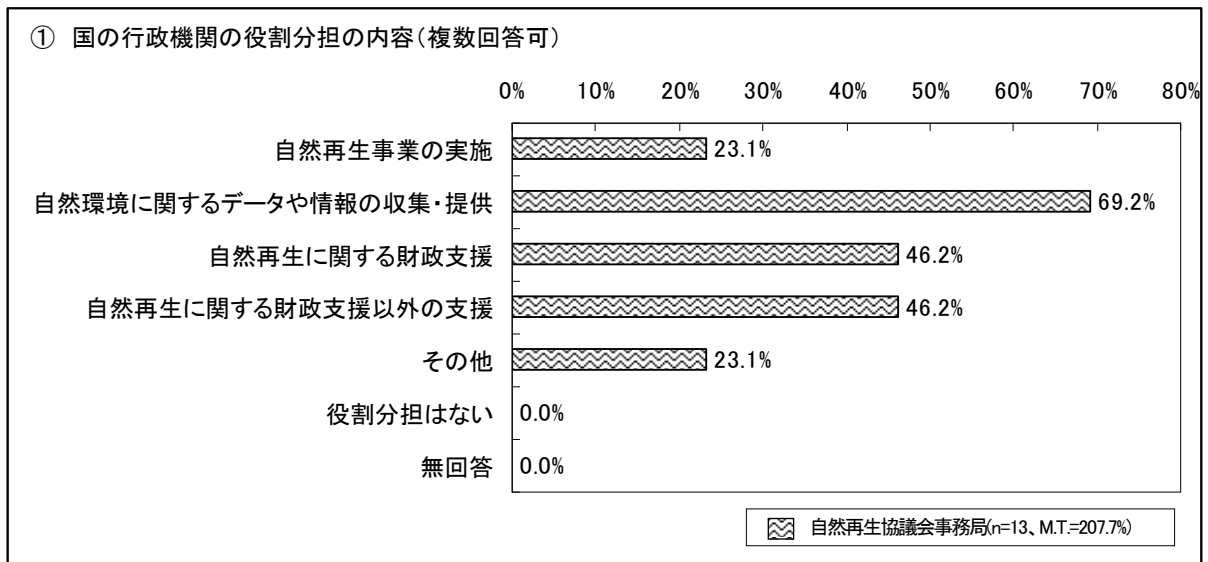


(8)-2 参加者の役割分担の内容はどのようなものか。(複数回答可)

協議会において各参加者の役割分担を決めていると回答した協議会事務局に対し、参加している国の行政機関、地方公共団体、自然環境専門家、NPO法人、地域住民及び地権者の役割分担を尋ねた結果は、以下のとおりである。

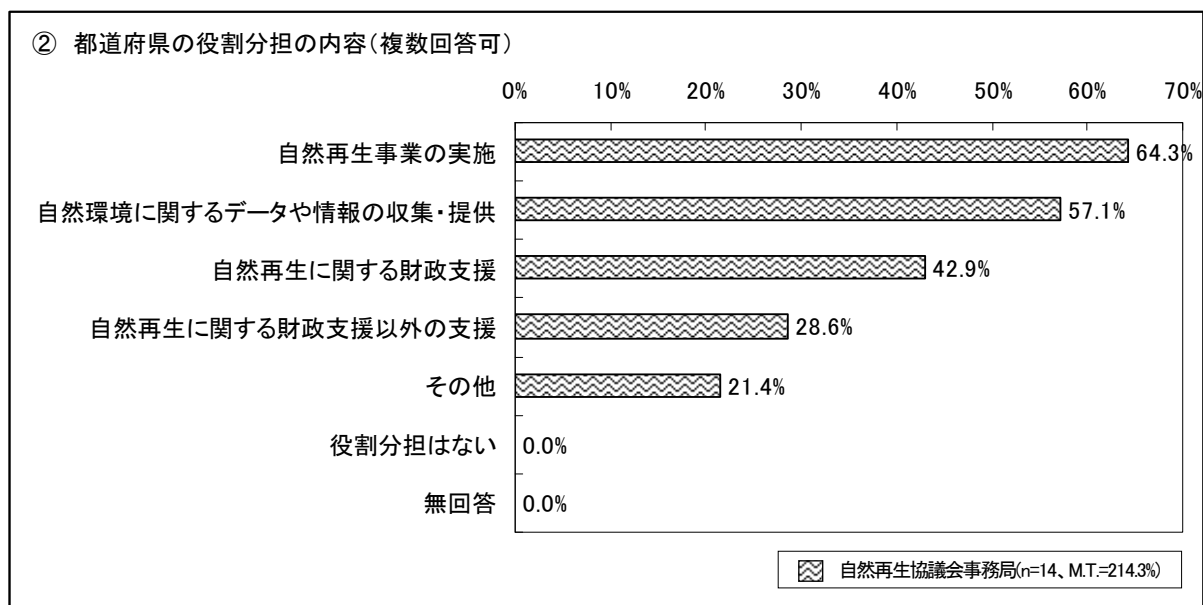
【国の行政機関】

国の行政機関の役割をみると、「自然環境に関するデータや情報の収集・提供」が69.2%と最も多く、次いで「自然再生に関する財政支援」と「自然再生に関する財政支援以外の支援」が、それぞれ46.2%、「自然再生事業の実施」が23.1%となっている。



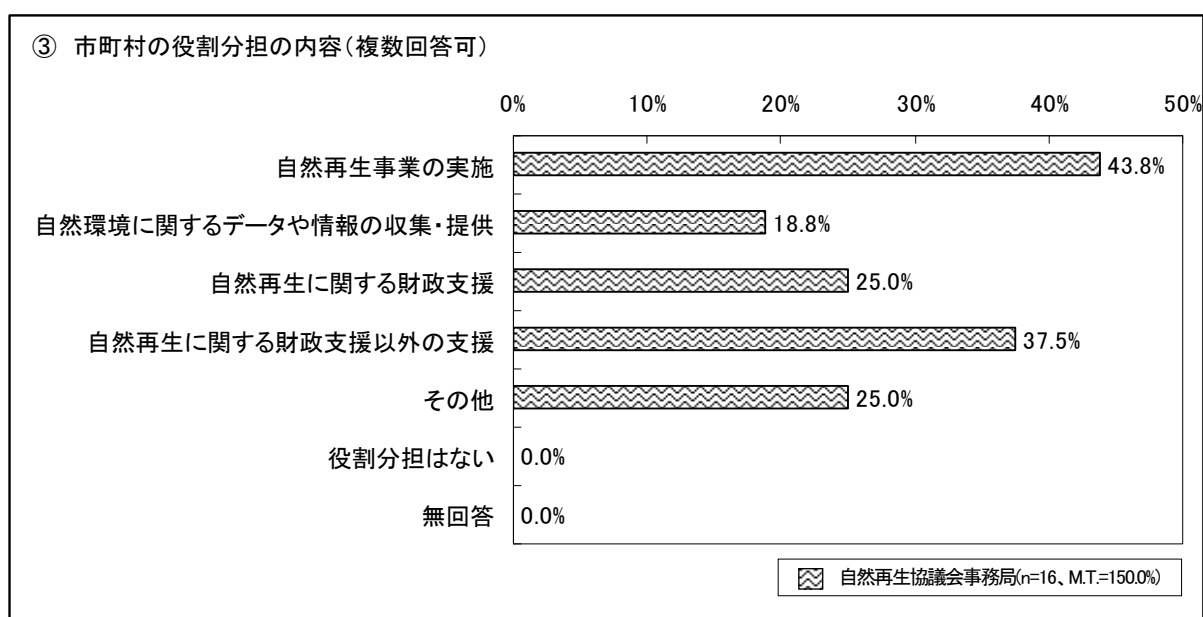
【都道府県】

都道府県の役割をみると、「自然再生事業の実施」が64.3%と最も多く、次いで「自然環境に関するデータや情報の収集・提供」が57.1%、「自然再生に関する財政支援」が42.9%、「自然再生に関する財政支援以外の支援」が28.6%となっている。



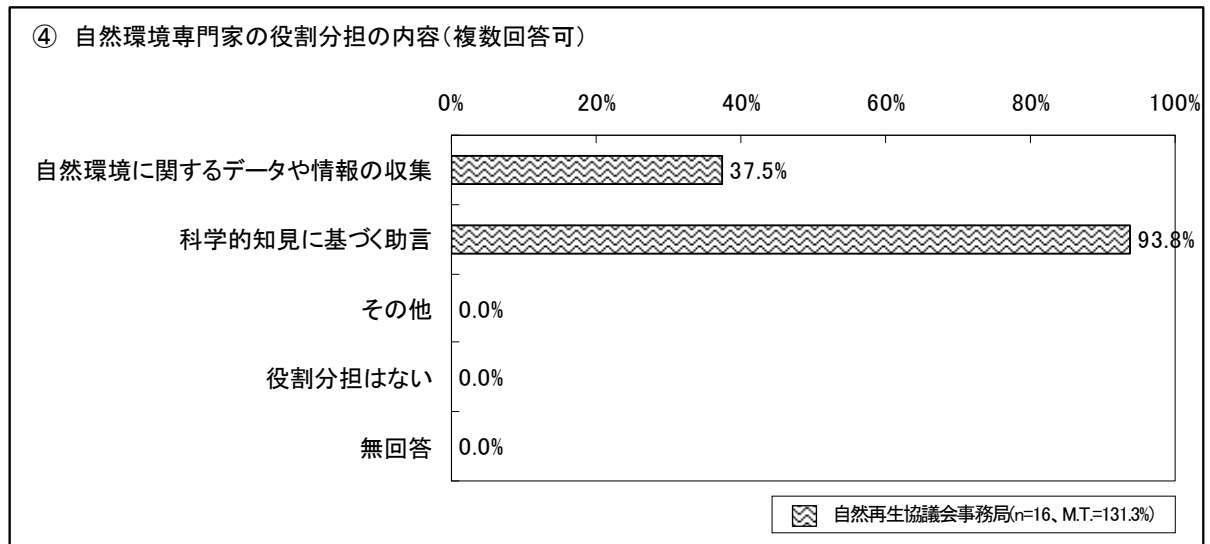
【市町村】

市町村の役割をみると、「自然再生事業の実施」が43.8%と最も多く、次いで「自然再生に関する財政支援以外の支援」が37.5%、「自然再生に関する財政支援」が25.0%、「自然環境に関するデータや情報の収集・提供」が18.8%となっている。



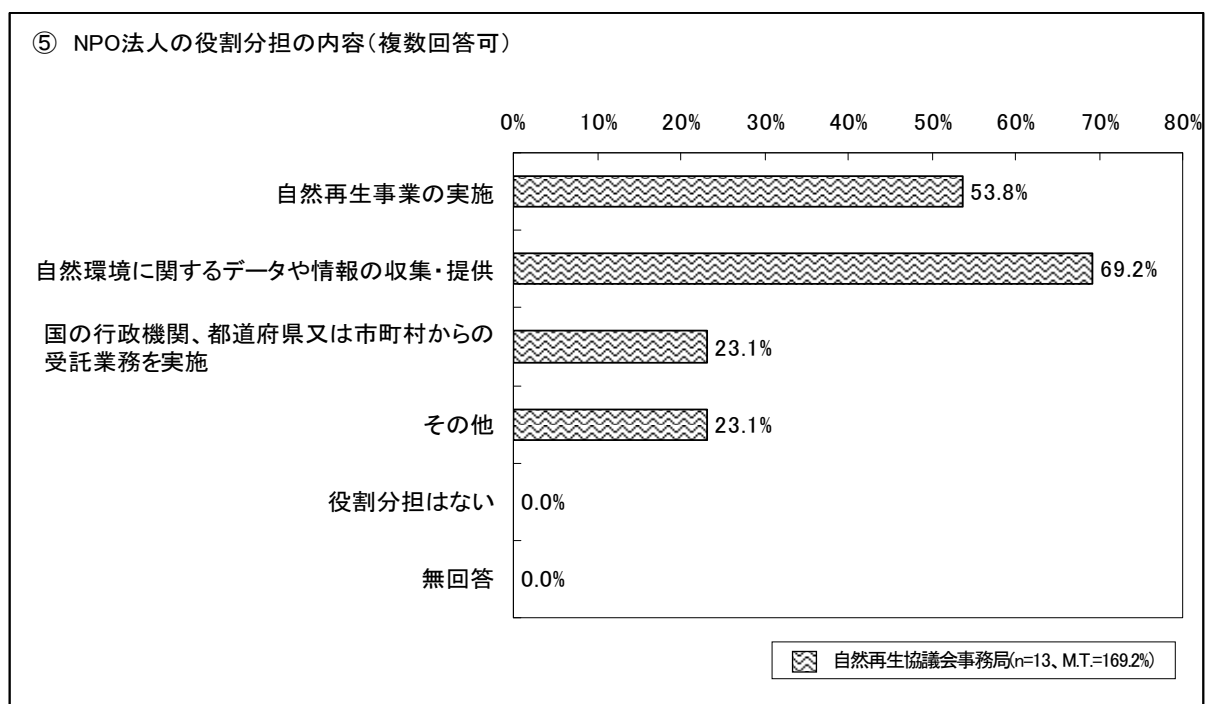
【自然環境専門家】

自然環境専門家の役割をみると、「科学的知見に基づく助言」が93.8%と最も多く、次いで「自然環境に関するデータや情報の収集」が37.5%となっている。



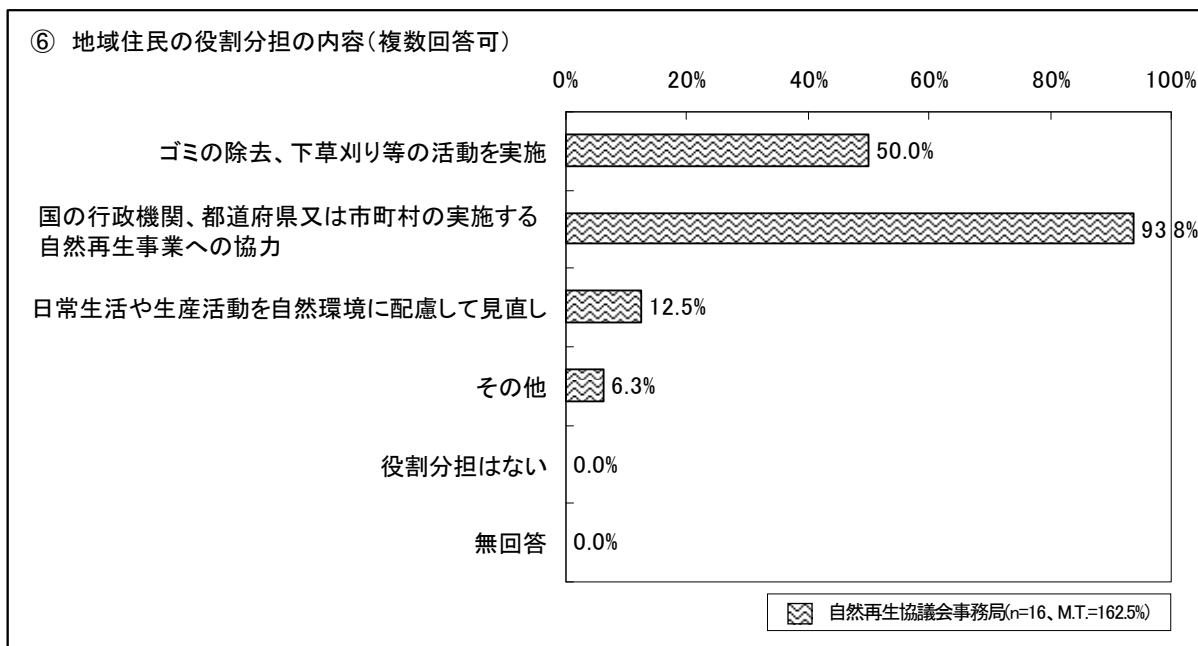
【NPO法人】

NPO法人の役割をみると、「自然環境に関するデータや情報の収集・提供」が69.2%と最も多く、次いで「自然再生事業の実施」が53.8%、「国の行政機関、都道府県又は市町村からの受託業務を実施」しているものが23.1%となっている。



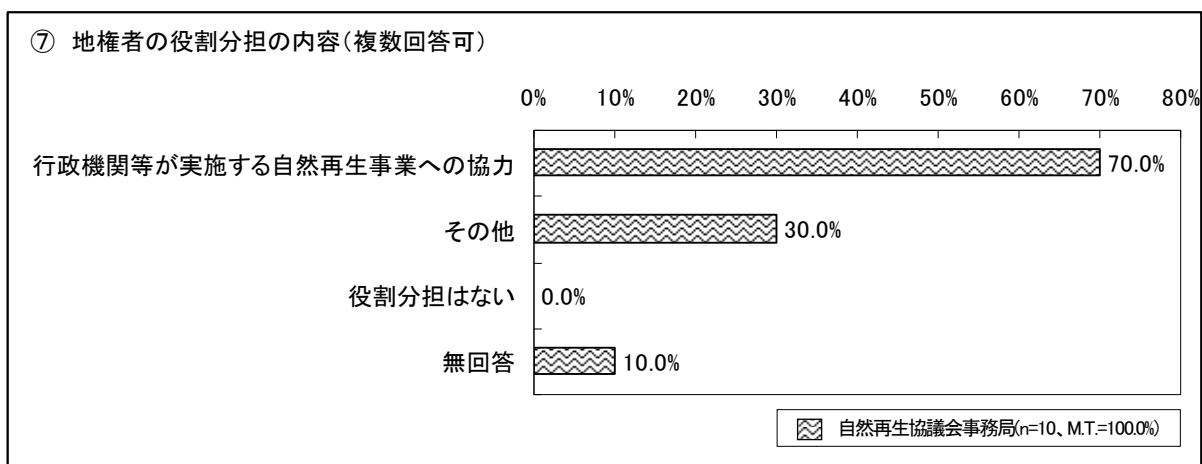
【地域住民】

地域住民の役割をみると、「国の行政機関、都道府県又は市町村の実施する自然再生事業への協力」が93.8%と最も多く、次いで「ゴミの除去、下草刈り等の活動を実施」が50.0%となっている。



【地権者】

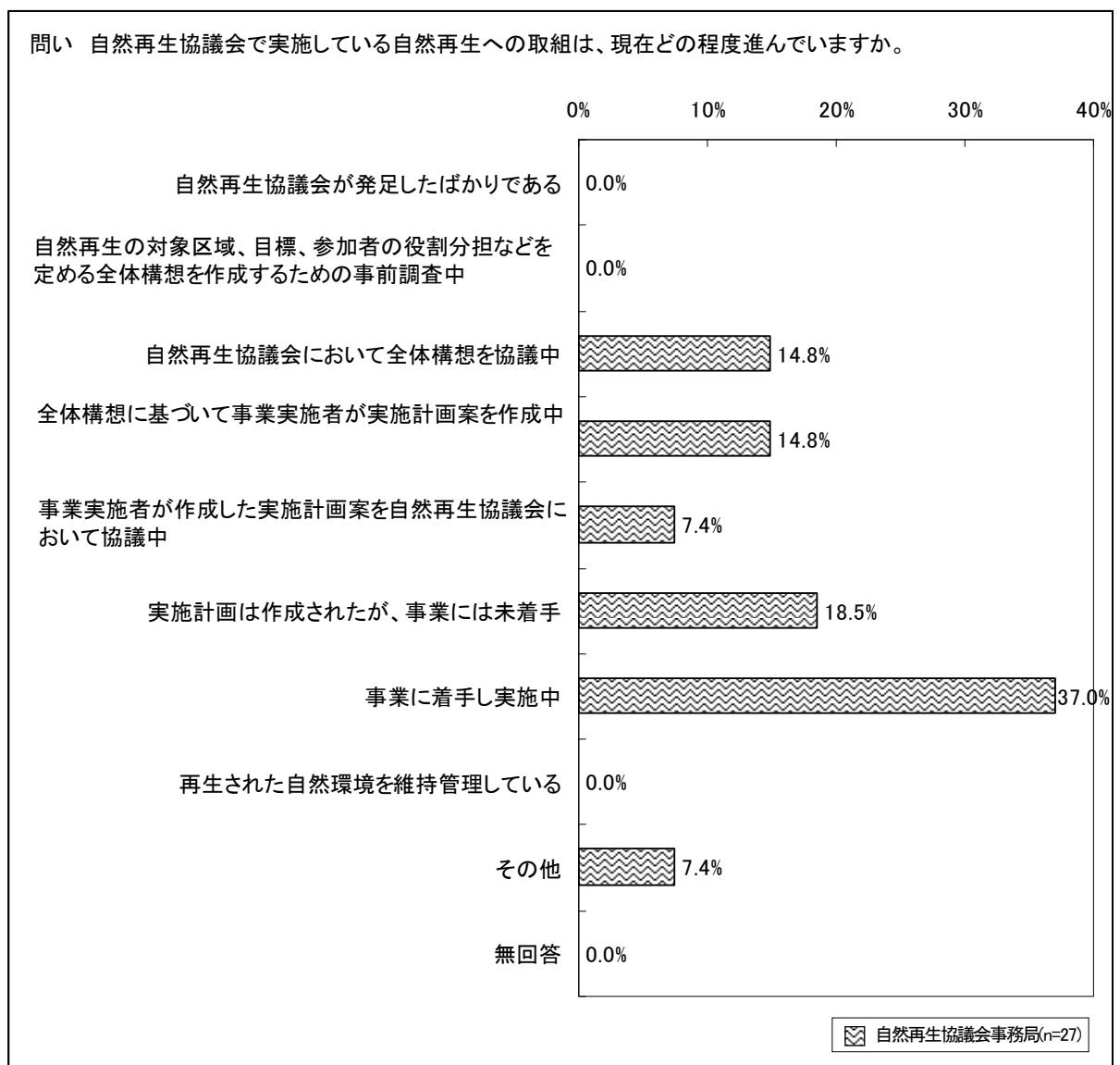
地権者の役割をみると、「行政機関等が実施する自然再生事業への協力」が70.0%となっている。



(9) 自然再生への取組は、どの程度進ちょくしているか。

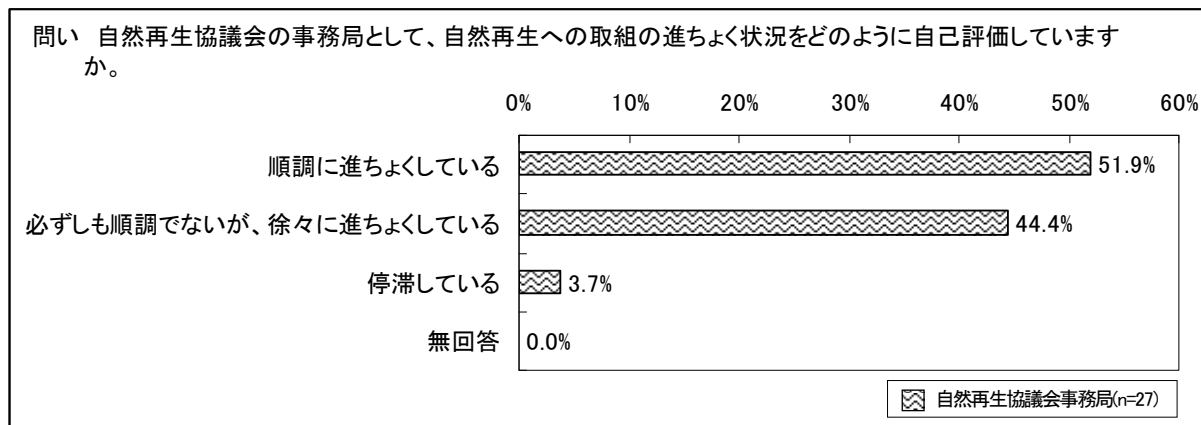
協議会事務局に対して、自然再生への取組は、現在どの程度進んでいるかを尋ねた結果、「事業に着手し実施中」とするものが37.0%、「実施計画は作成されたが、事業には未着手」とするものが18.5%、「協議会において全体構想を協議中」、「全体構想に基づいて事業実施者が実施計画案を作成中」とするのものが、それぞれ14.8%となっている。

(注) 法定外協議会では、法に基づく全体構想、実施計画を作成する必要がないため、これらに相当する計画等について調査した。



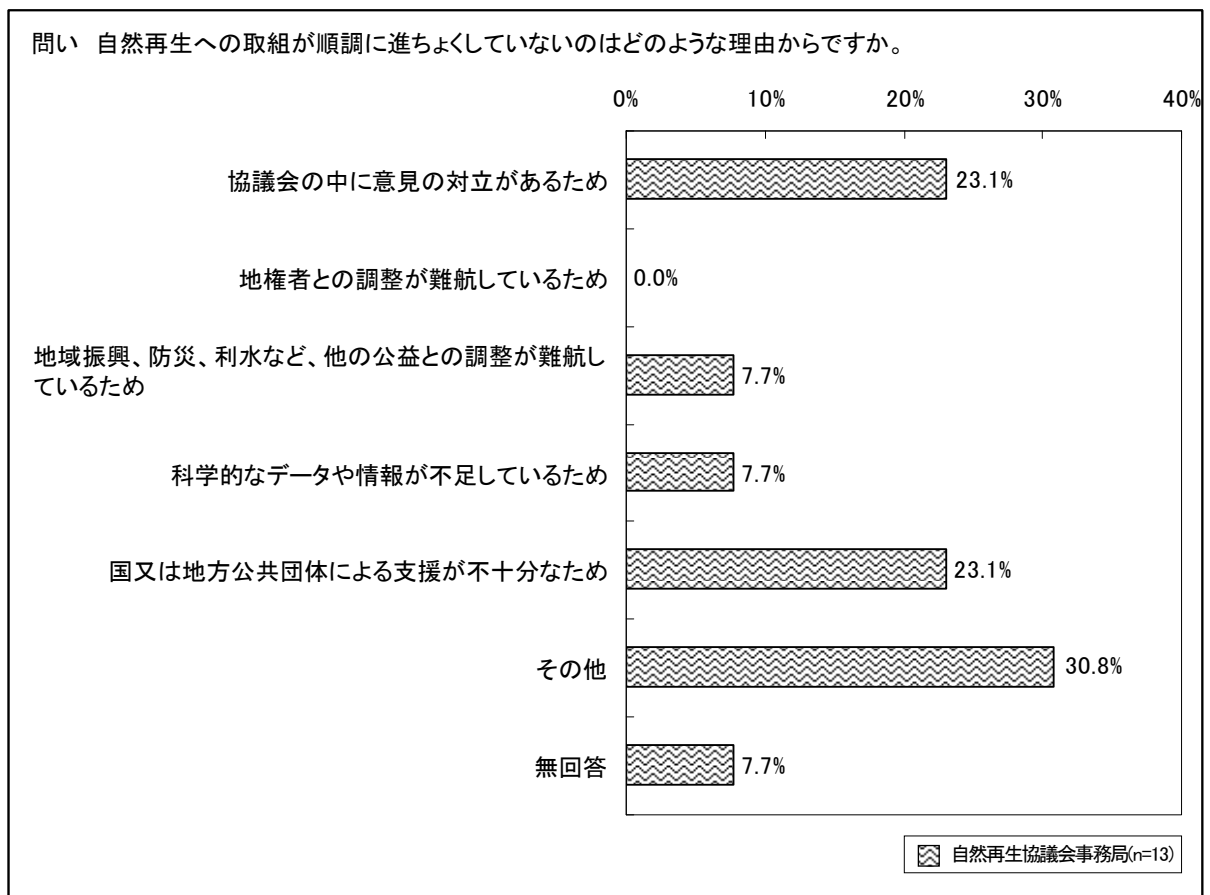
(10) 協議会の事務局として、自然再生への取組の進ちよく状況をどのように自己評価しているか。

協議会事務局に対して、自然再生への取組の進ちよく状況をどのように自己評価しているかを尋ねた結果、「順調に進ちよくしている」とするものが51.9%、「必ずしも順調でないが、徐々に進ちよくしている」とするものが44.4%となっており、「停滞している」とするものは3.7%となっている。



(10)-1 自然再生への取組が順調に進ちよくしていない理由はどのようなものか。

自然再生への取組が必ずしも順調でない又は停滞していると回答した協議会事務局に対して、取組が順調に進ちよくしていない理由を尋ねた結果、「協議会の中に意見の対立があるため」、「国又は地方公共団体による支援が不十分なため」とするものが、それぞれ 23.1%、「地域振興、防災、利水など、他の公益との調整が難航しているため」、「科学的なデータや情報が不足しているため」とするものが、それぞれ 7.7% みられた。



(参考)

○ 住民等の属性

本意識等調査に対して回答があった住民等の属性は、以下のとおりであった。

総数 n=308

属性	区分	対象者数 (%)
性別	男性	259 (84.1)
	女性	36 (11.7)
	無回答	13 (4.2)
	計	308 (100.0)
年齢	20歳未満	0 (0.0)
	20～29歳	3 (1.0)
	30～39歳	13 (4.2)
	40～49歳	38 (12.3)
	50～59歳	85 (27.6)
	60～69歳	110 (35.7)
	70～79歳	46 (14.9)
	80歳以上	6 (1.9)
	無回答	7 (2.3)
	計	308 (100.0)
従事している産業	農林漁業	47 (15.3)
	建設業	17 (5.5)
	製造業	8 (2.6)
	運輸業	2 (0.6)
	卸売・小売業	5 (1.6)
	金融・保険業	2 (0.6)
	教育、学習支援業	67 (21.8)
	公務	21 (6.8)
	その他	124 (40.3)
	無回答	15 (4.9)
	計	308 (100.0)

(注) 1 当省の意識等調査の結果による。

2 小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とにならない場合がある。

〔参考資料〕

目 次

頁

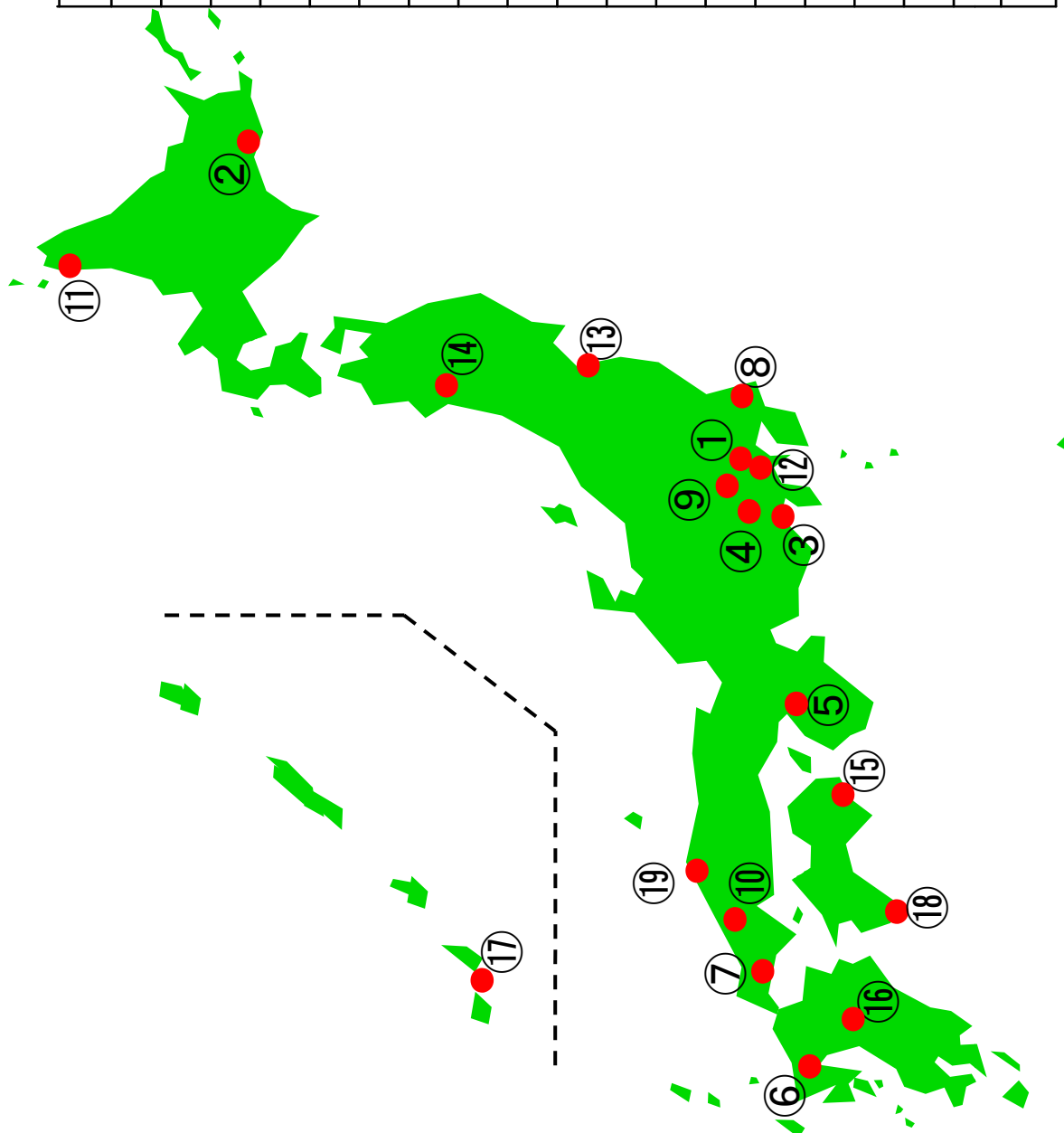
○	全国の自然再生協議会における取組	
1	自然再生協議会（設置個所）の全国位置図	216
2	自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)	217
3	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組	218
4	釧路湿原自然再生協議会の取組	220
5	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組	223
6	多摩川源流自然再生協議会の取組	225
7	神於山保全活用推進協議会の取組	227
8	檜原湿原地区自然再生協議会の取組	229
9	榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組	231
10	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組	233
11	くぬぎ山地区自然再生協議会の取組	235
12	八幡湿原自然再生協議会の取組	237
13	上サロベツ自然再生協議会の取組	239
14	野川第一・第二調整池地区自然再生協議会の取組	241
15	蒲生干潟自然再生協議会の取組	243
16	森吉山麓高原自然再生協議会の取組	245
17	竹ヶ島海中公園自然再生協議会の取組	247
18	阿蘇草原再生協議会の取組	249
19	石西礁湖自然再生協議会の取組	251
20	竜串自然再生協議会の取組	253
21	中海自然再生協議会の取組	255

(注) 1 本資料は、環境省ホームページから抜粋した。

2 本資料における「自然再生協議会」は、本評価書において「法定協議会」としているものである。

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H20.3月現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在全国各地で19の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成が進められています。平成20年3月現在

	協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	70	H16.3.31 H18.5.28変更	—
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	123	H17.3.31	(H18.2.28/達古武) (H18.1.31/高標茶) (H18.1.31/雪裡・幌呂) (H18.8.1/茅沼地区) (H18.8.1/久著呂川) (H19.9.6/雷別)
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	55	H19.3.1	—
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	44	—	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	39	H16.10.21	H17.6.1
6	樫原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	42	H17.1.26	H17.3.31
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	60	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	65	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.9./B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	70	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	36	H18.3.31	H18.10
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53	H18.2.2	H18.7.13
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	57	H18.9.13	H18.10
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	26	H18.9.16	—
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	20	H18.3.31	H18.10
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	47	H18.3.31	—
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	124	H19.3.7	—
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	94	H19.7.5	—
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	71	—	—
19	中海自然再生協議会	鳥根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	64	—	—

あらかわたろううえもん
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿地環境の保全再生

乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成15年7月に組織化し、現在の構成員数70。

個人(専門家を含む)33、団体29、関係地方公共団体7、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成16年3月に作成し、平成18年5月に改訂。

○自然再生の対象区域

荒川中流域において良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流4km区間

○自然再生の目標

70年前の荒川旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。

- ①湿地環境の保全・再生、②過去に確認された生物が住める環境の再生、③蛇行河川の復元、④荒川エコロジカル・ネットワーク、⑤治水面からもプラスの5つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

あらかわたりょうえもん
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会



荒川の河口から50～54km(太郎右衛門橋下流4km区間の埼玉県上尾市、桶川市、川島町)

釧路湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。

2 自然再生協議会

平成15年11月に組織化し、現在の構成員数123。

個人(専門家を含む)59、団体53、関係地方公共団体8、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

釧路湿原及びその流域(約25万ha)

○自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境と私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

流域全体としての到達すべき目標として、①湿原生態系の質的量的な回復、②湿原生態系を維持する循環の再生、③湿原生態系と持続的に関われる社会づくりの3つを設定。

4 自然再生事業実施計画

○土砂流入対策実施計画〔雪裡・幌路地域〕 (平成18年1月作成、実施者：国

土交通省北海道開発局釧路開発建設部、鶴居村)

国営土地改良事業を実施している阿寒郡鶴居村の雪裡川、幌路川の下流域において、①排水路合流部への沈砂池の整備(5箇所)、②沈砂池の維持管理を実施。

【進捗状況】

堆積土砂の状況等のモニタリング調査を実施予定。

○土砂流入対策実施計画〔南標茶地域〕 (平成18年1月作成、実施者：国土交通

省北海道開発局釧路開発建設部、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合)

国営土地改良事業を実施している川上郡標茶町の釧路川及びオソベツ川において、①排水路合流部への沈砂池の整備(7箇所)、②沈砂池の維持管理を実施。

【進捗状況】

沈砂池(全7箇所)を設置。また、堆積土砂の状況等のモニタリング調査を実施。

○釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画 (平成18年2月作成、実施者：環

境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所)

達古武沼集水域約4,200haのうち、達古武沼北側の約148haの区域において、①ササの被覆・エゾシカによる被食等を効果的に取り除くための実証試験、②土留め柵を用いた土砂流出防止対策、③環境学習を実施。

【進捗状況】

実施計画に基づき、自然再生のため、「広葉樹の稚樹定着の阻害要因を効果的に取り除く手法の検討」、「苗畑圃場の整備」(圃場造成4,000m²、苗木植栽8,000m²、防鹿柵530m、育苗ハウス1棟)、作業道における「土砂流出防止対策」(11箇所)を実施。

○釧路湿原自然再生事業茅沼地区旧川復元実施計画 (平成18年8月作成、実

施者：国土交通省北海道開発局釧路開発建設部)

釧路湿原流入部となる釧路川河口から32km付近にある茅沼地区(標茶町内)において、①旧川の復元(1.6km)、②直線河川の埋め戻し(1.6km)、③マウンド状となっている右岸掘削残土の撤去(2.6km)を実施。

【進捗状況】

仮設道路(4,700m)、仮橋(1箇所、橋長41.0m)を設置するとともに、実施計画に基づき右岸残土撤去(46,000m³)、旧川掘削(3,300m²)を実施。

○土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕 (平成18年8月作成、実施者：国土交通省

北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所、鶴居村、下久著呂地区農業用排水維持管理組合他)

久著呂川流域(標茶町・鶴居村内)において、①河道の安定化対策(落差工3基)、②河道沿いの土砂調整地の整備、③排水路合流部への沈砂池の整備(3箇所)、④水辺林・緩衝帯の整備・保全、⑤湿原流入部への土砂調整地の整備を実施。

【進捗状況】

<河川>実施計画に基づき、北海道が河道安定対策として落差工(1基)に着手。また、国土交通省が湿原流入部土砂調整地の試験工事に着手。

<農業>沈砂池(全3箇所)の設置。また、堆積土砂の状況等のモニタリング調査を実施。

○雷別地区自然再生事業実施計画 (平成19年9月作成、実施者：林野庁北海道森

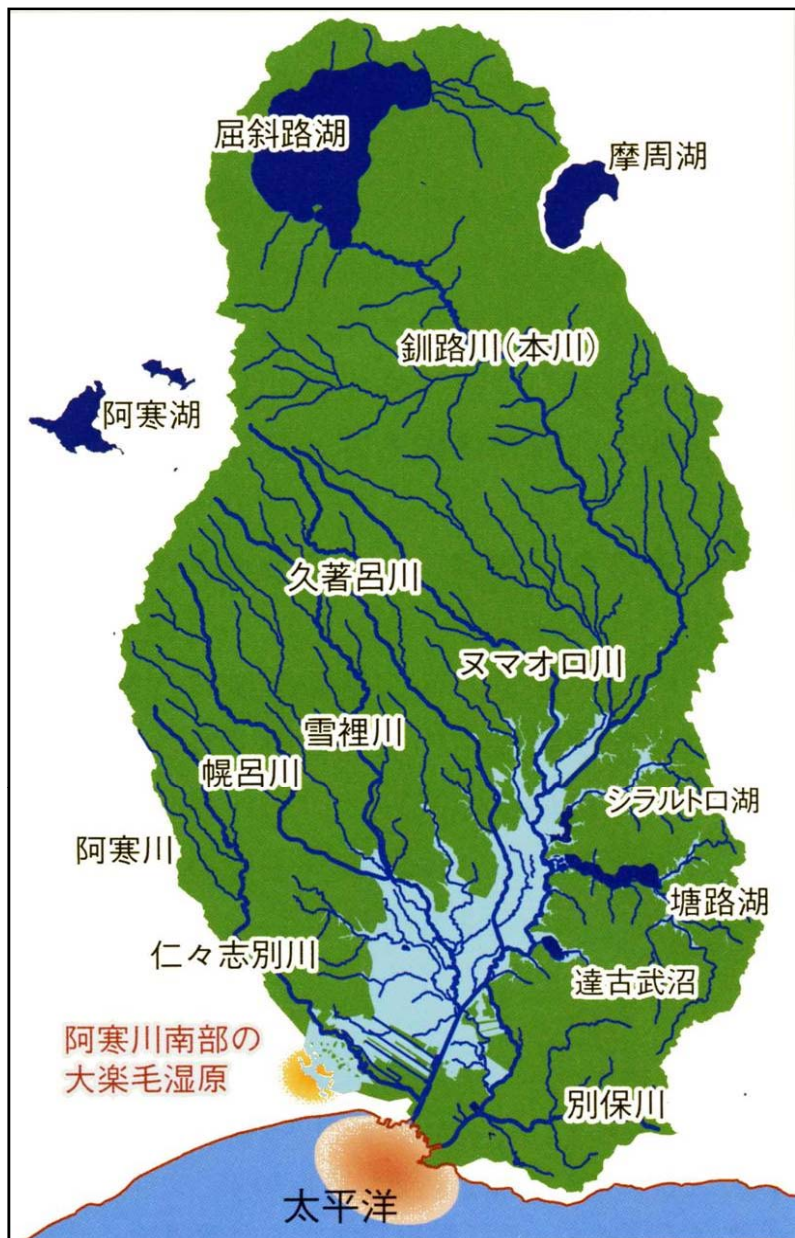
林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター)

雷別地区国有林293林班内のササ地(20.21ha)で、①現存する広葉樹稚樹等の保全(0.66ha)、②無立木地等への天然更新(14.90ha)及び人工植栽(4.65ha)を実施。

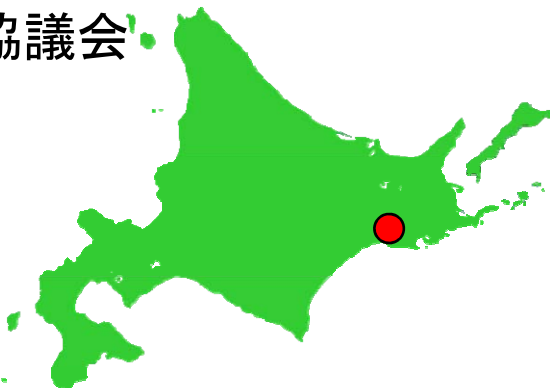
【進捗状況】

試行実験地造成(人工植栽区域0.19ha、天然更新区域0.56ha)、地がき、防鹿柵設置(180m)及び人工植栽区域の地がき箇所における試験植栽(ミズナラ144本、ハルニレ144本、ヤチダモ96本)を実施。また、地がき後のササや草本類の回復状況、天然下種更新木の発生状況、植栽木の成長状況、エゾシカによる被食状況について調査。

釧路湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



直線化した河道
(旧川復元による再蛇行化を計画)



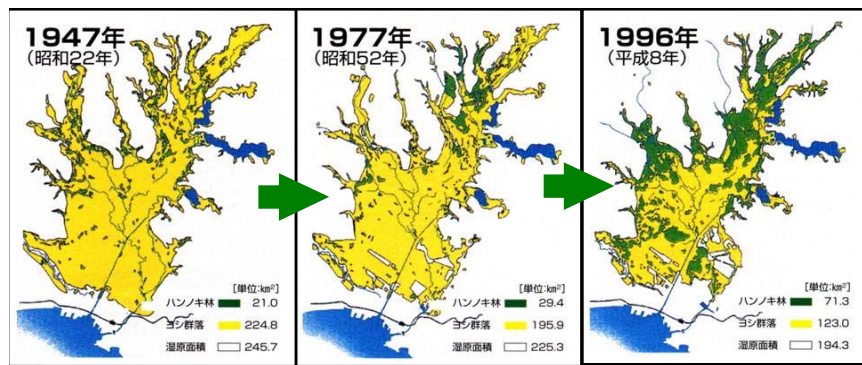
川底が削られた河川
(拡幅による流速低下策や河床安定のための
の工作物設置を計画)



気象害を受けて立枯れとなったトドマツ
人工林(森林再生を計画)



単一樹種の一斉造林
(間伐や鹿対策による混交林化を計画)



ハンノキ林分布変遷図

湿原内への土砂流入の増加等により
湿原の植生が急速に変化している

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿地生態系の保全・再生及び良好な水環境の再生

洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全再生を検討。

2 自然再生協議会

平成16年1月に組織化し、現在の構成員数55。

個人(専門家を含む)23、団体25、関係地方公共団体6、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

麻機遊水地

比較的良好な湿地環境が残る第1工区(約22ha)、第3工区(約55ha)、第4工区(約32ha)の合計約109ha。

○自然再生の目標

麻機遊水地に昔から暮らしてきた多様な生き物たちが、遊水地で生息

・生育できる環境を再生していくことを目指す。

①良好な水環境の再生(全体)、②在来種の保全と生態系のバランスの維持(環)、③人と自然との持続的な関わりづくり(和)、④周辺とのネットワークづくり(輪)、⑤ゾーニング計画の5つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

ともえがわ あさはた
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会



多摩川源流自然再生協議会の取組

1 再生内容

森林の再生及び景観の再生

山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年3月に組織化し、現在の構成員数44。

個人(専門家を含む)15、団体16、関係地方公共団体8、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

検討中。

多摩川源流自然再生協議会

○位置図



○多摩川源流の森林



○荒廃した人工林の再生が必要



こうのやま
神於山保全活用推進協議会の取組

1 再生内容

里山の再生

竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉広葉樹林帯の再生を行う。

2 自然再生協議会

平成16年5月に組織化し、現在の構成員数39。

個人(専門家を含む)1、団体26、関係地方公共団体9、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成16年10月に作成。

○自然再生の対象区域

岸和田市神於山全域(180ha)

○自然再生の目標

身近な自然である神於山の自然再生と今日の里山のあり方を考えることを通して、自然環境の大切さを見つめ直す。

①森・川・海のつながり、②人と自然・人と人とのつながり、③里山とまちとのつながりの3つの理念に基づき、長期目標(100年後の目標)として「里山の再生」、当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を設定。

4 自然再生事業実施計画

○神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画(平成17年6月作成、実

施者：大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ)

生活環境保全林整備事業の対象となる岸和田市所有林(約37ha)において、①竹の伐採等の森林再生、②作業車道(500m)・歩道(4,000m)の整備等を実施。

【進捗状況】

「荒廃森林のタイプ別整備」(タケ優先林：林種転換、クズ・ササのヤブ状地：林種転換、荒廃密生林：本数密度調整、自然誘導林：現況維持)、「作業歩道等の付帯施設を含めた施設整備」を実施。また、タケの利活用による「自然再生モニタリング調査」を実施。

このやま
神於山保全活用推進協議会



神於山全景



放置竹林の拡大



森林の維持・管理
を行う作業路の
整備



市民が親しめる
自然の再生
(遊歩道の整備)

檜原湿原地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

「佐賀県自然環境保全地域」である檜原湿原の再生と維持管理を行う。

2 自然再生協議会

平成16年7月に組織化し、現在の構成員数42。

個人(専門家を含む)22、団体11、関係地方公共団体6、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年1月に作成。

○自然再生の対象区域

檜原湿原(檜原県自然環境保全地域特別地区8ha)

○自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が少なく、農林業により適切な影響を与えていたと推測される七山村道開通以前の状態(昭和40年代前半)に再生する。

短期計画 : ①自然植生の再生、②水田跡地(人工湿地)及び周辺の再生、③水深の制御、木道等の設置、④ボランティアステーションの設置、⑤その他

中・長期計画 : ①周辺森林の水源涵養能力の向上等、②駐車場・村道部分の湿地再生、③その他

4 自然再生事業実施計画

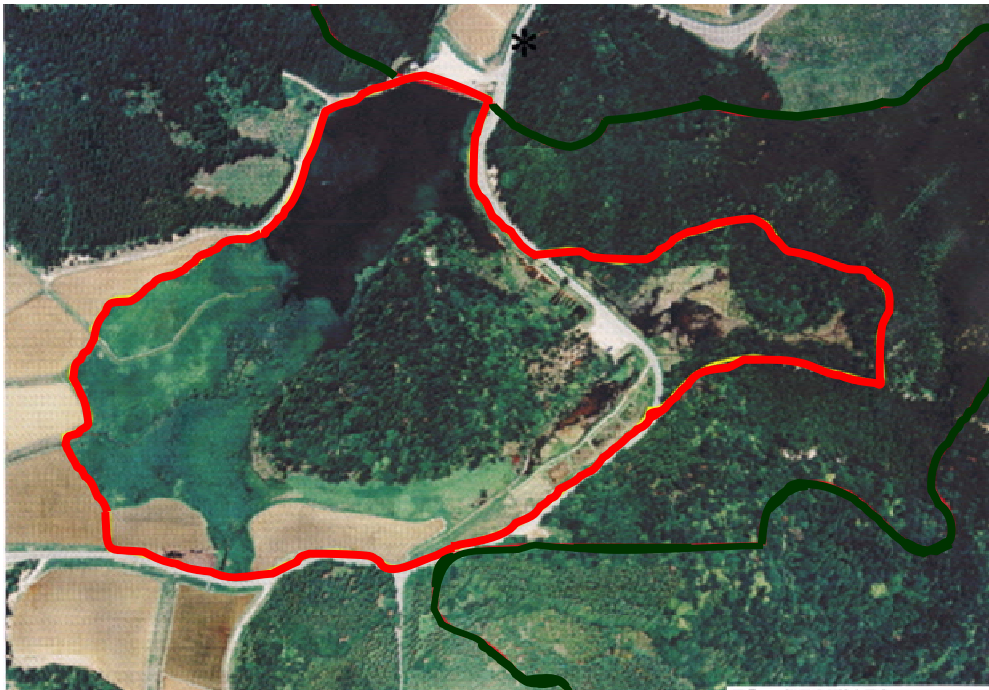
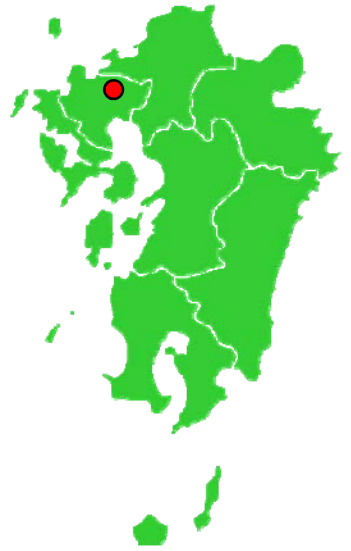
○檜原湿原地区自然再生事業実施計画 (平成17年3月作成、実施者:佐賀県くらし環境本部環境課)

檜原湿原において、浚渫及びミズゴケの抜き取りによる解放水面の拡大により、自然植生を再生。

【進捗状況】

自然植生の再生のため、ミズゴケ等の除去、湿地の浚渫、侵入した灌木の除去を実施。

かしばる
檜原湿原地区自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）



かつては開放水面だった場所が
 低木林化



ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

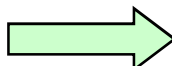
○檜原湿原地区自然再生事業実施計画に基づき、平成17年度事業を実施 → 現在モニタリング調査を実施



作業実施前

平成17年6月

開放水面の減少、陸化が進行



H17年度冬期 浚渫及び
 植生(ミズゴケ・ミツガシワ)
 の抜き取りを実施



作業実施後

平成18年8月

開放水面の拡大

ふしのがわ
榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組

1 再生内容

干潟の再生

榎野川河口干潟等の自然環境の再生・維持に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年8月に組織化し、現在の構成員数60。

個人(専門家を含む)27、団体18、関係地方公共団体11、関係行政機関4

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

榎野川河口域、干潟(344ha)及び山口湾。

○自然再生の目標

榎野川河口干潟等の現況、榎野川流域での変遷や変化を把握し、河口干潟等の再生の目標を「里海の再生」と位置づけて取り組む。

①豊かな泥干潟の区域、②豊かな砂干潟の区域、③カブトガニ産卵場保全区域、④豊かなアマモ場・浅場、⑤豊かな泥浜・レク干潟、⑥豊かな後浜(後背地)の区域、⑦現状干潟の観察・維持区域の7つにゾーニングして目標達成を目指す。

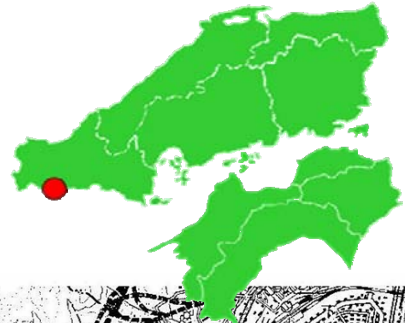
4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

底質環境の改善のため、中潟においてカキ殻高密度分布域でのカキ殻粉碎(5,600m²)、耕耘(5,600m²)を実施。また、南潟において、砂干潟地区での耕耘(平成18年度より年2回)を実施。。

榎野川河口域・干潟自然再生協議会



◆自然再生の対象となる区域

榎野川河口域から山口湾内の干潟等

◆自然再生の基本的な考え方と方向性

○自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)

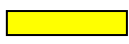






- ・榎野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
- ・科学的知見に基づく順応的取組

○人が適度な働きかけを継続することで、自然からいわゆる『里海』の再生を目指す。

◆自然再生の目標

『里海』の再生

具体的な目標 <自然再生ゾーニング>

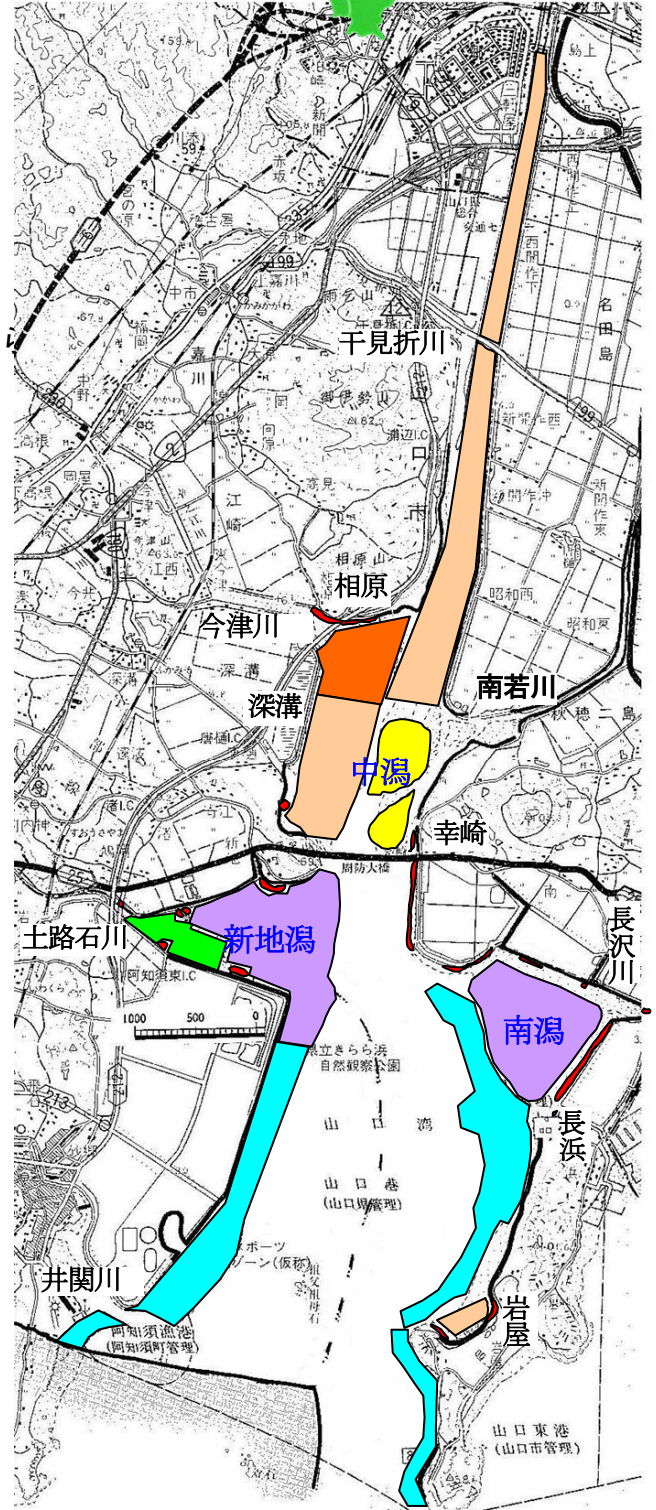
-  : 豊かな泥干潟の区域
-  : 豊かな砂干潟の区域
-  : カブトガニ産卵場保全区域
-  : 豊かなアマモ場・浅場
-  : 豊かな泥浜・レク干潟
-  : 豊かな後浜(背後地)の区域
-  : 現状干潟の観察・維持区域



カキの著しい増殖



カブトガニの産卵場の保全



ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

自然再生の対象となる区域
(全体構想より)

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖岸環境の保全・再生及び湖岸景観の再生

霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年10月に組織化し、現在の構成員数65。

個人(専門家を含む)35、団体15、関係地方公共団体13、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成17年11月に作成。

○自然再生の対象区域

霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸3.5kmの区間)の沿岸域。

○自然再生の目標

多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生に取り組む。

①湖岸環境の保全・再生、②人と湖のつながりの再生、③湖岸景観(場)の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【A区間】 (平成18年

11月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、鋼矢板の切断によるワンド地形を形成(西浦中岸0.6kmにわたる堤外地)

【進捗状況】

<国土交通省>陸岸の掘りこみと矢板列の一部切断によるワンド地形の再生を実施。また、ワンド地形変化把握のためのモニタリングを実施。

<協議会>重機によるワンド間の荒堀を実施。(今後、人力作業による水路整形等、今後のモニタリングや環境学習への場の整備を実施予定)

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【B区間】 (平成19年

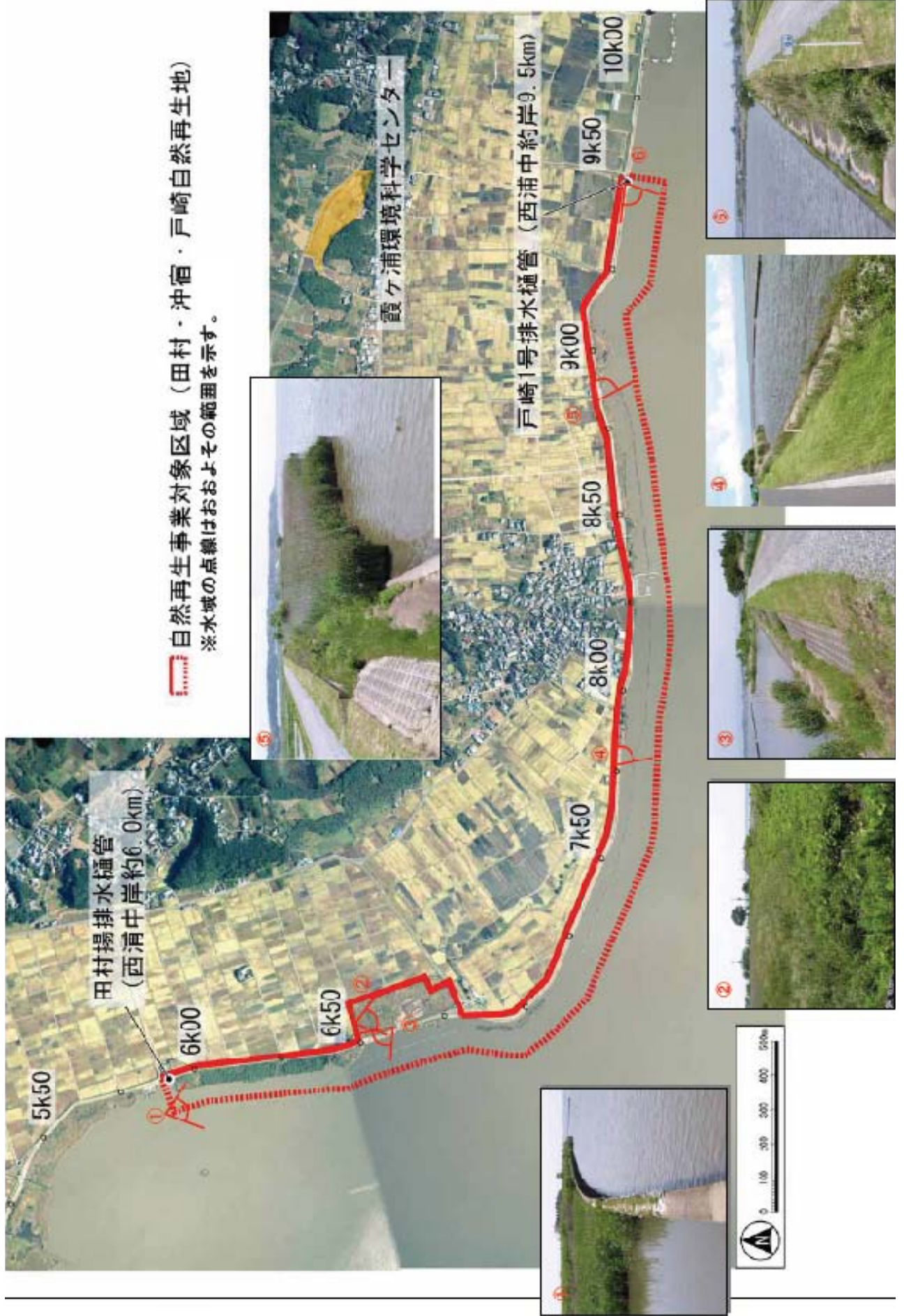
9月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、既存堤防を一部開削し浅水域、静水域、深場を持つ湾入部等を整備(西浦中岸0.3kmにわたる湖岸)

【進捗状況】

築堤工事を着手。

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会



自然再生事業対象区域 (田村・沖宿・戸崎自然再生地)
 ※水城の点線はおよその範囲を示す。

霞ヶ浦環境科学センター

戸崎1号排水樋管 (西涌中岸約9.5km)

田村揚排水樋管
 (西涌中岸約6.0km)

くぬぎ山地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

平地林の再生

武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数70。

個人(専門家を含む)39、団体23、関係地方公共団体5、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約152haの区域。

○自然再生の目標

高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりあいによって育まれてきた多様な環境を有する自然に再生することを目指す。

①平地林の荒廃を抑制し豊かな緑と生物の多様性を維持する、②平地林の改変を抑制し武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ、③改変施設の移転誘導の計画的な推進、④利活用の促進の4つの目標を設定。

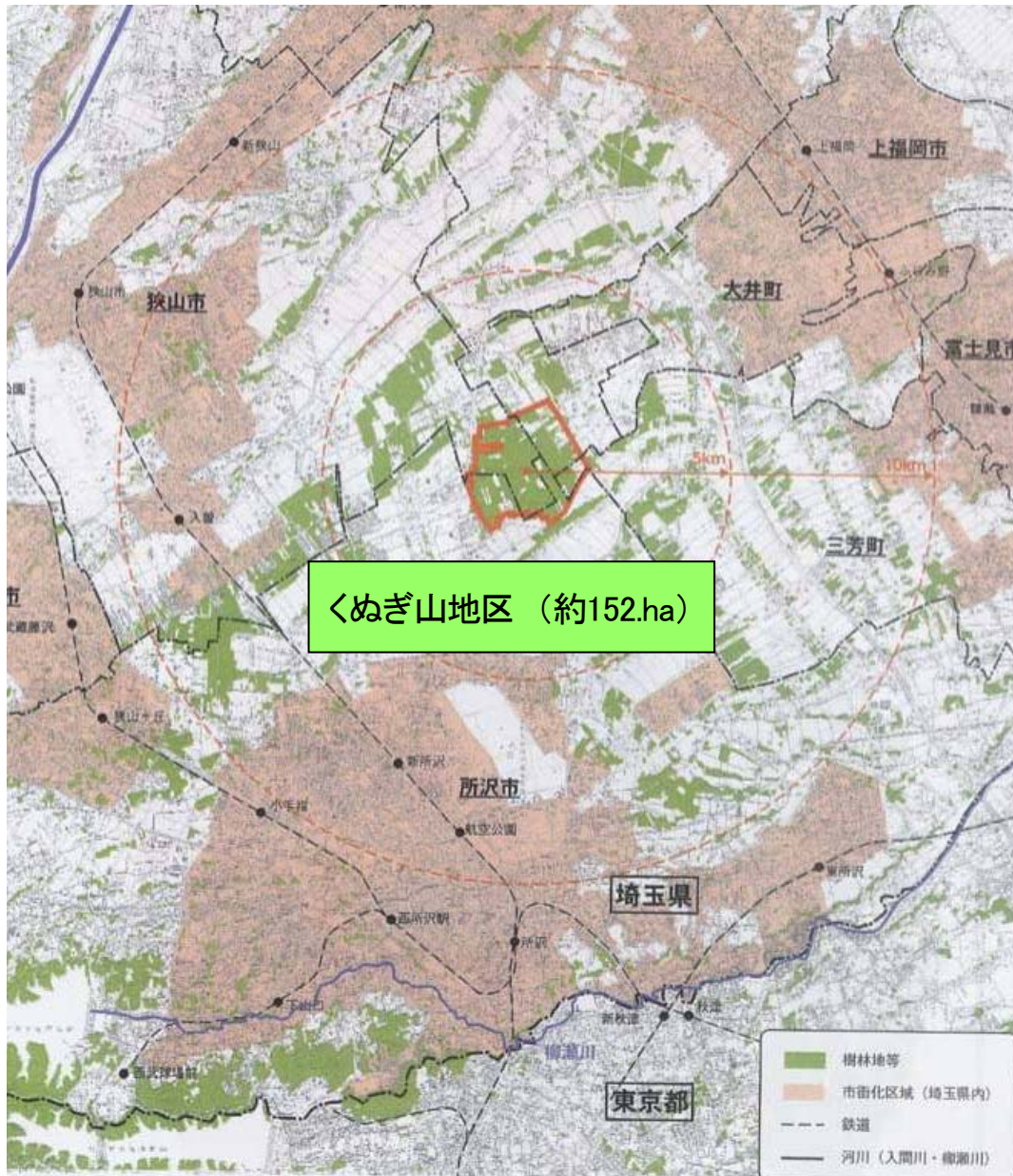
4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

現在までに、産業廃棄物処理場の撤去跡地2箇所(4,960m²)の植生復元、荒廃雑木林8箇所(3.5ha)の整備を実施。

くぬぎ山地区自然再生協議会



空撮写真



樹林地内の様子

やわた
八幡湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数36。

個人(専門家を含む)20、団体10、関係地方公共団体5、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

広島県山東郡北広島町東八幡原の県有地約17.56haの区域。

○自然再生の目標

『命の環 つなげる』をキャッチフレーズに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

①文献資料からの再生目標、②現存植生の視点からの目標植生、③植生遷移の視点からの目標植生を設定。

4 自然再生事業実施計画

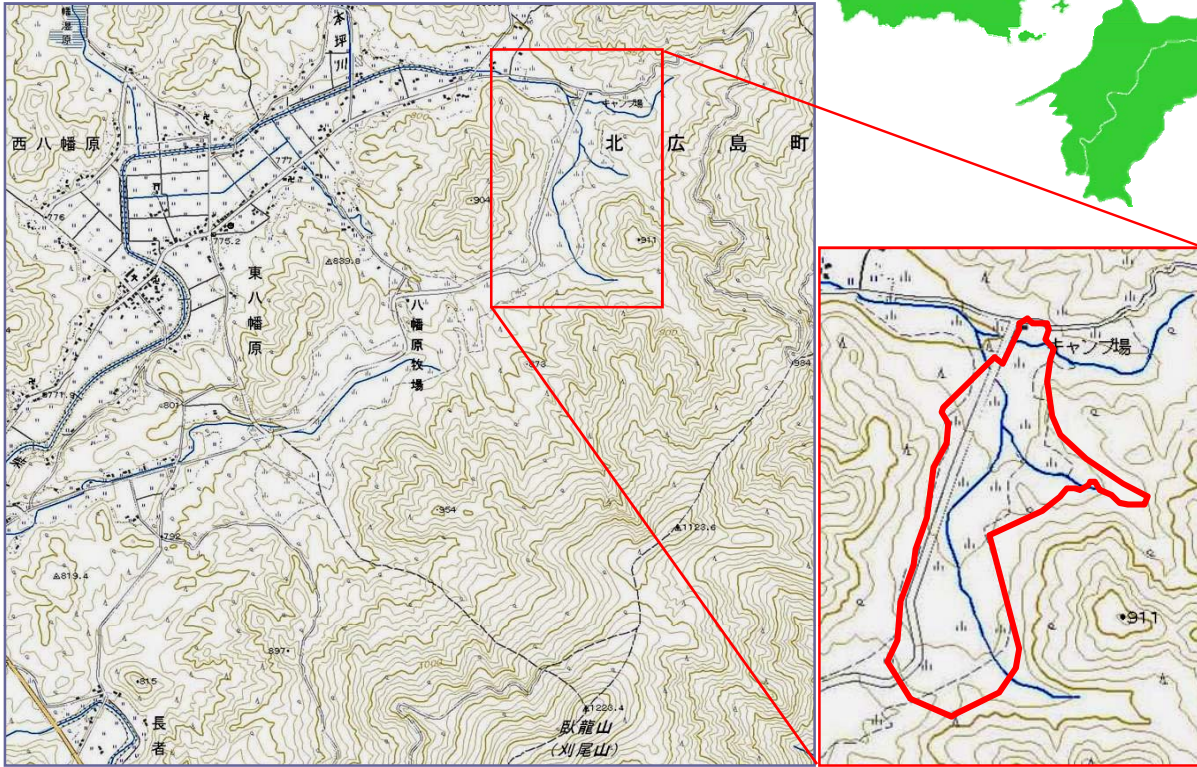
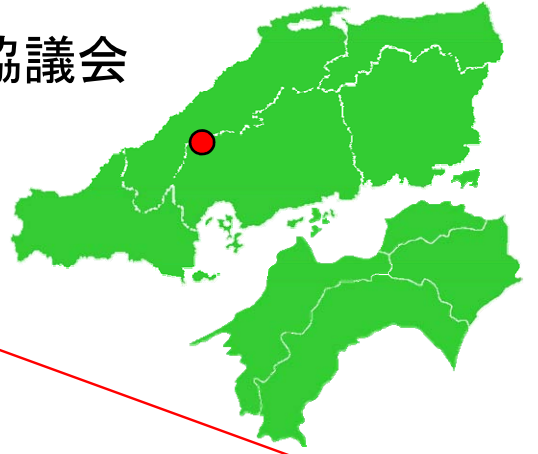
○八幡湿原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者：広島県)

自然再生対象区域17.56haを湿地植生の有無等によって5つにゾーニングし、この中で①コンクリート水路の撤去、②自然形態の河川への整備、③河川の堰上げ、④導水路の整備、⑤立木の伐採等を実施

【進捗状況】

実施計画に基づき、区域内において河川兩岸の「立木の伐採」、「コンクリート水路の撤去」(約500m)、沈砂池1箇所及び取水堰3箇所の設置工事等を実施。

やわた
八幡湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



乾燥化の一因の
コンクリート三面張水路



排水施設や道路建設が原因と思われる
湿原の乾燥化が進行している



周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、湿原環境や
それを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれている

上サロベツ自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年1月に組織化し、現在の構成員数53。

個人(専門家を含む)24、団体19、関係地方公共団体5、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

平成18年2月に作成。

○自然再生の対象区域

主として豊富町内の国立公園である上サロベツ湿原の区域。

○自然再生の目標

優れた自然景観を備え学術的に価値の高いサロベツ湿原の保全と、自然の恵みのなかで営まれる農業との共生を目指す。

①高層湿原の自然再生、②ペンケ沼の自然再生、③泥炭採取跡地の自然再生、④砂丘林帯湖沼群の自然再生に係る目標のほか、農業の振興や地域づくりについても目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画

(平成18年7月作成、実施者：豊富町、サロベツ農事連絡会議及び国土交通省北海道開発局稚内開発建設部)

①農用地と湿原が直接隣接する箇所内、湿原の地下水位に影響を及ぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。②整備する農業用排水路に設置される沈砂地を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

【進捗状況】

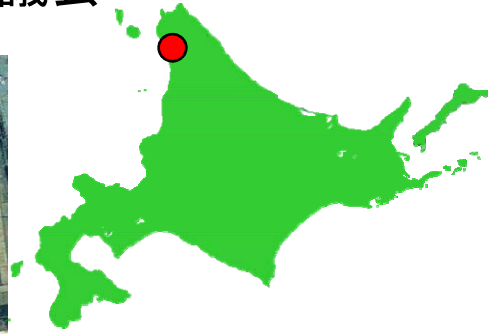
<農林水産省>緩衝帯実証試験施設の設置。

○湿原植生の再生に関する実施計画（環境省において検討中）

【進捗状況】

<環境省>湿原内において、①水抜き水路の堰上げ等による地下水位の低下抑制、②泥炭採取跡地における湿原植生回復に係る調査を検討中。

上サロベツ自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



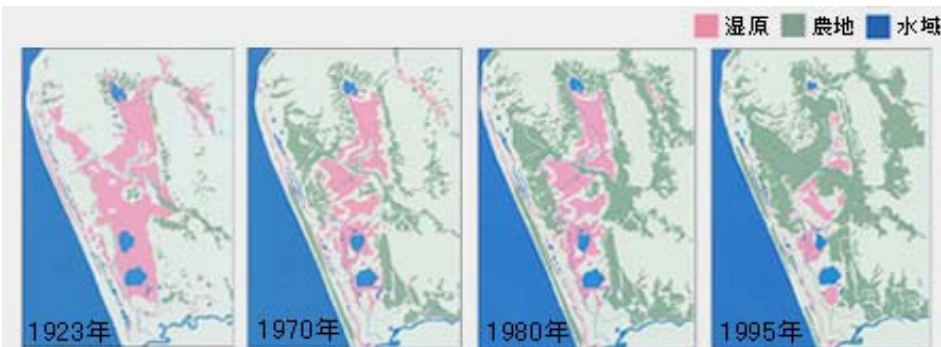
泥炭採掘跡地の開放水面



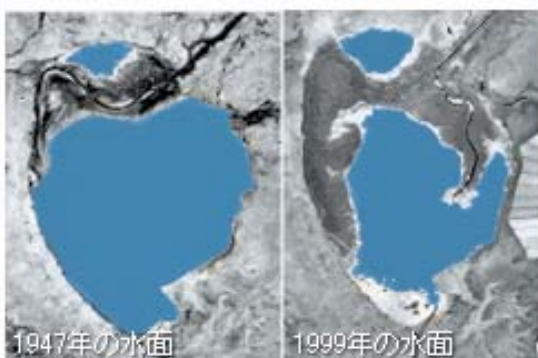
農地の地盤沈下
手前の牧草地が奥の湿原より
1mほど低くなっている



排水路の設置による乾燥化の進行
湿地に隣接する農地での排水不良



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大



ペンケ沼の埋塞
上流からの土砂流入等により水面が約半分に減少

野川第一・第二調整池地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

水環境の再生及び河川生態系の再生

土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年3月に組織化し、現在の構成員数57。

個人(専門家を含む)31、団体17、関係地方公共団体8、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

○自然再生の対象区域

野川第一調整池(1.5ha)、第二調整池(1.7ha)、野川(小金井新橋～二枚橋)。

○自然再生の目標

昭和30年代前半、事業対象地区に存在していた「水のある農の風景」を規範とし、当時の風景が持っていた水を中心とした環境システムの再生を目指す。

①水のある自然環境の再生、②自然のふれあい利用、③市民参加による整備、維持管理の3つを自然再生の方向性とし、この中で8つの個別目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○野川第一・第二調整池地区自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、

実施者：東京都建設局北多摩南部建設事務所)

第一期計画(3年程度)：①野川からの導水、②田んぼ(130m²)、湿地(130m²)、ため池(130m²)等の整備、③植生復元調査区の設定等

第二期計画(2年程度)：①野川における瀬・蛇行等の形成、②湿地の拡大(260m²)による野川から調整池に至る水環境システムの構築等

【進捗状況】

第一調整池の湿地・田んぼ・ため池・水路・野川からの導水施設整備、第二調整池の草地化調査を実施(調査区設置)。

また、植物、昆虫、水生生物、水量、水質等のモニタリング調査を実施。

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会



対象箇所の現況



野川第一調節池

地域の多様な主体が協議会を組織



自然再生の構想づくり

実施計画・モニタリングの検討

維持管理などの役割分担

情報交換



野川第一調節池 (東側)



野川第二調節池



野川 (小金井新橋下流)

かも
蒲生干潟自然再生協議会の取組

1 再生内容

干潟の再生

シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また、底生動物の宝庫である貴重な蒲生干潟の保全・再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年6月に組織化し、現在の構成員数26。

個人(専門家を含む)10、団体9、関係地方公共団体4、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成18年9月に作成。

○自然再生の対象区域

蒲生干潟地区約58ha

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区(48ha)、宮城県所有のため池(4.4ha)、宮城県管理の緩衝緑地(5.4ha)。

○自然再生の目標

渡り鳥の渡来中継地である良好な湿地環境の保全、生態系の劣化防止、現状の改善に資する干潟の適正な利用を図るとともに、環境教育等を通じた自然に接することができる場の創出を目指す。

①多様な生物を育む干潟の保全・復元、②湿地を維持する水循環の再生、③砂浜環境の保全・回復、④環境保全活動・環境教育の推進及び各主体が交流する場の創出の4つの分野別目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

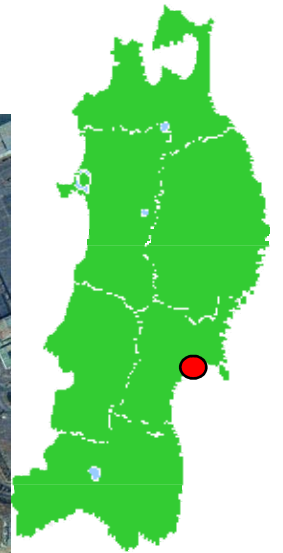
検討中。

【進捗状況】

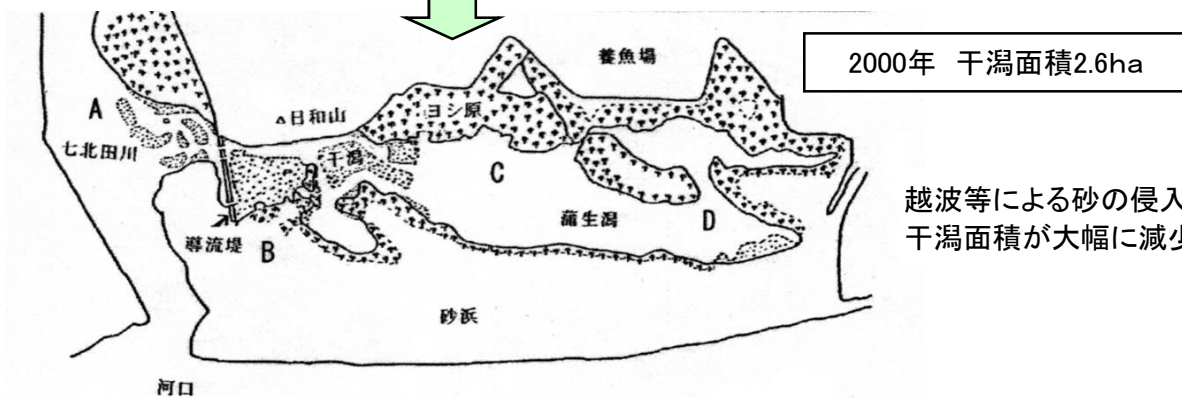
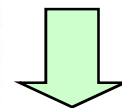
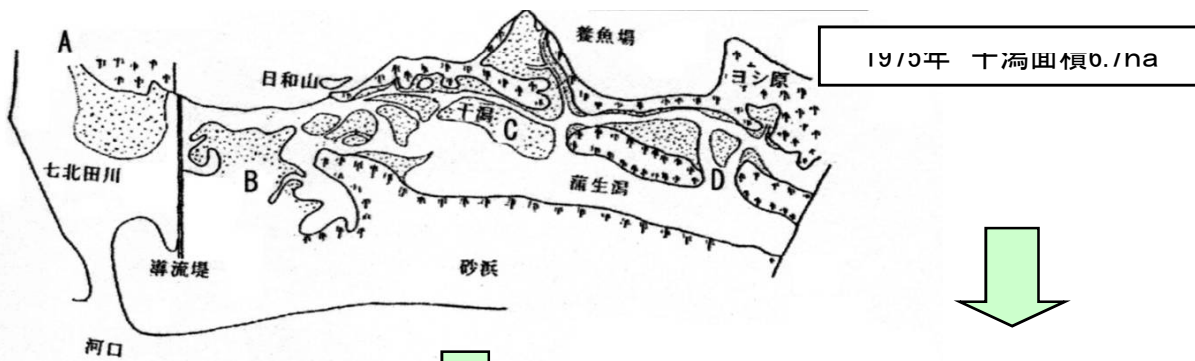
干潟内の水循環の効率化を図るため、老朽化した導流堤水門の清掃等を実施するとともに、大型土嚢による越波防止堤(約100m)、滞筋掘削(約220m)等の試験施工を実施。

また、試験施工を踏まえ、「導流堤の改修、防砂対策・滞筋等の浚渫等」に関する実施計画を検討しているところ。

がもう
蒲生干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域 (全体構想案より)



導流堤の老朽化による砂、海水の流入



濡筋の消失



シギ・チドリ類の個体数の減少

森吉山麓高原自然再生協議会の取組

1 再生内容

森林の再生

かつての草地として開発された森吉山麓高原をブナ林等に再生し、周辺の自然環境とともに保全を行う。

2 自然再生協議会

平成17年7月に組織化し、現在の構成員数20。

個人(専門家を含む)11、団体4、関係地方公共団体2、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

森吉山麓高原(487.7ha)

○自然再生の目標

森林の再生には長い年月がかかるため、短期的(今後30年間)、中期的(50年後)、長期的(100年後)な目標を設定しブナ林等の再生を目指す。

短期的目標：①植栽適地の選定、②周辺森林との連続性をもつ箇所への植林、③林縁部における掻き起こし等の更新補助作業、④植栽木や実生の保育作業

中期的目標：①森林育成の方向性についての検討、②森林環境教育活動等

長期的目標：森林の様々な役割の理解

4 自然再生事業実施計画

○森吉山麓高原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者：秋田県)

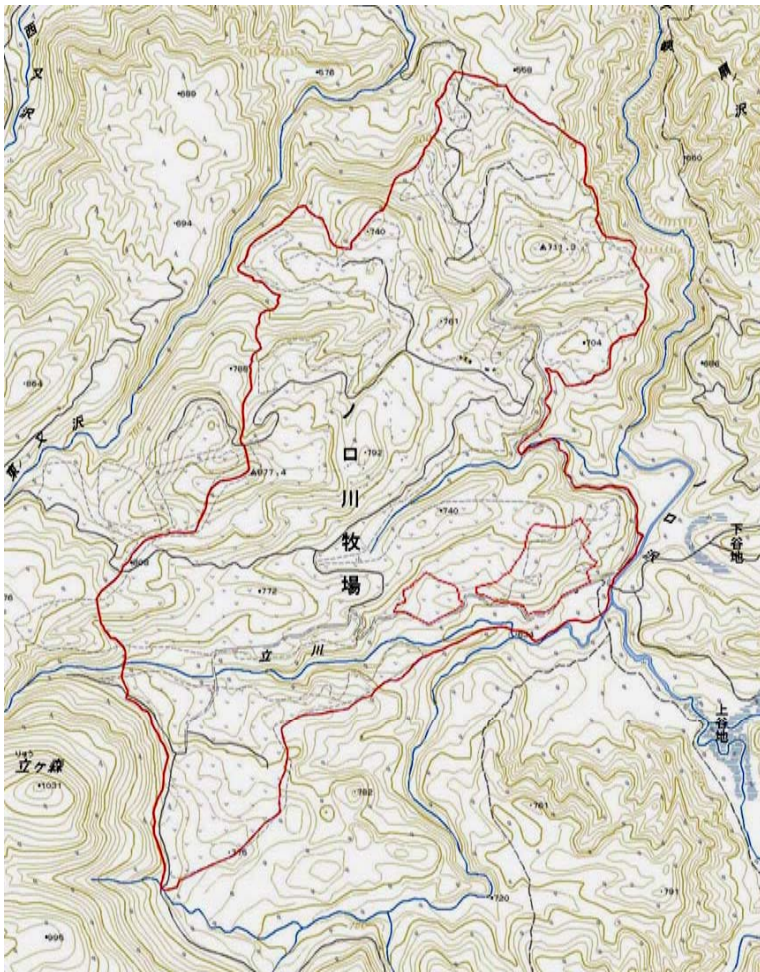
既に二次林へ移行している箇所についてはその推移を見守ることとし、それ以外の草地に対しては、①植栽(111.3ha)、②土壌改良、③天然下種更新補助作業(3.6ha)、④育苗を実施。

【進捗状況】

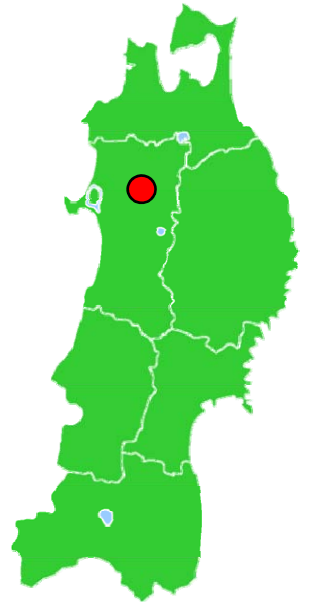
ブナを中心として実生苗(稚幼樹)の採取を行うとともに、島状植栽、列状植栽等の手法による「植栽試験(0.70ha)」を実施。

また、植栽試験地における活着率、生長量等のモニタリング調査を実施。

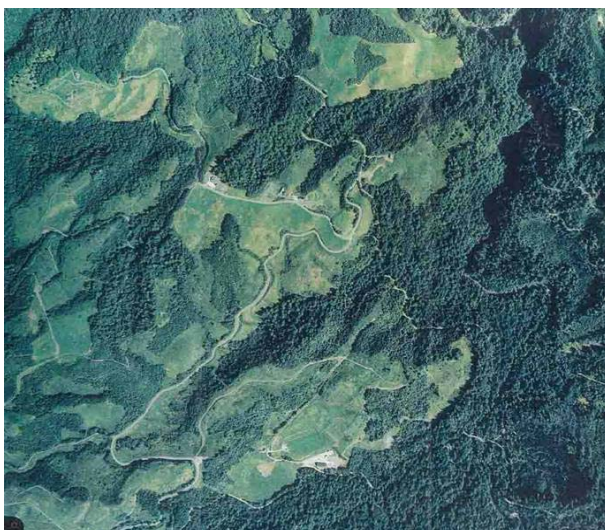
もりよし 森吉山麓高原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



森吉山麓は本州では数少ないクマゲラの繁殖地の一つであるが、生活環境とする森林面積の不足が懸念されている



昭和50年頃から約500haのブナ林が伐採され、牧場造成が実施された



現在では牧場の需要は減少し草原の中に二次林が点在している

竹ヶ島海中公園自然再生協議会の取組

1 再生内容

サンゴ群集の再生

サンゴ群集を中心とした海洋生態系の回復に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年9月に組織化し、現在の構成員数47。

個人(専門家を含む)21、団体14、関係地方公共団体10、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

竹ヶ島海中公園(約10ha)を囲む周辺海域と、海部川、宍喰川及び野根川の3水系の河川流域とその周辺地域。

○自然再生の目標

エダミドリイシ(サンゴ)が健全な状態で生き続けていける豊かな沿岸生態系の回復を目指す。

①エダミドリイシの特性把握、②海中公園周辺の環境改善、③陸域からの環境負荷の軽減、④地域の多様な主体の参加と連携による取組(協働)、⑤海中公園と共生する地域漁業の活性化の5つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

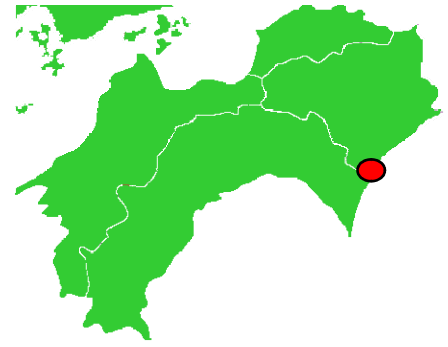
検討中。

【進捗状況】

防波堤の改良による流況改善のため、「既設防波堤の改良方法の検討」を実施。

また、エダミドリイシの特性把握のため、「エダミドリイシ増殖方法の検討」を実施。

竹ヶ島海中公園自然再生協議会



エダミドリイシサンゴ群集

自然再生の対象となる区域(全体構想より)



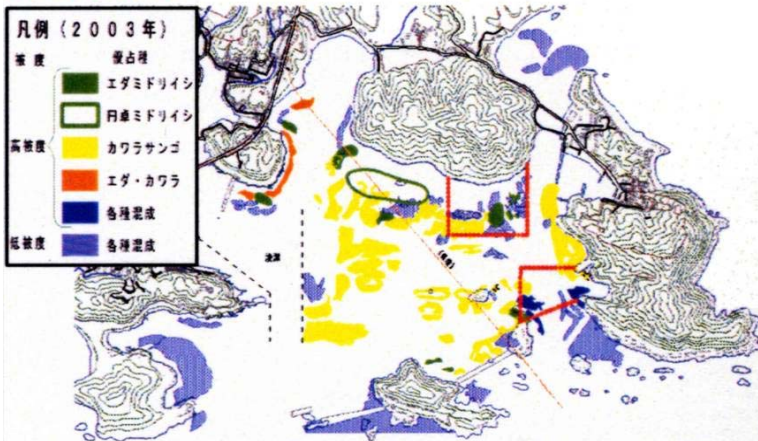
カワラサンゴ

70年代はエダミドリイシ優占区域がほとんどだったが、近年濁りに強いカワラサンゴが優占

凡例:

海中公園地区

2003年



海底に堆積している泥



防波堤整備箇所(赤点線部分)



防波堤

防波堤等の整備により湾内の静穏度が高まった反面、湾内への海水流入量が減少、浮泥等の滞留堆積を招きやすくなった

阿蘇草原再生協議会の取組

1 再生内容

二次的草原の再生

阿蘇の草原の維持、保全及び再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成17年12月に組織化し、現在の構成員数124。

個人(専門家を含む)44、団体64、関係地方公共団体14、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含む。

○自然再生の目標

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐことを目指す。

地域内外の様々な人々の連携と参加により、①美しく豊かな草原の再生、②野草資源でうるおう農畜産業の再生、③草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

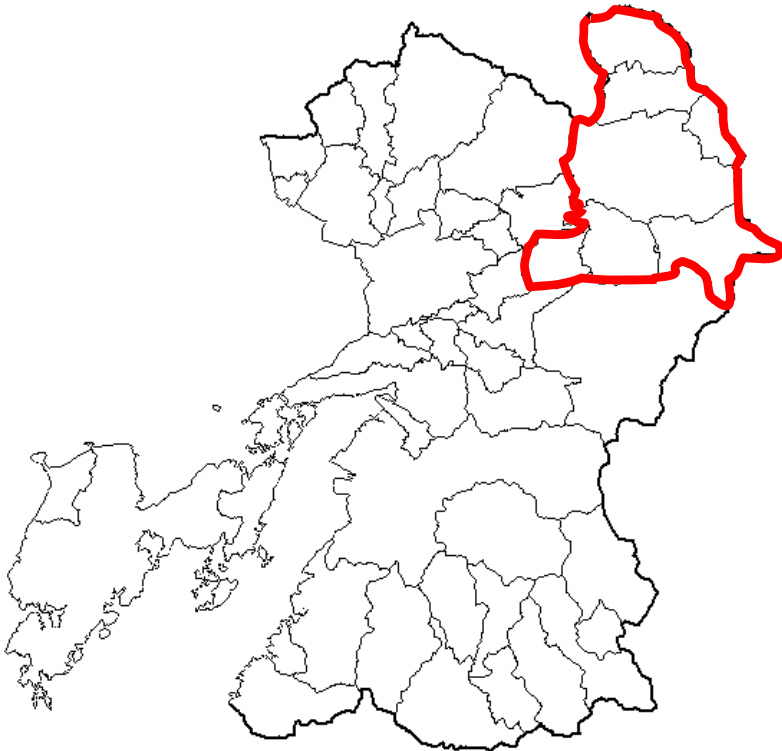
検討中。

【進捗状況】

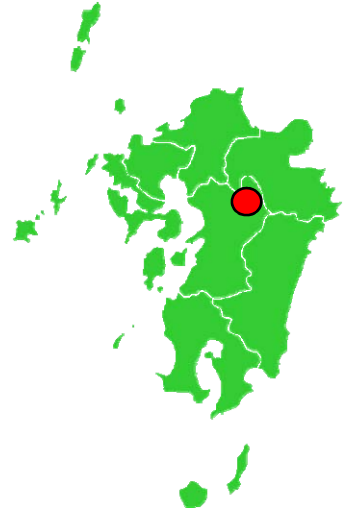
輪地切り(野焼きのための防火帯づくり)省力化のための環境整備として、牛の採食行動を活用した「モーモー輪地切り」や、草原内の「小規模点在樹林地の除去」による輪地延長の短縮などの実証試験を実施。

また、草原内の湿地および周辺環境整備として、「高木化したスギの伐採」による光環境の改善、「湿地への土砂流入防止対策等」を実施。

阿蘇草原再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）

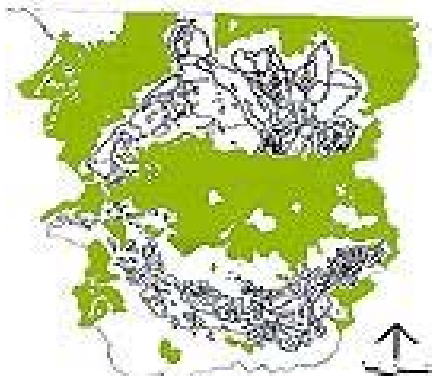


野焼きによる草原の維持

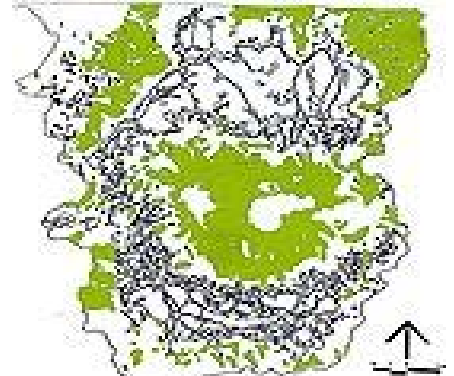
阿蘇の草原面積の変遷
(国土地理院発行地形図より判読)



明治大正期



昭和20年代



現代

草原面積が大幅に減少 ※緑色部分が草原



高齢化等により輪地切り作業等の管理が困難になった
(ボランティアの導入、輪地切りの省力化)



から低木林化しつつある
(火入れによる再草原化)



(絶滅危惧IA類)の生息環境が悪化
(採草管理による生息環境の保全)

石西礁湖自然再生協議会の取組

1 再生内容

サンゴ群集の再生

優れたサンゴ礁の保全に加え、赤土流出などの陸域からの環境負荷の低減等を通じて、サンゴ礁生態系の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成18年2月に組織化し、現在の構成員数94。

個人(専門家を含む)33、団体31、関係地方公共団体23、関係行政機関7

3 自然再生全体構想

平成19年7月に作成。

○自然再生の対象区域

重要な区域(石西礁湖)と関連する区域(石垣島・西表島周辺海域)の両区域。

○自然再生の目標

短期的目標(達成期間10年)と長期的な目標(達成期間30年)を定めてサンゴ礁生態系の再生を目指す。

短期的目標：サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に軽減する。

長期的目標：人と支援との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す。

4 自然再生事業実施計画

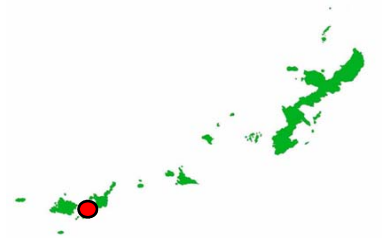
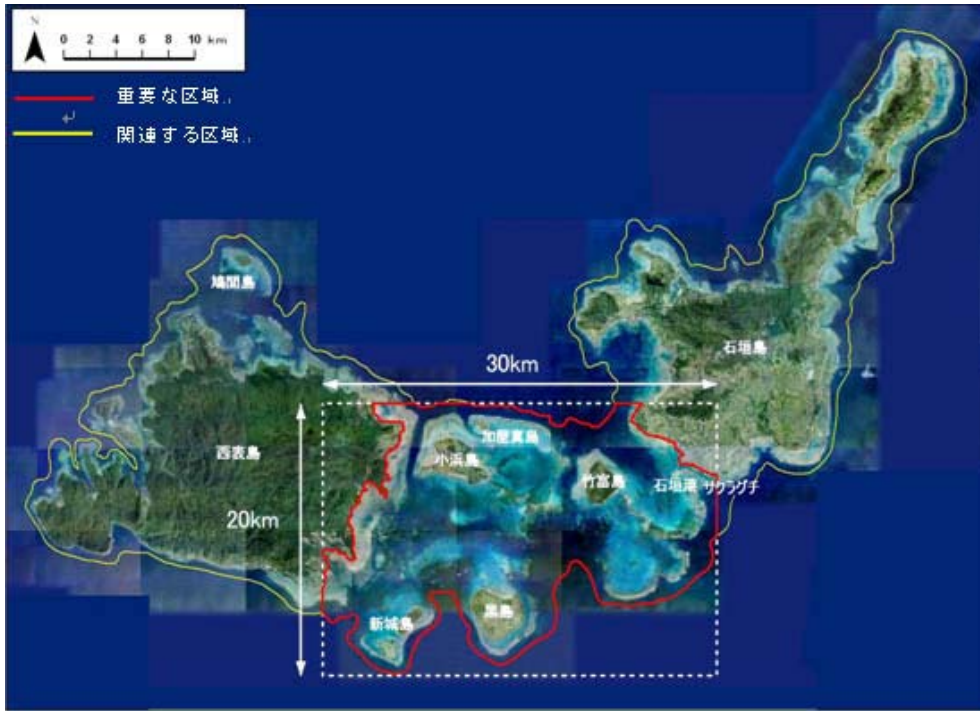
検討中。

【進捗状況】

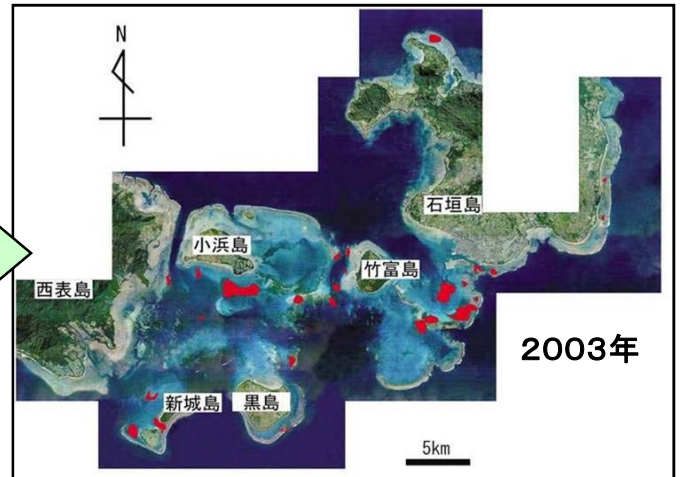
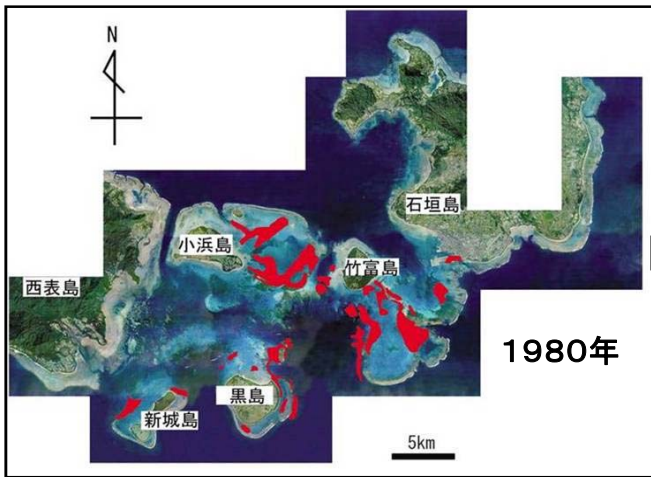
サンゴ群集の修復のため、「幼生定着基盤の設置」を29地点で実施(着床具の設置総個数は約22万个)。

また、「サンゴ群集の攪乱要因等を把握する調査」を実施。

せきせいしょうこ
石西礁湖自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



石西礁湖のサンゴの衰退

※図中の赤地域: 枝状ミドリイシ高被度地



オニヒトデの大量発生による食害



海水温の上昇に起因する白化現象



赤土流出等、陸域からの環境負荷

竜串自然再生協議会の取組

1 再生内容

サンゴ群集の再生

海底に堆積した泥土除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を通じて、サンゴ群集の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成18年9月に組織化し、現在の構成員数71。

個人(専門家を含む)30、団体13、関係地方公共団体23、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

検討中。

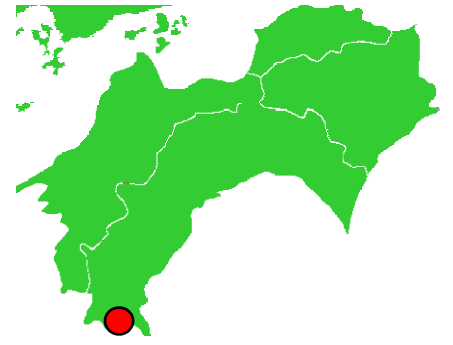
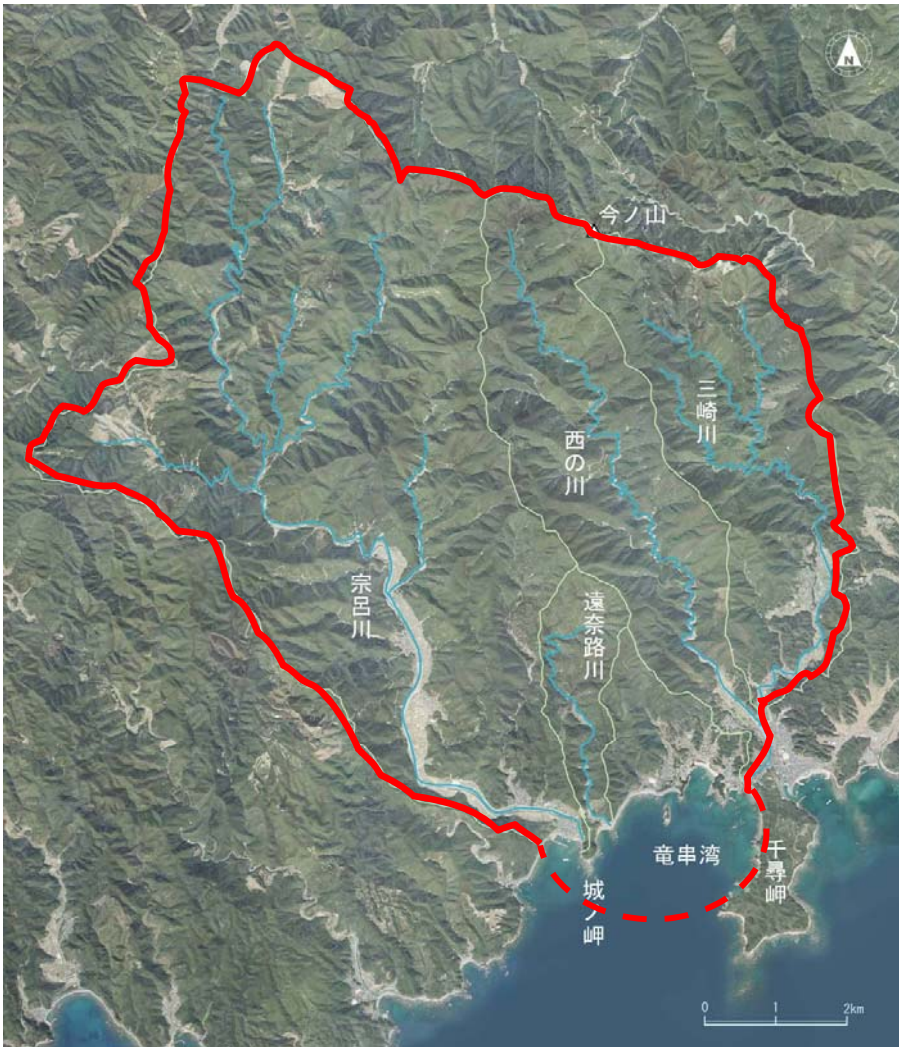
4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

実施計画の作成に向け、泥土堆積の著しい区域において、海底堆積土砂の除去実証試験を実施(約0.9ha)。また、泥土処理後の浮泥量の調査・モニタリングを実施しているところ。

たつくし
竜串自然再生協議会



自然再生の対象となる地域(案)(協議会設置要綱より:約8千ha)



下層植生が発達していない
ヒノキ林地の林床(西の川流域)
(間伐等の森林整備を検討)



植生の回復が見られない崩壊地
(西の川流域)



降雨時の西の川と三崎川の合
流点の状況
(左:西の川、右:三崎川本川)



衰退したサンゴ群集



海底に堆積した泥土
(吸引による泥土の除去を検討)

中海自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖沼環境の保全・再生

島根県と鳥取県の4市1町にまたがる中海地区は、かつては、広大なアマモ場があり、サルボウ貝（赤貝）に代表される豊富な魚介類の生産の場であった。

しかし、湖の富栄養化や開発による湖形状の改変などにより、水質の悪化やアマモ場の消滅、水産資源の減少などが進み、かつての豊潤な自然環境が大きく損なわれている。

このため、戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

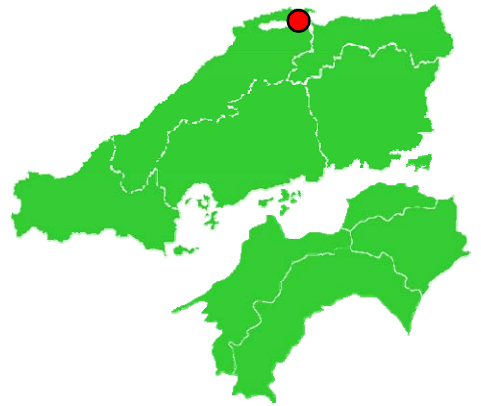
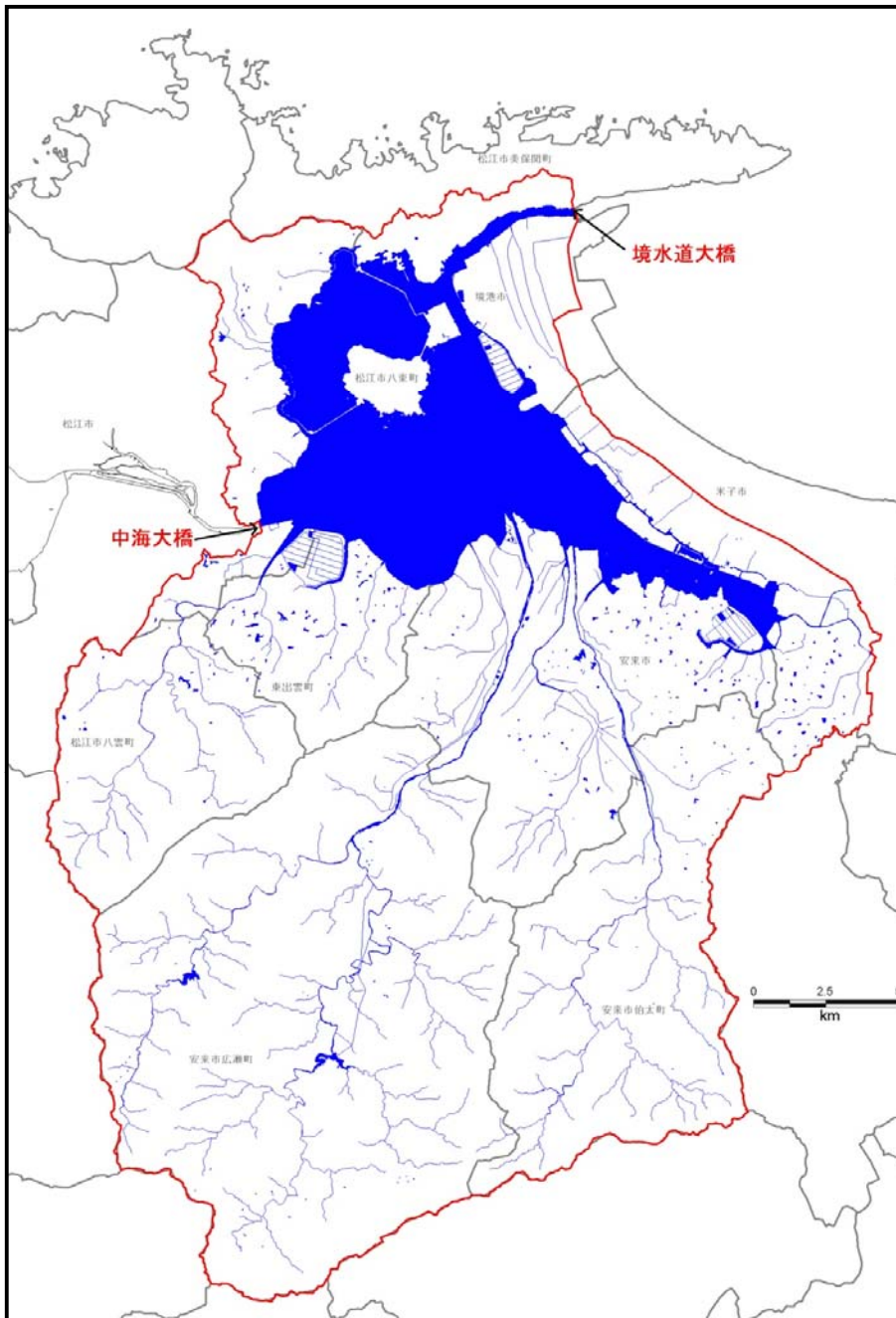
平成19年6月に民間団体「自然再生センター」の呼びかけにより組織化し、現在の構成員数64。

個人(専門家を含む)47、団体4、関係地方公共団体9、関係行政機関4

3 自然再生全体構想

「豊かな漁場・遊べるきれい中海」をめざして、彦名・安部地域における浚渫汚泥処分場の有効活用と水鳥の生息環境の再生、崎津地域でのアマモ場の再生などの具体的目標について検討を行っているところ。

なかうみ
中海自然再生協議会



かつての浅瀬では肥料用の水草採取が盛んだった

自然再生の対象となる地域(案)(協議会規約より)



現在の地形



干拓工事前(昭和22年)の地形